

田のみにて水田はなし、今太田三郎兵衛が知行する所に
して、檢地は寛永二年太田が先祖某がたゞせしを用ゆ
と云、

高札場 村の中央
にあり、

小名 篠のうしろ 駒形 上屋ふち 上の臺 小はけ

年不取川 水原は村内の山々より流れ出るもの合て一流をなす
小流にして川と云べき程のことに非ず、久しく雨降
らざれば水涸て堯堀となる、歲の終には何も水盡て流るゝこ
となき故、年とらずと名づくとなり、二本木村へ達し、流末
は新河岸川へ入、川幅は僅に六尺許なり、山岡明阿が云、道
興准后入間川の歌に、我年波もさかさまにゆけ、とよめる歌
によれば、今川越より小川へゆく道に、小さき流にて年とら
ず川と云あり、則此所にやと云、今按に准后の歌は、水の
下なきことをよめるにて、この川の雨たへて水涸る
ゝによりて名を得しとは、をのづから別なるべし、

陶形明神社 村の鎮守なり、村名に此社號を用ゆれば、分村前
よりの社なる事は論なし、神體は圓石なり、村持
末社 白山權現社 牛頭天王社

坊村 坊村も宮寺郷の内にて、江戸より行程十一里、
民戸三十五、東は中野、矢寺の二村に界ひ、南は高根・富
士山及び二本木の三村に接し、北は二本木村に隣り、
東西四町、南北二町、陸田のみなり、村の巽に六反餘松
及び雜木生茂れる林あり、當村御入國の後、正保の頃まで
も長尾庄右衛門が知行所なりしが、後御料所となりしよ
り今に御代官支配せり、檢地は寛文十二年中川八郎左衛

門たゞせり、
高札場 村の西に
あり、

小名 にい塚 砂久保 田端 瀧海道 小御堂前

大聖寺 高瀧山通照院と號す、新義眞言宗、多磨 不動堂
郡中藤村眞福寺の末なり、本尊地藏、

大子堂持、

金藏寺 本山修驗、笹井觀
音堂配下なり、

中野村 中野村は川越城より坤に當りて四里半を隔つ
爰も宮寺郷の内なり、されば正保の頃までもおしなへ
て宮寺町と號せしなれども、小名は舊く中野と云しなる
べし、堯惠法師が「北國紀行」に、水無月廿八日 年なり、
武藏野の内中野と云所に、平重俊といへるが催に因て、
渺々たる朝露を分入て瞻望するに、何れの草葉の末も只
白雲掛れるを限と思ひて、又中宿りの里へ歸り侍りて、
霧拂ふ道は袖より村消の、草葉に歸る武藏野々原、漸
く日高くさし昇りて、よられたる草の原を凌ぎたるほど
暑さ忍び難く侍りしに、草の上に只泡雪の降るかと思ゆ
るほどに、富士の雪浮びて侍り、
夏しれる空や富士の根草の上の、白雪暑き武藏野々原
堀兼の井近き
そことなく野はあせにけり紫も、堀兼の井の草葉なら

ねど、此は此村なること土人も傳へざれど、堀兼の井近
しなど云を以考ふれば、此地なるべく思はる、されど多
磨郡にも中野村ありて、然も武藏野新田に近ければ彼の
中野なるかは知ず、當村江戸より十一里の行程なり、家
數五十七、四境は東の方萩原及び小ヶ谷戸の二村に界ひ、
西は坊村・二本木村南北に接し、只北の方は大森村に界ひ
し所もあり、都て萩原・小ヶ谷戸・大森の地は犬牙して別
ちかたけれど、大抵東西二町、南北十町程なり、盡く陸
田にして水田なし、ちかきころより村民初夏には茶を製
して江戸へひさぎ、頗る生産の資をなす、土屋家譜に土
屋甚助利常天正十七年駿府に於て東照宮に謁し奉り、二
百石の地を爰にて賜はりしよし、夫より今に至るまで子
孫連綿して甚助知行せり、此餘二本木村地福寺の除地村
内にて賜はりしもの若干あり、檢地の年代詳ならず、
高札場 村の中央
にあり、

小名 清水 橋場 落合 小橋 大道 よしが橋 八

幡山 竹の花 大橋 小御堂 昔此地に小御堂ありし故
村の大御堂に對して唱ふるよ、 繩竹 南の方なり、飛地に
し、猶矢寺村の條井せ見べし、 本村を距ること
十七八町、爰に 民戸三軒あり、

寄木明神社 御朱印社領十石を賜はる神名帳に載たる國渭地
祇神社是なりと、口碑に傳へたれど、させる證

跡はなし、祭神は素盞鳴尊を祀ると云、本社幣殿拜殿等備り
て前に木の鳥居を建、矢寺・萩原・小ヶ谷戸・大森・中野・坊・二本
木等七村の鎮守なり、此邊を宮寺郷と號す 神職 北野村天神
左衛門兼て 司どる、

八幡社 何の頃か此邊より石劔を土中に得しことあり、
因て神體として祀りしなり、長久寺の持、

武塔天神社 祭神詳かならずと云、按に京祇園縁起に素盞鳴
尊と號すあり、然れば祭神は素盞鳴尊なるべし、此地元地
頭土屋氏の先祖住居せし蹟なりといふ、村民の持なり、

長久寺 淨悦山涼光院と號す、新義眞言宗にて多磨郡中藤村眞
福寺末なり、中興の僧を賴喜と云、正徳六年二月十四
日寂す、本 馬鳴堂 賦の守護神なり、神體は馬上の
尊不動、 係なり、例祭は三月十九日なり、

地蔵堂 古此地に小御堂建りしが、廢絶して後
此堂を建しとなり、村内長久寺の持、

龍正院 當山修驗、寺竹村龍
藏院の配下なり、

大森村 大森村も宮寺郷の内なり、河越城より行程五
里にして、西南の方に當れり、江戸より十里の行程なり、
戸數三十六、四境東は小ヶ谷戸村に隣り、南は矢寺・萩原
の二村に接し、西は中野村に及び、北は宮寺新田に界へ
り、東西五町、南北四町に及び、陸田のみにて水田は

なし、農隙には蠶を養ひて餘業とす、村内に大路あり、二本木村より入て藤澤村へ達す、道幅二間に餘れり、當村も元の宮寺村の分村にて、御入國このかた大森某が采地にて、今其子孫大森八郎左衛門知行せり、高札場村の中央

小名 中島 山王塚 榎戸 しんのば しの橋

神明社 勸請の年代詳ならず、神體は木の立像、一村の鎮守なり、村の持なり

清泰寺 宿峯山と號す、新義眞言宗、多摩郡中藤村眞福寺の末裔なり、開山賴榮遷化の年月は傳へざれど、第三世の住僧賢養元和五年十一月十五日寂すといへば、開關の年代も推て知べし、本尊は不動

崇嚴寺 村の東にあり、何の頃廢せしや、元より其寺の由緒等傳へず

○荻原村 荻原村は川越城より坤の方四里を隔つ、江戸より十二里の行程なり、爰も宮寺町の分村にて、則今も宮寺郷に屬せり、家數三十、四境東は矢寺村にして、南は小ヶ谷戸村なり、西は中野村に界ひ、北は大森村に接せり、四方凡五町ほど、陸田のみなり、村内に江戸より青梅への往還係れり、當村慶長十九年伊達庄兵衛へ賜はりしより子孫今に至るまで知行せり、檢地は元祿三年時の地頭糺せしと云、高札場村の中央

小名 小峽 上宿 八幡腰 小林 笠原 梅ノ木ヶ谷 戸 御堂ノ後 的場 柳澤新田

西勝院 宮寺山無量壽寺と號す、新義眞言宗、多摩郡中藤村眞福寺末なり、中興開山智養元和五年十一月十五日寂す、相傳ふ此寺に昔宮寺西勝と云もの住すと、西勝がことは記録なければ知べからず、されど【東鑑】にも正嘉の頃の人に、宮寺藏人政員など云人見えたれば、西勝も彼人の族などにやあけりん、又傳ふ加納下野守と云者住せり、其頃までは當寺矢寺村の内に在しを、下野守が計ひにて、十王堂

○小ヶ谷戸村 小ヶ谷戸村は川越城より坤の方四里半を隔つ、爰も宮寺郷の内なり、江戸より行程前村に同じ、戸數三十二、東は矢寺・麴谷の二村に隣り、南も矢寺村にて、西は中野及び二本木に至り、北は矢寺・荻原の二村に錯れり、東西も南北も共に十町あり、陸田多くして水田は至て少し、村内に青梅への往還係れり、御入國以來一村都て代々太田八十郎が采邑にて、昔は爰に住せしとぞ今も村の中に地頭屋敷跡とて、四段七畝二十五歩の地あり、檢地は寛文五年地頭の繩なりと云、村の北方に段別十四五町の地あり、武藏野新田にて當村の持添なり、檢地は伊奈半左衛門改しと云、爰は御料所にて御代官支配す、高札場村の中央

小名 竹の花 まゝの下 金井澤 並木松 丸山 佐

々山 假曾山 繩竹 鍛冶屋敷 大橋 後まつち

武塔天神社 村の鎮守なり、武塔天神のことは前の中野村武塔社の條に辨せり、當社例祭二月廿五日と定るは、天神と號するに因て北野と混じ、誤て祭日を定めしなるべし、圓乗寺の持

圓乗寺 寺領三石の御朱印を賜へり、新義眞言宗、多摩郡中藤村眞福寺末、壽永山東光院と號す、中興開山を知賢と云、正保三年十一月二十六日寂す、本尊藥 藥師堂 天王 師は坐像にて長一尺、惠心の作なりと云

社 虛明僧正獨鈷松 本堂の前にあり、枝葉盤屈して徑り十にせしと云傳ふ、長谷僧正は時代詳ならず、虛明は其名なるか長谷は宗門の本山なれば、恐らくは虛明爰に住して此松を植、後に僧官に昇りて長谷へ住せしならん、虛空藏堂村民の持

○矢寺村 矢寺村も宮寺郷の内なり、川越城より坤の方四里を隔つ、江戸よりの行程此邊の村々すべて十二里なり、昔此村に大御堂と號して伽藍建りしが、荒廢の後寺號さへ失ひしにより、失寺と呼しを言誤りて矢寺と記し、後遂に村名となりしと土人はいへど、尤覺東なき説なり、家數八十、村の四境東は三ヶ島・麴谷の二村に隣り、南は勝樂寺村に及び、西は小ヶ谷戸村に接し、北は大森村に界へり、東西八町許、南北十五町程、近村おしなべて平衍なり、陸田のみにて水田はなし、古より御料所なり、檢

地は延寶六年、外古新田は享保十八年荻原源八郎繩を入て貢税を定む、此外持添武藏野新田段別四町二段七畝十二歩の地あり、此檢地は明和元年辻源五郎たゞせりと云、又村の北に秣場の原少しくあり、高札場村の中央

小名 觀音前 竹根きは 堀はた 上松原 梅木ヶ谷 戸 天神前 そりま 本宿前 松の木や 比丘尼坂 的場の後 塚場り 其來由詳ならず、堂の脇古の大御

れば此字ありと云、聖天社 小ヶ谷戸村 圓乗寺持、第六天社持、大御堂 本尊彌陀立像長四尺許、相傳ふ昔行基菩薩當國行脚の時、偶此地に宿して彫刻せし像なりと、元の額には大彌堂と題せしとぞ、此如何なる故にや、大なる彌陀の像と云ことか、又は彌陀を尊稱せしか、又古別に小御堂ありて大御堂と並べ稱せしとも云、今荻原村西勝院は往古此堂の地に建しとなり、故に今も此堂は西勝院の持なり、此西勝院往古は最勝王院と云しが、何の頃よりか省略し文字をも書替しと云按に古每國一寺宛最勝王院を造立し紺紙金泥の最勝王經を書寫して納め置しことあり、然るに當國には、これ最勝王院の古迹なりと云こと語りも傳へず、若くは此所ならんと土人

まいへり、姑くそのまゝを記せり、

○**観音堂** 正観音なり、此所村民等が葬地なり、其中に文明二年五月十七日、庚寅明々禪尼と彫し古碑あり、百姓持、

○**麴谷村** 附新田 麴谷村は川越城よりの里程同前なり、村名の起りはさだかに傳へず、此村も元は宮寺町の内に屬せり、元祿の國圖に宮寺麴谷村と載たれば、其頃ははや分村せしことしるべし、此村家數百四軒、四境は東は三ヶ島村に接し、南より西へは矢寺村界を繞り、北は林村に界へり、此村地形三ヶ島村に犬牙して廣狹さだかに辨じがたけれど、大凡をいへば東西十二三町、南北七八町に及べり、此邊おしなべて平地にして、陸田多く水田は至て少し、村内に青梅町より江戸への往還二條係れり、當村御料私領入合にして、私領は澤次郎右衛門知行す、檢地は寛文十二年中川八郎左衛門たゞせり、其餘林畑あり、寶永二年今井九右衛門、寶曆九年青山一左衛門改しと云、此外寶曆八年伊奈半左衛門糺せし反別五十九町六反餘の地あり、武藏野新田にて當村の持添なり、

高札場 村の西にあり、御料の内なり、

小名 小山 高根 中原 内手 寺林 卯の方にあり、古とて、近き頃も厩板碑など土中より得ることありといふ、

若宮八幡宮 村の産神なり、村民持、

山神淺間天王合社 村民持、

○**扇町屋村** 附新田 扇町屋村は村内の神社愛宕の神體、五本骨の扇なる故にかく名づくこと云、河越城より坤の方三里を隔つ、江戸よりは十一里の行程なり、此村は古く分村せしとも見えず、正保の頃までも僅に七十石の小村なり、此所八王子より日光への街道に當りて、傳馬繼立の町なり、其路の次第は二本木村より一里十町を隔て、當所にて繼、夫より二十六町を過て高麗郡根岸村にて繼、又青梅町より川越城下へ通ふ道も二條あり、何れも宿の前後にて日光街道へ係り、此町にて繼立をなすと云、町の間長六町許、道幅八間程、左右に軒を連ぬ、戸數都て九十軒、三八の日毎に市立て穀物など賣鬻ぐ、村の四至東は入間川・藤澤の二村に限り、南も藤澤村の地廻りて、西は小谷田・高倉の二村に及び、北は黒須村に隣れり、東西一里餘、南北二十町許、正保の頃は扇町谷村と書て、朝比奈源六郎が采邑と、愛宕社領八石と入會しが、朝比奈が知行は上地となり、後田安殿の御領となりて今も替らず、檢地は元祿六年近山與左衛門・瀧野十右衛門たゞせり、又巽の方七八町を隔て、段別百十町餘の地あり、扇町屋新田とて本村の持添なり、寶曆八年伊奈半左衛門檢地して、貢數を定めしより今に御料所なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 上 中 下 大水久保 山王塚 古塚 金堀澤

神名久保 本宿 昔は此所に民家軒

霞川 村の北のはづれを流る、川幅八間、此

愛宕權現新田大明神合社 愛宕社領八石を賜はり、則其社領の往還の大道へ係れり、祭神は愛宕權現伊弉册尊大産靈尊なり其像を五本骨の扇に畫けり、又新田大明神は左兵衛佐義興の靈を祀し祀ると云、其神體は馬上にて甲冑を着せし木像なり、社傳に云昔左馬頭基氏南朝の餘黨を滅さんと、當國へ發向の時義興は江戸竹澤に欺かれて、矢口渡に於て討れけるにより、かの主従の首十三級を基氏が許に持來りければ、當所にて實檢を遂其首を埋し所、十三塚とて今も残り、故に義興の靈を當社に配祀すと云々、【太平記】義興自害の條に云、其後水練の者を入れて、左兵衛佐及び自害打死の頭十三を酒にひたして、江戸遠江守・同下野守・竹澤右京亮五百餘騎にて鎌倉の左馬頭をはしける武藏入間川の陣へ馳參、高山入道斜ならざ悦て小侯少輔次郎・松田河村を呼寄て是を見せらるゝに、子細なき兵衛佐殿にてなはしけりと云々、當村は入間川村に隣り、殊に入間川の流に添し村なれば、【太平記】に入間川の陣と書しも符合せり、されば社傳の如く、義興が印を葬りし地なるべけれど、他に明證あるにはあらず、社前に松杉の老樹ありていと古めきたる社なり、例祭は三月廿四日、

末社 高津鳥命社 天王社 稻荷社 神主守屋主水 北野天神神主栗原左衛門が配下なり、

山王社 村内修驗にて足立郡小松原池本院の配下なり、

長泉寺 光福山と號す、寺領十石の御朱印を賜はれり、曹洞宗、大袋村東陽寺の末山、本尊釋迦を安ず、

羅社 觀音堂 千手觀音にて長八寸五分、

十三塚 新田明神社の後に廻りてあり、前に云へる如く、左兵衛佐義興と共に討死せし者の首を爰へ葬りしと云傳ふ、十三とはいへど今は大抵廢して、存するものは纔に四のみ、中にも百姓武兵衛が如の中にあるものは、土民鎌鍬を當て、穿缺ときは必祟ありとて、人恐れあへりといへり、

新編武藏風土記稿卷之百五十九 之終

新編武藏風土記稿卷之百六十

入間郡之五 金子領

○木蓮寺村附新田 木蓮寺村は河越城より西の方五里を隔てり、江戸より行程十二里、下の三ツ木村に至るまで同じ、爰より扇町屋の邊までを金子郷桂庄八瀬里と唱ふ、按に道興准後の詠に、

里人のやせと云名やほりかねの、井に水なきを侘てすむらん、と讀たまへるは此邊のことなるべければ、舊くよりの唱なるべし、村の廣さ東西二町餘、南北三十町、東は岸村に境ひ、南は栗原新田に接し、西は多磨郡今井村に交りし所は界最犬牙したれば、細かには分ち難し、北は高麗郡の村々入會へる秣場に隣る、民戸七十六、水田少く陸田多く、旱損あり、村の南の方に青梅邊より扇町屋へ至れる一條の往來あり、此村名の起りは村内瑞泉院を昔木蓮院とも、木蓮寺とも號せしにより、かく號するならんと云、猶下の彼寺の條見合すべし、御入國の後には御料所にて瑞泉寺領も交れり、寛文八年に深谷喜右衛

門が檢地せしことあり、其後田安殿領知と成しより今も替らず、此外南の方村續きに八町七畝十八歩、武藏野新田あり、是も寛文八年深谷喜右衛門檢地せしと云、此後開墾の處ありしは明和九年久保田十左衛門檢地せり、爰は御料所なり、

高札場村の中程

小名 長原 下久保 榎下 皂莢久保 藪田 比丘尼

久保 峽下

桂川 村の中程を流る、或は霞川ともいへり、多磨郡今井村より峯村に至る、川幅四五間、砂利川なり、

橋 二ヶ所 共に桂川の内野徑の往來に架

赤城明神社 當所の鎮守にて、村内福昌 末社 稻荷社

天王社

御靈明神社 當社は金子十郎家忠の弟金子與市を祭

瑞泉院 御朱印十五石曹洞宗、初め臨濟なりしが後改めしと云、その改めし年歴は詳ならず、甲斐國山梨郡落合村永昌

院の末、金龍山と號す、開山は神皇通龍禪師は中興せしなるべし、夫をいかにと云に、當寺は金子十郎家忠が開基にて、

家忠は建保四年二月十七日卒す、法諱を瑞泉院雄翁道英と云、これ此院號の起りし故なり、さて建保と永正とは中間二百九

十年の星霜をへたり、又寺傳に家忠が妻富山氏建仁元年三月廿三日家忠に先て歿せしとて、その石碑も境内に立り、法諱

を木蓮院或は寺とも、標室奇榜と云、されば當寺始は木蓮寺と號せしを、後に家忠が法諱をもて寺號をも改て、瑞泉院と號するは、通龍禪師中興の時などにや、又按に「讀語集」に菊隱禪師諱瑞潭、字菊隱、嗣法一華云々、開甲之善應、與武之瑞泉兼帶、住持法化大行、大永四年十二月示寂とあり、是によれば當寺をば菊隱禪師開山し、己が師神皇通龍をもて勸請開山とせしは論なし、されど神皇通龍及び菊隱等は、永正、大永の示寂と云は、前にもいへること年代たがへり、又この文によるに、永正、大永の比は、已に院號を改めしことしるべし、又過去帳に金子氏代々の法名卒年もありて、甚明備なれど疑ふべし、金子氏の子孫今松平大膳大夫の家に残りし、則金子十郎左衛門忠義・同六郎左衛門忠行より當寺へ贈りし書を藏せり、其内に金子氏の由來及び此地を草創せしことをのせたれども、此人のことは爰のみに非ず、多磨郡金子村の條に辨じれば、鐘樓 文化年中の銘あり、天満宮 ことにはのせず、鐘樓 取るべきものなし、

○峰村附新田

峰村は木蓮寺村に並べり、村名の起りを尋るに、此所は地形高く、隣郡高麗郡阿須村の方より望めば、山續の内殊に爰は聳て峰の如く見ゆれば、かく唱ふと云、四境東は寺竹村に接し、南は栗原新田及び二本木村に隣り、西は木蓮寺村にて、北は高麗郡四ヶ村入會の秣場及び同郡阿須村に錯れり、東西凡五町、南北三十町、民戸七十餘、陸田多して水田は纔に十分の一に當れり、村の南に一條の街道掛れり、青梅より扇町屋村への往來なり、古此邊を拜島領と唱へ、瀧山城付の村なりし

と云、今村の東南に瀧山街道と唱ふる所あり、昔瀧山城より鉢形城への往來なりし由、今もかく云は其名殘なるべし、此村正保の頃は御領所にて、設樂孫兵衛支配せり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門改定せり、夫より延享四年田安殿領知となり、今も替らず、又本村の東南に續き反別九町九反五畝十七歩の新田あり、爰には民戸なくして本村にて持添なり、寶曆八年伊奈半左衛門檢地せりと云、高札場村の中程

小名 宮前 木蓮寺村内、赤城明神の前故かく唱る

島 此名につきては村老の傳へもあれど、彌太郎

内田 五反田

桂川 村の中央を流る、木蓮寺村より

土橋 桂川に架す、長六間外に假り橋二ヶ

雷電社 泉藏院の持、

愛宕社 同寺の持、

泉藏院 御朱印二石、新義眞言宗、多磨郡鹽船村鹽船寺の末、

寂す、本尊は 藏王權現社

地藏堂 村民の持

舊家者與五兵衛 村の名主なり、氏は加藤なれども金子氏の末裔なりと云、昔時構内にて井を掘しに、三浦之隱臣元龜二辛未二月八日、加藤佐十郎政胤、法名道清、傍に佐太郎政次と彫たる碑を得たり、加藤氏を彫たれば爰の祖先の人なるべければ、舊家なることは知べし、

○寺竹村 附新田 寺竹村は河越城より西南五里を隔てり、金子郷桂庄ひめじの里に屬せりと、此ひめじの里といへるは他の村に聞えざる所なり、恐くは傳への誤あるべし、村の四境東は三ツ木・下谷ヶ貫の二村に境ひ、南は二本木村及び栗原新田に接し、西は峰村に及び、北は小流を限り、高麗郡阿須村に界へり、村の廣さ東西六町許、南北廿二町に餘れり、民戸八十餘、陸田多くして水田は纔に十分の一に當れり、又山畑少しくありて、爰には老松及び雜木生茂り、村内一條の道あり、青梅村より扇町屋への往來なれば、則青梅街道と唱へり、外に瀧山古海道と稱する往還あり、峰村より入て高麗郡阿須村へ達せり、當村御入國の後正保の頃は御料所にて、檢地は寛文八年深谷喜右衛門・寶永二年設樂孫兵衛等改定せり、後延享四年田安殿領知と成しより今も替らず、此外南方十町許を隔て、反別四十六町餘の新田あり、木村持添にて寺竹

新田と稱し、民戸なく、寶曆八年伊奈半左衛門檢地せし後御料所なり、

高札場 村の中央

小名 日向 樽の口 西海道 打越

桂川 西方峯村より流れ入り、東方三ツ木村へ沃ぐ、川幅三間、此川の中に土橋二ヶ所架せり、長さ何れも五六間なり、

白髭社 東方三ツ木村の境山の中腹にあり、古は境の明神と稱せり、神領十石の御朱印を賜へり、本地は十一面觀音にて慶長十一年と彫たり、徑一尺許なる圓き木の中に安ず、銅佛にて長三寸、當村及び三ツ木・峯三村の鎮守なり、按に當社の由來記に、人皇五十代桓武天皇八代後胤、金子武藏守平

行長、依勅命武藏兩州爲武士、棟梁下向關東、武州金子邑築城郭云々、後百餘年經て金子十郎家忠、武運長久の爲に境明神を鬼門に築き、四百五年の星霜を経て、元龜三年に至るとあり、元龜より四百五年をさかのばれば、六條天皇御宇仁安三年に至れば、此頃始めて勸請せしにや、是も外に據はなれど、兎角に古き社 末社 三社權現社 愛宕社 淺間社 天神社 稻荷社 別當 龍藏院 配下 金明山と號す、本尊不動長三尺二寸、春日の作、 什寶 太刀二腰 金子十郎家忠所持 辨

高養寺 曹洞宗、郡中本蓮寺瑞泉院の末、龍嶽山と號す、寺號は開基の法諱を用ひ、開山天室德源永祿元年六月廿二日示寂、開基金子統後守家定天正十五年八月廿二日卒す、法名高養寺殿月峯常圓居士と傳ふれば、草創の年歴は推て知べ

し、慶安年中寺領十一石の御朱印を賜しより、連綿して今に至れり、本尊地藏長一尺二寸、運慶の作、白山社子の權現社 觀音堂

○三木村 附新田 三ツ木村は金子郷桂庄に屬し、領名は傳へず、八瀬里と稱せり、四境東は上谷ヶ貫村に接し、南は寺竹・桑原の新田に隣り、西は寺竹村に續き、北は峰の中央を界として高麗郡阿須村に及び、陸田のみにて水田はなし、村の南端に青梅より扇町屋への往來あり、民戸廿餘、御入國の後正保の頃は御料私領入雜り、御料は御代官設樂孫兵衛なり、私領は高林與左衛門采邑たりしことはものに見えたり、後御料所は延享四年田安殿領知に賜はり、私領は高林が子孫又十郎知行せり、外に農民の居村より八町許を隔て、四町餘の新田あり、木村持添にて檢地前に同じ、

高札場二ヶ所 田安殿領知の方は村の西にあり、私領は中央にあり、

小名 笹原 さぎ田 江古田 關場 清水田 前久 保 馬頭下 佛堂 内久保 行人塚 御伊勢臺 法師久保

桂川 中央を流る、寺竹村より入り、上谷ヶ貫村へ通ず、川幅三間許、砂利川なり、

觀音寺 新義眞言宗、多磨郡鹽船村鹽 辨天社 地藏堂 船寺の末、龍池山と號す、

馬頭觀音堂 村民の持

○上谷ヶ貫村 附新田 上谷ヶ貫村は江戸より行程十一里、小谷田郷金子領桂庄に屬せり、四境東は下谷ヶ貫村に隣り、南は二本木村に接し、西は寺竹・三ツ木の新田及び三ツ木村に交れり、北は山峯を限りとして高麗郡阿須村に界へり、東西四町、南北へ十八町、陸田のみにて水田なし、民戸六十餘、村内に青梅より扇町屋への往來あり、當村は開發の年歴は詳ならず、慶長十四年大久保源三郎忠知・同姓甚右衛門尉長重共に武州谷ヶ貫村・二宮村に於て領地を給ひし由、其家の譜に見えたり、二宮は多磨郡二宮村にて、谷ヶ貫は爰のことなり、正保中のものにも、大久保市十郎・大久保甚右衛門知行なりしこと見えたれば、此頃より正保年中迄は大久保氏の領地なること知べし、上下の二村に分ちし年歴も定かならざれど、正保中のものには正しく一村に記し、元祿中のものには上下の二村を記したれば、元祿の前に分ちしことは論なかるべし、延享四年上村の方大久保市十郎の知行は上りて田安殿の領知となり、下の分は元如く大久保甚右衛門知行にて、今も子孫兵庫知行せり、此外村の南に寶曆八年伊奈半左衛門檢知せる十七町餘の新田あり、民家はなし、爰は御料所にて本村の持添なり、

高札場 村の西にあり

小名 澤田 茶の木畑 榎戸 諏訪林 登戸 合原道
塚の腰 久保 杉の木 をさ畑 外野 稲塚 丸山
小みろく 大みろく 内山 いちご澤

桂川 村の中央を流る、三ツ木村より入、下
谷ヶ貫村へ通ず、川幅三間ばかり

八幡社 村の鎮守にて、
西光院の持、 末社 天神社 山神社 諏訪社

稻荷社 天王社 愛宕社 大日堂

西光院 新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺の末、八幡山薬師寺
と號す、開山賢覺元和五年示寂すと云、本尊不動を安、
薬師堂

○下谷ヶ貫村 附新田

下谷ヶ貫村は桂庄に屬し、八瀬里な
り、江戸より行程十二里、村の四境東は花ノ木村にて、
南は二本木村に境ひ、西は上谷ヶ貫村に及び、北は山丘
の峰を限て高麗郡岩澤村に隣り、東西六七町、南北十七
八町、陸田のみにて水田はなし、北方に七町餘、地頭の
松林あり、民戸五十餘、村内一條の往來あり、青梅街道
なり、領主の姓名等前村の條に辨せり、爰も本村の南方
地續きに武藏野新開の新田あり、四十五町餘、元より民
家はなく本村の持添にて、寶曆八年伊奈半左衛門檢地し、
今に御料所なり、

高札場 村の中央にあり

小名 ぢやうかひ塚 澤田 古川上 あくはら原 は
やみち場 馬のり場 榎戸 櫻木

霞川 桂川の名にて當村にてはかく唱へり、上
谷ヶ貫村より流れ入り、花の木村へ沃ぐ、

塚 青梅道の邊にあり、僅な
る塚にて來由詳ならず、

神明社 村内光圓
寺の持

愛宕社

山王社

稻荷社 以上三社も前
稻荷社と同寺の持

光圓寺 新義眞言宗、西光院と同末なり、愛宕山地蔵院と號す、
開山賢性正徳二年九月示寂、本尊は大日を安せり、

天神社 地蔵堂

小田谷屋舖 西方にあり、平地にして六七反許、此地は地
頭大久保氏の先祖の居りしところなりと云、

○花木村 附新田

花木村は金子郷桂庄八瀬里に屬せり、按
に郡内新堀村金山權現の神體に、武州高麗郡葛ノ郷花木
宮、天正七年己卯、九月吉日妙泉坊とあり、葛下の一字
讀得されど、今此村名を花ノ木と云庄名を桂と云、且高
麗郡にも接界せし所なれば、花木と云しは爰のことにて、
彼の宮も元は爰に有しや、按に【小田原役帳】花の木某寄

子給三百八十壹貫六百文、金子郷とありて、國郡の名をの
せず、恐らくは某この花木村の人にて、在名をなのり寄
子給は、則此金子郷の内にて賜はりしか、姑く疑を記し
て識者をまつ、江戸より行程十二里、四境東は中野村に
隣り、南は二本木村・栗原新田に交り、西は下谷ヶ貫村に
及び、北は山丘の峰を限て高麗郡阿須村に境へり、東西
三町、南北十四町餘、陸田のみにて水田はなし、民戸二
十餘、村の北に四町餘の御林あり、御入國の後正保の頃
は御料私領入會にて、御料は設樂權兵衛支配し、私領は
樋口又兵衛・須田次郎太郎知行せしが、其間元祿五年御代
官依田五兵衛檢地す、其後樋口が領所は上りて御料とな
り、今も御料所と須田次郎太郎の系邑交れり、又本村の
南十五町を隔て、段別二町餘の新田あり、寶曆八年伊奈
半左衛門檢地す、御料所にて民家なし、
高札場 村の東にあり

小名 狸川 根田 稻荷前 袖畑 西袋 そつ川

桂川 下谷ヶ貫村より入中神村へ
沃ぐ、川幅五間ばかり

山神社 當村の鎮
守なり、

地蔵堂

○中神村 附新田

中神村は金子郷桂庄八瀬里に屬す、江戸

より行程十二里、村名の起りは村内三輪明神の社傳に載
せられたる覺東なきことなり、猶其條を見るべし、村の四境
東は根岸・新久の二村に接し、南は二本木及び中野村に隣
り、西は花の木・下谷ヶ貫の二村にて、北は溝を限りて高
麗郡佛子村に境へり、東西四町、南北五町、北方に松杉
生茂れる地頭持の林あり、反別四町許、陸田多く水田は
少し、民戸五十餘、村内に青梅より河越城下への往來あ
り、正保の頃は神保三郎兵衛知行せし由ものに見えたり、
檢地は延寶四年時の地頭糺せり、夫より引續き今も子孫
神保八郎知行せり、外に居村より五町を隔て、武藏野開
の新田十一町餘あり、寶曆八年伊奈半左衛門檢地せり、
高札場 村の中央にあり

小名 大門 そつ川 榎戸 山王塚 櫛久保 日光畑

道神山 關葉 かつしろ

桂川 村の中央を流る、花の木村より入り
根岸村へ沃げり、川幅四間許り、

三輪明神社 新久・根岸・中神三村の惣鎮守なり、往古は琵琶明
神と唱へしが、萬治年中吉田家より命じて、今の

如く改めし由、その所以はしらず、神司の説に當社は宇賀彦・
宇賀姫の二神を合殿とし、琵琶明神とはいへりと、縁起に往昔
者翁婆當に此地に來り、相共に琵琶を彈ぜしかば、村民共に
是を國津神と呼べり、因て此村名を得たる由、又朱雀院の御
宇承平六年鎮守府將軍秀郷、田獵の折から此地を過り、琵琶
の音を聞、その所に至て見れば白髮の翁なり、秀郷怪みて問

ひしに、吾等は字賀彦・字賀姫なり、豐熟を祈り民の安堵を護れるなりと云ひし故、秀郷新に此一字を建立せりと云り、此社傳は取べき事に非れども、姑く其傳るまゝを記せり、神職枝久保近江慶安の頃より世々神職たりと云。

愛宕社 村内豊泉寺の持

豊泉寺 曹洞宗、木蓮寺村瑞泉院の末、松籠山と號す、本尊虚空藏を安置す、開山本室和尚文祿元年六月二十二日示寂、開基豊泉左近將監天正三年九月十二日卒す、法名豊泉院名山大譽居士の碑當寺にあり、寺の名は是より起りしなるべし、左近將監の事は小谷田村 衆寮 白山社

○小谷田村 附新田 土人當村を根岸小谷田と號し、近村小谷田を直に小谷田と稱す、

田村は河越城の未の方四里に當れり、以上の村々大略同じ、桂庄八瀬里と稱せり、江戸より行程十二里、東西二町許、南北十五六町、東は新久村、南は二本木村、西は中神村にて、北も中神・新久の二村に接せり、家數四十餘、水田はなく陸田のみなり、村の南方に東より西へ貫て一條の往來あり、青梅邊より扇町屋へ至るの街道なり、元は御料所にて、檢地は寛永十二年御代官市川孫右衛門改めし由、何の頃か田安殿領知となりて今も替らず、南方十二町を隔て十町餘の新田あり、根岸小谷田新田と云、檢地は伊奈半左衛門糺せり、本村の持添にて爰は御料なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 しゃくじが谷 富士塚 榎戸 川北

霞川 村の中央を流る、則前村の條に見えたる桂川なり、中神村より入新久村へ沃ぐ、川幅八間砂利川なり、

稻荷社 當社及び中神村三輪明神を村内の鎮守とせり、

山王社

愛宕社 以上三社共に村持なり、

地藏堂 是も村持

舊家者七兵衛 豊泉氏なり、先祖は小田原北條に仕へ、後浪人著せしや、その所以はしらず、中神村豊泉寺を開基せし事は其村の條に辨せり、

○小谷田村 附新田 小谷田村は河越城より西南の方三里を隔つ、桂庄八瀬里に屬せり、江戸より行程十一里餘、以下高倉村までほど同じ、村の四境東は扇町屋・藤澤の二村に隣り、南は二本木村及び天森村に接し、西は新久村にて、北は入間川を限りて高麗郡佛子・篠井の二村に境へり、東西二十町、南北三十町、民戸百二十餘、村の南に青梅街道あり、扇町屋へ達す、同じ邊に八王子より日光山への往還あり、當村は天正十八年五味金右衛門豊直八歳にして此地を賜ひ、正保の頃も五味備前守の知りしこ

ともに見えたり、檢地は寛文十三年地頭五味氏改めり子孫相續て知行せしが、其後寶永二年五味某早世して嗣なく、家絶へしかば此知行は公へ沒收せられ、夫より御料となりしが同四年村内を裂て長野佐衛門・神田久米之丞の二人に賜はり、其餘は御料なりしを是も延享四年田安殿の領地となり今も替らず、外に古新田と稱する所及び武藏野の新田あり、共に本村の持添にて御料所なり、

高札場 三ヶ所 三給共に村の中央にあり、
小名 下村 本村 牛澤 はち坂 瀧坂 谷淵 行山
坂東山 駒ヶ澤 福仙塚 森久保 源氏峰 大日向
金子坂 西北にあり、金子十郎の住し所故名とせりと、此坂に有る石を燧に用れば、火災の患なしと土人いへり、
桂川 新久村より入高倉扇町屋に沃ぐ、川幅八間、土人霞川ともいへり、

入間川 北方を流る砂利川なり、川幅六十間より八十間に至れり、北川の岸牛澤と云所より、龍の骨出ると云よりさまさまの話を附會したれど、無稽の談なればとらず、
清水 小名牛澤にあり、相傳ふ金子十郎家忠戦ひ勞れ此所に來、湯に堪兼水を求めしに水なかりければ、刀を抜て土中に突立し時、そのまゝ湧出しより今に潤れず、されば十郎清水と稱せり、

林三ヶ所 一は村西田安殿の領地にあり、一は反別四丁許、是も西方にて長野某の知行にあり、一は北方にて反別

二丁許、神田某の知行なり、三所共に松林なり、

氷川社 村の鎮守にて、東光院の持、

大般若宮 祭神十六善神を安す、同寺の持、

稻荷社 三字 村内藥王寺東光寺の持なり、

澤權現社 村内修驗、明澤權現社王寺の持、

愛宕社 東光寺の持、

東光寺 新義眞言宗、多磨郡大久野村西福寺の末、清榮山迦照院と號す、開山印融永正六年八月十五日示寂す、開基は瀧澤・増田・吉田・桑田の四人にて、今も四家共に村内に連綿せり、本尊不動を安す、鐘樓 銘文左の

武州高麗郡小谷田村

法榮山東光寺鐘銘并序

釋典中稱三時節因緣、蓋因緣必以三時節而熟、時節還依三因緣而到、若會三時節、則無事不成、苟無三因緣、則無事可成矣、東光寺者、東武山阿之形勝、瑜珈修緣之道場也、山中久欠三鳴鐘、無常報昏曉、寺主僧頼榮每嗟焉、然道人素貧、力不能辨之、空送三歲月、今茲延寶甲寅秋、五味氏豐直公之參佐諸吏、爲先君朝散太夫兼備州太守、追徵各捨貲貲、力命冶工、

造銅鐘一口、欲必置之東光寺、豈非會時節乎、所以遠寄之東海者、此地迺太守之本邑也、寺迺致護持之壇場也、豈非有因緣乎、何止一世之因緣、時節乎、當知太守之與諸吏宿締善因緣、今會好時節、而作大因緣、又後以此大因緣、將來亦當共稟大果報、是迺時節因緣之大者也、太守諱豐直、姓藤原氏山内、近世有故改爲五味氏、太守幼而失所天、以先氏累葉有戰功、甫八歲而賜小谷田村爲食邑、自妙年奉仕幕府、夙夜在公、暨至壯強、識量遠邁而有達練政務之聲譽、以故掌聽山和、河泉攝五畿江丹二州民間獄訟、教化正整、治聲盈街、縣緊增秩、賜邑者若干、雖然小谷田邑如故、今至令嗣豐旨公、亦相襲無換焉、以去萬治庚子秋八月初九、嬰疾終于洛陽第宅、屬日洪鐘新出、型而老佐衆吏共需余蕪詞、固辭不免、迺爲之銘、其詞曰、

銘文、
略之、

延寶甲寅秋八吉辰
大日堂 山王堂
藥師堂 新義眞言宗、村内東光寺門徒、養林山と號、本尊藥師、
不動堂 本尊不動は立像にて、長四尺許、智證大師の作なり、相傳ふ金子十郎家忠の守本尊にて、家忠戰場にのぞみ

て敵に圍れし時、此不動を念じければ、敵自ら裏崩して圍解け、危き所を免かれぬ、去れば家忠益信仰の思をなし、武運擁護の佛とす、今に毎年二月廿八日は參詣の人殊に群がれりと云、別當威徳山明王寺は本山修驗、高麗郡篠井村觀音堂の配下なり

屋敷跡 村の西にあり、三反許、相傳ふ
て五味氏の先祖住せし所と云、

○新久村 附新田 新久村は河越城より西南なり、小谷田郷桂庄に屬し、八瀬里と稱せり、四境東は小谷田村に隣り、南は二本木村に續き、西は根岸村に及び、北は山丘の峰を限て高麗郡佛子村に墾へり、東西へ七八丁、南北十四丁に餘れり、陸田多して水田は纔に十分の一なり、民戸八十八軒、村の東西を貫き一條の往來あり、青梅道と云、此村舊きことは傳へず、正保の頃のものには市川太左衛門の知る所と記せり、元祿中時の地頭市川某檢地し、夫より引續き今も子孫瀬兵衛の采邑なり、外に武藏野古新田あり、爰は御料所にて寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、又別に新久新田と云あり、本村より南方十丁許を隔てり、段別十丁餘、是は元より古新田の後に開けし地にて、寶曆八年伊奈半左衛門檢地し、今に御料所なり、二所の新田共に本村の持添なり、

高札場 村の中央にあり、

小名 清水 中原 大久保 上戸 金山 榎戸 櫻木
十文字原 池端 中道 富塚 山の神下 重殿山
子の神 阿彌陀の前 爰に阿彌陀をえりたる三尺餘の古碑、元より碑面に年號を載せず、
桂川 村の中央を流る、川幅八間、此川の中二ヶ所土橋を架せり、
天王社 當所の鎮守なり、
金山權現社
八幡社
神明社 以上の四社、村内龍圓寺の持、
愛宕社
子の神社 村の持、
龍圓寺 新義眞言宗、高麗郡新堀村聖天院の末、龍岳山觀喜院と號す、寺領十五石は境内の觀音堂料に玉ひしよし、慶安、貞享中の御朱印には高麗郡入小谷田村とあり、按に此村高麗郡に接し、當寺の領は正しく此村内であれば、偶高麗郡と書せしにや、されど當村正保の頃も今の如き村名なるを、夫より後入小谷田と書せしはいかなる故にや詳ならず、彼觀音堂のある處は字田谷といへば、若くは古名入小谷田と稱せしを、何の頃よりか誤て田谷と唱へしには非ずや、近村小谷田村とは別なるべければ、とかく辨じがたし、開山開基は詳ならず、中興を俊譽と云、寶永六年示寂す、檀銀一口を本堂の

軒に掛く、銘は享保中のものなればのせず、本尊は虚空藏なり、
觀音堂 觀音は金の立像にて長三寸許、この觀音は小名田谷にある古井より出し由を傳へり、
屋敷跡 小名田谷にあり、二段許の地なり、昔地頭市川氏の住せし處なる由、其頃の鎮守なりとて、稻荷の小祠残り、且其傍に古井あり、龍圓寺境内の觀音は此古井より上れりと云、

○高倉村 附新田 高倉村は河越城より西方なり、當村元より一村なれど、土人は二區に分ち御料の方を東といひ、田安殿の領をば西と唱ふれど、全く私の唱なり、民戸八十六、四境東は黒須村に接し、南は扇町屋村に隣り、西は小谷田村に及び、北は入間川を限て高麗郡篠井村に墾へり、東西七町、南北へも七町に餘れり、陸田多して水田は少し、此村御入國の後正保の頃は御料私領うち交り、御料の方は設樂孫兵衛支配し、私領は高室喜三郎采邑たりしが、後私領の方は田安殿領地となり、御料の所は今も御代官支配せり、寛文十三年深谷喜右衛門檢地せしことあり、本村より十町許を隔て高倉新田と云本村持添の新田あり、民戸はなく、段別十六町餘、寶曆八年伊奈半左衛門檢地す、爰も田安殿の領分なり、
高札場 二ヶ所 御料の方は東にあり、田安殿は西方にあり、
小名 宮の上 駒ヶ澤 はせみ山 中野 北久保 山

崎 孫田山 若宮 和田 富士久保 小松久保
八幡社 村の鎮守にて、村民の持なり、

氷川社 是も村の鎮守なり、村

富士淺間社

稻荷社三宇

高倉寺 洞派の禪宗、高麗郡中山村能仁寺の末、光昌山と號す、
本堂の軒に享保二年の銘を彫たる撞鐘をかく、開山は
能仁寺三世財室天良、天正十八年十一月 觀音堂相傳ふ此堂
月十七日示寂 本尊彌陀を安ぜり、 觀音堂は昔し故あ
つて新座郡白子村より引來りし由、且飛驒の内匠が作れる堂
にて、鳥の巢或は蜘蛛の糸を張ることなしと云へり、本尊十一面
觀音を安 白山社 馬鳴堂 靈の守護
ぜり、
寶行寺 高峯山と號す、修驗にて
篠井村觀音堂の配下、

新編武藏風土記稿卷之終

新編武藏風土記稿卷百六十一之

入間郡之六 未勘

○黒須村 附新田 黒須村は川越城より坤の方三里にあり、
江戸より行程十一里餘、桂庄に屬し、こゝも八瀬里なり、
【回國雜記】に黒須川を記したれば、文明の頃より此地名
ありしこと知べし、東は入間川村の内鶴の木と云所にそ
ひ、南は扇町屋村に交り、西は小谷田村及び高麗郡佛子
村にて、北は入間川の中央を堺とし同郡根岸・篠井・廣瀬
の三村に隣れり、東西凡十一町、南北十町餘、土地平夷に
て陸田多く水田少し、早損あり、民家百五軒、八王子より
日光への街道あり、扇町屋村より入高麗郡根岸村に至る、
道幅二三間許、又江戸より秩父郡への道係れり、所澤村よ
り當村をへて高麗郡中山村への馬次なり、正保の改には
稻富市十郎が采地なりしよし記せり、後寛文六年檢地あ
りと云、夫より子孫引續きて今稻富久兵衛が知る所なり、
當村より巽の方十五町許を隔て新田あり、こゝの檢地は
寶曆八年伊奈半左衛門たゞせり、段別三十二町二畝九步

なり、人家もなく當村の持添にして御料所なり、

高札場 村の坤の方

小名 上小屋 下小屋 この邊昔陣小屋あり 大將軍 扇町屋

村の堺にあり、此所古へ戦争の頃大將の陣取し所なりと云
のみにて其名を傳へず、按に元弘三年新田義貞鎌倉攻めのと
き入間川に陣す、又文和二年源基氏入間川に下向のことも
あれば、是らの時のことにや、前の上下小屋と云も、同時
の名のこり
なるべし、

入間川 村の北の方にて村内の用水となせり、川幅二町ばかり
いへる川に、人の鶴つかひはへるを見て、岩かれにうつらふ
水のくろす川、鶴のある影や名にながれけん、とあるは則こ
の所のことなり、されど此川を黒須川とよびしこと外に所見
なし、土人の云道興准后この邊巡行し給ひし時、當所に至り
川の名をとはれしに、土人聞あやまりて地名と心得、黒須と
こたへしかば、かくよみたまへるなるべしと、此川に渡二ヶ
所あり、一は日光道のかゝる所に、北よりあり、一は硯
父道にて西によれり、共に歩行渡しにして、冬に至れば假橋
を設て往來の
たよりとす、

霞川 南の方より東流して入間川村に達す、
川幅十間許、此川に土橋三ヶ所あり、

春日社 當村の鎮守にして、例祭九
月十九日、村内蓮華院持、

氷川社

天王社

白山社

愛宕社

稻荷社 以上の社も前

蓮華院 新義眞言宗、高麗郡新堀村邊天院末、世音山妙智寺と



號す、境内觀音堂料として、十一石の御朱印を慶安中
に賜はれり、開山は寂蓮
と云、示寂の年歴詳なら
ず、中興開山覺常は萬治
元年十一月朔日寂せり、
本尊不動を安ず、本堂に
撞鐘一口をかく、貞享二
年の鐘にて、觀音堂 本尊
銘文なし、觀音堂 本尊
觀音の立像にて、長三尺、
定朝の作、相傳ふ此觀音
堂は養老年中の起立にて
其頃の本尊は行基菩薩の
作にて、堂も今より廣か
りしが、星霜をへて永祿
十一年祝融の災に罹りしより、今の如小堂となれりと、鯨口
あり、其圖右の如し、按に此鯨口の銘文によれば、比企郡千
手堂村千手堂のものなるべけれど、
爰に持來りしゆえんは知らず、 辨天社 天神社 寺
寶 心經一卷 この經は弘法大師の眞筆にて、そのかみ登氏
將軍當寺本尊を信仰の餘寄附せられしと云、

されど墨色等當時のものとはみえず、

観蔵寺 聖天院の門徒、泉光山と云、中興開山覺寺延寶三年五月十二日寂せり、本尊薬師を安ず、秘傳なり、

大行寺 蓮華院門徒なり、覺玉山と稱す、本尊大日を安置す、

眞觀寺 村の東にあり、これも蓮華院の門徒なりしに、いつの頃か廢寺となりて、今は蹟のみ残り、

○入間川村 附新田 入間川村は河越城より坤の方二里半、江戸よりは十二里の行程なり、入間郷山田庄東領と呼ぶ當村は舊き名にして、郡名もこゝより起りしはもとよりなるべし、今按に村内子神社に掲げし應永二十三年の鰐口の銘に、入間郷云とあり、こゝに入間郷と彫たるは、全く村と云の心にして、郷名には非るべし、されど今も當村及び隣村奥富を入間郷と唱るは、もしくは古への郷名の唱へのこりしならんか、又川の字を添しは、近き比よりのと見えて、正保年中の國圖及びその頃の郷帳には、入間村とのみ記したり、當村東は上奥富村にとなり、南は北入會・黒須の二村にして、西北は高麗郡廣瀬村及び柏原村となる、此二村は入間川を界とす、良の方は又當郡の地にて上奥富村にさかへり、東西三十五町、南北二十四町に及び、土地に高低ありて、東の方は高くして島多く、西は川に添て土地ひくくして、其邊にわづか

の水田を開けり、用水は入間川の水を引入るといへども不便にして多くは旱損を免れず、村内江戸より秩父郡及び西上州への往還と、多磨郡八王子邊より川越城下への往來かゝれり、此二道村内にて行違ひて辻をなす所に宿驛あり、此二道の内秩父より江戸への往來は、高麗郡高萩村より人馬をつぎ、當宿よりして所澤の宿へ送る、又八王子より川越への道は、扇町屋より當所へつぎ、夫より大袋新田へ達す、又上州及び當國秩父郡への往還は南の方北入會村より入て、宿の中途を横切、乾の方入間川を越て高麗郡廣瀬村に達す、又八王子よりの往還は、坤の方黒須村より入て上奥富村に通ず、民家は多く此道の左右に軒をつらぬ、戸數すべて三百八十餘、又古の鎌倉道の跡は小名中宿と云所の裏に當りて、子の神と云所あり、こゝより入間川を渡りて、高麗郡廣瀬村の間に通じて女影村に續けり、これ正慶年中鎌倉攻の時、新田義貞上州より打て出てこの道にかゝり、入間川にて左近大夫入道惠勝と對陣して、終には打勝、府中へかゝつて鎌倉へ攻入しと云、されど當所より南の方府中までの間は、其古道もさたかならず、土人の話によれば、村内上新田より小手差原を横ぎりて、久米川へかゝり府中へ出し如く想はる、又郡中苦林玉林寺の村々にては、鎌倉古道と云

所あり、其道は入間川より女影村へつゞき、夫より市場大類苦林の村々にかゝり、比企郡將軍澤須賀谷に續きて小徑あり、是古の海道にて、夫より兒玉郡本庄宿へつゞきしならんといへり、當村に傳ふる所と符合せしに似たれば、これ疑なき古海道にて、語り傳へし如く義貞上州笠掛野より此道にかゝりしなるべし、猶【太平記】武藏野合戦の條と照見てしるべし、此地古の領主は傳へざれど、

【北條後帳】を關るに、松田左馬助が知行百五拾貫文入間川卯檢地辻とのせたり、御入國の後は姑らく御料所なりしや、又は川越の下邑にて酒井讚岐守忠勝が領地なりしも知べからず、寛永十六年川越城を松平伊豆守信綱に賜りし時、此地も信綱が領地に屬せしが、其後領主所替ありて米津才兵衛が知行となり、幾程もなく又御料所に復し、其後今の領主松平大和守が領知と、小笠原政次郎・村越伯耆守・小野直次郎・田村庄三郎等が知行と入會となる、此内小笠原が知行は天正十八年先祖太郎左衛門に賜はりし所にて、村越のは寛永の頃清次郎に賜はりしを、茂助が時大三郎に配當せしなり、又小野が采邑は慶長年中先祖主計に賜はりしを、享保年中上地となりて御代官都筑藤十郎が支配所となりけれど、享保八年に小野淺之丞に賜はりしより今に至る、又田村庄三郎知行は昔は杉

浦内藏元が關所なりしを、天和二年田村が先祖庄左衛門に賜はりてより、今の庄三郎に至れり、檢地は水帳を失ひたれば其年代詳ならず、木村の南に當り入間川新田と云新田あり、ことごとく陸田なり、享保年中御代官萩原源八郎新開し、明和九年久保田十左衛門檢地す、これも武藏野新田の内にて民家なく、木村の持添にて御料所なり、高札場 宿の中間

小名 上宿 中宿 下宿 市場 昔此所に月々二七の日に市立しが追々衰へしかば、いつの頃よりか上宿・中宿へ引移して市をなせしに、それも亦やみて今は七月十一日・十二月廿七日の兩日のみ、市をなす日と定むと云、 上新田 番場 子神 根曲輪 寺家 鶴木 瀧祇園 昔牛頭天王の社、峰この地小野直次郎先祖主領姑くこゝに 群田 三の輪 立野 天道山 築地住せしと云、 柵の内 土人の傳へに昔新田義貞姑く滞留せし所、穢多村上新田の東にあり、穢多十六軒住せり、 石無坂 村の坤の方にあり、八王子道の内なり、こゝより一町ほど行ば扇町屋の宿に至る、 祇園坂 秩父道にあり、當宿より上新田へ上る所なり、此邊に牛頭天王の社あるゆへにこの名あり、 小手指原 村内小名新田の南より、北野村の邊まで凡二里ほどの間を云、今は皆陸田にて名のみ残り、古戦の事

實は已に郡の首に出せり、

入間川 村の西より北へ屈曲して當郡と高麗郡との界を流る、南の方黒須村より入て上奥富村に達す、川幅五六町石川にて常には歩渡す、相傳ふ村内小名子ノ神と云所の背後を昔八丁の渡と云、其川幅八町ありし故かく名づけたりこゝを渡れば向ひは高麗郡廣瀬村なりこれ古の鎌倉道にて木曾義仲が子志水冠者が討れし所なり、又觀應二年閏二月入間河原合戦の文書の證あり、その文にいふ、

(花押)(尊氏)
着到

朝夕新曾彦太郎 光久謹申

右去觀應二年七月廿八日、白石山寺御出時、至于江州・小野・大覺寺・醍醐・八相山・佐田山・伊豆・國府御供仕畢、次於鎌倉者、去閏二月十七日武州御發向之間令御供人見原、入間河原御合戦之御供仕候條、無其隱之抽忠勤上者、下賜御判、爲備末代龜鑑恐々着到如件、

觀應三年三月二日

霞川 村の方を流る、黒須村より入り、村内にて入間川に合ふ、川幅三間、砂利川なり、

赤間川用水 村の西にて入間川を分水す、村内及び上奥富の水條の川となり、川越城の北を流れ、末は伊佐沼へ落入、

八幡社 當社は元弘三年新田左中將義貞當所出陣の時、氏の守護神なればとて勸請して、弓矢の行末を祈誓せしと云傳ふ、慶安二年社領五石一斗餘の御朱印を賜ふ、本社は宮造にて銅を以て屋根を葺き、屋根裏を始として花鳥の彫物あり莊嚴いと貴く見ゆ、神體は東帯にて弓矢を探る坐像なり、又社内に太神宮・春日の二座を合祀す、社の廻り玉垣あり、神門を設て其内を廣前とす、左右に石の燈籠ありて前に石階あり、村の鎮守、例祭は六月十五日

牛頭天王社 社領三石七斗餘、これも慶安二年御朱印を賜ふ神輿を出して宿中の假殿に移す、

八幡社の頃か、洪水に岸崩れて一間に河原となりし故、此所に移せしと云、此社木曾義仲の嫡子志水冠者義高の靈を祀りしと云、法體の姿にて團扇を採てたる像を安ず、義高が事は「東鑑」等の書にも出て、世に知る所なり、石の祠にて三面に義高が事跡を彫る、其文に呼元曆甲辰春哉、義仲男頼朝婿志水義高、遙聞於父之伏誅出鎌倉、舍走鎌倉追兵迫而圍于此、入間河原長堀氏親家誠冠者首遁矣、郷民埋骸樹柵而爲檀焉、外姑平政子悲己、如斯報號志水八幡也、應永洪水潰廟拔木、大凶其迹故錄其傳於根、基石之小祠以徵討古之信、永享二庚戌之春日建也、其様近

諏訪社 以上の四社は、成圓寺の持、天神社なり、橋明神社 祭神詳ならず、二社とも村持、

白山社 穢多村の持なり、

成圓寺 天龍山藥王院と號す、新義眞言宗にて郡中石井村大智寺の末、慶安二年寺領一石の御朱印を賜ふ、後しばし同様に遭て記録を失ひ、開基の山緒を傳へず、中興開山辰慈享保十四年二月四日寂す、本尊は大日を安置せり、鐘樓享保八年の 金比羅社

德林寺 福聚山と號す、曹洞宗、郡中木蓮寺村瑞泉院末、開山は合戦の時、新田義貞本陣としてこの所に二十日許逗留せし所なりと云、【太平記】に元弘三年五月八日義貞旗を揚、同九日武藏國へ打越とあり、次に小手指原久米川合戦の條には、鎌倉より同日金澤武藏守貞將大將として入間川へ向ひ、路次に兩日逗留あつて十一日小手指原へ打越み、この後しばし合戦ありて同十六日の一戦に義貞打勝て、敵をたひ鎌倉まで切込し由をのす、九日より十六日までわづか八日ほどの間なり、二十日ほど、云は傳への誤にや、又元和元年義宗此邊にて尊氏と戦ひし時のこととせんか、夫も急卒に出たることにて二十日の久しきに至りて逗留すべき事勢とも思はれず、

又此時は義貞は已に討死の後十餘年に當れり、二十日と云はとかく誤あるべし、遙の後小澤主稅法諱白翁常清と云人、僧存松を開山として當寺を造立せり、此存松が寂せしは天文二年十二月廿日なり、本尊釋迦の坐像傍に正觀音の立像あり、これ唐土より舶來せし所なりと云、長四寸ばかり縁起の略に云、當寺は正慶二年の兵亂に、義貞境内を本陣として二十日逗留す、其頃當所に小澤某と云ものあり、唐像の正觀音を持傳ふと聞て、義貞これを拜し所の守護佛と云しによりて、當寺に安置すといへり、この縁起元文四年に作りしものなれば、あながちに信すべきにあらず、こゝに云る小澤某といへるは

開基主稅が事か、さらば天文年間の人にして義貞とは年代違へり、主稅が子孫は今見に左平次とて村民なり、よりて按ずるに此地義貞が本陣の舊跡なりと云は、さもあるべし、かゝる故ある地なれば天文の頃小澤主稅其地につきて草創し、開山一存を置し、鐘樓元祿四年の時の住僧全讀が銘文を彫る、舊地也、塚墟爲平田城址、爲寮樹於有地有高低、往時金陽基也、中頃曹洞正宗瑞泉三葉一樹存松和尚、開闢而爲觀音薩埵道場焉、四嶽奔峭、青木翁鬱者、山福聚也、寶殿緝懸鳳尾、觀者、寺德林可謂勝槩不少云々、其餘考證に益なれば略す、衆寮 正觀音の銅像を安ず、

慈眼寺 これも瑞泉寺末、妙智山と號す、慶安二年寺領御朱印を賜ふ、其文に阿彌陀堂領十石とあり、本尊は正觀音の坐像なり、されど之は後にさだめし本尊にて、昔の本尊は阿彌陀の立像なり、長二尺五寸、安阿彌の作なりと云、今本尊の傍に安ず、

當寺は正長元年の起立なりと云、大永年中僧一樹存松建立して一寺とせしより、今に至て連續す、故に姑く存松を開山とす、此存松は則德林寺の開山なれば、此僧當時住持たりしとき、かの寺の地中別に一寺を建立せしにや、



客殿の簷に鐘をかく、元祿十三年總持寺の住僧後岩が銘文に、武州入間郡入間川村妙智山慈眼寺者、正長元戊申歲、雖起立歷星霜九十餘年、從大永年中係天文歲、初開祖一樹和尚、挿草布金矣、爾來凭時世治亂有興廢、陵谷近代法務兼備、殿閣漸建、這回勸詳檀華源而乞銘于予、不獲默止採筆書と彫て、數句の銘あり、衆寮 子ノ神社體

長榮寺 新義眞言宗、高麗郡根岸村光明 藥師堂 寺末、本尊千手觀音を安ぜり、

藥師堂 村民半平が持なり、これはさまで遠からず、世に先祖り深かりしにより、彼にはかりて造立せしなり、此構の内に古碑若干たてり、其古きもの文保、建武の頃より、康永・明德の頃までのものなり、

○入間川 本村の良につゞきて其境大牙せり、元祿の改には入間川の内田中村と記せり、家數十七軒、小笠原政次郎が知行所なり、

高札場 村の南にあり、

牛頭天王社 本村成圓寺の持

愛宕社 東西寺の持

安穩寺 熊耳峯と號す、曹洞宗、澤村天岑寺末、則同寺の第六年六月朔日寂す、本尊釋迦を安ず、この境内は地頭小笠原政次郎が先祖、太郎左衛門安勝が陣屋を置し所なりといふ、東西寺 延命山と號す、昔は本村の内小名峯と云所にありしと中興開山道一如月は本山第九世の僧にて、明和六年十二月二日寂す、本尊地藏

○入間川 澤村 本村の東にあり、村の四境東は加佐志村、南は北入會村、西は本村及び田中の二村にて、北は上奥富村なり、田島さま及び檢地等は本村に同じ、御打入の時小笠原太郎左衛門に賜はりしが、其内十五石の地を天岑寺へ寄附せしことを願上しかば、慶安二年八月廿四日永く彼寺へ賜るべきの旨御朱印を下し賜へり、其餘は今も太郎左衛門が子孫次郎知行せり、家數二、

天岑寺 曹洞宗、多磨郡瀧山村少林寺末、天龍山と號す、當寺の百姓四郎左衛門と云もの一寺とせしといへど、其頃の寺號は傳へず、四郎左衛門は天正十七年二月朔日死せし人なりと云へば、年代推してしるべし、開山は天海盛春と云僧にて、寛永四年六月十六日寂す、文祿三年の頃地頭小笠原太郎左衛門安勝、其父磯津守安元が墓を、三河國養門寺より當寺境内へ引移し、寺領を寄附し再興して世々の檀越となれり、安元が法名を天岑院德翁紹恩と云、故に寺號をも改めて法鐘樓は鐘の字を用ひしといふ、本尊は釋迦を安置せり、

寶永五年の 衆寮 彌陀・大日の 三社權現社 金比羅社

○上奥富村 上奥富村は川越城より坤に當り、二里を隔つ江戸よりは十二里の行程なり、山田庄に屬す、北條役帳に三田彈正少弼が領地八十貫文、入東郡上奥泉と見えたり、泉は富の誤寫なるべし、村内梅宮應永年中鰐口銘に、入東郡奥富郷とあり、舊くより奥富といひしこと知るべし、若奥泉は別村ともいはんか、されど役帳に三木と並べ記せしさま、全く當所のことなるべく見ゆ、且かの役帳に據ば、上下の二村に分れしも天文の比よりのことなるべし、村の四境東は三ツ木村にて、南は入間川に及び、西は入間川の中央を堺として、高麗郡柏原村に隣り、北則下奥富村なり、東西十八町、南北廿三町、家數百十八、陸田多くして水田少し、用水は入間川及び赤間川の水を引來れども、常に足ざるを憂とす、御入國の後寛永十二年堀田加賀守正盛に賜はりしが、同十六年松平伊豆守信綱が領地となれり、慶安元年同人檢地す、其後武藏野を開墾して、しばしば新田開けしかば、明暦二年延寶三年再びまで檢地して貢税をましたり、信綱が孫伊豆守信輝が時所替となり、松平美濃守吉保が采邑となる、其頃にも檢地ありしは元祿八年なり、寶永元年吉保得替の後御料所となり、御代官支配す、其後寛延三年時の御



梅宮圖

代官大野佐左衛門檢地せしは、村の巽一里ほど隔てし堀兼村の邊なる新墾の陸田なりと云、天明元年に至りて松平大和守に賜はりしより、今に城付の領地に屬せり、村内に往還あり、八王子の方より川越城下への道なり、入間川村より入て奥富村へ達す、道幅三間なり、高札場村の中程

小名 西方瀧 村内梅宮は元この邊にありしが、後今の地へ以、考ふるに應永の比は、今彼社の鰐口に西方瀧と彫たるを此小名ありしこと知べし、臺方 山崎

入間川 村の西高麗郡の郡界を流る、入間川村より入て下奥富村に達す、川幅三町許、川岸に堤を築きて水溢に備ふ、



赤間川 これも入間川村より流れ來りて、下奥富村に至る、梅宮 勸請の年代詳ならず、されど此邊にての舊社なりと云、前にも辨ぜし如く、應永の頃は小名西方瀧にありしが、後今の地に移せりと、梅宮と號すること、は京都梅宮を遷し

祀れるなりと云、されば安産を祈るに靈驗ありとて、近郷の婦人子を妊むに及ば必祈誓し、社の下なる砂を持歸りて孕婦の枕下に置く時は、必安産す、願滿るに及て又捧來りて、元の所へ置て養するを常とす、本地十一面觀音を安ず、秘佛なれば見ることを許さず、上下 末社 稻荷社 八幡社 別奥富村の惣領守なりといふ、

瑞光寺 龍殿山成就院と號す、新義真言宗、大智寺の末なり、開山の僧詳ならず、鬼簿に第十四世廣海、慶長十九年六月十五日寂すと載れば、古寺な、鐘樓に寛延元年の

觀音堂 村の西にあり、密寺なりしと云、圓照寺跡 のみにて、其來由をつたへず、

下奥富村 下奥富村も川越城より坤の方一里半を隔つ江戸よりの行程上村に同じ、入間郷入間領と唱ふ、東西十三町、南北十町、東は藤倉村に隣り、南は三ツ木・青柳の二村及び上奥富村に接し、西は入間川を限として、高麗郡柏原村同新田なり、この新田は郡中の地に屬せり、北の方は増形村に接す、陸田多くして水田少し、用水は赤間川の水を上奥富村より引來りて灌げども、常に足らざるを思ふ、家數二百二十六、當村寶永以前領主の遷替、及び檢地の年代等は凡て前村に同じ、延享三年に至りて

田安殿の領地となれり、其後も檢地ありしは安永六年なり、村内に八王子より川越への往還か、れり、上村より入て藤倉村へ達す、高札場村の西南の

小名 龍井 民家十四軒集り住せり、〔北條役帳〕に三田彈正はち此ところ 大鷲 四十九軒許の民家あり、なるべし、一村落をなせり、小袋 吹上

入間川 村の西を延亘す、上奥富村より入て、柏原新田へたつせり、川幅五十間、白鬚社 小名大鷲龜井邊の産神なり、廣福寺の持なり、三鳥社 同寺の持なり、伊勢宮 東林寺の持なり、

廣福寺 天台宗、仙波中院末、藥王山地藏院と號す、開山尊榮せり、其後元和九年十一月七日大猷院殿川越御放鷹の時、當寺へ渡らせ給ひしより以來、此邊御遊歴の時は渡御ありしを、定例とし給ひしゆへ、寛永元年十一月十五日、同二年二月十一日、同三年二月八日、同四年二月十三日、同七年二月十五日の六度までに及びしとなり、其比の御休足の間を賜はるに、より、客殿に用ゆべき命を蒙るの由、領主松平伊豆守信綱より傳へしかば、則此を客殿に用ひしかど、後回 樓門 樓上祿に達て鳥有となりしと云、本尊は藥師を安ず、梅樹門に安永三年九月鑄成、梅樹門を入て右にあり、昔大猷院殿御遊歴の鐘をかけり、折しも此花盛なりしかば、其花

色を賞翫ありしにより、今に御調の梅と稱して敬畏し、蜂をゆひ廻らして人をして近くことを得ざらしむ、此梅いと老て枯盡し、今は藥よ、天神稻荷合社、觀音寺 廣福寺の門徒なり、起立の由來詳ならず、元文明星院、正徳年中再興せしと云ふ、本尊は虚空藏を安ず、東林寺 金峯山と號す、本山修驗高麗郡藤井村觀音堂の配下なりと、或は云立川は相州にあらざ、當國多摩郡柴崎の立川なりと、何れが實なることを知らず、天文元年壬辰等善院仲順其子等覺院良海を率ひて、立川より當所へ移れり、故に今仲順を以て開山とすと云、藥師堂 廣福寺の持、

三ツ木村 三ツ木村は江戸より十里の行程にして、川越城より坤の方一里半を隔つ、此地中古まで茫々たる原野なりしが、正慶の頃北條高時禪門が徒金子和泉守國重と云もの、没落して郡中金子領三ツ木村へおち來りて居住し、氏を三ツ木と改む、其後國重當所へ來りて草莽を開墾して村落をなす、故に氏を以村に名づけ三ツ木と呼べり、これより郡中に三ツ木兩村ありと云、中古の戦記に三ツ木原の合戦と云は當所の事なりと云、猶下の舊跡の條合せ見るべし、〔北條役帳〕に三田彈正少弼が知行二十貫三ツ木と載たるは、何れの三木なるや知べからず、

正保の領は天羽七右衛門が御代官所と、杉浦内藏允が知行と交れり、後ち御料の方も一旦高林彌一郎に賜はりしが、程へて再び皆御料所となれり、元禄十一年松平美濃守吉保が領地に賜はり、幾程なく又御料に復せしより今もしかり、戸數三十七、東は青柳村にて、南は加佐志村にとり、西は入間川の枝郷田中村にて、北は下奥富村なり、東西八町、南北五町、陸田のみなり、檢地は元禄十四年松平美濃守糺せり、
高札場 村の中央

小名 大門先 村の西を云、昔大袋村東陽寺は元是地あり、彼寺にて傳へざること、普門寺 郡川崎村普門寺此地ありなれば其實否を知らず、しゆへ、此地名 新井村の西にあり、昔新井某なるもの此ありといへり、上の城と云しと、此小名も其人の氏を以稱 三ヶ窪村の東するなり、されど其年代等凡て傳へず、古戰場なり、下に詳なり、

熊野七社 元禄十四年勸請すと云、百姓の持、下二社同じ、
神明社
稻荷社
愛宕社 村民の

薬師堂 本尊薬師は行基の作なりと云、坐像にて長一尺二寸、これと同作なり、是等の像は三木和泉守國重が守護佛にて、元弘元年當所へ安置せし由縁起にのす、されど國重は元弘二年高時滅亡の後、此所に隠棲すと云時は、年代の誤なるべし、

古戰場 小名三ヶ久保の邊なり、此古戦を記せしものに、三木新田義貞鎌倉勢と屢此地にて戦ひしと、爰も武藏野の内なればさもあるべし、記録に地名の見へしは、永享十二年の春上杉修理大夫持朝、室町將軍義教の命を蒙りて、結城滿朝を討んとせし時、滿朝父子三人早く打て出河越の北三木原にて上杉顯定と戦、松山城へ引籠る由上杉系圖に見ゆ、又天文六年川越の城主、上杉五郎朝定亡父朝興が遺命を奉じて、北條氏綱を亡さんと軍兵を催せしに、氏綱早く聞付て、七月十一日逆寄にして三木まで着し、先驅の兵井浪橋本多日荒川を足輕大將と定め、同十五日城兵と戦ひ、朝定が伯父左近大夫朝成を生捕て川越城落せり、又同十五年北條氏康川越夜軍の時も、此邊戰場となりしなるべし、今地理を檢するに此三ヶ窪より東に鎌倉の古道とて小徑あり南の方所澤より、堀兼村にかゝり加佐志青柳の界より村内へかゝり、五町許をへて奥富の内にて八王子道に合ふ、北條氏の寄せ來りしは此道なるべしと云、

舊家者勇右衛門 氏を三木と云、則當村を開闢せし和泉守國重が子孫なり、先祖は當國七黨の内金子十郎家忠より出づと云、國重が事實はあまし村の總説にいへり、天正の頃の先祖四郎左衛門と云しは、澤村天岑寺を開基

せし人にて、天正十七年二月朔日歿せしと云、夫より先の事は記録を失ひたれば、すべて傳を失へり、

○加佐志村 加佐志村は川越城より坤の方二里を隔つ、江戸よりは行程十里に及べり、村の四境東は青柳村にとり、南は堀兼村にて、西は入間川村の枝郷澤村なり、北は三ツ木村に接す、東西七町、南北十町許、一村總て陸田なり、家數四十餘、御入國の頃は御料所なりしや詳ならず、寛永の頃は朝比奈源六郎・坂部次兵衛・蜂屋源右衛門等が采邑なりしが、いつの頃よりか御料所となり、其後元禄十一年松平美濃守に賜はりしが、寶永年中又御料所となり今に代らず、檢地は元禄十四年の領主松平美濃守糺せり、其後武藏野を新墾せしは、御代官萩原源八郎享保十四年糺せり、
高札場 村の中央

小名 高峰 天沼 葭原
羽黒社 村の鎮守なり、應永年中の勸請といへど、たしかなる傳へなし、村内寶林寺の持、
神明社 持、

寶林寺 新義眞言宗、多磨郡青梅村金剛寺門徒、羽黒山惠日院と號す、開基は村内百姓甚五右衛門と云へるが先祖なりと云、元和二年三月二日死し、法諡して祖翁と稱せり、本尊大日を安ず、腹籠りに小像ありといへど、秘佛なれば土人もいまだ見ることを得ずとなり、

觀音堂 千手觀音を安ぜり、

○青柳村 青柳村は川越城より坤の方に當り、一里半を隔つ、江戸より十二里の行程なり、郷庄領共に唱へなし、村の四境東は中新田に隣り、南は堀兼村にて、西は加佐志・三ツ木・上奥富の三村に續き、北は下奥富・藤原・大袋新田・大塚の四村に接せり、水田は陸田の三分一なり、御入國の頃は御料所なりしや、其後朝比奈源六郎に賜はりしが、いつの頃か上りて御料所となりしを、享保十三年村内を裂て小幡又兵衛に賜はり、御料私領入會の地となり、然るを延享三年御料の處田安殿領知となりし故、今は田安殿と小幡又兵衛が知行所となり、民家は三十餘あり、
高札場 二ヶ所 一は村の東方田安殿領知にあり、一は小幡 屋幡 橋戸 宿屋敷 六ツ塚

年とらず川 村の南の方を流る、加佐志村より來り大塚村へ達す、川幅二間許、
氷川社 村の鎮守なり、
稻荷社 同寺の

來光寺 新義眞言宗、勝呂大智寺末、青柳山無量院と號す、開大日堂 山惠光寛文七年三月七日歿す、本尊阿彌陀を安ず、
阿彌陀堂

釋迦堂

○山城村 山城村は川越城より坤の方三十町を隔つ、江戸よりの行程十里に及べり、葛茂川庄八瀬里と云、當村慶安の頃までは山城新田と唱ふ、其後いつの頃よりか山城村となりしよし、同郡龜久保村名主庄右衛門が由緒書を見るに、天正年中北條安房守氏邦鉢形の城を落去りしとき、三上山城守も氏邦に屬せし故、共に逃れ出比余郡日新村にゆき、東光寺にて文祿二年卒せり、其子も亦山城と云ひ、龜久保村を取立、其後當村をも開墾せり、因て己が名を負せて村名とせりと、又八ツ島村も天正の頃三上山城守開墾せりといへば、かたがた證佐とするに足れり、尙かの二村合せ見るべし、村の四境東は大袋新田に隣り、南も亦同村にて、西は大袋・藤倉の二村に接し、北も亦大袋村に及べり、東西二町半、南北四町餘、民家二十餘、陸田多く水田少し、用水は増形村の清水を引用ゆれど、引足らずしてしばく旱損す、當村御入國の後寛永十六年松平伊豆守に賜はり、慶安元年則ち伊豆守檢地す、又明暦三年寛文元年武藏野を新開せり、こゝも伊豆守糾せり、後松平美濃守にかへ賜はりしが、其後又上りて渡邊源藏に賜ひてより、今も其子孫玄蕃が知行所なり、高札場村の東にあり、

藥師堂

○藤倉村 藤倉村は川越城より坤の方一里を隔つ、江戸より十一里の行程なり、葛茂川庄八瀬里と云、同郡大塚村の名主先祖藤倉大膳と云者開墾す、因て此村名を負はせたり、慶安の頃までは藤倉新田と云ひしが、いつの頃よりか藤倉村となれり、村の四境東は山城及び大袋新田の二村に隣り、夫より南西の方までも即ち大袋新田を繞らし北は増形村に接せり、民家三十餘、用水は下奥富村より引來れり、水利不便にしてしばく旱損す、御入國の後御料所となりしを、寛永十六年松平伊豆守に賜はれり、慶安元年即ち同人檢地す、其後上りて又御料となりしが、寶曆十三年村内を裂て山木才次郎に賜はり、餘は尙御料所なりしを、後秋元但馬守に賜はり、今に其子孫左衛門佐及び山木萬之助が所領なり、高札場村の東にあり、

小名 庄本 かき田

天神社 村の熊守なり、別當梅林寺天台宗にて、本寺はなし、

觀音堂 如意輪觀音を安ず、村民の預る所なり、

○柏原新田 柏原新田は川越城より坤に當りて一里半を隔つ、江戸より行程十里餘、郷庄領共に唱へなし、村名の起りを尋ぬるに、寛永の頃高麗郡柏原村農民五郎右衛

新編武藏風土記稿卷之百六十二

入間郡之七 河越領

○河越城井城下町 河越城は郡の西の方にあり、其郭中のさま西を首とし東を尾とす、本丸・二丸・三丸・外曲輪・田曲輪・新曲輪の本丸の後に廻りし田曲輪・新曲輪・十二の城門等そなはりて、本城は山により、外郭は池を背にして西南の二面のみ平地なり、兵家にいへる平山城なるものにして、天然要害の地なり、【小田原記】等の書によるに、當城は長祿元年四月太田備中守入道道真上杉修理大夫持朝の命をうけて、仙波にありし城を引移して、要害の繩張ありし處なりと、又土人の傳によれば、河越城は古へ今の高麗郡上戸村にありしといへり、よりに今其地につきて搜窮するに、證跡とをばしき事少なからず、もとより上戸の邊、昔は當郡に隸して河越の内なりしことは、既に庄名の條に辨せし如くなれば、その理なしとせず、然らば當城始は上戸にありしを、後又今の所へ移せしならん、【小田原記】に仙波より移りしといへ

門と云者、來りて開發せり、故に村名をかく唱ふと云、東は増形村に隣り、南は下奥富村に接す、西は入間川を隔て、高麗郡柏原村に續き、北も同じ川をこへて安比奈新田に及べり、東西は二町許、南北は四町、民家は僅に七軒、畑多く田少し、用水は入間川を引用ゆれど、水路不便にしてしばく旱損す、當村開發の初めより、松平伊豆守に賜はり、夫より川越城付となりて領主遷り替り、秋元但馬守領分の頃長野佐左衛門に替へ給はり、今も其子孫佐左衛門の知行所なり、

小名 中河原

入間川 村の西の方より北へ折れて流る、川の中を郡界とすと

下奥富村より來り増形村へ達せり、川の幅は二十間ばかり、此川にそひて水よけつゝみあり、

地藏堂 村民の預りなり、

新編武藏風土記稿卷之百六十一 之終

どいかどあるべき、【東鑑】にのせたる河越太郎重頼等の事跡、及び【南方紀傳】【櫻雲記】等に、正平二十二年北朝貞治六年關東宮方一揆兵を起して、武州河越の城に楯籠るといひ、【武家日記】に應安元年六月武州平一揆河越の館に引籠るとみゆ、又【鎌倉大草紙】に上杉修理大夫持朝實徳の頃出家して道朝と號し、河越城に居りしなど云ことは、すべて高麗郡上戸村舊蹟の條に出せり、又長祿元年こゝへ移せし頃は、城壘わづかに今の本丸のあたりのみにて、後世搔上城と云類なりしと云傳ふ、或は云この城を取立しは文明元年六月にて、かつこれを營みしものは、太田道眞にはあらで其子道灌なり、すべて道灌が築きし城は當國に四ヶ所まであり、江戸・岩槻・忍と當城なりと、又云當城の成功は文明元年なれど、功を起せしは文正元年なりと、彼城々皆道眞父子、その君上杉氏の命をうけて造立せしは勿論なるべけれど、かの父子の在城せしは城代としてこもりしか、又は賜はりてその居城とせしなるかするべからず、其後文明九年太田圖書助資忠・上田上野介某等、松山衆をひきひて此城にこもりしと【鎌倉大草紙】に見えたり、同十八年太田左衛門入道道灌、上杉定正の不興を蒙り、相州糟谷の館にてうたれければ、當城へは定正の子朝良の執事會我兵庫頭をこめ置り、かく

て上杉定正は明應二年に卒し、其子朝良つぎしが是も永正九年に卒し、その弟朝興つぐ、朝興は江戸の城にありしが、大永四年正月十三日北條氏綱にせめおとされて逃れ來り、當城にとどまる、是より朝興久しく爰に在城し、北條氏と常に戦争のことありしが、天文六年病にかゝりて卒す、其頃遺命して北條氏と戦ひて勝利を得なば、多年の怨を散せんこと中々讀經供養にもまさるべしと云けるにぞ、其子五郎朝定父の遺命を肺腑に銘し家人等とはかり、同き年の七月十一日小田原の城へおしよせて、有無の一戦を決せんと用意専らなりしを、はやく氏綱きしりてゐて、さかよせにして朝定を責亡さんといそぎ、人數をひきひて府中へかゝりおし來りける、朝定今年纔に十三歳何のわきまへもなければ、叔父左近大夫朝成を大將とし出むかへて戦はしむ、然るに朝成一戦にうちまけて平岩隼人に生捕れけり、大將かゝるさまなれば、士卒散々に亂れける、爰におひて朝定籠城すべき謀つきて、比企郡松山城へ敗走せり、氏綱思のまゝにうち勝しかば、やがて城に入て普請を沙汰し、城代として同氏左衛門大夫綱成をこめ置て凱旋せり、いくほどなく氏綱卒して、其子左京大夫氏康つぐ、爰に管領兩上杉は多年北條氏と戦ひやむ時なく、やゝもすれば負軍せしことを憤

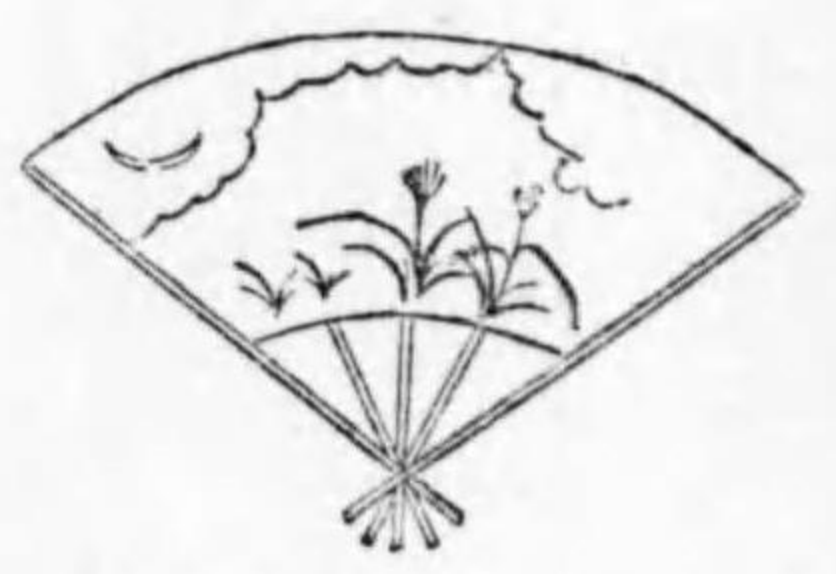
り、一擧してかの一族をうちほろぼさんと、山内の上杉憲政謀主として、駿州今川氏と調しあはせ、天文十四年今川は領國駿州の境目へ人數を出し、兩上杉は古河公方の動座をこひて當城をさして出張し、八萬の人數を以て十重二十重にとりかこみ、城よりうつて出は加攻に乗とりて、城兵をみなごろしにせんとの勢ひなり、爰に於て氏康その注進をきき、いかにもして寄手の軍兵を追ひはらはんと謀をめぐらせども、多勢の敵なれば容易には戦ひがたしと、先軍勢を催促して駿州の後詰を命じ、其餘分國のかためを手分して、自らは八千の人數を率ひ後詰とし打立、當城の下三木と云所まで進み來りて、はるか寄手の方をのぞめば、さしもの曠野に充滿せり、やがて人數を出して戦ひを挑みしに、敵勢競ひかゝるとそのまゝ府中の方へ敗走しければ、上杉勢あざけり晒つて引揚げる、かくの如くすることすべて四度に及びければ、後々はたとへ氏康よせ來りても何ほどのことがあらん、たゞそのまゝに打すておかば、引いるべしとてとりあはぬやうになりければ、氏康はや時分はよしと夜討の用意し、旨との大將多米周防守を送り、備として軍兵いづれも胸肩衣相言葉を定め、氏康令して曰く、敵は八萬味方は八千十人に一人の相手なり、勝とも首をとるべからず、

切拾にせよとて、頃は天文十五年四月廿日の宵暗に乗じて兩上杉のひかへたる砂窪の陣へ無二無三に切て入る、敵は案外のことなれば大におどろき、馬よ物具よとあはてさはぐ所を、氏康自ら薙刀をとつて切て廻り、敵十餘騎を斬倒し、思ふまゝに切なびけゝるにぞ、憲政はかなはじとて上州をさして逃行ける、家子郎等はみなおもひおもひに散亂す、扇谷の朝定は城の北の方に陣せしが、是も夜討にあひてあわてさわぎし所をきり立られ、朝定は亂軍の中に討死し、難波田彈正は東明寺口の古井に陥て死し、其子隼人も討れければ、此も惣敗軍とぞなりにける、扱も氏康は思ふ儘に切勝て、人數を集めて息をつかせける、かくて夜もほのぼのと明渡りしかば、古河の晴氏、氏康の備をみて、敵は案外に小勢なり、いざ一かけにやぶらんと、備の頭をふりむけて人數をすゝめんと色めく所を、城將左衛門大夫綱成は思ふ心ありて、夜軍始りしより大手の櫓に上りて始終見物せしが、古河公方の旗の手の動くを見て、時分はよしとて城戸をひらき、自ら眞先にすゝみて切てかゝりければ、古河の軍兵等案外にうたれて、一たまりもなく崩れて敗北せり、かくて氏康は城中に入て士卒を休息せしめけり、此事近郷に聞えければ、龍山の太石源左衛門、鉢形の藤田右衛門佐等を始

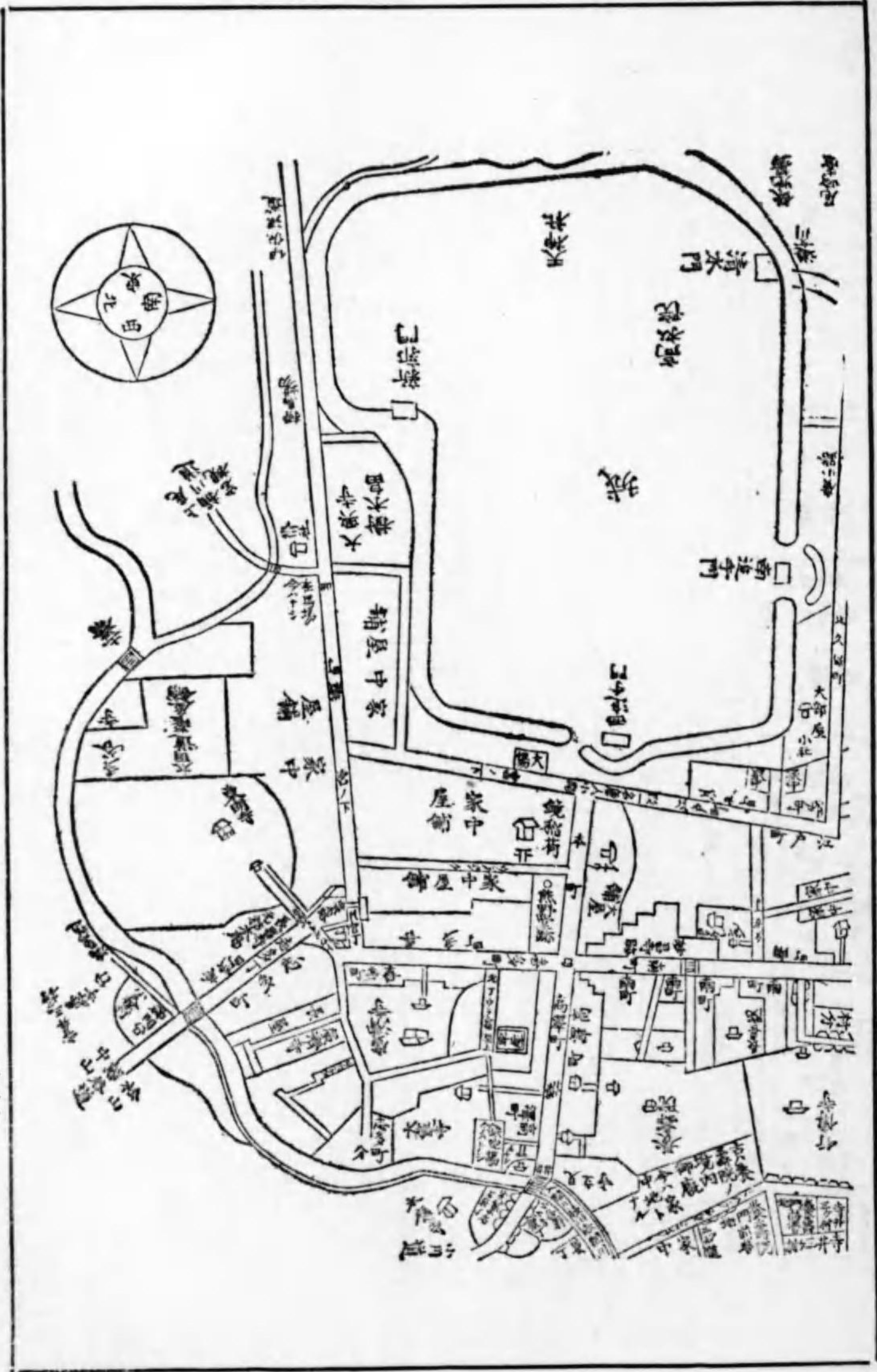
として當城に歸降せしにより、氏康の威光大に振ひけり、この後城代左衛門大夫綱成は氏康の命によりて、居城玉繩へ歸り、當城へは大道寺駿河守直繁を置いて守らしめしと、此事跡「管領記」「關東古戦録」「小田原記」等に見えたり、其後天正十八年太閤秀吉小田原出陣の時、羽柴利家・上杉景勝當國の諸城へ發向し、使を立て北條家へ和議をいひ入しかば、直繁當城にたえざる事を慮り、和議に及て出城しける、其後御當家の御料となり、當城を酒井河内守重忠に賜はりしが、慶長十四年上州厩橋へ所替ありて、弟備後守忠利に賜へり、忠利寛永四年卒しければ、其子讃岐守忠勝に父の遺蹟を賜ひしに、同十一年若州小濱へ所替ありて、其後城主も定らざりしほど、相馬虎之介を御城代に置れたり、同十三年堀田加賀守正盛に賜ひ、正盛城主たる事わづかに三年にして、同十五年水谷伊勢守に仰せて再び御番城たりしが、明る十六年松平伊豆守信綱へ賜はれり、信綱が孫伊豆守信輝が時、元祿七年下總國古河へ移りて、當城は松平美濃守吉保へ賜はれり、其後寶永元年甲府へ所替ありて、明る二年三月より秋元但馬守喬朝が居城となり、數代こゝを領せしが、明和四年閏九月十五日羽州山形へ移されて、同五年三月松平大和守直恒に賜はり、子孫世々居住して今に至れり、抑當城

今の如くに外郭まで備はりしは、松平伊豆守信綱が城主たりし頃修造せしより後のことにて、それより前はいと狭き構なりしと云、田曲輪・堤西大手・南大手・丸馬出等出來されば北條氏抱の頃は、今の本丸の邊地の高きによりて要害をなせしなり、其形狀に至りては左に辨せり、
本丸 今の家作なし、南北に門あり、南にあるを天神門と呼ぶ、此門は昔この城高麗郡上戸にありし時の城門なりと云、北にあるを北門と云、櫓二ヶ所あり、西北の隅にあるを虎矢倉と云、二重の櫓なり、西南の隅にあるを富士見櫓と呼ぶ、この櫓城中第一の高き所なり、富士山目のあたりに見ゆればかく云なるべし、土居は北門より西の隅に至り、又虎矢倉より西南の隅富士見櫓に及び、こゝより東の方天神門に至る、この門より又東の方へめぐり、それより北に至りて北門まですべてつきめぐらし堀をかく、其外に堀あり、古の地形を想像するに、この本丸の地よほど高くして要害の地なればこゝを櫓の城として、今の二丸三丸あたりまでをとりいれきつきしものと見ゆ、御入國の後修築せられしにも、猶そのまゝにてありしを、寛永十五年の頃時の城主松平伊豆守信綱外曲輪をきぎきて、今のごとくになりしなり、
天神社 本丸の東の方巴堀の外にあり、三芳野天神と號す、社の水川大明神は本社にて、國中の鎮守なれば爰に勸請すと、又云中古神託ありて法華の法味に満足するゆへ、淨土に往來して極樂自在なりとありけるゆへに、本地堂に觀音を本尊として地蔵を脇立とす、後に示現の告ありて十一面觀音を本體とす、不動毘沙門を脇立とす、又深秘の神體なりとて古き銅の扁あり、其扁は左に出せり、又いつの頃か北野天満天神を

勸請して、此社内に祝ひこめり、これは北野の本地も同體なれば、かくの如く相殿として祀りしたらん、大猷院殿の御時しばし、此社へわたらせ賜ひ、其次をもて御放鷹又は騎射など御覽ありしとなり、又その頃の事にや、江戸西丸御普請ありしとき、六月の初より八月の末まで御座を當城へうつされけり、其頃當社は初雁を聞の名所にて、年ごとに雁の來ることその時をたがへずと聞し召され、人を三所にわかちをかれ、終夜きかしめられけるに、例のごとく初雁北の方より飛來り、三聲おとづれて南の方へゆきしと言上しければ、奇特の事なりと仰せられけるとぞ、抑爰を雁の名所と云事は「伊勢物語」業平中將東國へ下りけるとき武藏國入間郡三芳野の里に來りて、ある女にあはんと云ける、女の母なん藤原なりけるによりて、中將にゆるさんとして歌を讀てやる、三芳野のたのむの雁もひたふるに、君が方にぞよると鳴なる、中將のかへしに、わが方によると鳴なる三芳野の、たのむの雁をいつかわすれん、といへるによりて、當所を雁の名所といへるなり、當社の宮居はもとわづかなるつくりなりしが、大猷院殿御遊歴のち、酒井謙岐守忠勝に仰せて、造營の事ははからせ給ふ、よりて寛永元年二月の中頃より事始ありて、同十一月下旬に至て功を竣れり、こゝに於て同二年二月廿四日遷宮の式行はる、導師は大僧正天海なりと云、以上の説は民部卿法印道春が撰ぶ所の縁起にみえたり、別當はすなはち高松院なり、



本社 南方なり、神體の銅扇模樣は、雲形に半月薄萬年青と幣殿 拜殿 銅燈籠二基 寶永三年十二月廿五日秋元但馬、蛭子社 大黒社 本地堂 石鳥居 門 巴堀にて、本丸より東の隅にあたり、二丸主の居所こゝにたてり、其家は東へよりたる所にあり、こゝより南にあたりて本丸の北門あり、又東にも門あり、これを運池門と呼ぶ、又三丸へ出る所の門を二丸門と號す、これも 菱櫓 家作の北にあリ、これを菱矢倉と呼ぶ、三丸 本丸二丸の西にあり、北の方よき堀をかく、其廻りに堀をめぐらせり、門は二丸へいる所に一ヶ所、西の方外曲輪へ出る所へ一ヶ所あり、是を三丸門と呼ぶ、是も當城上戸にありし、外曲輪 三所あり、共に三丸のときの門なりといひつたふ、
外曲輪 西なり、其三丸の堀に添たる所には、侍屋鋪作事役所等あり、門は六ヶ所あり、其一は前に云へる三丸へ通ずる門なり、西の端本町へ出る馬出の内に門あり、西大手と云、三丸門と西大手の間にあるを中門と云、此より南に因たる方に埋門あり、又本丸へ添て田曲輪へ通ずる門を田郭門と云、此門より少しく西により南大手の門あり、中門及び埋門の外に噴達の土手あり、此内にも侍屋鋪あり、爰より西大手の内、又一郭にて往來の左右は皆侍屋鋪なり、此外曲輪より田曲輪門を經、天神門を入て本丸へ登れり、又三丸門・二丸門を經ても本丸へ登る、此外 田曲郭及び下の田曲輪・新曲輪は伊豆守信綱が築く所なり、



河越城下町圖



本丸の西南富士見橋の下田曲輪門より東北の方、新曲輪の
 輪接地点まで、本丸の構堀を廻りたる郭なり、此曲輪の東に清
 水門と云門ありて、城 天神社清水門の内にもあり、本社は本
 外への往來を通ず、 天 神社清水門の内にもあり、本社は本
 きたてし後、諸人參詣を願ふ者の爲に爰に勸請せりと云、此
 所より本丸への間は、から堀一重をへだつるのみ、爰より本
 丸を望めば、古木森々とし、 神樂堂 樓門惣黒塗なり、樓
 ていと奥深く見ゆるなり、 文元年別當兼海 別當 高松院 社の傍に居れり、三芳野山
 が銘文あり、 喜多院の 八幡社 清水門の内にもあり、神體は岩の上に 新
 末なり、 曲輪 二丸の北新曲輪門より二丸本丸の構堀を廻りて、東南の
 曲輪 方田曲輪の接地点までの郭なり、この郭に米藏及び郷藏あ
 り、田曲輪と此曲輪との外には、すべて土手をきぎきて堀水
 めぐれり、其堀のつゞき城背にあたる所へ、よな川の水を
 そゝきかくれば、常
 に水かさ十分なり、

- 赤間川 城下町の西より東の方へ廻りて流る、入間川の支流な
 り、郡中小ヶ谷村よりわかれて城下に至る、其間一里
 を隔つといふ、下流は二十六七町ほどにして、伊佐沼
 村の沼へ入る、川幅五六間より八九間にいたれり、
- 侍屋鋪
- 北久保町 南大手は未申の方にして、上松江町の境惣
 門より南大手の前までを云、西より東への往還なり、
- 廣小路 北久保町の東のつゞきにて、清水町の大路な
 り、

- 清水町 清水門の方より南の方、小仙波道へ出る木戸
 までの間なり、
- 堅久保町 南大手正面の通りなり、南の末にて南久保
 町の往來と合して小仙波道へ出る木戸に達す、
- 南久保町 松江町の木戸より東の方への往還にて、末
 は堅久保町の往還へ出づ、
- 同心町 同心町は北久保町の西にて、多賀町志義町の
 間なり、寛永年中松平伊豆守信綱城主の頃、町方同心十
 人の宅地を此所にて與ふ、故に同心町の名あり、
- 大工町 大工町は同心町より西南に當て志義町の南に
 つゞけり、こゝより瀬尾町までは松郷の地なり、
- 中原町 中原町は、大工町の南にあり、
- 六軒屋 六軒屋は、中原町の南にて西の側なり、
- 瀬ノ尾町 瀬ノ尾町は、六軒屋の東なり、
- 新田町 新田町は瀬尾町の又東にて南北の小路なり、
 この岐路を横新田町と云、こゝは脇田村の地に屬す、
- 通組町 通組町は新田町より東に當て、南北への小路
 なり、こゝは松郷に屬す、
- 一番町二番町三番町 横新田町の南にあり、爰も脇田
 村の地なり、
- 西町黒門町 この二町も脇田村に屬せり、

- 藏町 藏町は西大手の北にあり、東西の小路なり、
- 宮ノ下 宮ノ下は藏町の西に折廻りてあり、東の入口
 に氷川社あるをもて名とせり、
- 裏宿 宮ノ下より西にあり、南北の小路なり、
- 廣濟寺長屋 宮ノ下より西北に當れり、昔長松院と號
 せし寺ありし跡なりと云、
- 坂下町 廣濟寺長屋の西にあり、
- 坂上町 坂下町の南に續けり、
- 四軒屋 坂上町の南に續けり、
- 御厩下道 養壽院の後にあり、昔城主の厩ありし處な
 れば其名をおへり、此餘高澤町の西の方昔鐵炮場ありし
 所も、今は侍屋鋪となせり、

城下町

城の西南に建つゞけり、大抵南北の徑り十町半、東西四
 五町もあるべし、其内本町・志義町・喜多町・鍛冶町・高澤
 町・上松江町・南町・多賀町・江戸町・志多町を河越十ヶ町
 と號し、蓮馨寺・養壽院・行傳寺・妙養寺、四ヶ寺の門前町
 を四門前と稱して、市店軒を連ねたり、其詳なることは
 各町の條に記せり、

○本町 本町は西大手前の正面にて、木戸より東西への
 大路を云、兩側に商店軒をつらねたり、御入國の前迄は

本宿と呼しが、其後本町と改め唱へしと云、家數六十餘、
 南は江戸町・多賀町等に續き、北は裏宿屋鋪町・喜多町等
 にて、西は南町なり、古は江戸町も當所の内なりと云、
 高札場 高澤町の界四辻にあり、此所より卯の方は城にて、巽
 境内に至る、坤の方は妙養寺門前、東明寺村養壽院前まで家
 並つゞきなり、西の方は小久保村の地と犬牙して、其間は赤
 間川を境とす、戌より寅までは小久保村・町郷分・寺井三ヶ
 所東明寺村等犬牙し、城下の土町をへだて、家居をなす、
 小名 熊野堂 北町へよりし所なり、今南町に住する修驗、
 せし所と
 いへり、

稻荷社 大屋敷稻荷と號す、
 稻荷社 名主彌左衛門が持、
 舊家者彌左衛門 氏を模本と號す、先祖は紀伊國熊野の人な
 り住せり、其人氣象豪邁にして事に堪たりと云、もとこれ修
 驗にして本國熊野の神を奉じければ、人これを熊野堂と號し
 て、諱字院號等と呼ばず、大道寺在城の頃は熊野堂も其麾下
 に屬して、戰陣の事にも預りしとなり、今も南町の修驗識法
 院及び此彌左衛門皆子孫なりと云、彌左衛門が先祖は熊野堂
 が孫、彌左衛門が時より浪落の身となりて、こゝに土着せ
 しと云、彌左衛門が先祖の寛永の頃記せし萬覺書と
 題せる一冊あり、己が家のことをほゞしるせり、

裏宿次兵衛 親に仕へて孝なるをもて、寛政二年領主より
 褒賞せり、時に年五十歳なりしといへり、

○裏宿 裏宿は本町の中程より北の方宮の下通りへ通ず

る小路なり、武士やしきそこばくあり、是は十町の外なり、

稻荷社 小夜姫稻荷と呼ぶ、左中將新田義貞の妾、小夜姫が墓ありし地なるにより、其靈を祀れるなりと云、此社へ志願ありて成就のもの賽するときは、鏡を納むるを例とす、故俗に鏡稻荷とも號せり、

○江戸町 江戸町は西大手の前なり、昔は本町に屬せしと云、然るに西大手前より江戸をさして行かんとするには、必この町によらざれば出ることあたはず、故に江戸町の名は起りしと云、本町の木戸際南側の角より南への往還なり、南は上松江町にさかひ、東は城の外構への堀を限とし、西は多賀町に隣り、北は本町に續き、家數六十餘、此所に問屋ありて諸方人馬の繼立をなす、本町の方より來る所に改と云小名あり、城内藏入の米を此所に點檢せし故なりと云、一名を唐人小路とも云へり、大道寺が觸狀に見ゆ、

稻荷社 土俗に大部屋稻荷と號す、

舊家者新兵衛 次原氏なり、家にもとの城主大道寺政繁及び酒井重忠よりの文書を藏す、其文左に、

宿中道造并掃除奉行

一唐人小路

津氣原新兵衛
金谷彦右衛門

内村將監
清田庄左衛門

以上

右小路惡所候由其町之衆申合、時々刻々可爲造之候、縦洪水之時分も道ぬからざる様に、地形窪處へは石土を持懸、何にも結構に可造立事、一宿町人物上之前に有之儀に候、於自今は奉行衆無沙汰可申付者也、一小路毎日可致掃除事、一屋敷之くねおもて小路の分者、吉者以くみかきに致之可然事、

一宿中火之番嚴密に可致之事、

右條々若於相違は奉行衆不可有曲者也、仍如件、

未十一月廿日

花押

元龜四年亥酉十一月廿八日 政繁(花押)

次原新三郎殿

れんちやく町新宿に立申候上は、諸役ゆるし置候、若し火事出來候共、其ま、居中候てけし可申候、但法度書江戸次第たるべき者也、仍如件、
天正拾九年卯七月十六日 酒居重忠(花押)

かわこへれんちやく衆中

伴野藤兵衛殿御老母其地へ指移申候、然者宿之事其方所に置可申間、苦勞に候共やと可致之候、他國業之事に候間、一入於何事も不存無沙汰然比中、萬馳走可爲肝要候、用所之義候は、何事成共筑後守に可相談候、毛頭もふせうけ間敷無沙汰候者、深不可有曲禮、馳走專要候、仍如件、

十一月六日

政繁(花押)

次原新三郎殿

預り之代物近年何と仕方に致之候哉、委細に書立致之可指上候者也、依如件、

九月十九日

判

次原新三郎殿

預ヶ置代物米錢共に借用之者、難澁不可有之候、若兎角むさくさ申者有之候、爲先此一札堅可催促者也、仍如件、

戌十月十九日

判

次原新兵衛殿

今の新兵衛其職に勤勞あるを以、天明三年領主より世々苗字を稱することを免されしと云、

○喜多町 喜多町は札の辻の北にあるを以て名づけしと云、東は裏宿につゞき、西は四軒屋坂上町に隣り、南は本町・雨町・高澤町にさかひ、北は下町に及べり、古はこの所も下町の内なりしが、東明寺の境内し、まりし後別に此町は出來しとぞ、今も東側の内に門屋と云小名あるは、東明寺惣門のあとなりと云、

小名 代官町 北の方下町の堺なり、御入國の頃より慶安の頃まで、御代官大河内金兵衛が住せし所なる

云は此所なり、今も土を穿てば武器の朽たるもの、及び白骨などを得るこ

とありと云、鍋屋敷 これも代官町の東北につらな

邊なり、古この所に鍋師矢澤某と

云もの住せし故にこの名あり、

廣濟寺 曹洞宗、多磨郡根ヶ布村天寧寺末、青鷹山慈願院と號す、寺傳によるに昔大道寺駿河守政繁當所城の頃、

世々の菩提寺として起立し、僧廣庵雲長を開山とす、時に天文十七年八月廿日なり、此後云長久しく住して天正元年六月

六日寂す、政繁は同十八年七月十九日歿せり、其後上州の人

本田右近親氏と云もの中興す、元和四年十一月十四日親氏歿

して證眞院其阿經範と號す、其子孫は中寺山林に本

田彌兵衛とて今にあり、本尊は釋迦の像を安ぜり、鐘樓和

元年の銘を 金毘羅社 稻荷社 白山三峰稻荷合社 辨

彫れり、 噓婆塔 石にて作る長三尺ばかり、今は形もやつれて

に祈願して驗を得るもの多しと云、

養善平六 親に孝あり、寛政二年城主より褒賞を加ふ、時に平六五十四歳なり、

○志多町 志多町は喜多町の北につゞきて、地ひくきを以て下町の名ありと云、東明寺の境内に限り、西は廣濟寺長屋宅地なり、に隣り、南は喜多町にて、北は赤間川を界とし、對岸は小久保村なり、家數四十七、赤間川の際に惣門あり、

志多町橋 惣門の外赤間川に架す、或は東明寺橋とも號す、長八間餘、幅二間、この橋をわたりて行けば、松山及中仙道熊谷の宿への通路なり、

東明寺 稻荷山稱名院と號す、時宗にて相模國藤澤清光寺の末寺なり、開山遊行一遍上人正應二年八月廿三日示寂す、本尊虚空藏立像にて慈覺大師の作なりと云、靈驗あらたなるを以、深く秘してたやすく拜することをゆるさずと云、鎮樓 鐘に寛政六年の 稻荷諏訪天満宮三社の塚上にあり、こ

年當所夜軍の記に、難波田彈正が東明寺口の古井に陥て死せしと見えたるは、此所にて廢井を埋みてその上へきぎし塚なりと云、三社の内諏訪明神は、難波田が靈を祀りしなりと云、この塚のわたり七間ばかりもあるべし、又云寶曆の頃まで境内の南の方に塚ありしを、住僧隱宅をつくとてその塚をこぼちしに、體四五百ばかり出たりと云、この諏訪の社もその塚の上にてたてしなりとぞ、よりにおもふに、難波田が降りし井戸も、今の所にてはあらざるか、長昌寺靈鷲山と號す、曹洞宗なり、當寺は今の城主世々の祈願所にて、城主に従ひてこの地にうつりしと云、境内の地は瀬戸屋

と云もの、幽棲の所にて、其迹を庵室とし枯木庵と號し、普宥と云禪僧すめり、長昌寺移り來りしなり、本尊聖觀音の立像なり、

○宮ノ下 宮ノ下は城北の屋敷町の東の端を云、こゝに氷川社ある故にこの地名あり、これも十町の外たり、

氷川社 祭神は五座素戔鳴尊・奇稻田姫命・大國主天神・御魂乳神・手摩乳神今は手摩乳神を除きて四座なり、人皇三代

代欽明天皇即位八年辛酉の秋、當社氷川を勸請すと云といかゞはあるべき例祭正月十五日・九月十五日行はる、中にも九月は十日より氏子のもの、よりつどひて頗るにきはへり、昔は伊樂・角力などを興行せしが、慶安元年より神輿をわたり同四年より萬度をいたし、又屋臺など云ものを大路をわたすとなり、元祿の後は彌さかりにして、上五町、下五町とわかち、きそひて種々の遺物を出し、祭禮終りて十六日に至れば、各町々にて躍り舞ふことあり、これを俗に笠脱と云、これらの故事今に至るまでかはらず、當社古より始終おとろへずして、神徳さかりなりしにや、昔太田道灌沙彌當所に在城せし頃、社頭にまふでてよめる歌の詞書に、氷川の社に奉納の和歌をすめられて、老らくの身をつみてこそ武藏野々、草にいつまで残るしら雪、神輿藏 神樂殿 供所 末社 天王社 三峰社 子權現社 天神社 八幡社 春日社 疱瘡神社 稻荷社 山王社 雷神社 人丸社 神職山田伊織家の支配なり、

○高澤町 高澤町は本町の西のつゞきにて、高札場より西の直路なり、西は小久保村の内石原町にとなり、赤間

川を堺とす、南は南町および養壽院門前に接し、北は喜多町に隣り、此所は古竹澤九郎と云人起立せし町なるゆへ、竹澤町といひしを、又かさはととなふるより、文字も今のごとく書りと云、この九郎は竹澤右京亮が子孫などにや、

稻荷社 六塚稻荷又六丘稻荷とも呼ぶ、相傳ふ昔太田道灌の地に住せし時、荒野を開かんとして、古丘六つを穿崩して、そのあとへ稻荷六社をたてしが、其後五社をば廢して、この一社に合祀すと、又云さにはあらざ、眞實當所在城の頃、建立せし六所の稻荷と云は、今も猶存せり、それは同心町・本町・志義町・城内下川又左衛門が屋敷の内、うき島以上の五社と當社とをあはせて六社なり、ゆへに六塚の名ありといへり、

見立寺 壽昌山了心院と號す、淨土宗、當所蓮馨寺の末寺なり、開山感譽後に遊行して終る所をしらず、故に其首途せし天正二年五月十八日を以て、暫らく命日とす、感譽俗姓は北條氏にて氏康の子なり、城主大道寺駿河守政繁が母、法證實泡院柔譽光澤蓮馨とて、永祿十年八月十二日卒す、この人蓮馨寺起立の時、假堂をか境内に建置しが、蓮馨財をすて、永續せしめ其菩提を祈りしとぞ、其頃は寺號も建立寺とかきて、かの寺の塔頭なれども、火災をさけて後にこの所へうつりしなり、今も蓮馨寺の境内に六段畑と云所あり、是當寺の舊跡なりと云、本尊三尊の彌陀を安ず、又内佛に彌陀の像あり、長一尺四寸、秋葉社

大蓮寺 是も同宗にて同末なり、來迎山紫雲院と號す、開山は本山と同人にて、開基は大道寺政繁が母蓮馨尼なり、

本尊は彌陀三尊坐像にて、長三尺ばかり、首のみは惠心の作なりと云、

一軸傳教大 彌陀畫像一軸 慈覺大 師筆 鐘樓の銘あり 二十五菩薩畫像一軸 惠心僧 鐘樓の銘あり 八幡社 三峰社 太子堂 秋葉都筆 鐘樓の銘あり

○南町 南町は札の辻より南にあるを以名づくると云、昔は灰市場とて灰をひさぎしもの居し所なり、今も灰をひさぐ家二軒あり、此往還は南より北へ開けて札の辻に至り、こゝを限として東明寺村の飛地と高澤町とに接せり

東は本町・多賀町に接し、西は行傳寺・養壽院門前町に限る、南は鍛冶町及び東明寺村の飛地にさかひ、北は高澤町に及び、

長喜院 冷月山と號す、曹洞宗、喜多町廣濟寺の末寺なり、天文・永祿の頃大道寺駿河守が甥、大道寺権内長喜と云もの此地に住せり、後遺跡に當寺を草創す、此人永祿五年十二月十一日歿せり、法名を冷月長喜居士と號す、よりに山號寺號とせり、開山大翁文廣文祿元年 鐘樓 鐘は延享五年九月廿三日寂す、本尊釋迦を安ず、 鐘樓 鐘は延享五年

辨天社 白山社 養壽院大門の南側にあり、本山修験にて如意山と號し識法院また熊野堂とも云、俗姓は榎本氏にて、その先は紀伊國熊野より來り住せしと云事は、本町にすめる彌左衛門が條にのせり、本尊不動は立像にて長二尺五寸ばかり、興教大師の作なりと云、

○養壽院門前町 養壽院門前町は南町の西につゞけり、その餘高澤町の西及杉原町の北にも、同名の町少しばかりあり、

養壽院

青龍山と號す、寺傳云寛元年中河越遠江守經重開基す當時は密院にて昔圓慶と云僧住職せしかば、天文年中時の住僧隆專、曹洞宗大源派の僧扇叟が徳を慕ひ、其身住持職を退きて扇叟に譲りし故、今扇叟を開山とすと、然るに今本堂に掛る鐘銘をみれば、是圓慶が勸請によりて、遠江守經重大且那として造りし由を彫る、因てをもふに此鐘ある故に、今經重が開基なりと云説を唱ふるが、抑此鐘は日吉山王社前ものなることは、下に出せる銘文にも歴々たり、又もとの河越上戸村日吉社別當修驗、大廣院の縁起によるに、阿闍梨圓慶は大廣院の歴代の内にて、平經重は彼院の大且那なり、況日吉山王の文あるときは、此鐘上戸大廣院のものなること論なし、おもふに天文中の住持隆專と云もの、大廣院の支子などにて當院を開きしな、後洞家に歸伏して扇叟に住職を譲りしか、されば其實は隆專を開山とし、扇叟を中興法流の祖とも云べきか、扇叟は永祿四年三月十五日示寂せり、今相模國高座郡遠藤村寶泉寺の末山となれり、本尊寶冠の釋迦を安ず、又開基經重が寄進せし鐘を本堂にかく、款文に銘をしるす、

武藏國河肥庄

新日吉山王宮

奉鑄推鐘一口長三尺五寸

大檀那平朝臣經重

大勸進阿闍梨圓慶

文應元年大歲十一月廿二日

鑄師舟治久支

大江眞重

或云この鐘は喜多院の鐘ならん、曹洞宗にては自古に縁なし、亂世の際仙波より取來りて當寺へかゝげしならんと、又云この新日吉山王は、今の上戸村の山王社なるべしともいへど、別に此邊にこの社ありしやさだかならず、されど上戸村大廣院と云修驗者の先祖に、阿闍梨圓慶と云名ありと云ときは、上戸村の山王なるにや、御打入の頃は扇叟より三世の住僧存舜が時なり、その頃賜はりし御朱印の文左にのす、

寄進 養壽院

武藏國入間郡河越之内

拾石事

右令寄附訖、殊寺中可爲不入者也、仍如件、

天正十九年辛卯十一月日

存舜は深く東照宮の尊慮にかなひければ、御遊歴のたびごとにしば、渡らせ給ひしとなり、或は當寺へ御止宿ありしこともあり、又境内のさかひも、御遊歴のとき持たせたまひし御杖のさきにて、限りを示したまひしかば、其所に葉おひたる切竹をたて、標しけるなど、かたり傳へり、其後境内の地杉原町の方へ出し所へ、城主より馬場をつくらんとてその地を收め、代の地として高澤町の内にて、そこばくの所をあたへたり、これ寛永年中の事なりとぞ、かゝる御由緒あれば、松平伊豆守以來代々城主より住僧へ、禪堂 白山社 山王社 書簡をあたふるを例となすとぞ、

此社に三十六歌仙の額をかき、その額の書は本阿彌光悅の筆にて、畫は土佐家の畫きし所なり、今は別當寺のもとに收め

妙見社

毘沙門辨天大黒社 塔頭 千壽院 山と

妙昌寺跡

東側に多賀町藥師堂の後に、あたれり、後野田村へうつる、

○杉原町 杉原町は養壽院門前町及志義町・寺井三村と

入あひの地なり、これも十町の外なり、

○行傳寺門前町 行傳寺門前町は、南町の大通より西へ

折れ廻りて行く往還なり、又杉原町へ出る間を新門前と

云、元和年中にひられし所なりと云、

行傳寺

日蓮宗にて池上本門寺の末寺なり、朝田山と號す、開

日山は本山第四世の住僧にて、永徳元年九月七日化すと云、この寺昔は今の城中内郭の所にあり、城引移しのとときもそのまゝたてりしを、天文年中に至りて城下松郷へ移され、かしこにあること數十年なりしが、元和五年三月朔日回祿にあひぬ、明る六年二月十九日今の地へ、寺寶 經文一葉 七八寸うつりしよし、寺記にのせたり、

半助法號宗昌授 蔓茶羅一幅 日朗の書 題目一幅 書なり、同

科止觀一部 大僧正天海手澤の本なりと云、奥書に元和元丁巳曆玉律上旬、西京於北野經堂常明寺宗存令刊

招之畢、又法華文句科止觀の末に、此科文句廿三帖之内、仙波二老所化慈心坊以秘計、於江戸從南光僧正文庫之内取出、令感得茲而已、于時寛永元稔(太才甲子)仲春時正日、河越之内朝田山行興寺第四繼蓮行專院日格とあり、大鼓一徑三尺一寸无古色に見ゆ、相傳ふ昔松山城中にありしものなりと、いかなる故にか、もこの城主酒井謙政守忠勝が家人、田中某當寺へ寄進せしと云、銘文な 古過去帳一冊 延ければ造りし年代はしるべからずと、

明應の頃を始として多くの法名を記せり、中にも松山の上田氏、世々の諡號俗名をのせしなどは、考證ともすべきものなり、その餘にもかゝる體多けれど、大抵國中の人物 惣門

元和九年五月廿八 中門 相傳ふ此門は昔當城の上戸にあり

寄附せし所なりと云、いかさま四百餘年のものと見えて、兩

柱に虫食し痕多し、葦葦にていと古質に見ゆ、朝田山の三字

をかゝぐ、落款に大明虎林白山人陳氏元、 本堂 本尊三寶

口姜都市正嫡、梅峰悠々翁、敬書とあり、

鐘樓に移して、今は樓のみ立り、 三十番神堂 大黒の像を

稻荷社 疱瘡神社 黒池菴 塔頭 愛正院 今は廢

院 是も今は廢す、昔は此二院の外にも塔頭多かりしが、寛永

年中不受不施の戒律を偏執せしにより、院主の罪を蒙て廢

○多賀町 多賀町は南町の東側なる横町にて、夫より猶

東行して江戸町の大路へ通ずる往還なり、もと桶を作る

ことを業とせしもの、開きたる町なれば簡町と名づけしを、後に假借して多賀町と書かへしとなり、故に昔より桶工の役銭を出すをもて、今に至るまで諸役を除かる、其地は東は江戸町に続き、西は南町にて、南は鍛冶町に隣り、北は本町に接せり、

撞鐘櫓 西北の方常蓮寺の入口にあり、三重の櫓なり、此櫓の鐘にて十二時を報じて城下に便す、昔の鐘は破壊して永應年中城主松平伊豆守信綱再造し、萬治四年田三段を附して永續の料とす、その後また破壊せしにより、行傳寺の鐘をかりてこゝに移せしと云、元祿八年八月の銘文あり、この櫓の西隣に鐘撞屋敷とて、領主よりたて置所の邸あり、

常蓮寺 天台宗、仙波中院の門徒なり、瑞光山醫王院と號す、開山を觀智坊と云、年代詳ならず、昔は本町にありしが、元和年中此地に移れり、本尊藥師 稻荷社 金毘羅社 立像長二尺、行基菩薩の作なり、

衰善清七 大坂屋さいへる商人なり、母に事へて孝なり、年老少しくも母をして憚らざらしむ、色養の孝大方のもの、及ぶ所にあらずとて、領主大和守これを聞、生涯一口の扶持米をあたへ、かつ清七にも種々のものを賜ひて、その孝養を賞す、時に天明二年なり、

○志義町 志義町は昔鳴善吉と云し鍛冶の開きし所なり故に鳴町と號せり、今志義町とかくは假借なり、此地元は馬場ありて城中の士の調馬せし所なりと云、東は上松江町に続き、西は妙養寺門前町に限り、南は松郷及び脇

田村に隣り、北は鍛冶町及び多賀町の内同心町、東明寺村の飛地、及び南町の内行傳寺の新門前等に接す、東西へ通せし往還なり、

小名 御花島 南側の裏にて、蓮馨寺の境内へそひし所なり、中古花崗のありした、後武家の宅地となり、又變じて陸田とされり、故に此地名ありと云、

稻荷社 土俗に鳥山親塚稻荷と號す、文正三年四月十七日、別當正國院清須がえらびし縁起を閱るに、文正元年太田資清入道眞川越城を築き、矢倉を作らんとして足代をかけ、自ら登りて四方をのぞみしが、茫々たる原野にして目にさ、ゆる陰もなかりしに、たゞ一叢の森ありて、富嶽の望をさ、えたるをうらみ、人をして其森樹を剪取らしむ、これ當社の地域なり、然るに森の中に石の小祠ありて、内に小筒あり、首尾の口に丸き鑿あり、これ守護の神符などを納る、ものにやあらんと、携來りて道眞に示す、道眞これをとりて、首尾の金具を去りて見るに、筒は竹にて造りたるものにて、上をつゝみたる錦大抵朽はて、金具の下にわつかのこれり、さて筒に題して願主河嶋武盛とあり、内に藏めし書あり、其文に、

源家勝平怨敵退散、子孫長榮、大願成就守護、
承安三癸巳天四月十七日
五社大明神 神主神谷土佐守
阿波禮阿那於茂志呂、阿那多能志、阿佐惣劍惣住、
素盞鳴尊 祇園大明神
譽田別尊 八幡大神宮
倉稻魂尊 稻荷大明神

天兒屋根尊 春日大明神

猿田彦尊 白髭大明神

宮川の清き流にいさみして、思ひしこの叶はぬはなし、大麻のはらひにあへば身のとも、悪魔不淨も拂ふ追風、千早振あめは木末の葉をわけて、あらぬは人の命なりけり、右の書を道眞披見して、これ當城成就の吉兆なりと大に悦び、城普請の間は、城より坤の方へ假の宮をかまへてこゝに勧請しつねは神酒を供して信心淺からず、營築事畢て後道眞おもへり、この神全く富士山を見んとて森の木を伐し、ゆへに見出したるを以、五社の明神を拜す、且富士は三國に跨れる大山なり、當三國第一の利を得んこと必せりとて、彌崇信せしとなり、此説いぶかしきこともあれど、姑く社傳のまゝを記す、

末社 金毘羅社 別當 常學院 當山修験なり、社傳を尋所の城主太田道眞が子僧正國院清須を別當職とす、當社の縁起は其頃清須が記し置る所と云、其後いつの頃よりか、社家を置いて神事を司らしめしが、天和年中社家三宅主馬家産衰へて困窮大方ならず、茲に於て吉見領へ移り住せし故、神職は廢せり、其後再び別當の僧をおく、是今の常學院の祖なりと云、 瑞嚴菴

○妙養寺門前町 妙養寺門前町は志義町の西のゆきあたりにて、門前の通及び六軒町の横町を西へをれて、野田村の内境町に隣り、されどもとより片側の町なり、妙養寺 蓮信山と號す、日蓮宗、甲斐國身延久遠寺末、相傳ふ昔日蓮諸國行脚の時、仙波尊海僧正と、曾て叡峯同學の好あるにより、其室を尋んとして此地に投宿せしとき、旅宿の夫婦の者深く歸依しけるにより、日蓮法名を授けて、夫

をば蓮信といひ、婦をば妙養と云、後終に宅を捨てて寺とし、勤業怠らず、終焉を遂げるまで、其後荒廢せしを遙の後天文七年僧日在再興して、法華の道場となし、彼夫婦の者の法名を以山號寺號としけるとなり、其かみは松郷の内久保町の北側に有て其地に住める、惣右衛門と云は則開基蓮信妙養が子孫なりと云傳へり、其後當寺の此地へ移りし年代は詳ならず、或は云元龜元年のことなりと、されどたしかなる證據あらざれば、いかゞはあらん、抑當寺の事は「高祖年譜考異」にも見えたり、云、川越有居士靈蹟、有精舍號蓮信山妙養寺、此其所乎、寺主曰、相傳是居士遊學之地、年月不可知也、其舊蹟なること知べし、中興開山日山天正三年十二月三日寂す、本尊三寶を安す、 鐘樓昔の鐘は破元年に改め造りしかど、舊銘を彫る、其文に、

妙養寺鐘銘并序
武州川越蓮信山妙養寺、相傳
高祖遊學之處、居士蓮信、其妻妙養、篤奉三寶、遂歸我祖、捨宅爲寺、故以名焉、而今住持沙門日怡、合衆檀力、新鑄大鐘、不日成、使余爲之銘、余雖老且懶、曾與怡公同學也、不可得辭、應其需云爾、 銘文

元祿十三庚辰霜月吉日
番神堂 妙見堂 七面堂 稻荷社 和樂社 享保三年七
祭神詳ならず、今は社破
壞して未だ再造せず、

褒善善助 天性質實にして、よく父母の命を守り、開室をもあざむかず、孝養をこたることなかりしかば、その誠心の聞えありける故にや、天明二年領主より賞して、生涯月俸一口を興へしといふ、時に年三十九歳なり、

○塚町 塚町は妙養寺門前の通と六軒通との間、及其後背の町通を云、この所東側は松郷の地にて西側は當所の地なり、故に塚町と號す、古はこの地に御鷹部屋ありて餌指十人こゝに住せし故、餌指町といひしとなり、

○鍛冶町 鍛冶町は南町の南の續きにて、志義町の中程へ横に通ぜり、天文・弘治の頃鍛工平井某と云もの相摸國より當所へ來りて住す、その門人鳴惣右衛門・同内匠・加藤甚兵衛などと云もの、これかれ十餘人こゝに住して其業を專とせし故に、鍛冶町の名あり、其頃より鍛冶の運上を出せしによりて、今も諸役免許なり、

金山社 祭神は金山彦命とも、天目一箇命なりとも、云、鍛工の守護神なり、例祭二月十五日、

法善寺 一向宗、京東本願寺の末なり、自然山寶林院と號す、或は華界院とも云、縁起を關るに當寺は昔眞言宗にて丹州水上にありて門徒十五ヶ所の本山なりしに、寛正元年時の住僧、法印良應こゝに移住して當寺を起立し、良祐・良全・祐智・祐惠・良海に至るまで、六代相續して古義の宗風を尊ぶ然るに良海は上州の人にて、先住祐惠の法嗣にて、碩學の沙門なり、祐惠京師にあそぶの日良海も隨從す、時にたまゝ蓮如上人城山科郷野村の坊に於て親鸞相傳ふ宗義弘通の時なり、惠、海二僧共に山科へまふで、遂に教化をき、歸依の志發りしかど、改宗せんもさすがにいかゞなれば、文龜元年

役を勤めて謹厚なるを以て、文化元年四月領主より褒賞して、永く苗字を名乗ることを許せり、渠は古き世の事を好みて、當郷の古蹟を搜り、一書を著し三芳野名所圖繪と名付け、今も家に藏せり、又この家の下男に兵右衛門と云者あり、曾て與兵衛病にそみて、治大病に至らんとせしとき、讃州象頭山へ詣で、主人の病平癒のことを立願し、丹誠をこらしけり、其誠忠郷里に感歎せられ、おのづから領主へも聞えけるによりて、與兵衛平生人を撫するの篤實、兵右衛門が主人へ事ふるの誠忠、兩ながらありがたしとて、與兵衛と同時に賞して若干を與へり、

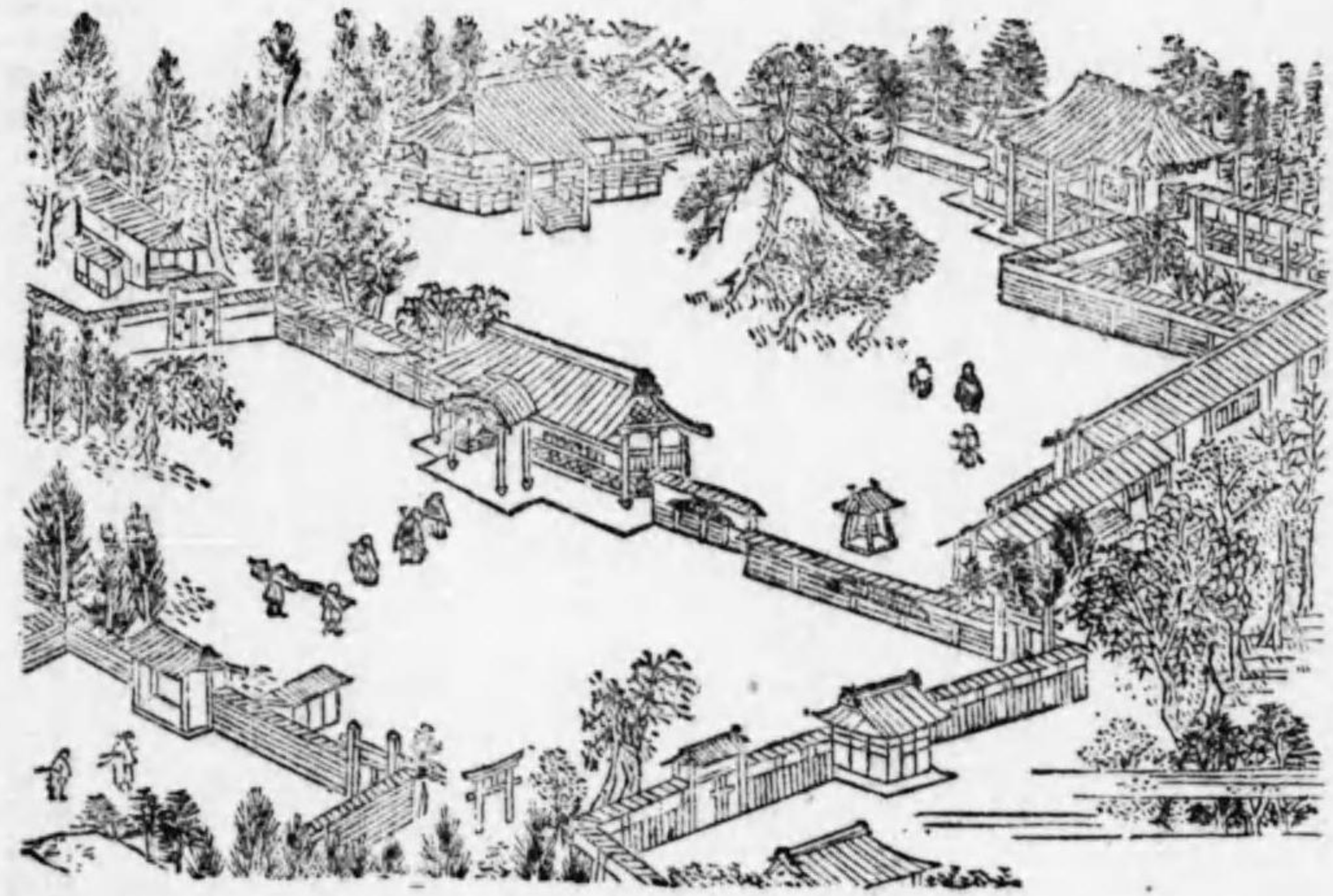
○上松江町 上松江町は城の末の方にて、江戸より城下町へ入る所なり、北の方は江戸町に續き、東は南北の久保町に接し、西は志義町及び松郷に堺ひ、南も又松郷の地なり、相傳ふ往古此邊より仙波の邊へかけて大なる沼あり、この沼に生る鱸魚其味殊に美にして、かの唐土松江の巨口細鱗にも劣らずとて、松江と名づけしが、唱は字の訓を用ふること語路の便なるにより、かく號すといひ傳ふれども、いかゞはあらん、古よりこの地月ごとに四日・廿日の市立しが、近き頃は五月四日・十二月廿四日のふたゝびのみ立り、

褒善新六 此町に酢を賣者に市郎兵衛と云ものあり、新六は彼が下男なり、父を彌兵衛とて埼玉郡極遺川村に住せり、初め新六十四歳の頃より、主人市郎兵衛がもとに年を期して仕へしが、其頃は末だ市郎兵衛が父某産業を專つとめし頃なりしが、ついで某歿して程もなきに又火災にあひ、生産いとやつしく、酢を造ることさへいとなみかねしを、新

六はこの時に當りて専ら酢を造ることをつかさどり、すこしも怠る色なし、これ俗にとらしと云ものなり、然るにこの邊酢を賣る家も多きに、とうしの寡きを患ひ、争ひて新六を招き、多く俸金を與へんと云しを、曾て志を變ぜず、いとまあれば主人をたすけて田畠を耕すも、もとより馴ざる業なれば、勞苦なか／＼にたゆべからざれども、少しくも厭はず、こゝに市郎兵衛が妻歿して子五人ありしかば、いよ／＼産業に苦めり、然るに新六その幼穉の子を介抱して、はごくむこといとまめやかなり、其後長子市郎右衛門が妻も亦うせて、これも三人の子あり、幼兒に至りては乳を呑ほどの兒なりければ新六近隣を乞ひ廻りてやうやくほすことを得たり、かくまで主家を維持しけれども、己が心にいさ、かも驕慢の色なく、主従の禮義もかゝざりし、或は夫役にき、れて其事に赴けば、勤に服すること甚だ謹慎なり、見聞する人感賞し、或は彼が貞實に服し、抱へて下男とせんといひ、或は養ひて子とせんといひしものあれど、皆辭してつかず、故郷よりも歸を促しければ、半途にして已めんは本意なしとて、妻をも迎へずして主家の事にかゝつらひ、前後四十八年が間少しも怠らざることを豈美事ならずや、領主大和守聞て是を善し、錢若干を與へて褒賞せり、時に寛政元年七月新六が六十二歳に及びし時なり、其後四年を経て歿せり、

○蓮馨寺門前町 蓮馨寺門前町は、猪鼻町の南の續きなり、蓮馨寺の惣門より東を堅門前と云、新田町の方を南門前と云、家數凡て百十八軒あり、
小名 鉦打町 古此所に遊行派の道心者、本阿彌陀佛と云もの兩三人と共に住せし故この名

蓮馨寺圖



りあ
 稻荷社 本阿彌陀佛が勧請せし社なりと云、故に土俗に本阿彌稻荷と號す、
 蓮馨寺 孤峰山寶池院と號す、淨土宗、京都知恩院の末、關東十八檀林の一なり、開山鎮蓮社感譽存貞は當所の城主大道寺某が姪なり、初め小田原の傳譽寺に投じて難染す、下總國飯沼弘經寺の鎮譽及び増上寺の果譽等の嗣法にて、當國足立郡平方馬蹄寺に寓居す、天文の始時の城主大道寺駿河守政繁が母、感譽に歸依して家人相澤持重と云ものを使として招請す、感譽これに應じ城下へ來りて、假に坊舎を營みて居る、其後改めて一寺を建立せしもの則當寺なり、これ政繁が母菩提の爲に營みし所なるを以て、その法諱寶池院柔譽光澤蓮馨大姉の字をとりて、寺號院號に用ひしとなり、かの假の坊舎につきて一寺とせしものは、今の高深町の見立寺にして、感譽を開山とす、後感譽は永祿六年當山より江戸の増上寺に轉住し、同九年辭して當寺に歸る、明年八月十二日蓮馨尼歿す、則感譽導師たり、感譽は天正二年五月十八日歿す、殊に高德の人にて、在世の時開闢する處の寺院若干あり、高深大蓮寺・清戸長命寺・信州網走安養寺・相州岩瀬大長寺・深谷專念寺等なり、信徒三千人、弟子六百人、その上足は増上寺觀智國師淨國・勝願二寺の開山清嚴幡隨意院善壽寺の兩開山幡隨意大光院開山吞龍大善寺開山讚譽等なり、感譽が化導の廣きこと知るべし、當寺は天正十九年十一月寺領二十石を賜はれり、其地古は五村に散在せしが、松平伊豆守が領主たりし頃、寺領をかへて今の如く門前の地を領すと云、今の堂宇は桂昌院殿の御寄附なりと云傳ふ、本尊彌陀の三尊坐像にて長二尺五寸許、佛工安阿彌夢中の告によりて、彫刻する所にし

て無雙の靈像なりと云傳ふ、寺寶 三具足一組紀伊綱敷寺寶及制札書狀等に載す、 信院殿の寄附し賜ひしものなりと云、地藏像一軀彫刻せし所なりと云、 十念名號一軸聖光上人眞筆なり、 圓頓戒秘決大綱集私記一軸 圓頓秘決已證一軸 別授菩薩略作法一軸 圓頓大乘妙戒手次一軸 述開制文一軸 淨土布薩一乘戒許句一軸 九條袈裟一頂松影視一面 阿彌陀經傳通記田地讓與狀各一軸右三品は良忠上人より良曉上人に與へし物なり、 光明寺代々手次一軸 授手印抄一軸 名號三軸一は尊胤親王御筆、一は彈誓壽經二軸、光明皇太后御筆、 阿彌陀經一軸尊胤親筆、 三重卷物一軸尊胤親筆、 熊野三段式一冊 護念經二冊 當麻大曼陀羅一軸 雲中出現彌陀畫像一軸 涅槃像 大曼荼羅一軸 黑本尊眞影一軸 采幣一握金銀の金具を用ゆ、元の城秀吉制札一通 太閤

武州川越 蓮馨寺 同門前 見立寺 禁制 一軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、一放火之事、

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、一放火之事、

一對地下人百姓非分之儀申懸事、右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科者也、
 天正十八年五月日 印

全阿彌酒井與四郎往復書狀各通
 返々蓮けい寺之事、門前寺中さいへは如前々に急度以折紙可被仰付候、爲其中入候、依而蓮馨寺一筆申達候、以上、
 寺中門前并茶藪場共如前々被仰付候間、竹木押立萬事無非分様に可被仰付候、向後諸役停止候、此等之趣、從某方御内覽可申入由、依仰出如此令申、恐々謹言、
 十二月九日 全阿彌 酒井與四郎殿 參人々御中

返々蓮馨寺之儀次第如前々可有之候、蓮馨寺之儀に付而兩度預御折紙候、如前々之少も無疎意申付候間、其段御心得可被成候、彌無沙汰申間敷候間、可有御心□に於此地御用事候は、可被仰付候、恐々謹言、
 十二月十九日 酒與四 宜花押

全阿彌參

下馬札 表門 本堂 鐘樓の鐘をかく、東照宮熊野を合
秋葉社 享保八年元の城主 辨天社 稻荷社二字荷、一は猪鼻稻
祐稻荷と 地藏堂 地藏は石の立像にて長五尺許、子代り地
方の浪客諸國武者修行の時、此地に來りて彫刻せし所なりと
云、大和國高市の里六道の辻の地藏を模せし所なりと云、側
縁起あり取らず、又開山の像且了譽聖上人の像もあり、か
の遊佐將監が子孫は、松平伊豆 五智堂 五智如來の立像は眞
守が家人となりて今に存せり、又海寮 中門にあり、又
閻魔の像を安ず、此堂古は門前の西側にあ 教海寮 中門に向
りしが、こゝへ移せし年代は詳ならず、 信誓と云り、
信誓と云り、 學寮 中門に向て右にあり、往古は二十軒程あ
しば、同様に今にあり、この一字をのみこせり、

○町郷分 町郷分は城下町十町より持添の耕地なり、元
城下町もなべて郷村なりしを、後世町並となりたる割殘
の耕地なれば、地形他村と犬牙して廣狹定かには辨しが
たし、其地は大抵町の裏に續きたれど、それも一やうな
らずと云、

○松郷 附新田 松郷は仙波新田より城下町への取付にあ
り、江戸への行程は十二里に及ぶ、三芳野里山田庄に屬

す、村名の義は既に上松江町に記せしごとく、古は松江
と書て漢土の松江に擬せしと云説あれど、現に埼玉郡騎
西町大英寺に藏する、弘治二年北條家より出せし文書、及
び正保改の郷帳にも松郷と載たれば、全く郷江草書體
相似たるより、たま／＼松江と誤り記して附會せしもの
なるべし、今村内を中松郷・下松郷と分ち呼べり、上松郷
は後年町となりしゆへ、中下の名は残りしなりと、又下
松郷の内に六軒町・大工町など云小名あり、こゝはかの城
下町に續きたれば、いつとなく町家軒をならべて町名の
唱あれど、尙郷村に隸すと云、下小名の條見合すべし、
村の廣さ東西二十八町餘、南北七町許、民家二百九十餘、
かの町並に住し、農耕のいと多種々の物をひさぎて生産
を資く、村の四境東は伊佐沼村に及び、南は大仙波・脇田・
野田の三村に接し、西も亦野田村にて、北は志義町・上松
江町、及町郷分にあたる、土地平にて水田多く陸田少し、
水の便あしきを以てしば／＼旱損す、領主のことは城に
付て遷りかはれば是に贅せず、檢地は慶安元年松平伊豆
守領せし頃糺せり、夫より後延寶三年・元祿七年松平美濃
守武藏野新墾の地を檢せり、其他は當所より南の方一里
許をへだて、今福中福砂久保等の村々にそひてあり、
高札場 江戸より城下町へ往
街道の入口にあり、

小名

大工町 志氣町の大道の内にて、北の方へよりたる
町なるゆへかく名くと、今この 中原町 大工町の西に續け
小路の東側は侍屋敷となれり、 丹の者を入をきし、牢獄ありしと云、是は元の城主松平伊
豆守信綱天草陣のとき、生捕にせしものをつなぎ置し所と
云、こゝも東側は侍屋 六軒町 橋本勘解由と云人始てこゝ
敷となれりと云ふ、 南の方より城下町へ入る所なり、大仙波・脇田仙波新田等入
會の地なり、此所に組屋敷あり、江戸への往還なるを以て
かく呼ぶとぞ、町の東の後に赤座と云所あり、昔藜某と云
者開きしゆへ、その氏を以て小名に呼べりと、今はみな侍
屋敷な 鐵炮町 上松江町より猪の鼻町へ通ふ所なり、元此
領主たりしとき、鐵炮鍛冶國友佐五右衛門と云者 瀬尾町
を呼下しておきしゆへ、此町名のこれりと云、 西の方にあり、昔北條家に仕へし瀬尾下總守と云人住せ
しと云、其詳なることをしらす、今は侍屋敷となる、

久保町 南久保町・清水町等侍屋敷の南 境町 妙瀬町
土器町 廣町 柏田町 矢取 番匠免 小屋坪 權
現前 赤田 柿木橋 塚田 留岡 長免 高ま、
松原 紅田 萌地 六反屋敷 松井屋敷
ゆな川 城の南の方を流る、小溝なり、此川の東北の方はすべ
て葦葎生ぜし沼なり、水底に水の涌出する穴七つあり

是を七つかまと呼ぶ、此沼至て深く、ことに彼七かまなどあ
りて、人馬の足たゞざることなれば、城の爲には備強の要害
なりと云、又沼の中に嶋のごとく築て稻荷社を立つ、依て浮
嶋稻荷といひ、又いかなるゆへにや、末廣稻荷といふ、持寶
院の
持、
九十川 村の東の堺へ少くかゝれ
牛來橋 久保町へ取付の小橋にて、小渠に架す、昔縁海僧正の
乘り來りし牛車の止まりし所ゆへ、かくなづけたりと
ふ、

稻荷社 昔此邊原野なりし時、久太郎狐と云野狐すみて人をた
衛門の
持寶院 三寶院派の
修驗なり、
褒善藤右衛門 市川を氏とす、藤右衛門は篤實なるものにて、
り永々苗字を名乗、且帶刀
すべきことを許せりと云、
褒善きよ 領主より褒賞して、扶持米一口を與ふと云、

○脇田村 脇田村は河越城下松郷の内鐵炮町の續きなり
山田庄に屬し、江戸への行程は前村に同じ、當村も松郷
とひとしく大抵城下町に續きて町並をなしたれば、四隣
の接界 および廣狹を詳に記しがたし、家數五十軒、昔
より城附の村にて、寛文五年松平伊豆守檢地すと云、

小名 猪の鼻町 城下町に横きたる町並な 新田町 今侍
なれり、此町の岐路を横新田町と呼ぶ、昔は大久保町と
へし由、是は大久保某住せし地なれば、この名ありといふ
西町 脇田新田とも云、こゝも寛永の頃より侍屋敷と
町 二番町 三番町 この三町も今は侍屋敷な 黒門町
久保 八幡新田 下の黒門町もおなじ

八幡社 八幡新田の 本地堂 神樂堂 末社 稻荷社 天神
辨天台社 別當萬歳寺 天台宗、城内高松院末、八正山無量
院と號す、本尊彌陀の立像長三尺許
惠心僧都の作
なりと云

稻荷社 民部稻荷と稱す、
由來詳ならず、
西雲寺 淨土宗、河越蓮馨寺末、佛名山常行院と號す、當寺は
昔清水町にありしを、天和年中にこのところらうつさ
れしといふ、三尊彌陀の
坐像を本尊となせり、
鐘樓 寶曆十年鑄造の 稻荷社 渡唐天神の像
鐘をかけり、

新編武藏風土記稿卷之百六十二 之終

○伊佐沼村 伊佐沼村は河越城の東の方十五町を隔つ、
江戸よりの行程十里、伊佐沼とて大なる池あればかく村
名とはなれり、山田庄に屬し、三芳野の里と呼べり、北
條役帳に百八十一貫三百八十二文河越三十三郷伊佐沼
山中孫七郎と載す、村の四境東は伊佐沼を隔て、古谷上
村・鴨田の二村、南は松郷に隣り、西は寺井三ヶ村及び東
明寺村町郷分に交り、北も町郷分寺井三ヶ村、且東明寺
村に及べり、東西へ五町餘、南北は四町に餘れり、民家
四十餘、用水は赤間川の水を引て田間にそゞり、水田
多くして陸田は殊に少く、やゝもすれば水損あり、村民
農業の暇には伊佐沼に出て魚獵し、又は蓮の根を採て川
越へ出す、正保の頃は松平伊豆守が領分なりし事ものに
見えたり、檢地は慶安元年・明暦三年の二度に、時の領主
松平伊豆守信綱糺せり、後開發の所ありて、そこをば享保
十九年秋元但馬守が糺せしことあり、御入國の後河越城

新編武藏風土記稿卷之百六十三 之

入間郡之八 河越領



新編武藏風土記稿卷之百六十三 入間郡之八

主の領となり、夫より引續き今も松平大和守が領知なり、
高札場 村の中心
小名 横堤 柳橋 北かぶ 清水町 折戸 南かぶ
赤間川 西の方町郷分より入、北の方
伊佐沼 伊佐沼に入れり、川幅四間許、
東方なり、當村及び古谷七村・鴨田の三村入會の沼なれ
ば、いづれの村と定めて屬せしところはなし、沼の長
さ十七町、幅三町餘、内にもとは大なる岩一つありしが、い
つの頃よりか沼の中にうづもれて、今は其形をも見へず、此
邊沼深く水淺けれど、無謝の類多く生じ、沼のへりには蓮
多く生じたれば、當村及び古谷本郷等の村民來て魚獵をなし
且蓮の根を採て生産
のたすけとなせり、
第六天社 醫王寺
稻荷社 同寺
醫王寺 天台宗、河越城内高松院の門徒、冷水山と號す、境内
に大阿闍梨圓顯元祿七年七月十七日と云碑あり、是は
開山ならんも知らず、門を入て正面に藥師堂あり、松平美濃
守の建立なりといへども、何れの頃と云ことを知らず、當寺
の本尊藥師は木像にて長一尺八寸許、行基の作と云、境内別
に本堂なければ、此像をも合せて爰に置り、此堂洪水の頃は
自然と浮上り、水のひた
すことなしといへり、
阿彌陀堂持、
○杉下村 杉下村は松郷の耕地の内に包まれてあり、山

田庄に屬す、江戸への行程十二里、相傳ふ當村昔は河越城内東の方に有しを、松平伊豆守信綱城主たりし時、城内の地を廣めんが爲今の所へ移されしと云、東西も南北も其徑り一町許、四邊は皆松郷なり、水田多く陸田少し民家十軒、當村は小村なるにより神社寺院もなく、城下町なる氷川明神を鎮守とせり、

○小仙波村 小仙波村は河越城の南に密邇す、此村分村の後大小を以て唱を分つこと、大仙波條に辨するが如し山田庄仙波郷三芳野里と號す、江戸より行程十四里、民戸八十六、東西廣十五町、南北六町、四隣東は高島、八島二村、南は大仙波村、西は松郷、北は松郷の耕地なり、其土は野土眞土錯れり、地に高阜ありて水陸の田相半す、用水は處々涌出する水を沃て耕す、水損の患多しとす、檢地の年代詳ならず、慶長十七年全村五百石、悉く喜多院

に寄附せられて、永く檢斷使不入の地となる、喜多院領のなるに似たり、下條參考すべし、故に今御神領と呼べり、村西松郷の中に飛地あり、高札場黒門前にあり、

小名 蓼 深町 琵琶橋町 辨天町 雙六町 やつおさ 九十川 川幅六間、村東の界を流る、伊佐沼の洗堰より出て、下流は扇河岸に達せり、

琵琶橋 村の乾東黒門の脇に在、昔尊海僧正此地に來し時、偶盲者在て携たる琵琶もて、このながれに架してわたらしめしと云傳ふ、いまは石もてつくれり、

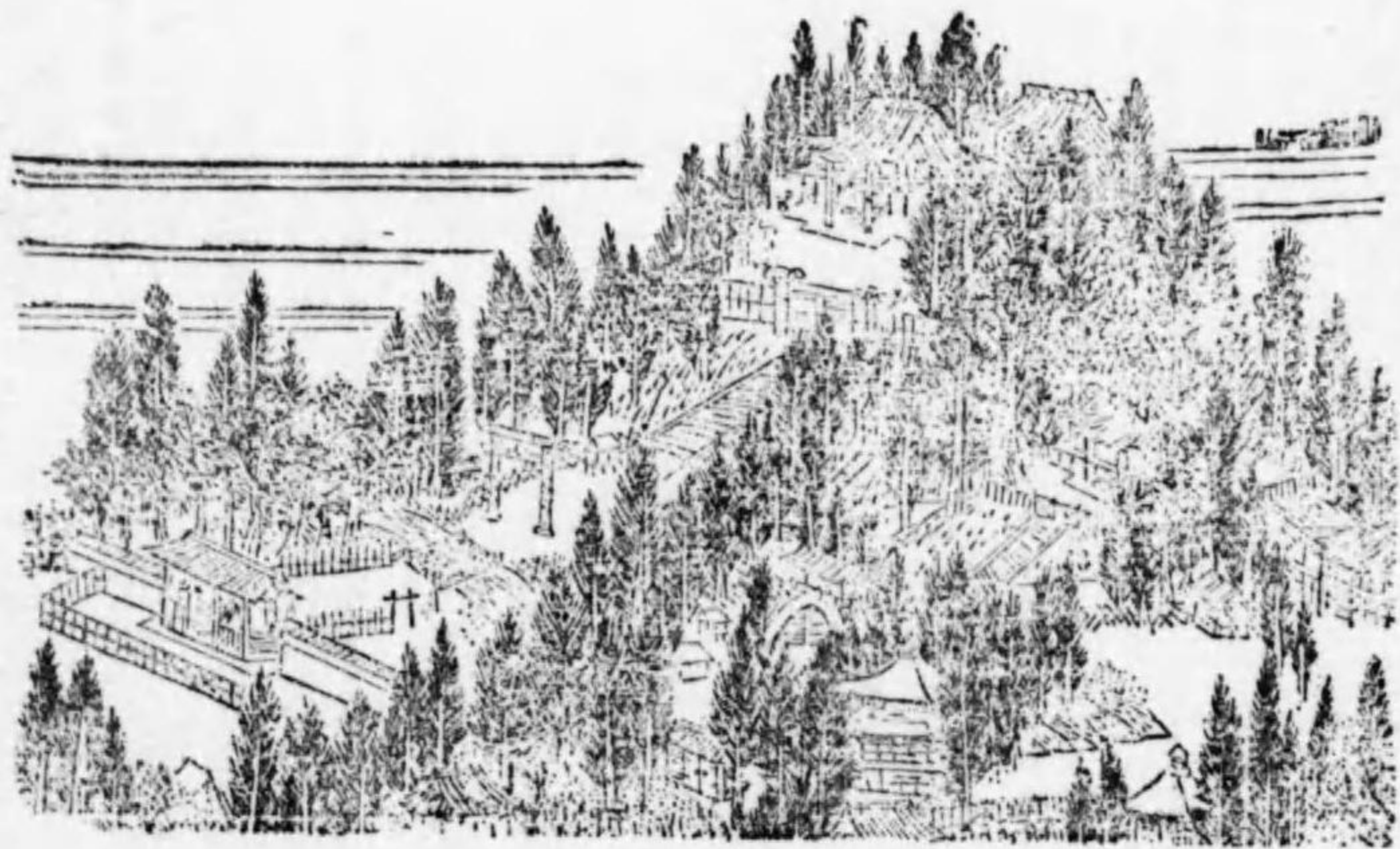
東照宮 御宮草創の起は、慈眼大師の發願にして、寛永十年正月十三日より經營を始め、山を築くこと高五間、宮作成て鎮座し奉れり、然に同十五年祝融に逢て烏有となる、依て大猷院殿命を河越城主堀田加賀守正盛に下し給ひ、改造の功を起して莊嚴善美を盡せり、是より以來御造營ことに官より修理せらる、寛永十七年の棟札今に存せり、

聖主天中天 伽陵頻迦聲 哀愍衆生者 我等今敬禮
御願主 征夷大將軍源家光公
奉造立仙波星野山東照大權現御社一字所
御導師 山門三院執行探題法印大僧正天海 御大工 木原木工允 藤原義久

本宮 三間に四間、玉籬を繞らす、幣殿 二間四方、格天井左右に天狗狛狗を安ず、皆金を押す、又金旗を植、竿頭に金龍を冠らしむ、欄間に額十二を掲ぐ皆鷹を畫けり、是寛永十四年九月十七日阿部對馬守正次獻すと云、拜殿 二間に三間日々幣前に神酒芳若等を供し奉れり、石燈籠 二間に三間、歌仙三十六人、銅燈籠 二基河越城主、天狗の像をえがく、狛狗 石にて作る、根來出、石水磬 寛永十四年佐久間廣二間餘、級數五十、年々正月七月十六日、御膳坂、左方に六ごとし、群參の者此下にて拜すと云ふ、御膳坂、左方に八級、御膳を捧る者又御別當、石鳥居 寛永十五年堀田加參拜の時、此坂より登る、石鳥居 寛永十五年堀田加參拜の時、此坂より登る、石橋 御橋を圍繞せる講、隨身門二間に三供所 あり、石橋 御橋を圍繞せる講、隨身門二間に三間土・奇警問戸の二尊を安ず、東照大 本地堂 東照宮の御本權現の扁額は、後水尾院宸翰なり、本地堂 地佛を安ず、七間四方なり、或は大堂とも號す、慶長十七年御建立彌陀を安ず、明年十月駐駕論議御聽聞ありしは、此所ならんと傳へり、(駿府記曰、廿九日已刻於仙波、南光坊論議、大師所御參詣題妙覺位、有入重玄門之儀歟、精義南光坊講師、春日岡月山寺、西蓮寺、法輪寺、中院、眞光寺、出座、申刻訖、川越御旅館歸御云々、)後に大師彫刻の藥師を安じ、傍に十二神をも置、日光遷御の時神柩を安ぜし所なり、當時柩前にて法會論議等執行せしとなり、今四月十七日御祭禮、六月四日傳教會、十一月廿四日天台會を行ふ、別當喜多院 天台宗、星野山無量以上を三季講と號す、

正位の寺格と定めらる、此山往昔仙芳仙人の住せし處なり、天長七年勅願に依て、慈覺大師此古跡を開闢して堂塔坊舎功竣しとき、無量壽寺の勅號を賜ひしとなり、大師貞觀十三年正月十四日卒して後、三百七十餘年を歴て、元久の頃兵火に逢ひ、堂塔悉烏有となりてより、九十餘年が程荒廢せしかど、永仁四年僧正尊海又勅を奉て、再建の功を起さんとし、此地に來りけるが、忽杉樹の梢より明星光明を放けるにぞ、奇異の思をなし愈秀靈の地なることを知て、堂社僧坊の廢たるを起し、功成て後星野を以て山に名づくこと云り、是より以來數多の坊中叢を並べ、再佛法繁榮の地となりて法燈世々絶す、天文六年北條新九郎氏綱軍兵を出し、上杉五郎朝定が河越城を攻落さんとて放火せしとき、池魚の災に罹て堂社再烏有となり、又荒廢五十二年に及べり、然に南光坊天海、天正十六年此院に住し、靈區の荒廢を歎き再興の志有て、其時の至を俟けるに、同十八年御入國の後、東照宮に謁し奉しより、殊に御歸依有ける、(今按するに、慈眼大師傳には、慶長十二年始て謁し奉ると見ゆ、慶長年中駿府に拜謁の時、關東にて台家の古跡は何の地と尋賜ふ、因て仙波無量壽寺の事を具に言上せり、後十七年壬子河越邊御遊獵の日、當山にも成らせ給ひ、古木の岑蔚僧堂の破裂を御覽せられ、嗟歎し給ひて、堂舎御建立の舉あらんと、御手自繩など張らせ給ひ、城主酒井備後守忠利をして作事の奉行せしめられ、神社・講堂・坊舎悉く天長の古様を模して輪輿功畢りしかば、寺領五百石を賜ひて、永く香花の料に充らる、故に草創の祖は仙芳仙人、開山は慈覺大師、再建は尊海、中興は天海僧正と定めたり、(今按するに、駿府記載する所年月事實少しく寺傳に異同あるに似たり、曰慶長十六年辛亥十月廿九日、大師所令赴河越給、十一月朔日、東燭以後、山門南光坊北院等、出御前爲仙波所化

御宮圖



堪忍料而、寺領可有御寄附之旨被仰出云々、十三日朝自忍至川越給、今夜増上寺國師、及成瀬準人正、土井大炊助、自新田歸參申云、於彼地義重・義貞之菩提所、昔之舊跡有之云々、是以御氣色快然云々、十七年壬子四月十九日、山門南光坊僧正天海參府、則出御前赴武州仙波之由申之、依之銀三十枚被物等賜之、則於仙波爲寺領三百石、永代有御寄附、此僧正以爲、天台之學匠、關東天台之所化可就之由上意云々、十八年癸丑八月、慈惠堂御建立あり、十一月成せ給ひ慈惠堂にて論議御聽聞あり、(按ずるに東照宮好て佛理を聽せ給ふ、故に大御應侍せられたること、駿府記に見えたり) 大嘗建立の命あり、明年八年落成す、元和二年薨御あり、明年尊徳を駿州久能山より、野州日光山に遷御の時、天海扈從して靈柩を大堂に駐め奉り、三月二十三日より二十六日迄供養し奉れり、寛永中に天海江戸に東叡山を建つ、當院の山號をば舊名に復して星野と號す、二十年十月二日天海卒す、慶安元年四月十二日勅して慈惠大師と謚す、寛文元年住僧周海が請に依て、城主伊豆守信綱執し申しければ、御宮祭田二百石を増賜ふ、其地は大仙波にあり、慶長の田を合て七百石を下さる、別に舊領五十石あり、除地なれど御朱印領の外なり、古は北中南の三院、同山號を稱して優劣なかりしかど、大師以來當院の勢大に振ひて、中南の二院は支院の如し、本尊彌陀にて毘沙門不動二像を左右に安ず、客殿は昔駿府にありし御殿にて、大猷院殿生誕の時結構せられしを、後川越城内に引移て御旅館に備へらる、當院回祿の後賜はれりと云、其材質に尋常のものにあらず、寺寶 長刀一振 槍一筋 靈芝一 鞍一口 皆大遺物なりと云、(惣門二黒門と呼、東南 中門 下馬札の餘文書等あり、)

二 黒門の内、鐘樓門、鐘銘あり、

星野山無量壽寺鐘銘并序

武州星野山無量壽寺、往昔有仙芳仙人者、乞龍王之所建也、慈覺大師嘗轉大法輪於此、遂爲東邦教養之冠、近古台教不振、寺亦從而廢毀、慶長己亥年、慈眼大師來主此山、緇白歸崇者衆、壬子歲東照君自爲矩燧、悉興其廢捨糧五百石、永充香積於是規制大備、復爲望刹、

後陽成上皇賜山額以旌焉、寛永甲戌歲、大師白大猷君、建

東照君廟於寺南以祈國祚、構懸鐘之樓於其側、用警羣蒙、明曆丙申歲、嚴有君鼎革

神廟、遂置糧二百石、充祭祀之費、是歲

大元帥命河越城主左少將源吉保朝臣監護修葺神廟、改鑄鉦鐘、佛殿僧房、咸倍舊觀、戲諸賢君實乘願轂而來歟、不然豈能相嗣弘護靈刹、令之彌久彌昌邪、義天系尸此刹、喜不自勝、歎美之下、足乃爲銘彫于鐘其辭曰、

仙客變池 祇樹蔚生 慈覺祝吼 爲我教養
近古法衰 寺亦側傾 慈眼間出 台門向榮

神祖矩燧 規制悉成 諸臣相繼 至治馨香

力輪常轉 神佛增光 塔之經始 梵福無疆

鐘之感徵 又何可量 衆善不朽 國基延長

時元祿十五年歲次壬午冬十二月十五日

住持沙門僧正義天謹撰

鑄工推名伊豫藤原重休

慈惠堂 九間に六間、是も慶長十七年御建立あり、酒井備後守忠利監す、堂前石水盥あり、元祿十六年未十一月三日

常房と 慈眼堂 三間四面なり、堂後に學頭 念佛堂 地藏

堂 焰魔堂 寶藏 大猷院殿寄附せられし鐘鐘勅額等あり、額は昔中門の唐門作たる頃賜る所なりと

ふ、經藏 慶長十九年御寄附ありし 多寶塔 慈覺大師一切經

に築きしと云、辨天社 御供所の傍、白山社 天長七年勸請

傳ふ、方一間、慈覺大師當山開基の頃、比叡 稻荷社 三位稻

日吉山王社 山より勸請す、神體寶鏡なり、

す、來山は十四世實海僧正昇天せし時、三位と云所化とも

天にのぼらんとし、こゝに落たるをまつりといへり、

五百羅漢 石像なり、僧正慈等 明星井 寺中明星坊の後にあ

り、此地に來りし時、明星井中より出現して、傍の杉樹に止

まりしより名づくと云、此杉をも明星杉と呼ぶ、是山號の起

るところ 菩提樹 寺中 中院 天台宗、八ヶ檀休の一な

等郡て喜多院に同じ、喜多院と中院の中央にあればかく號す

當院古は今の御宮の建る邊にありて、三院鼎足の如くなり

雖、草創より永祿の頃まで、當院殊に盛なりしと云、其後喜多院繁榮せしより、中南二院漸衰へ、喜多院御神領の内三十石を配當する事となりて、全く寺中の如くなれり、されど自餘の寺とは自から異にして、住僧色衣を着し、又東叡山にて檀林の寺格を以て扱ふと云、本堂十三間に七間半、本尊三尊、彌陀を安ず、傍に大日及不動を安ず、惠心僧都筆の二十五聖畫を寺寶とし、又、鐘樓門の鐘をかく、釋迦堂中より古文書をも藏せり、又、鐘樓門の鐘をかく、釋迦堂中より此堂にて常、南院是も山寺號等郡喜多院に等し、御神領の念佛あり、南院内二十石を配當し寺中に列す、本尊は地藏秘佛なり、聖天堂、放光堂、成就坊、仙境坊、廣仙坊、星行坊、明星坊、常藏坊、心鏡坊以上七坊、各寺領、學寮二字、總門の左右にあり、成就坊持此寮へ鶴嶋氏より料物、二石を寄す、是は彼國の僧多く來り、學問するゆへなり、辨天社、大杉辨天と號す、天長年中慈覺大師星野山開基の時勸請す、又往古仙芳仙人、龍神に二子の池を興へしことなど、縁起に載たれど詳な、神木杉、慈覺大師の植る所なり、心鏡坊の持なり、神木杉、大師佛法末世に榮えなば、此木も繁茂すべしと誓ひしと今五六圍許なり、御手洗池、社傍に、神號も是よりおこりしなるべしとあり、御手洗池、社傍に、池中より惠比須石大黒、石鳥居、末社、稻荷、疱瘡神、庚申、庵室、一字、氷川社二、心鏡坊、稻荷社二一は村民の持、

金剛院 本山派修驗、同郡下南畑村十王院配下、本尊不動を置、開山澄海元祿十年寂せり、
 舊家者四名 祖先を新左衛門・平左衛門・甚之助・太郎右衛門と云、此子孫の名も今に斯唱へり、此餘廢家せし、又左衛門・五郎左衛門を、すべて慈眼大師由緒の者として六人衆と呼べりと、大師より與へし文書等ありしが、何の頃にか燒失せり、此四人は寺領の内米八石を配當す、御宮其外、
 ○大仙波村 大仙波村は河越の異五町餘にあり、山田庄三芳野里に屬す、江戸への行程十里餘、土人語り傳に、當所は往古入海なりしを、仙芳仙人と云もの來りて陸地となしたれば、仙波の名は起りしと云へり、いと覺東なき説なり、【保元物語】に仙波七郎高家と云人見ゆ、仙波系圖には仙波七郎家信とのす、又【東鑑】に仙波平大・仙波太郎・同次郎・同彌三郎・同左衛門尉など云人出たり、是の在名をもて氏とせしなるべし、大仙波の唱へは尤後世のこと、見えし、【北條役帳】に關彌次郎仙波の内沼野五貫文、中松幸松仙波内平七郎新三郎拾貫文とあり、當村も河越城に附し村なれば、地頭は城主の遷替にひとしくして、今は松平大和守が領知なり、其餘仙波御宮料百六十石餘あり、檢地は慶安元年の改にて租米の數を定めらる、其後明暦二年・延寶三年・元祿七年等新開の地檢地ありと云、村の大き東西の徑り十二三町、南北七八町に過ぎず、東は大中居村に續き、南は田島村扇河岸及び岸村

に隣り、西は新宿・脇田の二村に接し、北は小仙波村なり、江戸より河越への往還村の西にあり、南の方岸村より入て仙波新田に達せり、村内陸田少くして水田多し、家數は六十七軒あり、
 高札場
 小名 城ノ内 寺畑 堀籠 いはらいと 秋柄谷 し
 み塚 彈正屋舖 この處は昔筑後彈正と云し人の、住居る人と云ことを傳へず、恐らくは難波田、宿屋舖の東裏を彈正など居しあとなるべしとおもへり、宿屋舖の東裏を云、この處昔山田の町と呼ばて、宿驛のありし地なりと云傳ふ、今も礎石瓦などま、掘出すことあり、又古井の跡も残り、按に【和名抄】郷名の條に入間郡に山田とありて、此邊山田庄を唱ふる時は、かの昔山田の町といひし所と云は、その名の由て起る處、
 下ノ下 瀧ノ上 雀川 塚田 今町 なかま屋敷 會
 うとう 坂上

塚三 六角堂塚・猫山塚・甲山塚寺の名あり、
 愛宕社 圓徑五十間、四方の塚上に立、この社頭よりの眺望東二三町を隔て淺間の社立る塚あり、土人いかなる故にや其塚を母塚と呼び、當所のを父塚とわかいへり、又當所の塚は仙波七郎高家を葬し所なりと云へど、富士淺間社此社地更に正しき據とすべきことなし、
 餘の塚にて、則前にしるせる母塚と云ものなり、仙波中院の持なり、
 下宮

氷川社 共に長徳辨天社寺の持、
 稻荷社 當山派の修驗、
 長徳寺 天台宗、仙波喜多院末、冷水山清淨土院と號す、開山序に、永正甲戌佛涅槃天台沙門實海と記したれば、是人もし中興開山の僧などにや、本尊は彌陀を安ず、
 堂 觀音は白衣の坐像にて長二尺、毘首羯摩が作と云、
 天然寺 是も喜多院の末寺なり、自然山大日院と號す、慈覺大師の草創の地と云、今按に【所領役帳】に勝瀬孫六十九貫文は仙波内天念寺分なる由を載す、この天念寺と云は、恐らくは當寺のことなるべし、本尊彌陀を安置せり、
 大日堂 此大日は慈覺が辨天社

○仙波新田 仙波新田は大仙波村に並びて河越往來に出たる村なり、郷庄の唱等は都て大仙波に同じ、元より彼村より分れしなれば、其地も往々犬牙して界をば詳に辨しがたし、家數四十餘、大抵往來の左右に連住す、この往來は東の方大仙波より來りて、西の方城主家人等が居宅の地に達せり、村の廣狭は入會多きを以計りしるべからざれど、村民の住する邊は二町四方もあるべし、陸田多く水田少し、檢地は慶安元年の度に定められしが後年新開の所は承應・延寶・元祿等其時々檢せられしと云、

高札場 小名 うしこ町 塚田 堀籠 竹ノ鼻 まげし 會下ノ下

稻荷社 妙善寺の持

妙善寺 天台宗にて仙波中院の末寺なり、道人山三心院と號す、開山僧尊能寛永元年示寂す、本尊は彌陀を客殿に安置せり、天神社

○岸村 岸村は河越城より辰の方に當り三芳野里と云、江戸より行程十一里に餘り、山田庄に屬せり、此村正保中のものには宇戸澤村と書したれば、昔はかく唱へしこと知べけれど、今の如き名となりしは何の頃なりや詳ならず、村の廣さ東西へ九町南北へ五町餘、河越街道村の中を南北へ貫けり、道幅五間許民戸六十、往還の左に並び住す、東は南田島村に隣り西は町郷分及び志義町入會る新田の内小名中臺に接し、南は砂新田にて、北は大仙波村及び其村の新田なり、畑多く水田は四分の一なり、西方に南北を貫き鎌倉街道の跡残り、古へ長田金平・米津梅干之助知行所なりしと傳るのみにて、此地を賜ひし年歴はさらなり、後公へ上りし年代も傳へざれど正保の改には米津彦四郎・長田金平知行と載たれば、御打入の後ほどなく賜しなるべし、夫より御料所となり元禄六年御代官近山與左衛門・瀧野十右衛門檢地せし時、川越城主へ

渡し城付の村となりて、今は松平大和守の領分なり、
小名 山下 一騎坂 西丸山 中ノ島 寺家分 宮前
上砂 高畑 鯉海道 房地 押切 前ノ島 門田
長畑 高田 清水橋 宮田 彩泉 門 此は古へ地頭にて、門の跡なればかく云り、
鳥頭坂 村の北端にて街道へかゝれる邊かなる坂なり、古は善知鳥坂ともかけり、(廻國雜記)に河越より勝呂へ至るの間、うとう坂と云る處にて、うとふさかこえてくるしき行すえを、やすかたとなく鳥の音もかな、と見えたり、此坂のことならんには、舊くよりの地名なるべし、今此坂を上げれば大仙波の杉の並木ある所に至る、
年とらす川 南方の村境街道を東より西へ貫けり、其間長さ五間許の橋を架す、此橋元は板橋なりしに明暦元年石に替り、御代の橋と云、ゆへあるべき名なれども、傳へを失へり、川幅は四間許、
溜井 東方にあり、二段九畝廿六歩、この溜井より出る流れを壘橋川と云、川幅八間許、流末は新河岸川へそゞげるなり、
熊野社 村の鎮守なり、長田 稻荷社
神明社 寺の持、下も同じ、
諏訪社 稻荷社
疱瘡神社 長田寺 曹洞宗、河越養壽院の末、開山上月明禁元和元年七月五日示寂せり、開基は詳ならず、そのかみ長田氏此地を知行せし頃、一寺を草創し己が氏をもて、天神社牛寺號とせしならん、本尊釋迦を客殿に安す、

頭天王合社 觀音堂 十一面觀音

○新宿村 新宿村は川越城より南の方三十町を隔て、江戸よりは行程十里、山田庄に屬し、郷名は傳へず、民戸纔かに二十餘、村の四境東は仙波新田及び峰村に隣り南は町郷分及び志義町入會る、新田の内小名中臺に接し、西北の二方はすべて脇田村に境へり、村内東西二町、南北へは五町、水田はなく陸田のみを開き二條の道あり、一は扇河岸へ通じ、一は所澤より川越への道なり、御入國以來川越城に屬せる地にて、延寶六年松平伊豆守が領せし時檢地し、今は松平大和守領分なり、
高札場 村の中央

氷川社 當所の鎮守なり、村持、

○野田村 野田村は河越城より坤に當れり、郷庄の唱は傳へず、江戸より行程十二里、村の廣さは東西も南北も大抵三町許にて、東の方松郷に接し、西は今成村に及び南は脇田村、北は小久保・寺井等入會の地に限れり、陸田多して水田は少し、民戸三十六、當村の開けしは古きことにはあらざるにや、村民田島氏を稱する久左衛門が家に藏する、慶長二十年酒井備後守忠利より出せし文書に、野田新田と書たり、其文に、
野田新田下畑之處、屋敷に成候分は、以來共上畑之

年貢相定指上之上者、諸役令免許者也、
慶長二十卯九月吉日 酒備後(花押)

野田新田 田島隼人

この備後守は河越の城主なれば、この頃より河越城に屬せし地なること知らる、檢地は慶安元年七月松平伊豆守信綱が改を始として、其後明暦二年・延寶三年・元禄七年等あまたゞひの檢地あり、されど後年の改は皆新開の處を正せしみにて、一村を擧ての檢地せしにはあらず、
今松平大和守領分なり、
高札場 村の中ほど

小名 五反屋敷 今大和守が家人等 堺町 松郷との接地なれり、昔はこの邊に御鷹部屋ありて、御鳥見田中助作預り奉り、餌差十人を抱へをきし故、餌差町とも唱へたりしと云

稻荷社 小高き塚の上にあり、土人は是を小手差稻荷と呼べり、其故は昔小手指原合戦の時、陣取となりし跡に立たるのなれば、其名をおひしなりと、されど別に誰となすべきもば、むかし討死などしたるもの、墳ならんか、當社は仙波院の塔中にて、光善坊の持なりと云、
天王社 同邊なる小高き塚上にあり、よ
山王社 同邊なる小高き塚上にあり、よ
妙昌寺 法眞山と號す、法華宗、荏原郡池上本門寺末なり、當寺は昔多賀町にありしを、天和元年こゝに移されしと

なり、中興開山を日意と云、寂年 辨天社座なれば、地主の
は詳にせず、三寶を本尊とす、 熊野權現社 瘡守
神と稱 三十番神堂

十念寺 時宗にて、相模國藤澤清淨光寺の末なり、清谷山と號
す、開山泰禪天文元年十月十八日寂せり、三尊の彌陀
を安ず、當寺も初は代官町にありしを、 熊野權現社 瘡守
元和元年今の所へうつされしといへり、 熊野權現社 瘡守
稻荷社 この稻荷はいかなる故にや、秋元但馬守が家八長谷川
宅の内をきたりしを、明
和年中爰へ移せしとなり、

○野田新田 野田新田は其開けし年代を傳へず、正保の
頃のものには野田村を載せて此新田を載せず、元祿の頃
は野田村及び野田新田も見えたれば、正保の後に開けし
なるべし、其地は河越城より十七町を距て山田庄の内な
りと云、江戸よりの行程も前村に同じ、村の廣さ東西四
町餘、南北二町に餘れり、東は野田村に續き、南は新宿
村に隣り、坤は豊田新田にて、西は豊田本村に境ひ、北は
今成村に接せり、民戸九軒、陸田のみを開けり、檢地は
慶安元年松平伊豆守信綱糾せり、然りしより後世々河越
領にて、今も松平大和守の領分なり、
高札場村の北に
あり、

小名 上野田 鍋新田

び興して今のさまとはなりしなるべし、十玉の遺蹟は傳
へざれど、郡内南畑村にあれば并せ見るべし、東は大塚
新田・大袋の二村に隣り、南は中臺村、西は青柳村、北は
又大袋村と同じ新田及び豊田本村に界ふ、東西五町、南
北十六町、陸田のみ開き早損あり、江戸への行程前村に
同じ、檢地は延寶三年松平伊豆守糾せり、其後元祿七年
柳澤出羽守が領せし時、武藏野新開の處を檢せり、古よ
り河越城附の村にて、今は松平大和守が領分なり、
高札場村の南端
あり、

小名 六塚 塚ありし故の名なるべ
し、今は塚なし、

天神社 社前に梅樹數十株あ
り、村内西福寺の持、 稻荷社

西福寺 本宮山地藏院と號す、天台宗、仙波北院の本、本尊彌
陀を客殿に安ず、開山開基を傳へざれど、客殿の縁に

寛永三年當寺第十五世詮海とえりたる半鐘を、 三峰社
掛たれば、此以前の草創なること知るべし、

觀音堂 正觀音を安ず、村内
西福寺の持なり、

○大塚新田 大塚新田は河越より坤の方一里を隔て、江
戸よりは十里の行程なり、山田庄に屬し、三芳野里と云
へり、案に當村名主久兵衛が所持の記録に、慶長年中大
塚村開發の頃、足立郡桶川宿邊にすみし新兵衛・次郎右衛
門など云る民、一兩輩來て共事を佐けしに、同十八年か

八幡社 御茶湯塚と云る塚上に建つ、神體は馬上にて甲冑を帶
せる木像なり、河越養壽院の持、御茶湯塚と呼べるゆ
へんは、神祖此邊御遊覽の時、この塚上に御休息ましませし
をりから、塚下の寶林庵より御茶を奉るゆへに、かく號すと
云、 稻荷社

寶林庵 禪宗、河越養壽院の持、本尊正觀音を安ぜり、本堂の
位牌に開山大光英參明和五年九月七日寂とあり、又中
興開山了覺は享保十七年三月十二日寂すと傳へり、されど享
保明和を上ること廿年にすぎたれば、開山の明和に寂せしと
云は疑ふべし、境内に開基卷光院雲隱西居士、享保三年三
月廿三日卒すと云碑あり、これは俗名新藤平四郎吉安河越志義
町に住せし由、又中興開基高節齋省日孝居士、寛延三年七月
八日、俗名高山甚五兵衛宜繁とあり、これは秋元但馬守藩な
りと云、これらの墳墓をもて合せ考ふれば、了覺と卷光院は
中興の開山開基なるべけれど、神祖この邊を御遊覽のとき、
當庵主御草を奉りし事前に見えたり、これらたしか
なることならば、英參を開山とするは信ずべからず、

○大塚村 大塚村は河越城より坤の方一里を隔て山田庄
に屬す、此村は慶長十一年藤倉大膳と云もの開發せる由
言傳ふ、されど「廻國雜記」に佐西をたちて、武州大塚の十
玉が所へまかりける云云とあり、大塚の地名は此郡のみ
に非ず、近郡にもあれど爰に云る佐西は、高麗郡篠井なら
んには、ありきし次てよければ大塚は爰のことなるべし
然んには慶長年中全く開發と云は覺東なし、舊くは文明
の頃かく大塚の名も沙汰あれば、若くは其頃はさせる村
にもあらざりしを、其後藤倉大膳など云者移りきて、再

れ等又武藏野の芝地を開きしと云は此所なり、されば慶
安の頃までは、大塚村次郎右衛門新田と唱へしに、延寶
の頃始て大塚新田とのみ唱へし由を記せり、今の里正久
兵衛は次郎右衛門の子孫なり、村の廣さ東西九町餘、南
北十町餘、東は脇田村新宿に境ひ、南は今福村に隣り、
西は大袋新田及び大塚・大袋の三村に交り、北は豊田村に
依れり、民家三十餘は村内を貫けり、高麗郡飯能より扇
河岸へ通せる往來の片側に屋を並べて連住せり、村内陸
田のみを開きたれど水損あり、檢地は慶安・延寶の二度に
松平伊豆守糾せしが、寛文中武藏野新開の所を檢せしこ
とあり、古くより河越付の村となり、今は松平大和守の
領分なり、
高札場村の西に
あり、

小名 中村臺

年とらす川 東南にあり、本村より入り、村内を
總に流れ、新宿へ沃げり、川幅二間、

觀音堂 村民の
持、

○豊田本村 豊田本村は「北條役帳」にのせて御新造知行
分六拾貫九百六十四文、豊田卯檢地とあるは此地なる
べし、又大袋村の條に見えたる、其村の民孫兵衛が所藏
せる天正十八年禁制の文にも、豊田の地名あれば、とに
かく舊くよりの地なることは論なし、此村河越城より坤

の方二十六町を隔て、江戸より行程十二里、山田庄に屬せり、東西二十町、南北十三町餘、東は野田村及び其新田に境ひ、南は大袋村同新田に接し、西は池邊村に交り北は小ヶ谷村に隣れり、陸田多く水田少し、民戸百廿餘、村内東の方野田村より、南の方大袋新田に通ぜる一條の往還あり、河越より八王子への道なり、御入國の後稻富宮内・蜂屋源右衛門・栢植甚八郎等の知行に賜はり、後元祿年中柳澤出羽守河越城主たりし時城付の村となり、其頃出羽守檢地せしことあり、後又松平大和守が城主となりし時も同じ、城付の領にて夫より今もかはらず、高札場村の村の中程

小名 鍛冶屋山 寺家 石田 安生老村 磯多の住する所て八王子道の左傍三町餘の所、磯多の者廿八軒並び居り、砥石賣買の事をなしたり、爰に白山社あり、本地は十一面觀音を安ず、上古は仙波北院の境内に居りしが、御宮御造立の時被地を退られ、當所の原野なりしを閉ひて、爰に移れる由、其内二人小頭といへるあり、彼等が先祖へ甲州武田家より出せし、天正四年八月七日跡部大炊助奉りの文書あり、其文をもて見れば、天正の頃は上州に住し、舊くより砥石賣買をなせしこともしらる、安生老の名義に村民の語あれども、元より無稽のことなればこれとらず、

赤間川 村の坤より良へか、れり、大袋・池邊兩村の間より入、小室村へそ、り、

聖天社

神明社 二社とも村
白髭社 村内及び新田の禦守にして、勸請の年歴は傳へざれ、寛永三年の棟札あれば大抵推て知べし、神主山畑、豊前は勝呂住吉の武士にて、勝呂雅樂が配下也、

山王社

神明社

稻荷社 三社とも村
民持なり、

善長寺

曹洞宗、龍ヶ谷龍登寺の末、豊田山と號す、開山は本豊田準人、法名善長、天文元年八月廿一日死すと、されど此人は元三州に住し、小笠原攝津守安元に屬し、御入國の時安元郡内入間川村の地を賜はりし故、家臣準人移てこゝに居れり、しかるに此人の家より失火し、村内及び奥富村も此災に罹りしかば、準人こゝに居ること能はずして、當所に来りこの村を開發せし故、村名となれりなどいへど、小笠原氏の譜を案に津守安元は天正十七年十一月晦日三州に於て卒せしと云へば、安元の男太郎左衛門安勝御入國の後、入間川村を賜りしなるべし、然れば天文元年に死せる豊田氏の入間川村に住せしと云は、其謂れ疑ふべきに似たれど、姑く傳るまゝを記せり、本章正觀音を客殿に安ず、正徳二年の銘をえりたる鐘を客殿の軒にかけたり、
太日堂 村民の持
藥師堂 藥師は坐像にて長一尺許、佛師春日の作と云、善長寺の持なり、

○豊田新田 豊田新田は河越城より坤の方二十町を隔つ、江戸より行程十一里餘に及べり、當村の起りは、昔三ヶ島村に住せし仲内藏助の次男仲左京亮と云るもの、今の村内清右衛門の祖先にて何の頃にやこゝに來て新田を開けり、されば元は左京新田と唱へたり、其頃繼に民戸四軒ありて小村なれば、毎事本村に隨て事をなせしかば、今の如き名とはなれりと、東西六町、南北五町許、東は野田新田に隣り、南は大袋新田にして、西は大袋村・豊田本村の二村に續き、北は小室村なり、民家十七軒、畑多く田少し、用水は増形村より引來れども、水利不便なれば屢早損あり、檢地は慶長十三年酒井讃岐守忠勝、慶安元年松平伊豆守信綱糾せり、御入國以來河越城付の地となり、今は松平大和守の領分なり、

高札場 西方にあり、
小名 並本 てんや坂 番匠屋布 阿布老下 大陣
葛川 大袋村より入、野田新田へ沃、り、川幅は九尺ばかりなり、
牛頭天王社 村、阿彌陀堂村持な
褒善者佐右衛門 父母に孝養を盡せしとて、寛政元年褒美と持を與へしが、彼の父母卒せし後、其子佐右衛門に一人扶持を賜へり、

○大袋村 大袋村は河越城より坤の方三十町を隔て、江

戸より行程十二里、此も三芳野里の内にて山田庄に屬せり、〔北條役帳〕に新藤下總守三十八貫貳百廿九文、河越卅三郷大袋とあり、又村民孫兵衛が所藏の文書にも、山田庄河越卅三郷の内大袋郷とあり、孫兵衛が文書は左に載す、

定

- 一 於當郷不撰侍凡下、御國御用之砌、可被召仕者、撰出其名を可記事、
 - 一 此道具弓鐵鐵炮三、何成共存分次第、但鐵は竹柄にても木柄にても、二間より短は無用に候、然號權門不致陣役者、或商人、或細人類十五七十を切而可記之事、
 - 一 腰さし類之ひら武めく様に可致支度事、
 - 一 よき者を撰殘し、夫同者申付候はゞ、當郷小代官何時も開出次第可切頸事、
 - 一 此走廻を心懸相嗜者は、侍にても凡下にても隨望可有御恩賞事、
- 已上
- 右自然之時之御用也、八月晦日を限に、右之諸道具可致支度、郷中之請負交名以下を者、來月廿日

に觸口可指上、仍如件、

虎印あり

丁亥七月晦日 恐は天正十五年

代官

大袋 百姓中

禁制

山田庄河越卅三郷之内

とよ田郷

池邊郷

大袋郷

已上

一軍勢甲乙人濫妨狼藉之事、

一放火之事、

一對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處嚴科者也、

天正十八年五月 太閤朱印

當所の村名を尋るに、古は此地新田の峽下迄入間川流れ入て其様袋の如くなれば、此名を負へりと云、東西六町南北へ四町に餘れり、東は豊田本村に境ひ、南は大塚村及び此地の新田に續き、西は僧形村に隣り、北は池邊村に接せり、民戸八十六、陸田多く水田は少し、村内の清水をのみ用水となせば、動もすれば旱魃の患あり、檢地は前村と同じく松平伊豆守糺し、後又明暦二年・延寶三年

の二度に新田の地有て、是も伊豆守が糺せしことあり、領主は慶長の頃酒井備後守が采地に賜はり、正保年中松平伊豆守に替り、後又松平美濃守に賜はり、美濃守甲州へ領地を替へられしより、旗下人の河村喜三郎が知行となり、今も河村氏の知る所なり、

高札場村の中程

小名 宿屋敷 中堀 達摩 常光淵

赤間川 東陽寺の傍より湧出し、村内二町許流て豊田本村に通じ、夫より伊佐沼村迄至れり、其間所々用水となせるなり、

白髭社

永祿年中勸請の由、増形村本明寺の持なり、藥師堂 稻荷社

東陽寺

曹洞宗、多磨郡平井村寶光寺の末、孤峯山と號す、開山明鑑、永祿十一年正月六日示寂、本尊釋迦大猷院殿

の御時、山林竹木諸役免除寺領十石の御朱印を賜りしより、今も御朱印の地なり、本堂山門惣門あり、鐘樓門に懸る鐘は天和二年の銘、白山社

地藏堂東陽寺

○大袋新田 大袋新田は河越城より坤の方一里餘を隔て江戸より十一里の行程なり、郷庄の唱へは傳へず、慶長年中北條氏の浪人横山次右衛門といへる者、芝地を開墾して大袋村に屬せしより其村の新田となれり、東西十七

八町、南北三四町、隣村山城村及び藤倉村等を隔て、

二ヶ所に宇高橋又猪鼻といへる當村の飛地有て、境界分ちがたければ、姑く彼飛地を除いては、東は大塚村に隣り、南は青柳村に接し、西は山城・藤倉の二村に交り、北は豊田及び當所の本村に續けり、民戸八十餘、村内に河越より扇町屋への往來係れり、秩父街道にて豊田村より入、山城村に通ず、馬糺の村にて東は河越、西は入間川村への繼立をなせり、又古老の傳へに鎌倉の古街道なりとて、村の西端に近き頃迄少しく道の形残りしが、今は畑となりて其蹟は失へりと云、陸田多くして水田は少し、用水は増形村より出る清水を引來れども常に旱損あり、檢地は慶長十二年酒井讚岐守忠勝、正保四年松平伊豆守信綱等檢地し、元祿七年武藏野新開の處有て松平美濃守吉保檢地せり、當村開發の始より河越城付の領地にて、今は松平大和守の領分なり、

高札場村の中程

小名 猪ノ鼻 高橋 寺ヶ谷戸 原新田

氷川社 村民の持、愛宕社 山王社

福昌寺 曹洞宗、大袋村東陽寺の末、寶林山と號す、開山鑑應、元和八年八月十三日寂す、本尊は千手觀音なり、

不動堂 猪鼻にあり、村民の持、

襄善者庄左衛門

此庄左衛門は性質篤實なるものにて、年來の質もいさゝか怠たらす、又彼れが妻も舅姑に仕へて貞節なりしかば、二人が孝養を奇特なりとて、文化元年時の領主松平大和守より褒賞して、夫婦の者へ永く二人の扶持を興へしといふ、

○池邊村 池邊村は河越より一里を隔て、江戸よりは十二里なり、山田庄に屬し、三芳野里の内なり、往古當所に大なる池ありしに、其傍を開て一村となせし故村名となれりと、其池の形は埋れて今は纔に跡のみ残り、村の廣さ東西五町餘、南北も大抵同じ、東は豊田本村に隣り、南は大袋村にて、西は増形村及び入間川を隔て、高麗郡的場村に接し、其の方は當郡小ヶ谷村なり、陸田多く水田少し、用水は増形村より出る清水を引來れども、動もすれば旱損あり、郡内大袋村に載たる天正十八年五月の文書に、山田庄河越卅三郷之内池邊村とあれば、

舊くより山田庄にて卅三郷の内なること知べし、當村御入國の後正保の頃は、加藤源四郎知行なりしに後上り地となり、元祿年中松平美濃守に賜はり、同十二年に美濃守檢地せしことあり、夫より代々河越城主の采地にて、今は松平大和守の領分なり、

高札場村の中程

小名 新兵衛山 清水 なりん坊 七所 古堂

赤間川 大袋村より入、小ヶ谷村に達す、川幅二間若くは三間の處もあり、

入間川 増形村より入、小ヶ谷村へ移る、河原幅八間許、

堤より小ヶ谷村に續けり、

押堀淵 廣さ二反許、深さ一丈餘と云、

梶原淵 廣さ一反、水丈は纔に三四尺、名義は土人の傳あれど、

天の社を安ぜり、按に往古此邊大なる池ありしと云へば、押堀・梶原二の淵は彼池の遺跡ならんと土人いへり、

熊野社 村の鎮守にて、天王社 同寺の持、山王社 稻荷社

三明院 新義眞言宗、勝呂大智寺の末、觀池山地藏寺と號す、昔は三日月山と號せしを、何の頃か觀池山と改め、かの日月の二字を合して三明院となせしと云、當寺世代の内眷

慶元和七年六月十八日寂すと云ことを傳るのみなれば、閉山の年曆は詳ならず、されど此以前の草創なることは知へし、

中興開山隆惠、享保九年八月十三日寂、本尊大日を安置せり、七社稻荷社 藥師堂

新編武藏風土記稿卷百六十三之終

新編武藏風土記稿卷百六十四

入間郡之九 河越領

○増形村 増形村は河越城より坤の方一里半を隔つ、江戸より行程十里、三芳野の里にて山田庄と唱ふ、北條家より觸し天正の頃の文書をもてる百姓あり、その文に増形村とのすれば、古き村名なることしるべし、村の四境東は藤倉村、南は奥富村、西より北へわたりては柏原新田及び入間川を境として、高麗郡安比奈新田に境へり、東西八町餘、南北十二町餘、民家九十餘水田は二分陸田は八分に當れり、水田へは柏原新田より入間川の水を引て沃げども、水利の便り悪ければ旱損あり、御入國の後寛永十六年松平伊豆守に賜はりてより、河越城主の領地となり、慶安元年松平伊豆守檢地し、延寶三年開發の處ありしも伊豆守糺せり、其後又新田となりし處は、御代官荻原源八郎檢せしことあり、延享三年田安殿領知となり、安永六年田安殿より檢地し、今も田安殿の領知なり、高札場村の中に

小名 郡臺野 くるみ淵 小瀬 臺ノ上 堂山

入間川 下奥富村より入、梶原新田に沃ぐ、川幅百五十間許、

白山社 明暦三年五月勸請、本地十一年觀音、修驗成就院持、愛宕社

泉福寺 曹洞宗、大袋村東陽寺の末、増輝山と號す、當寺昔は草庵にて休庵と云しもの爰に居り、康永三年八月十三日寂せり、後一寺となりし時の開山は、天雲寅徹と云、元和元年八月三日寂す、本尊正觀音、此像の胸中に立像六寸許、行基作の正觀音ありと云、客殿の軒に鐵を掛、寛保三年の銘を彫る、

成就院 富山修驗、西戸村山本坊の配下、増形山本妙寺と號す、開山岳山寛永元年に寂す、本尊不動、阿彌陀堂持、

○南入會村 附新田 南入會村は元一村にして其分ちもなかりしに、何の頃よりか南北の唱へあり、天正の頃の水帳に已に北入會としるせば、此頃はや分ち唱へしこともありしなるべし、慶安の頃入磯村と記せしものあれど、是は假借せしならん、此村は山田郷吾妻庄に屬す、領は山口に屬せりともいへり、河越城の坤の方三里許にあり江戸よりの行程十里餘、村の廣狭は東西南北共に大抵三十町に徑り、東は堀金村、西は藤澤村、南は水野村、北は則北入會村なり、正保の頃は御料及び瀬名市郎左衛門が知行うち雜りしが、其後市郎左衛門が知行は故あつて

收公せられ、すべて御料となれり、安永六年に至り、又村内を裂て長野佐左衛門に賜へり、檢地は延寶五年御代官設樂孫兵衛・今井九右衛門等承りて糺せり、高札場二ヶ所 一は村の中心にあり、一は西の方にあり、

小名 瀬戸 本橋場 桑原 出口 きとは 古市場海道 山王塚 塚十ヶ所 その二は堀金村の接地にあり、その八は水野村の境によりてあり、共にその由来は傳へず、

御嶽社 村の鎮守なり、社領として慶長二年十石の御朱印を賜はる、當社は古き勸請なるにや、近き頃まで文明二年庚寅三月日惣且那と稱したる、別當 金剛院 社地を隔ること二町口などありしと云、

眞言宗、成木村安樂寺の末なり、御嶽山延命寺と號す、不動の坐身を本尊とす、

稻荷社 天満宮 神明社 大日堂 地藏堂 以上共に金堀兼井跡

村内金剛院の後なる藪の中に古き穴あり、昔はよほど廣かりしが、今は僅に地くぼみたるのみなり、入間郡堀兼井は古歌にも讀て世に聞えたる名所なれど、其所まぢくにて何を實跡とも定めがたし、たゞ隣村堀兼井村にある者は、昔より村名ともなりし事なれば、是を實跡とすべし歟、猶委しきことは其條下にしるせり、

新編武藏風土記稿卷之百六十四 入間郡之九

舊家者仁左衛門 小澤を氏とす、入曾の十二衆とて、北條陸奥守に屬せしその一人に、小澤高申と云あり、かれが子孫なりといへり、家に天正十四年記せし奥州様御扶持人覺と云ものあり、その文に、

武州入曾村拾貳衆

上州かむ川みちんへ出候分覺

木下越後 は、與右衛門

仁神山城 伊つか新七

同與右衛門 木下才兵衛

原島門所 伊藤新右衛門

小澤高申 田中けき

前島伊門太 小玉新左衛門

天正拾四年己正月三日 但天正十四年は丙戌なり、巳といへるは誤なるべし、

○南入曾新田 南入曾新田は本村の南十二三町にあり、武藏野新開の地にして、民家もなく、本村持添なり、寶曆八年伊奈半左衛門檢地すと云、今も御料所に屬せり、○北入曾村 附新田 北入曾村は南入曾村とは屬する所異にして、土人の傳へに三芳野郷入東庄の内なりと云、この入東庄といへるはうけがひがたし、天正十九年の水帳には、入東郡北入曾とあり、庄と唱ふるは誤りならん、村の廣狹東西の徑り三十町、南北七町許、東は堀金村にそひ、南は南入曾村に隣り、西は藤澤村、北は黒須・入間川

の二村なり、當村正保の頃は御代官天羽七左衛門が支配所、及び三枝土佐守・瀨名市郎左衛門・永田庄左衛門等の知行うち雜れり、其後何の頃にか三枝・瀨名の知行は收公せられて、田安殿の領知に賜はりしなり、永田庄左衛門が子孫は、今松次郎某と稱して舊によりて知行す、田安領の檢地は延寶五年にて、松次郎某が知行は寛文四年の改なりしと云、此餘今は御料所にて御代官支配す、當村の内新田二ヶ所あれども、皆少許の耕地にして別に民家もあらず、持添の新田なり、

高札場 小名 さいかちと 榎取 井戸口 橋場 いとこし

愛宕社 天王社 以上二社は

常泉寺 常泉寺持

稻荷社 以上二社は修驗寶

野々宮明神社 以上二社は修驗寶

伊勢宮 泉寺の持なり

稻荷社 以上二社は

常泉寺 藏王山觀音院と號す、新義眞言宗、高麗郡聖天院の末、釋迦の坐身を本尊とす、

觀音堂 坐身の正觀音を安置す、常泉寺持、この堂の後に上人七曲井と云廣き穴あり、その形蝶の如にして、次第に巡り下りて水際に至る、相傳へて上古の堀金井の跡なりといへど、是は既に南入曾村にも辨せし如く、堀金村の井をもて

實跡となすべきか、七曲井の餘比丘尾井など云古井の跡村内に三所ありて、何れをも堀金井の舊跡なりと唱へり、

○堀金村 堀金村は、北入曾村の西に並べり、山田庄に屬し、此邊を三芳野里と唱ふ、村の廣狹東西の徑二十四町、南北八町許にて、東は中新田に接し、南は赤坂村にそひ北は風下村、西は北入曾村なり、當村は正保年中改定の地圖及び其頃の郷帳にも村名にはのせざるを見れば昔は近郷に隸せし原野なりしとみゆれど、名にたてる堀兼井のある處なれば、往古より地名となりて、たゞ堀金とのみ唱へしならん、【太平記】元弘三年五月新田義貞謀叛の條に、相模入道の舍弟四郎左近大夫入道慧性十萬餘騎の大將軍となりて、十五日の未明に分倍へ押寄、義貞の勢を襲ひたりしに、義貞終に打まけて堀金を指て引退くとあり、されど此頃は此邊なべて渺茫たる武藏野の曠原なれば、必しも當所のみを指せしとはおもはれされど、既に地名に唱へしことは明けし、又堀金と云名義は、井跡の條にしるせり、檢地は承應年中新墾の改あり、次て延寶三年再檢地ありて、租米の員數を定めらる、此頃は松平伊豆守が知る所なりしと云、今は松平大和守が領地なり、

高札場 村の中程

小名 極印塚 西原

淺間社 高二丈許なる塚上にあり、石階を設け、其下に仁王門及社守の庵を建つ、別當 心靜

院 天台宗、河越城内高松院の末なり、井上院山と號す、昔は慈雲菴とも稱せしと云、

稻荷社 河越城内高松院末、

山王社 村内光英持、

平戸明神社 村民の持、

光英寺 新義眞言宗、江戸大塚護持院の末なり、堀金山山王院と號す、正徳二年榮俊法印と云し人起立する處なりと云、

堀兼井跡 村の東南淺間家の邊にあり、圓徑四間深さ一丈許の穴なり、近き頃其中に石を以五尺四方の井筒を組、

側に實永五年秋元但馬守喬知が、家人岩田彦助なるものに命じて立たる碑あり、其文もあれど考へと成べきものにあらずれば、略して載せず、按に此井の名は古くは【枕草紙】に井は堀かねの井と見えたり、されど何れの國なることは載せず、たゞ【千載集】に藤原俊成卿の歌をのせて、武藏野の堀かねの井もあるものをうれしや水の近づきにけり、とあるをみれば當國にて名だる物なることしらる、かく俊成卿の詠に入しより、後は全く當國の名所と定りて、世々の歌人も其詠多くして、何れを實跡とも定めがたし、されど既に村の條下にしるせる如く、元弘三年五月十五日相模入道の舍弟四郎左近大夫入道慧性分倍へ押寄攻たりければ、義貞終に打まけて堀金をさして引退けりと云、すなはちこの所なるべし、ことに後

年全く村名ともなせしなれば、恐くは當所の實跡とすべきか、又「國圖雜記」に堀兼井見にまかりて讀る、今は高井戸と云とあるに由れば、多磨郡高井戸宿に堀兼井の舊跡あるに似たれど、今其地につきて尋るにそのと覺しき所もなく、村老もかゝる古跡のことは聞も傳ずといへば、高井戸と記せしは、たゞ井戸と云名によりて、其頃あなひせしもの、妄に傳へしも亦しるべからざれば、是らは尤信じがたし。

○今福村 今福村は河越城より未の方一里六町許にあり江戸よりは九里半の行程なり、三芳野郷山田庄に屬す、村の廣狹東西十八町、南北十二町、東は砂久保・下松原の二村に並び、南は中福村にて、西北は河越城下町に隸する新開の耕地に接せり、村内二條の往來あり、一を新河岸道と云、一を越生道と呼ぶ、當村は承應年中近村大塚新田の民、佐左衛門なるもの首として墾闢し、延寶三年松平伊豆守が檢地にて、租米の數を定めしと云、今は松平大和守が知る所なり、民家は百九軒あり、

高札場村の中程
年とらず川 村の中央を流る、川幅三間許、
天満宮 村の鎮守なり、
明見院 天台宗、小仙波村中院の末、櫻雲山寛窓寺と號す、本尊は彌陀の坐像なり、
音を安 置す、

○中福村 中福村は今福村の北に並べり、庄領前村にをなじ、村の廣狹東西八町、南北四町、東の方南田島・上松原の二村に隣り、南は上下赤坂村にそひ、西は堀金村、北は中新田・今福の二村なり、當村も承應年中新墾の地なるべし、延寶三年松平伊豆守が檢地せし處なり、又近村と同一河越城付の村なれば、世々城主の領地に屬す、

高札場村の中ほど
稻荷社 村民の
觀音堂 馬頭觀音の石像を安置す、是も村民の持、
阿彌陀堂 同上に

○砂久保村 砂久保村は河越城の巽一里許にあり、江戸よりは九里餘の行程なり、東西八町、南北四町餘の村にて、東の方は砂新田に接し、北は岸村、西南は今福村に並べり、當村古くは廣原にて、天文年中河越城攻の時、寄手上杉憲政が陣取し處なり、その後正保の頃より開墾して、近郷と同一延寶三年松平伊豆守檢地して、租税の數も定められしと云、こゝも世々河越城主の領する處なり、
高札場村の東によ
小名 竹原 里人の説によるに村内を概したる惣名なりと云へば、砂久保村の開けざる前、原野なりし時の

名と見ゆれば、小名とは稱しが、たし、村の古名とも云べきか、宿往來、兩邊に民家並びたるを云、小はけ みつけ

稻荷社 村の鎮守なり、隣村砂新田にある大藏院の持なり、

上杉憲政陣所蹟 今世に聞へし河越夜軍の時の陣跡なり、其十四年九月二十六日上杉兵部大輔憲政、八萬餘の大軍を將て砂窪に旗を立、先勢をして河越を攻しむ、又古河の晴氏は憲政に加勢として、同き十月二十七日河越に出馬ありて、兩軍をもて攻戦ふといへども、城主北條上總介綱成大剛の勇士にて、僅に三千の兵を以て晝夜ふせきた、かひ、明る十五年四月に至りても猶落城の色もなかりしが、されど兵糧乏くして既飢にのぞめる由、北條氏康傳へ聞て、すなはち八千餘騎を卒し、同月廿日の夜半砂窪の陣を襲ひ討しに、憲政の軍勢大に敗北せし由載たり、此砂窪はすなはち當村のことなり、今土人に間に陣せし所、及び合戦などのことすべて傳ることなし、是前に云る如く此邊もと廣野なりしを、近き世に開きし村なれば古への事は傳へざるなるべし、

○中新田 中新田は河越城の坤の方二里を隔てあり、堀金・今福二村の中間に有て最後年に新墾せし處なれば、中新田の名は起りしと云、その四境は南の方中福村に接し北は河越城下町に隸する入會の耕地に及び、東西の二方は堀金と今福の二村なり、南北も東西も凡八町許にして、民家は三十六軒あり、この村も領主および檢地等のこと前村におなじ、

高札場村の中程

年不取川 村内を流る、こと十町許、

○上赤坂村 上赤坂村は河越城より南一里半を隔つ、庄領上におなじ、八瀬里と唱ふ、東西十二町、南北五町の村にて、東は中福村にそひ、南は堀金・大塚及下赤坂等にまじはり、西より北はすべて堀金村に隣れり、當村も武藏野を新墾したる處なれば、檢地も近村に同じ、又昔より河越城主の領地なり、
高札場村の中程

神明社 村の鎮守にて、村民の持なり、

○下赤坂村 下赤坂村は河越城の西南二里にあり、江戸よりは九里半の行程なり、郷庄領の唱は傳へず、村の廣狹東西の徑り十八九町、南北僅に四町餘にて、東は下松原村に接し、南は龜久保村にそひ、西は中福村、北は上松原村なり、村内に往古の鎌倉道と云もの一條あり、今所澤道と呼ぶ所也、當所も昔は武藏野の内なりしを、萬治三年下野國佐野の産なる石川采女と稱せし人來て開墾すと云、檢地領主等のことは近郷に同じ、民家は三十二烟なり、
高札場村の南に

八幡社 村の鎮守なり、村民持、下並同、村
稻荷社
阿彌陀堂

○上松原村 上松原村は下赤坂村の北に續て、其北は中福・今福の二村に並び、東の方は下松原村にそひ、西は上赤坂村に隣れり、東西八町、南北二町半の村にて、民家は二十三軒あり、當村も近村と同く昔は武藏野なりしを新墾せし地といへり、檢地領主等をも前村に異ならず、高札場村の中程、
稻荷社 村民の持、

○下松原村 下松原村は上松原村の東に續けり、當村も近郷と同時に武藏野を開墾して、延寶三年檢地ありし村なりと云、其廣狭は東西八町、南北七町にて、東は藤馬村にそひ、南は下赤坂村に接し、西は上松原村、北は砂久保村に隣れり、家數四十軒散住す、領主の遷替は前村と同じ、高札場村の中程、
稻荷社 村民の持、

○水野村 水野村は河越城の坤三里にあり、村の四境東は堀金村に接し、南は北田新田及近郷入會の新田に界ひ、西は藤澤村、北は南北入會の二村なり、當村も昔は武藏

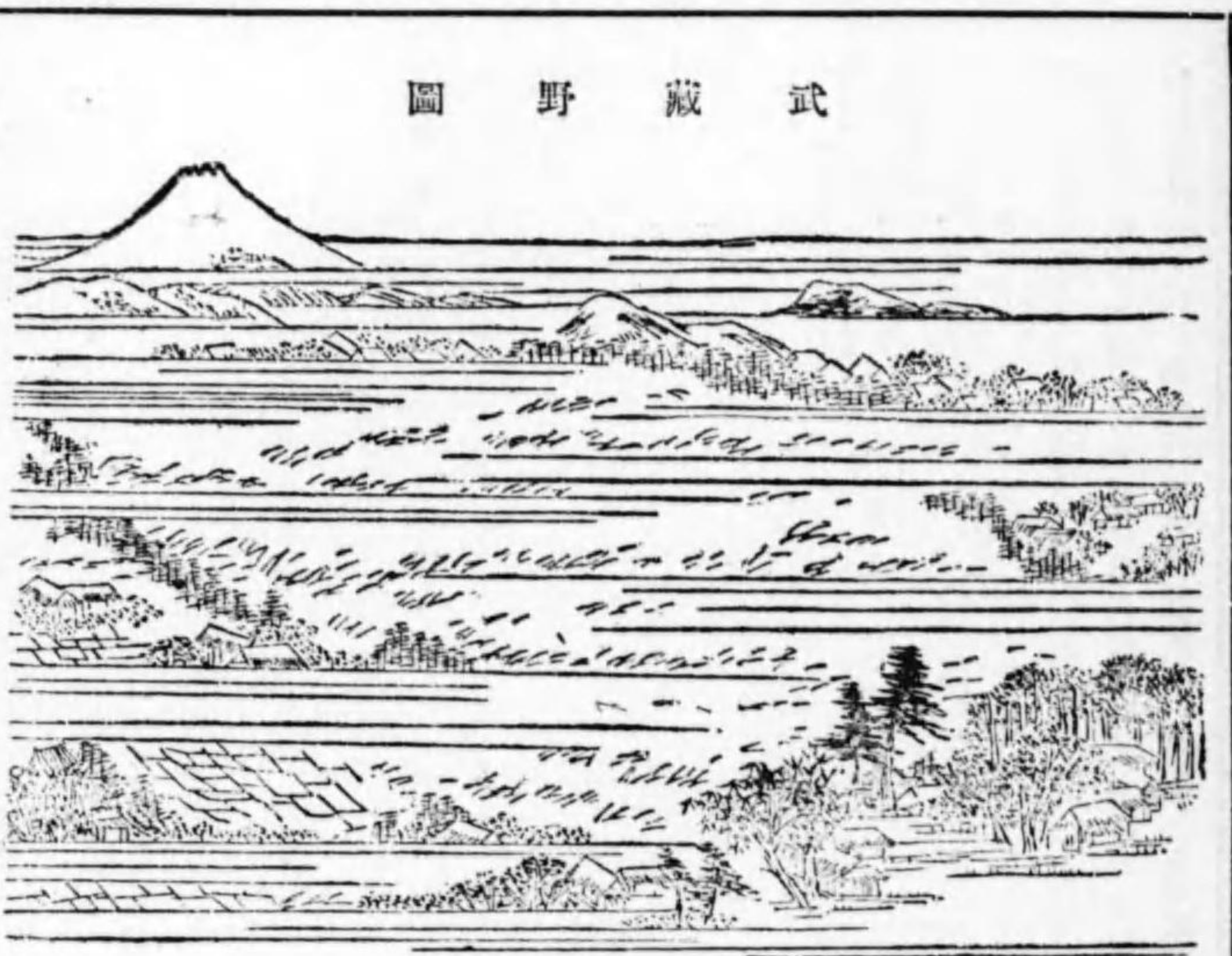
野の地にて、最後に開きて始は御料所に屬せしを、秋元但馬守喬朝が河越城主たりし時より、城附の村になし賜ひしと云、檢地は元祿五年の改めなり、
高札場村の東にあり、

小名 本堀 野村 宮原
僅なる細流にして村内を流、やがて地中に入て流末さだかならざれば、末無と云名はおこりしといふ、
淺間社

八幡社 二社共に村民の持、
奇特者忠助 里正忠助が祖父なり、水野を氏とす、平常村民を里正忠助が祖父なり、水野を氏とす、平常村民を教諭して農業に心を用ひたれば、天明二年領主松平大和守より黄金若干を與へ、又其身一代は苗字を唱へ、帶刀をゆるせしといへり、

○龜窪村 龜窪村は河越城の東南二里にあり、仙波庄又武藏野里と唱ふ、江戸よりの行程八里なり、其四境は東の方駒林村に接し、南は大井村に及び、西は武藏野に續き、北は鶴岡村なり、東西一里、南北十九町もあるべし、民家八十九軒、多くは河越道の兩邊に住す、昔より河越城付の村にて寛文元年・延寶三年二度の檢地ありて、租税の數も定りしと云、
高札場村の中程、

武藏野 村の西南につゞきたる地なり、其野の廣さは大槩東西の徑り十五町、南北八町許にして、南の方上富村に限



武藏野圖

り、北は富村及び下赤坂村にさかひ、東も富村にて、西は下富村に及び、此地は當村の百姓正左衛門が家にて預り申し野錢といへるものをも納め、又河越城へ年ごとに薪炭料をも納むといへり、正左衛門が家の記を聞るに、彼が先祖は北條安房守氏邦の麾下三上山城守氏郷より出、又天正十八年小田原の城已に落城に及びし頃、氏郷は比企郡鉢形城に住せしがその城も敵に渡せしかば、せん方なく同郡日影村の東光寺は氏郷が菩提寺なるを以て、それにかくれ居、幾ほどなく明る文祿二年死せり、其子山城某野武士と成て、武藏野凡十里餘四方の地を心のまゝにしてありしが、慶長年中當城を開きて住居の地と定め、その後近郷山城村所澤村新井村等をも新墾せしことなどあり、猶舊に依て武藏野のことをあづかりしに、元和年中山城が子庄右衛門の時、その野もことにせばまりしかど、野錢及薪炭三千駄を河越城へ納めしを以、今も千駄登料と云る名目の青錢を出すといへり、貞享年中高麗郡加須領の内五ヶ村、多摩郡山口領の内三十一ヶ村、當郡河越領八ヶ村と、此武藏野のことにより諍論起て、其由たがひに公へ訴へ奉りしが、謀主山口領の百姓勘左衛門が訴訟の旨非義なりとて、やがて追放せられたりと云、此頃より残りし武藏野の限りは、その四邊へ松の並木を植て境とせしとて今もしかなり、されど古に比すれば百分の一とも云べけれど、かゝる名高き所のわづかにも存して、今見ることうるは當國にとりては美事とも云べければ、そのさまを圖してこゝにのせぬ、
稻荷社 村民持
神明社 地蔵院の持、

地藏堂 武藏野木の宮地蔵と稱す、坐身にて長二尺五寸の像なり、建仁三年に記したる縁起一卷あり、其略に云、延暦廿四年田村將軍北國征伐の時、故有て當所に地藏堂を造營し、その後建仁元年鎌倉右大將軍の旗下なりし二階堂隱岐入道が、不思議の靈驗を見しかば再建すと、この縁起はもとより妄誕のこと多くして取べきものにはあらざれど、古き堂なることは近郷にもきこへたれば、別當 地藏院 新義眞言宗、ゆへある像とはみえたり、明寺の末なり、本宮 藥師堂 秘佛なりとて、見山藥王寺と號せり、

大井村 大井村は郡の異の方にありて、大和田村より河越城に至る街道の宿驛なり、仙波庄三芳野里と稱す、江戸よりは七里の行程なり、其廣狭の大様は東西の徑り十四町餘、南北十町餘、南は藤久保村に隣り、北は龜久保・勝瀬の二村に及び、西は永井村、東は苗間・鶴間の二村なり、家數百十一軒、大抵街道の左右に並び住す、當所の開けしは古きことにて、其詳なることは知べからざれど、【回國雜記】に河越と云所にいたり大井河原といへる所にて、

うち渡す大井河原の水上に、山やあらしの名をやとすらん、と讀賜ひし歌もあれば、文明の頃沙汰ありしはしらる、【萬葉集】に伊利麻治能於保屋我波良能伊波爲郡良、比可婆奴流奴流和爾奈多要會禰とあるは、是當所の歌にして、昔は大野と唱へしならんと釋の契伸いへり、是は

いと古代のことなれど、暫くこゝにしるし置り、正保の頃米津彦七郎某が知行なりし由ものみえたり、元祿十年彦七郎の孫梅千助某が時に至り、故有て收公せられて、御代官細井九右衛門支配せしが、同十一年河越城主松平美濃守某に賜ひしより河越城附の領地となりて、今は松平大和守が知る所なり、檢地は元祿十一年松平美濃守に賜ひし頃、改めありしを定として租米を出すと云、

小名 大井戸 村の東によりてあり、土人やおおどとも呼ぶ、舊地なるにや、されど、大河はけ川端そね川と云小名も其つたへを失せり、村内にあり、上 中 下 大沼丸 ふうでん あらく所道 げんにう

古坂 村の東によりてあり、昔の街道は此坂にかゝりしと云、今の街道にも坂あるを以て、古坂とは呼べるならん、根上明神社 祭神を詳にせず、例祭三月廿二日、九月十八日兩日を用ゆ、

金山權現社 これも祭神を詳にせず、久田權現社 同上、高根權現社 同上、辨天社 同上、第六天社 以上七社本乘院持、稻荷社 村民の持、

本乘院 天台宗、古尾谷本郷灌頂院の末なり、天龍山徳性寺と號す、彌陀の立像を安ず、

觀音堂 村民の持、舊家者代次郎 鹽野を氏とす、古は新井氏なりしが、郡中南

大井之郷鹽野令死去付而、任遺言新井申付候處、四人之百姓從前々之異趣、委細申立儀露顯候、殊鹽野

内匠時よりも郷中取立勸公務、近年山野志度窪小田窪兩地令開發、内匠跡をも引取可走廻之段、總百姓逼塞訴申付而、新井左京亮に措置、禰印判四人令落着候、雖然條々申上筋目就相違者、自余に名主可被仰付、猶盡粉骨郷中之儀可走廻者也、仍如件、

天正七己卯年霜月廿七日 中地山城守 奉之 鹽野庄左衛門尉 新井帶刀 小林源左衛門尉 新井九郎左衛門尉

大井郷名主職、從世田谷四人衆仁被仰付書出披見候尤任此筋目走廻、荒地令開發、可致奉公之忠勤者也、

仍狀如件、 天正七年十二月十四日 大草丹後守奉之

鹽野庄左衛門尉 新井帶刀 小林源左衛門尉

又鹽野氏を稱せる與市と云もの、家にも、同時代北條氏より與へたる文書五通をつたら、その文に、 郷中百姓等何方へ相退候共、如前々罷歸、田島可致開發候、不可有横合非分之由被仰出候、仍如件、 亥四月十六日 遠山左衛門尉奉之 武州大井郷百姓中

一 於當郷不撰侍凡下、自然御國御用之砌、可被召仕者撰出其名、可記事、但貳人、 一 此道具弓鐵炮三様之内、何成共存分次第、但鐵は竹柄に而も、木柄に而も、二間より短は無用に候、然者號權門之技官不致陣役者、或商人、或細工人類、十五七十を切而可記之事、 一 腰さし類之ひら／＼武者めくやうに可致支度事、 一 よき者を撰、殘夫同前之者申付候者、當郷之小代

官何時も開出次第可切頭事、
一此走廻を心懸相嗜者は、侍にも凡下に而も、隨望可有御恩賞事、
以上

大井百姓中
同名主

右自然之時之御用也、八月晦日を限而、右諸道具可致支度、郷中之請負其人交名以下をば、來月廿日に觸口可指上、仍如件、
丁亥七月晦日按天正十五年なるべし 小代官
大井百姓中

大井百姓中

桔梗根一俵、八月中に掘て如何にもよく干て久野へ可進、但船木新兵衛に可渡者也、仍如件、
亥八月八日 篠岡彦兵衛尉奉之
大井郷百姓中

大井郷百姓中

桔梗之根二〇き掘、來月十日此方へ可進之者也、仍如件、
八月廿八日 奉之 篠岡
大井郷百姓中

大井郷百姓中

爲雇押立十五人〇五疋分〇〇〇鯨井郷上給知已、兵糧急度可届、就不出者可爲曲事者也、仍如件、
寅正月九日

以上の文書にのせたる鹽野庄左衛門・新井帶刀・小林源左衛門・新井九郎左衛門がことを、今も當所の四人衆と唱ふれど、その子孫は定かならず、新井の一家は代次郎が家なるべし、鹽野は與市が家にや、小林は村民利八が家なりと云、
○南永井村 南永井村は河越城の南三里にあり、江戸への行程七里半、山口領に屬し、安仁郷と稱すれど、此邊この郷名を唱ふる村他になければ疑ふべし、村の廣狹東西へ三十町餘、南北四町許、東は新座郡大和田村に接し、南は坂下村及多磨郡日比田村にそひ、西は牛沼新田、北は中富・上富・北永井の三村に隣れり、民戸六十六、當村及北永井村は後年の新開にして、延寶三年松平伊豆守始て檢地し、租税の數を定めたりと云、今は御料所となりて御代官大岡源右衛門支配す、
高札場村の中程
小名 一本木
八幡宮村の鎮守なり、
八幡宮村民の持、
○北永井村 北永井村は南永井の北に並べり、仙波庄に屬して三芳野里と稱す、當村は昔河越城附の領所なりしに、何の頃よりか御料となりて、今御代官大岡源右衛門支配す、村の廣狹東西の徑二十町餘、南北一里にして、

東は大井町及藤久保村にそひ、西は上富村に隣り、北は龜久保村、南は南永井村なり、民戸は六十餘あり此村の南につゞきて此村にそひし武藏野新田あり、寛延三年神尾若狭守・曲淵豐後守が承りて檢地し、二十町九段十八分の高數に定めたりと云、
高札場村の北に
稻荷社 村の鎮守なり、百姓持、
阿彌陀堂 村民の持、
末社 天王住吉合社

新編武藏風土記稿卷百六十五之
入間郡之十 河越領

○針ヶ谷村 針ヶ谷村は郡之巽にあり、三芳野の郷仙波庄と云、當村は元新座郡館村の地なりしが、柳瀬川より此方を裂て別村とし當郡に屬せり、其年歴は傳へざれど正保の改には此村名を載せず、元祿の改に始て見えたれば、其間に分れしこと知べし、江戸より行程六里餘、村の四境東北の二方は水子村に隣り、南は柳瀬川を界ひ、對岸は新座郡館村なり、坤の方より西に至りて、竹間澤村及び下南畑村の飛地に交れり、東西一町許、南北四町半、家數三十餘、陸田多く水田少して、動もすれば旱損の患あり、檢地は天正十九年中大藏なる者改しと、村内西光院に藏する記録の内に見へたれど詳ならず、其後元祿五年に檢地ありしと云、此時別村となりしにや、此村往昔の領主を傳へず、されど西光院は正保の頃、當所の地頭山中與五兵衛再建せし由寺傳にいへり、これ當所の未だ分村せざる前のことにて、其頃の物にも館村の地頭

新編武藏風土記稿卷百六十四之終

は山中與五兵衛なること見えたり、夫より後元祿年中秋元但馬守に賜り、今に子孫左衛門佐が領分たり、高札場村の南より

小名 井戸下 前田通 宮田通 江又通 鎌橋 堂山

川袋 ほう田通 町田通 切通 谷通 宮坂通

柳瀬川 西の方竹間澤村より南の方村界を流れ、水子村に入、川幅三間餘、此川に添て水除堤あり、

氷川社 村の鎮守なり、西光院の持、

稻荷社 村民の持、

西光院 新義眞言宗、新座郡大和田村普光明寺門徒、瑞瑞光山觀音寺と號す、本尊彌陀の立像にて弘法大師の作と云

秘佛にして扉を開かず、外に正觀音の像長三尺許なるを置、是は聖德太子の作なり、當寺は正和二年の草創にて、開山長教は文保二年二月十七日寂せり、寺記に云正保年中地頭山中與五兵衛當寺再建の棟札に、正和二年大法師長教開山と記し、

又境内に石佛一軀ありしが、是にも正和二年癸丑八月と彫る、是開山同時のものなりと、されど是等のものは皆失ひて、今は記録に傳ふ、辨財天社

阿彌陀堂 西光院の持、

○水子村 水子村は郡の巽にあり、郷庄の唱へ前村に同じ、領は河越と見ゆれど今其唱へを用ひず、江戸より行程七里、東は下南畑・宗岡の二村に錯り、南は柳瀬川を界ひ、新座郡館村なり、西は當郡針ヶ谷村及び上下南畑村

打越 松原 並木 大原 館下 長島 桑原町 栗山やつ 關口 櫻井谷 山崎前 芝崎 いぬま 本郷橋 内山 永久保 向山 あかぬま 臺下通 高田道 守田 石井前 土井 町屋前 猿塚 正繩 河越道 正あみ 大井戸 ばんば 原あての木 井戸窪 大鷹塚 大日屋敷 町屋山 北水子はけ岡の坂 村の東より 松木坂 小名山下 内川 南畑村より入、宗岡村に注ぐ、此川に添て古城跡あり、何人の居城なりしや詳ならず、今は其名のみにて境界も定かならずと云、

江川 村の南より東に流れて、内川に合す、川幅は二間許なり

柳瀬川 針ヶ谷村より流れ来る、川幅二間より三間、間に至る所あり、川に添て水除堤を築く、

沼 二ヶ所共に南の方にあり、一は前沼池と云、廣さ一段餘、一はい沼池と呼ぶ、僅の沼なり、

林 七ヶ所、一は小名打越にあり、七段九畝餘、一は西北の方に、一町四段八畝餘、其他は僅なる地なり、

土橋 柳瀬川に架す、長さ八間餘、

石橋 是も柳瀬川にあ

塚 十ヶ所あり、供養塚・念佛塚・經塚・兒塚・祭禮塚・神送塚・庚申塚等の名それらにあり、

の飛地にて、北は鶴馬村に隣れり、東西十五町半、南北十町餘、畑多く田少し、用水は柳瀬川及び村内處々の清水を引て漑げど、水路不便にて旱損あり、民戸五十九、土人私に村内を三分し、上組・中組・下組と呼び、名主も三人ありて各一組を支配す、村内に古への奥州街道の名残あり、下南畑村より入、針ヶ谷村に達す、今は郡中所澤村邊への通路とせり、此街道に古への橋跡あり、内川の邊にて是奥州街道なりし頃架せしと云、爰も古への領主を傳へず、されど【北條後帳】に上田左近二十貫文入東水子とあり、御當代に至り正保の頃は御料私領入會にて御料は御代官近山與左衛門支配し、私領は三浦八兵衛・杉浦忠左衛門・芝山小兵衛が采地なりしよし物に見ゆ、此内三浦家に賜はりしは文祿年中にて、三浦次郎左衛門正次の時なりと其家譜に載たり、其後林長十郎・田代又左衛門も當村の内を知行せしが、元祿十一年是等の采地皆上りて、一村惣て秋元但馬守に賜はりしより、今に子孫左衛門佐の領分なり、檢地は慶安元年・延寶三年兩度松平伊豆守、元祿十三年秋元但馬守紀せりと云、

高札場 村の中程

小名 犬ノ墓 此所に九尺四ノ下 高芝 つるまき 麴島 瀧下 別所 山下 引又下 石川戸 北袋 城

氷川社 二字 一は村内總ての鎮守にて福性寺持、一は上組の鎮守とす、村民持、

山王社 中組の鎮守なり、村民の持、

神明社 二字 一は下組の鎮守にて眞光寺持、一は村民持、

天神社 不動寺 末社 花園明神社

諏訪社 下組の鎮守なり、實性寺の持、

淺間社 般若院の持、

八幡社 農民の持、

辨財天社 福性寺の持、

愛宕社 村民の持、

稻荷社 十五字 不動寺・般若院・福性寺等の持なり、

大應寺 新義眞言宗、京都醍醐報恩院末、水光山不動院と號す、草創の年歴は傳へざれど、當寺の過去帳に記せし世代の内法印賢憲は、天文十七年示寂すとあれば、舊き起立なること知べし、中興開山を宥勝と云、貞享二年六月二十九日寂せりと云、本尊不動を安ず、此寺の持に大應寺と云る古塚あり、古へは百八塚とも云て其數ありしが、今は一にて形ち長く小なる堤のごとし、撞鐘樓門の上に掛く、寛延四年の由來は詳らかならず、

不動寺 奉應山胎藏院と云、當寺は村民孫三郎が先祖法印源宥と云し者の起立にて、元は修驗なりしが、後新義眞言

宗に改、大應寺門徒となれり、源有は寛文十三年八月寂す、其法諱をもて院號となせり、本尊不動を置、境内に經塚あり、高一丈

福性寺 大應寺門徒、如意山と號す、本尊は如意輪觀音を安置藏助は萬治三年三月卒せり、此人の事蹟は傳へざれど、村の農民周次なる者は其子孫なりと云、

正蓮寺 日蓮宗、安房國小湊誕生寺末、智性院と云、開山日性は永正二年三月二日示寂す、本尊三寶を安ず、

上田周防守某墓 五輪の石塔にて、正面に上田周防守經口と周防守は北條家の旗下にして、當郡下南畑村に居城 三十

番神堂 瀧本山と號す、大應寺門 藥師堂 藥師の像は、中古藥師堂徒なり、本尊は不動を安、此所に地頭杉浦忠

右衛門の納めし 古碑四基 應安・永相・應永・永ものなりと云、

寶性寺 前と同寺の門徒にて、醫 眞光寺 是も同寺の門徒、朝日山神主院と云、本尊如意輪觀音

地藏院 前と同寺の末なり、 善住庵 眞言宗、律江戸湯嶋靈雲

般若院 本山修驗、下南畑村十玉院の配下なり、本尊不動は長一尺許、運慶の作と云、

不動堂 村民の 阿彌陀堂 村民の 觀音堂 大應寺

地藏堂廢地 二ヶ所 一は南の方にあり、大應寺持、一は西の方にあり、農民の持、共に僅の除地のみ残りて廢せし年代

觀音堂廢地 西の方にあり、是も除地 宗岡村 宗岡村は郡の異にあり、此邊も土人三芳野の

里と云ひ、庄を仙波と云ふ、村名の起は其由を傳へず、【廻國雜記】に宗岡と云る處を通り侍けるに、夕のけふり

を見て、 夕烟あらそふ暮を見せり、わか家々のむね岡の宿、と詠ぜられしは、爰のことなるべければ、舊きよりの唱

なるべし、されど今地形をもて考るに、此邊岡はさらなれば、若昔此地を領せし人の氏などによりしにや、又名

乘なども唱へ始めしや正しく知がたし、村の四方東は荒川を隔て、足立郡下大久保・道場・田島の三村に交り、

南は新座郡内眞木村に隣り、西は内川の對岸水子村及び新座郡引股町に望み、北は南畑村と其村の新田に境えり、

位戸 江口 瀬戸 籠島 落合 蛭田 みつき町 三貫田 びは田 相の手 牛ヶ谷 上宿 下田屋敷

ふくろ 精進場 權現堂 ごうし みさへ 永沼 大野 大野やたれ はない 深川 佃 龍ヶ谷戸

馬場 さら沼 荒川 東の方を流る、北の方南畑村より入、南の方新座郡内眞木村に通ぜり、川幅六十間餘、

新河岸川 川幅十七八間、内川とも云、 用水 松平伊豆守岡部佐兵衛が知行たりし頃、萬治二年玉川上

堤二ヶ所 一は荒川水除堤、一は新河岸川水除の堤なり、土橋 村の西新河岸川に架す、近村四

塚五ヶ所 富士塚・觀音塚・供養塚など呼べり、 米川社 村の鎮守にて觀音寺持なり、社の傍 天社 天王社

水川社 是も村内の鎮守なり、 港間社 觀音寺 石藥師

東西十八町、南北一里許、江戸より七里の行程なり、此村水田少く陸田多し、水損の所なれども北の方南畑村の境に堤を築き、水災の防ぎをなしたれば、南畑村に比すれば災稍少し、民家三百餘、西より東へ一條の小徑を通せり、是古へ鎌倉より奥州へ往來せし街道なりと云、檢地は元祿十三年時の領主松平美濃守、延享元年神尾若狹守荒川通り流作の場を糺せり、此外布施彌次郎・菅沼久次郎の兩人檢地せし處もあり、領主は正保の頃松平伊豆守・岡部小次郎が知行所なりし後、替りて松平美濃守が領分となり、夫も轉じて今は御料私領入會にて、私領は秋元左衛門佐領分交れり、

高札場 村の中心 小名 上 中 下 村内を三に分けて稱し、名主も 宿元はに市立しが、しばしば水災ありしかば、今は隣郡引股町へ移せり、此所は鎌倉より奥州への古街道なりし由、今も民戸多く立並べり、爰に少く堆き塚あり、上に榎一株、東光寺立郡内谷村に引しよし、いまも内谷村に東光寺と稱する寺ありと、羽倉河岸所は船渡あり、對岸足立郡下大久保村と當村との持なり、又足立郡田嶋村の内秋加瀬と云所へ通ずる作場渡あり、元より當村の持には非ずと云、五

八幡社千光寺の持

天神社寶藏院の持 稻荷社 辨財天社

稻荷社四字寶藏院千光寺等の持

第六天社村民の持

氷川社千光寺の持 稻荷社

大仙寺 禪宗曹洞派、龍澤山と號す、是立郡植田谷領領家村大泉院の末、開山喜翁良悦天正十七年九月五日寂せり、本尊釋迦、鐘樓寶曆七年に鑄たる鐘にて、銘文は事を安ず、鐘樓實に迷れることなれば載せず、白山社

千光寺 新義眞言宗、新座郡大和田町普光明寺の末、青龍山との觀音堂に應永の鰐口を掛たれば、何れにも舊き寺なるべし、過去帳を閲するに、寛治年中の開山より歴世の僧名を、今に至るまで載たるのみにて記録なけれども、舊地なること勿論なり、本尊不動は長二尺許にて、いと古色なり、觀音堂、千手觀音にして、座像二尺許、運慶の作と云、此堂に應永廿五年七月廿八日、吉口敬白信心大且那安良國と彫り、圓徑七寸許の鰐口を掛く、元より此堂へ納めしと云こともなければ、定かならざれども、當寺寛治の開基ならんには、此鰐口の有も理り疑ふべからず、此外境内に五輪の古碑あり、斷壊して僅に残りたる處、永和元乙卯十二月十一日とみゆ、何人の墳なるは辨せざれど、是等の物有るを見れば、兎角に古き寺なること知べし、

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

觀音寺 興運山自性院と號す、本山前に同じ、元龜年中草創ありしと云へど、開山開基の名は傳はず、後一旦廢寺と

なりしが、正保中時の地頭岡部佐兵衛が家臣白井某なる者、再び堂宇を造營せし由言傳へり

寶藏院 新義眞言宗、新座郡富村寶幢寺の末、蓮華山と號す、開山傳英寛保二年正月十三日の示寂と云、是は中興の開山なるべし、本尊

彌陀を安置せり、

大日堂觀音寺の持

觀音堂寶藏院の持

褒善者源五郎 二親に孝を盡したりとて、米七俵を其賞にあとふ、

褒善者利助 父に事へて孝行の名あ、米五俵をあたふ、

褒善者平左衛門 母に孝ありとて米五俵をあたふ、以上は何れも寛政四年六月の事にて、秋元但馬守の領分に

褒善者庄次郎 是も母に孝ありと聞え、米五俵を賜ふ、是は御料所なり、

○上南畑村 上南畑村は郡の巽にあり、上下二村に分れし年歴は傳へざれど、正保の改めに既に上下と載たれば夫より前に分れしこと知べし、郷庄は總て詳ならざれど、

下南畑村の傳に、元は三芳野郷河越領に屬せしと云へば、爰も爾唱へしなるべし、村名は元難畑或は難波田と書せしが、當村は荒川と新河岸川の下流に添し地にて、屢水災に罹りしを、土人憂ひて村名の文字惡き故ならんと改

施行之旨、茲彼所、沙汰付下地於鶴岡八幡宮雜掌候畢、仍渡狀如件、
應永八年二月廿九日
上杉中務少輔朝宗法名沙彌判

按に此文書數通共に、難波田小三郎入道跡とのみありて、幾何地と云ことは知ざれど、難波田一圓を寄附せしには非るべければ、舊き地名なることは勿論、且舊きより難波田氏の領せしこと知らる、村の四境東は荒川を隔足立郡本村に隣り、西は當郡鶴馬村にて、南は下南畑村と南畑新田に續き、北は大久保村に錯れり、東西十五町、南北八町許り、江戸へ行程七里なり、水陸の田相半し、用水は伊佐沼の水を引て灌けど、水路不便なれば多くは天水を湛へて耕せり、水旱共に患あり、民戸百五十餘、此村は往昔より難波田氏の領地にて、天文の頃は彈正憲重の采地とし、後北條家の分國となりては上田氏領せしなるべし、【北條役帳】に上田左近百五十貫文入東難波田乙柳檢地とあり、此乙柳は弘治元年にてあるべし、御入國の後川越城附の地にて、正保の頃は松平伊豆守の領分なり、其後松平美濃守領主の時上りて御料所となりしより今に替らず、檢地は天正年中改定有しといへど定かならず、後寛永八年・慶安元年の兩度時の領主檢地せり、此外

めたき山、安永元年御代官久保田十左衛門が支配たりし時、公に訴しかば松平右近將監より下知ありて、今の如くに書改めしと云、此村はいと舊き村にて、下南畑村の傳に據に、天文の頃難波田彈正憲重其村に在城して此邊を領せしと云、按に彈正が先祖は當國七黨の内村山黨にて、金子六郎家範が子難波田小太郎高範なり、是保元・平治の頃の人にて、既に難波田をもて稱號となせば、高範が時より當所に住せしも知べからず、其後のことは傳へず、世下りて應永年中の文書に、

寄進 鶴岡八幡宮寺

武藏國入東郡内難波田小三郎入道跡事、

右同國六郷保内原郷替所寄附之狀如件、

應永七年十二月廿日 左馬頭源朝臣 滿兼判

武藏國入東郡内難波田小三郎入道跡事、早菴彼所任

御寄進狀之旨、可被沙汰付下地於鶴岡八幡宮雜掌之

狀、依仰執達如件、

應永七年十二月廿日

上杉右衛門佐氏法名禪秀 沙彌判

兵庫助入道殿

武藏國入東郡内、難波田小三郎入道跡事、任去年御

に藤窪・鶴馬二村の邊に村の飛地あり、爰は武藏野新田にして延寶三年檢地なり、これより前延享元年堀江荒四郎檢地せし所もあり、又享保十八年寛播磨守奉行して、新田の檢地ありしと云、高札場村の北に

小名 番匠免 あいよし かめ田 せら崎 なかむ田
しやうしき 砂原 山ノ神 市金 ばんば 壹貫田
おちみ くだんしよ 猿塚 かま口 池のはし 第
六天 川袋 おなか 志戸

荒川 東の方の郡界を流る、大久保村より村内に入、下南畑村に注ぐ、川幅六七十間、此川に添て水除堤あり

新河岸川 是も大久保村より流來り、下南畑村に達す、川幅十
三間、或は二十間許に至れり、爰にも水除の堤を築
けりと

南畑橋 新河岸川に架す、長十二間、當村及下南畑村・南畑新
田・大久保村組合の持なり、修理は官より加へらるゝ
と云、此外土橋
十八ヶ所あり

明石明神社 村の鎮守なり、稻荷社
村内金藏院持、

水越明神社 是も村の鎮守にして、古へは金藏院の持な
りしが、今は下南畑村西藏院の持なり

稻荷社

蛇木明神社

牛頭天王社 以上二社は
金藏院持

神明社 農民の
持

稻荷社 三字 一は金藏院の持、二
社は農民の持なり、

金藏院 新義眞言宗、京都醍醐報恩院末、密樹山と號す、本尊
如意輪觀音を安ず、當寺は慶長十五年起立せしと云傳
へたるのみにて詳なることを知ず、中興開山 撞鐘 安永六
承秀は、明暦二年三月廿四日寂すと云ふ 撞鐘 年の銘
文あり

東光寺 金藏院の門徒なり、
本尊彌陀を安ず、

常圓寺 是も金藏院の門徒なり、往年丙丁の
災に罹りて、本尊を失へりといへり、

地藏院 是も同じ門徒にて、
本尊は地藏なり

藥師堂 金藏院
の持

關慶堂 無縁堂と呼ぶ、
同寺の持なり、

○下南畑村 下南畑村は郡の巽にあり、古へは三芳野の
郷と云、中古川越城附の村となりては川越領とも云し由、
今は共に其唱へを用ひず、當所は南畑新田と犬牙して、
境界廣狭も詳に辨じがたし、姑く二村の地を混じていは
ゞ、東は荒川を隔足立郡下大久保村に隣り、西は水子・鶴
馬の二村に交り、南は宗岡村にて、北は足立郡五關塚本
の村々に及べり、東西十一町餘、南北二十町半、水陸の
田相半し、民戸二百はこゝも川に添し地なれば、しばと

水災あり、されど用水は不便にて旱患もまゝありと云、

村内にかゝる小徑は鎌倉より奥州への古街道なり、水子
村より此村に入、末は羽根倉の渡に及べり、天文の頃は
難波田彈正憲重が領地にて、憲重戦死の後北條家の侍大
將上田周防守の采邑なりしと傳ふ、此周防守は上村の條
に出せる【北條役帳】に云、上田左近がことなるか詳なら
ず、此後領主の替りは上村に同くして、今は御料所なり、
檢地は慶安元年に糺あり、其後享保十八年流作の場を糺
せり、此時は寛播磨守奉行せり、此地に當所より坤の方
一里餘を隔て村の飛地あり、其地は水子・針ヶ谷・竹間澤
の三村に接し、段別三十三町五段一畝歩、是は延寶年中
開墾の武藏野新田なり、

高札場 村の中央より少
く北にあり

小名 大町 吉合 木染 鶴新田 松ノ木 城 塚ノ
越 梅ノ木谷 島崎 登戸 竹内 池端 猿塚 八

幡前

新河岸川 上南畑村の界より入、宗岡村に達す、川幅四十間
餘、こゝに作場渡三ヶ所あり、川に添て水除つゝみ
をきづ
けり、

阿蘇明神社 當社勸請の年歴は傳へざれど、社内に古き棟札二
枚を藏む、其一は最古にして、阿曾の二字のみ僅
に見ゆ、一は永正元年七月別當萬藏院造營せし由のせた
れば、古社なることは論なし、此社に稲荷の小祠あり、

藏院の
持

天神社 村民の
持

淺間社 村内千手
の持

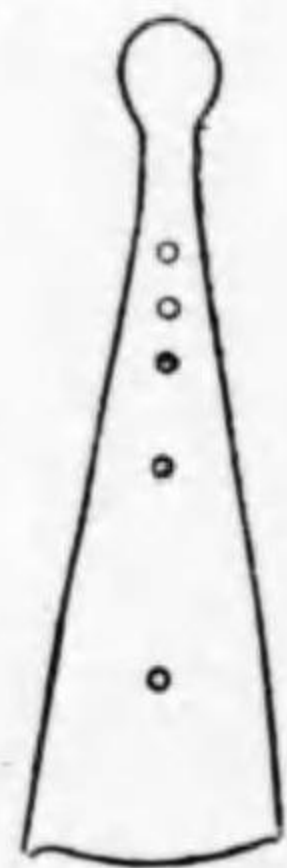
興禪寺 古へは光禪寺と書す、禪宗曹洞派、郡中澁井村蓮光寺
末、川龍山と號す、開山明庵は寛永二年十二月五日示
寂す、本尊正觀音の坐像にて、撞鐘 明和六年鑄造 寮 白
長二尺許り、春日の作と云、

山權現社

藏福寺 興禪寺末、無量山と云、慶安年中の水帳には藏福菴
藏福寺とあり、開山然室天和二年八月二十五日寂せり、

千手院 新義眞言宗、上南畑村金藏院門徒、大日山と號
す、境内に古碑一基あり、寶徳の年歴を彫れり、

十玉院 村内古城跡に住す、聖護院直末の修驗にて、日本二十
八先達の内當國九ヶ寺の其一たり、南城山八幡寺と



稻荷社 金借稻荷と
呼ぶ、村内西
院の持

此社内にも稻荷の小
社あり、以上三社は
村内萬藏
院の持

號す、起立の年代詳ならず、されど古き修驗にて「廻國雜記」にさし、いを立て、武州大塚の十玉がもとにまかりけるに云々とあるは、即ち當院のことなり、是に據に文明の頃は、大塚と云所に住せしと見ゆ、是郡中大塚村のことなるにや、されど其村に居跡も残らず、口碑の傳へもなければ、正しきことを知ず、其後天正の頃郡中水子村に居住し、次第に衰微してありしを、同き七年多磨郡清戸村の内芝山と云所に移して再興せる由、其時北條氏照の送りし文書に見えたり其文後に出す、夫より當所に移りし年代は傳へざれど此地は元難波田彈正の居城なり、彈正討死の後は北條家の持城にて、上田周防守在城せしが遂に廢城となれり、然るに其時の十玉院は彈正が親族たるに因て、彼城址を芝山の地に替賜りて住せりと云、是は御打入の後な



田彈正靈重所持の物なりと云、太刀は無銘にて長二尺六寸餘、鞍は表の方に鐵をはりて、獅子と牡丹唐草の文あり、すははち其圖は石 短刀 字多國一振 同村正一振 同五郎入道に出せり

鞍一口 轡一口 品は難波

同村正一振 同五郎入道

一振 十三佛畫像一軸 以上の四品は由來詳ならず、此外猶ればのせず、又天正年中の舊記を藏す、これは近村の修驗の名を多く記したるものなり、探べきことなければこゝに略せり、其文左のごとし、

武州入東郡□□再清戸年行事職之事、任申請之旨被仰付畢、然上は後門徒中同熊野參詣且那以下知行、不可有相違候由、乘々院法印□□被仰下所也、依執達如件、

文明十二年七月廿七日

法眼慶乘花押 法橋快繼花押

十玉坊

花押

武州崎西郡年行事職之事、十玉坊法印賢承理運之旨被聞召、已前以奉行之奉書被仰出上者、不可有成敗相違之由被仰出所候也、仍執達如件、

文明十九年正月廿八日 法印花押

十玉坊印

御門跡先年武州御下向時、依忠節准據修學者、御免之由被仰出候、諸先達其旨可有存知者也、依執達如件、

七月廿六日

法印花押

武州之内前々水子に相定候、十玉坊就及斷絶、今般改而芝山に十玉坊可有再興之由尤候、并入東新倉之郡氏照領分年行事之儀、聖護院殿任御證文可被申付候、仍狀如件、

天正七年庚辰二月三日

氏照花押

十玉坊

入東郡并新倉郡年行事職之事、十玉坊由緒無紛之由候處、近年無主之地同前之旨不可然、所詮彼跡職相續之事被仰付候上は、自今以後全領知可抽奉公忠節旨、依聖護院御門跡仰執達如件、

天正七年八月七日

法印花押

十玉坊

入東郡之内 三ヶ郷 惣部之事、十玉坊分、先年觀音堂爲言主之地之由、依言上一且被仰付之訖、然者數年及相論云云、太以不可然之條、猶被達糺明、當年可被仰出之條、若於無參洛者、不及其沙汰可被仰付之旨、去年雖被成奉書無其儀之間、全可有知行之旨、

依 聖護院御門跡御氣色執達如件、

文祿三年八月五日

法眼花押

十玉坊

僧都花押

御門 中門 不動にて、智證大師の作なり、經堂一切經は就せず、假に地藏一軀を安置す、

天神社 稻荷社 熊野權現社 辨財天社 古碑一基 天

七年戊戌十一月とあり

萬藏院 本山修驗十玉院の末にて、本山の役僧を兼ね、西廓山寂と云しもの、苗裔なりとのみ傳ふ、此院後守は應永年中に卒せしと云、按に古谷上村善仲寺の開基を、古谷谷近江太郎信秀、法名古谷院安養無寂、應永六年癸卯十二月廿八日卒すとあり、是に據れば院後守某と云は、即ち近江太郎信秀が後の名なるにや、さはいへ唯苗裔とのみ傳れば、當院の開基の事は詳かならず、

西藏院 同寺の末にて東廓山と號し、是も萬藏院と同く十玉院此地に止宿ありし時、夢想に由て彫刻せりと寺傳に云、當院開祖は中院後守資信の嫡孫如道なり、資信没落の後其子藏人資親しはし當院に世を通れ、入道して行阿と號せり、中氏の祭祀絶し事を悲み、己が一子を修驗とせるは、則如道のことにして、此時より子孫修驗となれりと、是等の傳へによれば、前院當院共に彼資親が子如道を開祖とせしなるにや、此外中

筑後守資信無敵大禪門應永六年に卒し、古谷上村善仲寺に葬りしことなど傳れど、萬藏院に載る古尾谷信秀こそ應永六年の卒にて、彼資信は天正十年の卒なる事、善仲寺にも見えたれば、全く年代も合はず、おもふに信秀・資信がことを混じ傳へて互に誤りありと見ゆれば、其實は知がたし、猶古谷上村善仲寺もあはせ見るべし、

南畑城蹟 村の中央より少く東よりにて、修驗十玉院の住る所にせず、土人云天文の頃上杉家に仕へし難波田正重が居城なりと、憲重は當國七黨の内村山黨にて、金子六郎家範の子難波田小太郎高範の後裔なり、上杉管領に仕へ、當國横見郡松山の城代となる、天文十四年憲重等がはからひに因て、古河の晴氏上杉憲政に合力ありて、當郡河越に出馬し、大軍をもて北條上總介が籠りし河越城を責しが、明る十五年も落城の色見えざりけり、されど城中既に難儀の由小田原に聞えければ、北條左京大夫氏康後詰として、同き年四月廿日彼陣に押寄、一戦ありしを晴氏憲政の軍敗北し、憲重が父子三人其邊りの燈明寺口にて討死す、法證を善銀と云、此人頗武功の勇士にて、其頃の軍記等にもほゞ露顯せし人なり、猶委しくは横見郡小山村松山城蹟の條に出せり、憲重討死の後此邊總て北條家の分國として、其旗下上田周防守某在城せしが、天正十八年の後廢城となれり、今城跡のさまを見るに四方二町餘の地にて、追手は南の方小名宿畑と云る邊なり、土居及び堀の遺跡は四方に見ゆ、西の方に櫓臺の跡あり、夫より一町餘を隔て、馬場藏屋鋪などの蹟残り、東の方三町許に代官屋鋪の跡あり、土人の話に昔は外廓ありて、堀を二重に構へし由、此邊の小名要害と云るは其名残りなりとぞ、今も此所より西藏院・萬藏院の住る邊まで古松など所々にありて、古へ

のさまも想像すべし、又此所より西の方一町許を去て少しく高き所に五輪の石碑あり、文字漫滅して讀べからず、其傍に斷碑三基立り、建武・永享・文安の年號僅に見ゆ、由來詳ならず、是等もし難波田氏の碑なるにや、

○南畑新田 南畑新田は下南畑村に續き、其地と犬牙して廣狹境域も定かならず、故に四境等は二村の地を合せ、下南畑村の條に辨じたれば照し見るべし、水田多く陸田少し、民戸五十九軒、檢地は慶安元年・延寶三年兩度糺せり、當村にも武藏野新田あり、九町一段三畝餘、こゝも延寶三年に檢地ありしと云、此外古への領主等前村と同くして、今は御料所なり、

高札場村の中程

小名 砂原 中丸 しどのぼつと 尾長 飯島 大沼 節澤 水子原

荒川 北の方上南畑村より入、東の方宗岡村に至る、川幅六十間、或は七十間に及ぶ所あり、川に傍て水除の堤を築けり

慈光寺 新義眞言宗、水子村大應寺 天王社

○勝瀨村 勝瀨村は郡の巽にあり、三芳野郷仙波庄と云、村名の起り詳ならず、按に【北條役帳】に勝瀨孫六四十三貫文、入東郡勝瀨村の内とあれば、勝瀨氏世々此所を采地となし、因て得たる村名にや、又地名をもて稱號とせしか何にも古き名なるべし、四境東は新河岸川を隔、上

南畑村に隣り、西は龜久保村にて、南は苗間村に接し、北は駒林村に及べり、東西一里、南北五六丁、江戸より行程八里なり、水陸の田相比すれば陸田の方少く多し、水旱の患あり、用水は苗間村より引來て漑ぐ、民戸八十八この村に川越街道かゝれり、苗間村より入、龜久保村に出、當村も往昔の領主は傳へされど、前に云る如く北條家分國の時、勝瀨孫六が采地なり、御入國の後文祿年中三浦次郎左衛門正次に賜りし由、其家譜に記せり、正保の頃は尾崎武助・三浦八兵衛が知行にて、元祿十年に至り是等の知行上りて松平美濃守に賜り、後秋元但馬守が領分となり、それも替りて松平大和守に賜り、今に其家の領分なり、檢地は元祿十四年時の領主松平美濃守糺せりと云、

高札場村の中程
小名 いさ島 そり町 向田 柳合 寺山 馬場 高橋 市海道 大山 中澤 茶たて窪
新河岸川 駒林村より入、村界を流れて上南畑村に注げり、川幅は四十間餘、
榛名權現社 萬寶院 末社 淺間社
護國寺 天台宗、郡中古谷本郷灌頂院末、龍玉山と號す、本尊三尊の彌陀にて長一尺三寸許り、行基菩薩の作と云傳ふ、境内に古碑四基あり、其内建長四年十二月八日黒明比丘尼、正長四年十一月六日重阿禪門と彫たる二基はもとより有

し碑にて、外二基は近き頃井の中より出せし物なりと云、正和・天文の年號もあり、何れも何人の碑なることは詳ならず、辨財天社

○鶴馬村 鶴馬村は郡の巽にあり、郷庄の唱へは前村に同じ、此村は【北條役帳】及正保年間の物には鶴間村と記せり、且村内光明寺の山號を鶴間山と云るをもて見れば、舊くはしか書せしなるべし、村の四境東は新河岸川を隔て、上下南畑の二村に隣り、南は水子村にて、西は藤窪村及び大井町上下南畑村の武藏野新田に界ひ、北は苗間・勝瀨の二村に至れり、東西十九丁、南北十六丁餘、江戸より行程七里なり、水田少く陸田多し、用水は村内の池或は大井町より清水などを引て沃けり、民家二百八十、此村内を貫ける一條の小徑は、川越より新座郡白子村邊への往還なり、當村も古への領主を詳にせざれど、【北條役帳】に上田左近百七十貫文、入西鶴間村乙柳檢地とあり、此乙柳は弘治元年なるべし、御入國後正保の頃は宮崎備前守・多門平次郎二人知行し、其後松平美濃守に賜りしより、領主の選替大抵前村に同くして、爰は松平大和守・秋元左衛門佐が領分入會の村なり、檢地は元祿十二年松平美濃守領主たりし時糺せりと云、
高札場二ヶ所 一は村の巽の方、松平大和守の領分であり、一は東の方に、秋元左衛門佐が領分であり、

小名 寺分 はけの上 まゝ下 關根 瀧ノ下 みき
 うじ久保 貝塚 小谷 薬師前 かぎの澤 権平澤
 山室 宿 三本木 折戸 おちみ 島田 稻荷山
 猿塚 關澤 本郷橋 榎本 内輪 鷲町 五段野
 南山 むかい山 金子山 八段歩山 三上山 出口
 山 扇田山 はね澤 御堂島 まへのや 町田 平
 塚 長町 北原 駒がた 久保田 唐人在家 柳町
 一丁目 沖ノ谷 並木 渡戸 上澤
 宮坂 巽の方に
 關澤坂 南の方に
 新河岸川 上南畑村より入、水子村に注ぐ、川幅は二十間許り、池 西南の方にあり、土人丸池と呼ぶ、三四段許りの池なり、林 二十ヶ所あり、都て段別 十四丁九段四畝餘あり、秣場 四ヶ所、都て三 氷川社二字 共に村の鎮守なり、一は村内來迎寺、諏訪社 瑠璃光寺 末社 八幡社 牛頭天王社 辨財天社 村内光明 神明社二字 一は村内慈眼寺の持、一は來迎寺と水子村福性寺の持なり、

稻荷八字 寶藏寺、光明寺、淨圓寺 淨土宗、川越蓮華寺末、照光山と云、當寺は中古の地頭多門平右衛門が位牌あり、照光院本譽我然大願居士、慶長十五年十二月七日卒と記す、此寺の山號は此法證より得たりと見ゆ、又本堂の後に月窓院殿譽淨口居士、寛文九年四月九日と彫たる石碑あり、是も元地頭なりし人の墓なりと云へど俗名を傳へず、本尊彌陀を安ず、境内に古碑一基あり、其由来詳ならず、三光院 台明山と號す、元は修験なりしが年歴は傳へず、天台宗、古谷本總灌頂院門徒となれりと云、本尊不動なり、光明寺 天台宗、郡中仙波中院の門徒なり、鶴間山 西蔵寺 新義眞言宗、足立郡與野町圓乘院 寶藏寺 天台宗、古谷本郷灌頂院門徒にて、金 瑠璃光寺 寶藏山延命院と號す、是も灌頂院末寺なり、開山實と舊き起立なれど、外に傳へなければ詳なることを知ず、本尊は藥師なり、境内に古碑一基あり、由来詳ならず、來迎寺 是も同寺の門徒なり、西雲山光明院 慈眼寺 禪宗曹洞派、本郡澁井村蓮光寺末、藥師堂二字 西蔵寺、來 觀音堂二字 瑠璃光寺、

屋敷蹟 巽の方にあり、六七段許の地にて四方に堀の蹟 殘れり、中古の地頭多門平次郎が居跡なりと云、 屋敷蹟 是も同じ方であり、土人殿山と呼ぶ、高さ一丈許の丘 古の地頭宮崎氏の 居跡なりと云ふ、 褒善者仲右衛門 母に事へて孝なりければ、領主秋元 〇苗間村 苗間村は郡の巽にあり、郷庄は前村に同じ、江戸より行程十里、四境は東北の二方勝瀬村に隣り、西は大井町に至り、南は鶴間村にて少く東によりては、上南畑村の地に入會し所あり、東西十二町、南北六丁許、田少く畑多し、村内所々の清水を引て用水とすれど、やゝもすれば旱損あり、民家六十餘、此村は九日九日の嘉節を祝せず、十五日を以て祝ふ、此日鎮守神明社の例祭ある故なり、村内に川越道あり、大井町より入て勝瀬村に出、當所は正保の頃朝比奈源六郎の采地たりしが、後川越城附となりしより領主の遷替近村に同くして、今は松平大和守の領分なり、檢地は元祿十四年松平美濃守改定せりと云、 高札場 南の方小名根 村の鎮守 神明社 前村 根田 後村 なる、

天王社 第六天社 天神社 稻荷社 熊野權現社 以上六社とも、淨禪寺 新義眞言宗、足立郡與野町圓乘院末、阿彌陀堂 藥師堂 淨禪寺 〇竹間澤村 竹間澤村は郡の巽にあり、武藏野の郷仙波庄と唱ふ、江戸より行程六里半、村の四境東は新座郡館村に隣り、南は同郡大和田町に交り、西は南永井町に及び、北は針ヶ谷・鶴馬の二村に至り、乾の方は藤久保村に界せり、四方十七八町許の村なり、水田少く陸田多くして水損あり、民家八十八、この村の農民も九月九日を祝せずして十九日を祝す、村内に川越街道あり、大和田町より入、藤久保村に達せり、爰も御入國の後川越城附の地にて、領主は近村と同く遷替ありて、今は松平大和守が領分なり、檢地は慶安元年松平伊豆守紀せり、其後村内川越道の西の方十町許を隔、武藏野新田出來りしかば、延寶三年同人檢地せりと云、 高札場 村の東の方 なる、

小名 本村 南

柳瀬川 大和田町の内中野と云る所より入、針ヶ谷村に注ぐ、川幅七八間、此邊尾張殿鷹場にして、冬に至れば橋を架して道の便とす、されど時によりては冬にあらざれども、橋を架することあり、

林 西の方にあり、

用水 大和田町の内小名中野に溜井あり、その水を引て水田にそ、げり、

堤 柳瀬川に添てあり、修理は公より加へらるゝ堤なり、

稻荷社 村民の持、

泉藏院 新義眞言宗、新座郡大和田町普光明寺末、青龍山と號す、本尊は不動なり、

村内の鎮 天神社 天王社 稻荷社 金毘羅社 守とす、

地藏堂 泉藏院の持、

○藤久保村 藤久保村は郡の巽にて川越街道に係れり、郷庄の唱へは前村に同じ、正保の改めに此村を載す、元祿の改めに初て見へたれば、正保後元祿の前に開けし村なるべし、されど土人の傳へなければ詳ならず、江戸より行程七里、村の廣狹東西十三町、南北十六町許、東は針ヶ谷・水子・竹間澤・鶴間の村々に接し、西は北永井村に及び、南は南永井・坂の下の二村に隣り、北は苗間村にて、川越街道の續きは新座郡大井町なり、民家六十六、陸田

のみなり、早損場なれど偶水損もありと云、川越街道は竹間澤村より入て、大井町に通ぜり、道幅六間許、檢地は延寶三年岩本四郎兵衛・西山三之丞・清水徳左衛門等糺せりと云傳ふ、是其時の領主の藩士なるべし、此村も松平伊豆守・松平美濃守が領せし地にして、其後遷代ありて今は松平大和守が領分なり、

高札場 村の中程あり、

小名 又野 木の宮稻荷と呼、東乘院の持なり、

稻荷社 前と同、

廣源寺 禪宗曹洞派、當郡澁井村蓮光寺末、大榮山と云、開山龍國吞海は慶長二十年十一月二十三日示寂す、本尊は釋迦を安置

東乘院 木宮山と云、本山修験、下南加村十玉院配下、本尊はの人にて鈴木を氏とせしと云、近頃頃までも武器等多く持傳へしが、今は大抵失ひて刀二振藏するのみなり、
舊家者惣八郎 杉山氏なり、本名黒須にて先祖は當郡澁井村の郎が藏する系圖を按ずるに、北條長氏の妾懐胎せしを、駿河國東郡茶畑三郎右衛門吉秀に嫁せしめ、爾時出生の子を黒須長右衛門吉永と云、是伊三郎が先祖なり、其弟黒須庄太夫吉安は三郎右衛門が實子にて、即ち惣八郎の先祖なり、二代目も庄太夫と名乗しと見ゆ、其後のことは惣て詳ならず、今杉山をもて氏とせるは、惣八郎より二三代前杉山氏の人を發ひ

て、家を嗣しめしより稱せりと云、

○龜ヶ谷村 龜ヶ谷村は川越城の南四里を隔てあり、江戸より行程七里、此村は萬治二年開墾の地にして、元は山田庄に屬せしが、今は庄名を唱へず、川越領とのみ云村の四方東は坂の下村に境ひ、南は本郷村に隣り、西は多磨郡日比田村にて、北は又當郡南永井村なり、東西八町半、南北四町餘、民家二十六、爰も陸田のみなり、檢地は延寶三年にて領主は松平大和守なり、

高札場 村の中程あり、

稻荷社 村民の持なり、

普門院 新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺末、閻魔堂、龜谷山と號す、本尊は不動なり、

○上富村 上富村は川越城より南の方三里を隔つ、江戸より行程八里、郷庄は唱を失へり、村の四境東は北永井村に隣り、南は南永井村に接し、西は中富村に續き、北は龜窪村の内武藏野に及び、東西十八町、南北三十町許、此邊總て三芳野里と稱す、水田はなく陸田のみを開けり、民家百十餘、開發の始を尋るに此地元は武藏野の内なりしを、元祿七年村民忠左衛門と云る者始て開墾し、同き十三年領主松平美濃守檢地して貢税の數を定し頃、

川越城より方位をたて上中下の三村に分てるよし、是より引續き川越城村の領となりし後、今は松平大和守の領分なり、

高札場 村の南にあり、

多福寺 臨濟宗、京都妙心寺の末、三富山と號す、元祿九年松日示寂せり、本尊は釋迦の像を安置せり、山門十六羅漢の鐘樓は元祿九

て、銘文あれど事實に涉らざれば載せず、觀音堂 稻荷社 熊野社 山神社

○中富村 中富村は川越城より巽の方三里にあり、江戸よりの行程前村と同じ、山田庄に屬し、郷名は傳へず、東西十四町餘、南北二十町、東は上富村、南は南永井村、西は下安松新田及其外入會の新田に接し、北は下富村なり、家數七十、こゝも陸田のみなり、當村は隣村龜窪村の民喜平次と云る者來り開發し、元祿九年時の領主松平美濃守檢地し、後領主も遷替ありて今松平大和守の領分となれり、

高札場 村の中程あり、

毘沙門天社 元祿九年の領座にして、上中下三村の鎮守なり、毘沙門は印子にて造れる一寸四分の立像にて、松

平美濃守が守り本別當 多門院 寶塔山吉祥寺と號す、眞尊なりしと云、

染院の末、是も松平美濃守が草創にて、開山は本山第四世
榮任元祿十二年九月二十九日示寂す、本尊大日を安ぜり、
辨天社の持、
多門院

○下富村 下富村は川越城よりの方位前村に見えたり、
江戸より八里半の行程なり、庄領の唱へ等なべて前村に
同じ、東西一里餘、南北八町餘、東は上富村に境ひ、南
は中富村に續き、西は北田新田に接し、北は上赤坂村に
及べり、民家七十八軒、こゝも陸田のみなり、此村は今
の名主廣右衛門が先祖某、元祿年中大袋新田より來て開
發し、同十九年領主松平美濃守檢地し、夫も代り秋元但
馬守領分となり、後松平大和守領分となり今も然り、

高札場 村の中程
にあり、

稻荷社 村民の
持、

新編武藏風土記稿卷之百六十五

新編武藏風土記稿卷之百六十六

入間郡之十一 河越領

○神谷新田 神谷新田は河越城より南にあり、郷庄の唱
へを傳へず、開發の始を尋るに横見郡吉見の農民、神谷
を氏とせる内藏助と云る者來て墾開せし故に、此名を得
たりといへど、年代は傳へず、今名主内藏助は其子孫な
り、江戸より行程十里、民家二十餘、東より北へわたり
て下富村に隣り、南は所澤新田に接し、北は堀兼村新田
に交り、東南の間には平塚新田も少しく繋れり、東西三
町許、南北五六町、水田なく陸田のみの所なれば、動も
すれば早損す、村内に一條の路あり、所澤村より河越町
への往來にて所澤新田より入、下富村に達せり、檢地は
元文元年大岡越前守、寶曆八年伊奈半左衛門改定し、今
も御代官所なり、

高札場 北の方村の
端にあり、

小名 常盤原 八雲原 業平久保 櫻久保 稻荷木

梅原 野雞ヶ久保 月見

稻荷社 村民の
持、

觀音堂 是も村民
の持、

○北田新田 北田新田も前村と同じく、川越城より南にて
郷庄等の唱は傳へず、當村の名主源藏が先祖、いつの頃
か所澤村より來て墾開せり、此人北田氏なればかくの如
く名付りと云、江戸より行程十里、四境東は下富村、南
は岩岡新田、西は南入會新田にて、北は北入會新田に及
べり、其間異の方は堀兼新田にも連れり、東西へ八丁許、
南北三四町、こゝも陸田のみにて早損の地なり、村内一
條の往來あり、岩岡新田より入、南入會村新田に通ず、
道幅二間許、民家三十軒、檢地は元文元年十二月御代官
上坂安左衛門糺し、後又新開の所ありしは、寶曆八年十
月伊奈半左衛門檢地せしことあり、墾開せし初より御料
所なり、

高札場 村の西の端
にあり、

小名 林前 横根 宮原 北原 中通

若宮八幡社 村民の
持、

寶泉寺 新義眞言宗、多磨郡青梅村金剛寺の末、
北田山と號す、本尊薬師を安ぜり、

○駒林村 駒林村は川越城より異の方二里許を隔てり、

三芳野郷仙波庄に屬す、村名の起りは昔林の中に駒籠れ
しことありし故かく名づく由、信するに足らざれど、暫
く里人の傳るまゝを記せり、江戸よりの行程前村と同じ、
村の四隣東は新河岸川を隔て大久保村に接し、西は龜久
保村に隣り、南は藤瀬村に依り、北は福岡新田に及べり、
村の形は東西へ長く一里餘、南北は纒に一町半、水田は
少く陸田多く、水田には苗間村より出る清水を引來て漑
けり、水旱共に患あり、民家七十餘、當村開發の始を傳
へず、御入國の後正保の頃は小栗平吉某の知行に賜り、
元祿十年松平美濃守に替賜りし頃、川越城付の村となり、
同十四年美濃守己が臣等をして檢地せしむ、後松平大和
守領分となりしより今も代らず、

高札場 小名中本村
にあり、

小名 いさ島 村の東にあり、此邊に僅か
なる塚あり、甲 境塚 龜久保村境にあり、 一町田

若宮八幡社 神體は東帯にて、馬上に跨
り彩色あり、村内安樂寺持、

鷺ノ宮 相傳ふ當社は藤頼村内権現の屬神なる由、元は此
村の鎮守なりしが、いつの頃か改りて今は八幡を鎮守
とせり、村内安
樂寺の持なり、

山神社是も安樂寺の持

安樂寺 天台宗、古谷本郷灌頂院の門徒、大林山と號す、本尊聖德太子の坐像にて長二尺、外に十一面觀音あり、作と云、藥師堂

地藏堂 本尊は作佛とのみ傳へて、作者の姓名は詳にせず、安樂寺の持

○福岡村 福岡村は川越城の巽にて、城より隔ること二里に近し、郷庄は前村に同じ、安藝國の内福岡村に似たる地形なれば名付たりと土人の傳れども、里程も遙に隔ちたる福岡をもて、殊更にこの村名とせしは、理り遠にして信とも思はれず、村内三區に別れ、北方を本村と云、東方を下と云、此二所は本村の名主司れり、本下の中間に狭れる地を中村といひ、こゝには別に名主を置り、江戸より行程十里、民家百六十餘、東は新河岸川を隔て大久保村に接せり、此邊土地殊に低ければ、川の側に堤を設けて水災の備となせり、西は鶴岡村に依り、南は駒林村に境ひ、北は川崎村及び新河岸川を界として、澁井・古市場の二村に及びり、其間未申の方には龜久保村、南の方には福岡新田の地少く入會し所あり、東西一里許、南北二十五町、水田少く陸田多く、水旱共に患あり、當村舊き事は傳へず、【北條後帳】に富永善左衛門三十七貫文、入東郡福岡乙卯檢見辻とあるは、こゝのこと

なるべければ舊き村なるべく、又同書に、三貫文福岡の内澁谷分とあるは、此村の隣にある澁井なるべきか、さあらば彼澁井元は當村の内に屬せし地なるべし、尙澁井村舊家の條并せ見るべし、御入國の後正保のものには、松平伊豆守領分及び榊原八兵衛・布施五兵衛二人の知行なる由を記せり、後御代官雨宮勘兵衛支配所となりしことあれば、榊原布施二人の知行上りし間のことなるべし、檢地は元禄十二年松平美濃守糺せり、又川越道より東の邊龜久保村境武藏野開發の所ありて、こゝは延寶三年同人檢地せしことあり、領主も遷替ありて、松平大和守領分となりしより今も代らず、

高札場 小名道みき

小名 湯殿 東北の川べりを云、此邊に石神塚と云あり、塚上に一尺餘の石を立、猿田彦を祭ると云、星野和泉持、瀧中央より西の方に當れり、元は此川袋 道みき

栗小保 瀧邊瀧の落し所あるゆへ名とせり

新河岸川 乾の方川崎・古市場兩村の間より來り、東の方大久保村へ達す、川幅八十間餘、

天神社 陣屋跡の傍にあり、

長宮氷川社 三ヶ嶋村長宮明神を勧請せしなるべし、是も和泉が持、

八幡社 是も和泉が持にて、和泉は則當社の傍に居れり、

日ノ宮權現社村内西養 末社 愛宕社

八幡社藥王寺の持

稻荷社古市場村眞福寺の持

第六天社共に藥王寺の持

十四夜權現社地主星野和泉が先祖を祀る、十四日に死せし故かく號せりと云、今社は廢せり

西養寺 天台宗、仙波北院の末、等覺山と號す、本尊彌陀銅佛を安ぜり、長三尺、境内に古碑二基あり、一は文和二年

五月六日吉野資祐之墓とあり、一は永仁二年午年二月二十日吉野政信之墓とあり、此二基は村の名主又六（今も吉野を氏とす）が先祖の碑なりと云、此外に天正中吉野信祐と彫し碑あり、然るに文和・永仁二基の碑面年號の刻は舊く見へて、姓名は後に彫添し如く見ゆ、且天正中吉野信祐とえりし碑も其さま後より建しに似たり、恐くは後世の偽造なるべし、猶舊家又六の條并せ見るべし、

藥王寺 曹洞宗、大久保村長谷寺の末、大龍山と號す、本尊藥師を安ず、

釋迦堂藥王寺の持

觀音堂是も同寺の持なり

城山 東方にあり、陣屋跡とも呼ぶ、北より東に繞りて二重堀の跡あり、居所とも覺しき所二十坪許、又塚の如き所あり、西の方に戸開きと云所あり、是大手の跡なるべしと云、此外藏屋敷と云所もあり、何人の居跡と云ことを傳へず、按

に此邊小田原北條家人富永善左衛門が領せしことは、村名の條に見へたれば、若くは富永が城跡なりしや、體かなること知らず、今は一圓に

舊家者又六 吉野氏なり、家系及び此家の由來を傳へざれど、天正以來世々の墳墓、村内西養寺境内にあるの類、舊き家なることは自ら見るべし、備州長船勝光の鎗一筋長刀一振、且天正十八年庚寅の文章三通を藏せり、其文に、

一 當作致儀、程有間敷間、種夫食をば郷々に捨置、

作可致之事、

一 郷中之兵糧郡代之□一切有之間敷候、領主之可爲

指引候、万一横合之族有之は、記交名可申上候、

可處殿科候、若々用捨不致披露者、領主可處越度

之事、

一 如此申出處、寄事於左右種夫食にも無之、又食物

も無之物郷中隱置候之日□聞出次第、兵糧可爲取

之事、

以上 右能々遂分別、手前く〜と知行之仕置肝要、仍如件、

庚寅正月廿一日 福岡 鳥越

今按に福岡は當所なること論なし、鳥越は江戸鳥越にて、是も富永が知行なること【北條後帳】に見えたり、

丑歲御藏米貳拾三俵貳斗六升四合未進由、藏奉行申上候曲事候、三月五日を切而致皆濟、藏奉行請取を取可指上、此上無沙汰に付而者、小代官百姓等觸郷共に可爲重科旨被仰出者也、仍如件、

庚寅二月廿三日

福岡な、分小代官
波間分百姓中

禁制

右於當郷濫妨狼藉堅令停止訖、猶或田島一本に而も拔取、或竹木一本も剪取付者、縱公儀之雖爲御中間、小者則搦捕岩付當番頭可披露、況出其下爲始御一家衆、家老何之代官に候共、無用捨可及其沙汰、若令思慮狼藉族指置出、内々言侘之由至之間届者、領主百姓共却而可爲罪科者也、仍如件、

庚寅二月廿一日

善九郎奉

○福岡新田 福岡新田は郡の異にあり、爰も郷庄の唱及び江戸よりの行程は前村に同じ、民戸二十六、村の廣さ東西へ二十五町許、南北五町、東は福岡村、西は龜久保村、南は駒林村にて、北は又福岡村に續けり、水田は少く陸田多し、本村藥王寺前なる沼より出る清水をもて用水となせども、やゝもすれば水損の患あり、此地元は芝野なりしを、時の領主松平伊豆守が開きて新田となせし

より、川越城附の村となり、慶安元年其家にて檢地し、延寶三年川越街道より東の方、十四町九段ばかり武藏野開のところありしを合せて、松平美濃守が家にて糺せしことあり、領主の變遷は近隣と同く、今は松平大和守領分となれり、

高札場村の中央

小名 谷中町 川通町

江川 東方にあり、新河岸川の枝川にて、福岡村藥王寺前の沼及近邊の清水集り、巽へ流れて再び新河岸川に合せり、

川幅は凡十

五間許、

澗間社僅なる塚上に
立り、村の持

○大久保村 大久保村は郡の異にあり、古へは大窪村と書せしとぞ、古尾谷郷仙波庄に屬せり、江戸より行程凡十里、民戸百四十餘、四隣東方は荒川を隔て、足立郡飯田新田植田谷本村新田に境ひ、西は新河岸川を境ひて、當郡勝瀬・駒林・福岡の三村に隣り、南は上南畑村に續き、北は澁井・久下戸の二村に及び、四方の里程北の方にては東西へ僅に三町許、南の方にては南北二十一町餘、用水は伊佐沼を引用ゆといへども水旱共に患あり、水田少く陸田多し、御入國の後程へて松平伊豆守領分となり、

夫より世々川越城付の村となりしが後御料となり、五六年を経て元の如く又城附の村となりて今もしかなり、檢地は寛永元年・慶安元年の兩度に時の領主糺せり、後明暦二年・元祿四年・寛文元年・同七年・延寶三年の度々も新開の所ありて檢地せしと云、

高札場村の南に
あり

小名 六反田 猿ヶ島 めぐり 新井町 まが沼 天

神谷戸 どふ山 三本木 ひる沼 しぼいはし 藤

木境 新堀 かね、が谷戸 栗原 大下 砂原 か

や沼境 明石谷戸 塚のこしり、村の中央より少しく南な

き所に石の地 藏たてり、

荒川 村の東を北の方澁井村より入り、屈曲して

新河岸川 西方を流る、是も北方澁井村より入、南方上南畑村

所あり、

堤二 一は荒川水除の堤なり、高さ一丈、破損すれば領主より

にて、その高

天神社 寺の持

阿蘇明神社 本社は土地高く塚の如き上

荷社 瘡瘡神社

氷川社 當社は上南畑村の鎮守なれば、社

眞言宗新義、上南畑村金藏院の門徒、

牛頭天王社

稻荷社

辨財天社 以上三社

稻荷社四宇 共に觀音

長谷寺 曹洞宗、澁井村蓮光寺の本、臥龍山と號す、開山物堂

行基の作といへり、

白山社

觀音寺 眞言宗新義、足立郡與野町圓乘院の門

觀音堂

石地藏 二ヶ所にあり

寮二ヶ所 一は本尊藥師を安ず、長谷寺持、一

古城蹟 村の北川越往還の東側にあり、城蹟とのみ傳へり、何

衰善者仁助 父に孝心の開えありて、十四五年前より

年毎に、鳥目若干を領主より與へり、

○澁井村 澁井村は郡の巽にあり、三芳野郷古尾谷庄に属し、江戸への行程前村に同じ、東は大久保村に隣り、西は古市場村に境ひ、南は新河岸川を界ひとして福岡村に及び、北は久下戸村に至れり、東西凡十三町、南北四町許、民戸六十餘、陸田多く水田は少し、伊佐沼の水を引て用水となせども水旱共に患あり、村内東南を貫きて一條の往來あり、村にかゝること十三町許、往昔鎌倉より奥州への街道なりしに、今も其道は残りて大井町より中山道大宮宿への往來となれり、此村御入國の後松平伊豆守が領分たり、後御料所となりしが、僅に五六年を経て川越城附の村となり、今も代らず、慶安元年松平伊豆守檢地し、後明暦二年同人古新田を糺せり、元祿七年松平美濃守領分の時、堤の外萱野開きを改めり、享保三年出洲を改め又見出しの所ありて、寶曆二年糺せしことあり、其外慶安元年・延寶三年・元祿七年の三度武藏野開きの所を檢せしことあり、此邊は龜久保・福岡兩村のあたりにて、此村を隔つこと二十町、若くは十二三町に及び、又枝郷と唱ふる新田あり、當所よりは東北の方荒川に添し飛地なり、萱沼など多くして其所を守れる民の家二軒あり、高札場村の東北あり、

小名 海道端鎌倉古街道の近き 駿河淵 のみ田 江川

端 谷田 蛭沼 柳けつば

新河岸川 村の東南の境を流る、古市場村より入、大久保村に通ず、川幅十三四間、

荒川 古谷本郷の方より當村の飛地枝郷と唱ふる所にかゝれ、夫より久下戸村の飛地、諏訪社の邊より又當村の

飛地へかゝり、又大久保村の地に至り、再び當村にかゝり、川幅は七八十間ばかりあり、

雷電社 慈眼寺 末社 天王社

稻荷社 鎌倉街道の傍にあり、陸道稻荷と云、街明社 稻荷街道の傍にあればかく唱るとぞ、村民持、末社 神

蓮光寺 曹洞宗、下野國足利郡山川村長林寺の末、鶯嶽山と號す、開山慶應庵與永正十七年十一月廿八日寂す、寺

七石の御朱印を賜りしは、東照宮此邊御放鷹の時、當寺の門前にて御茶を奉りし故なりと云、御鼻紙二つ折にて御直筆なりと云傳ふ、本尊藥師及二十六羅漢の像を安ぜり、大鐘一口あり、明暦四年鑄成の鐘なり、又弘安等の年號彫たる斷碑

數基境内 辨天社 神明稻荷合社 彌陀堂 慈眼寺 新義眞言宗、足立郡與野町圓乘院の門徒なる由、へど無住にて由緒を尋るに由なし、本尊不動を安ず、又新

河岸川より出現せしとて地藏一軀を置り、其出 春日社 現せし所を今も地藏淵と唱るなど土人語る、

稻荷社 痘瘡神社 觀音堂 鎌倉古海道の傍によりてあり、元は是

寮傍に村民の墳墓あり、



舊家者伊三郎

黒須氏にて本名茶畑なり、家系を按るに先祖黒須長右衛門吉永は華翁道榮居士と云、茶畑三郎右衛門吉秀の養子たる由、其實は北條長氏入道早雲が落胤なりと云、家傳に云長氏没るに臨み、子氏細孫氏庶を召て遺言して曰く、黒須長右衛門吉永は我等妾腹の子なり、懐胎の女を駿河國東郡茶畑三郎右衛門と云者へ嫁せしむ、爾時出生の子也と云々、此人を初代とし是より八代黒須長次兵衛に至るまでを記す、又別本の家系あり、是も黒須長右衛門吉永を初代として、二代黒須長右衛門吉亮、三代黒須長右衛門吉久の數代を記すのみ、外に道榮の畫像一軸あり、上に載す、

○古市場村

古市場村は郡の巽にあり、古尾谷郷仙波庄に属せり、江戸より行程十里、家數六十、村の四隣東は久下戸村に交り、西は川崎村に界ひ、南は澁井村に及び、北は今泉村に接せり、東西六町餘、南北八町許、水田少く陸田多し、こゝも伊佐沼の用水を引來て沃く、水旱共に患あり、領主の遷替等は前村に同じ、檢地は慶安元年・明暦二年・延寶三年共に松平伊豆守糺し、又貞享二年村内半蓮沼新田及び村の西境より龜久保村の邊に至りて、九村入會へる武藏野開墾の地も同人檢地せりと云、高札場村の中程あり、

小名 玄海少しの塚あり、是は いどか谷 くゞ窪 や

ながつほ 外せん 經塚 中道上 さくら窪 栗久保 峰久保 篠原久保 あたけ 出口

新河岸川 内川とも云、今泉村より入り、澁井村に達せり、川幅は十三間あまり

古市場橋 新河岸川に架す、長十二間餘

獅子明神社 村内及澁井、今泉、古市場四村の鎮守なり、元古谷本郷灌頂院の持なりしが、後眞福寺持と成る

末社 水神社

稻荷社

辨財天社 二社村民の持なり

眞福寺 天台宗、古谷本郷灌頂院の末、台峯山薬師院と號す、開山の僧詳ならず、世代の初に寛永七年十一月九日豪

尊と彫し碑あり、是等若くは開山な、薬師堂、薬師は坐像にてるべきか、本尊如意輪觀音を安す、藥師堂長二尺許、恵心僧都の作なりと云

西光寺 同宗同末、安養山淨土院と號す、開山詳ならず、境内代の内殊に舊ければ此僧の開山なるべし、中興泰觀は元文二年五月十二日寂すと云ふ、

觀音堂 本尊は秘佛なり

舊家者佐五兵衛 先祖を中筑後守祐信と云、上杉民部大輔憲政に仕へ、故ありて北條氏康の爲に亡されしが、難波田正某が因みあるをもて、郡内難波田村へ土着し、後當村に来れる由、夫より二百年に及ぶと云、家に傳へし系圖は北野村天神社へ納めし由、且往古中某は古谷本郷の領主にて、時の人古尾谷殿と稱す、見に古谷上村善仲寺は、

則筑後守の城蹟なりなどいへど疑ふべし、按に善仲寺の鐘銘に中筑後守祐信主君爲古尾谷殿開基當寺也云々、とあり、さあらば古尾谷と筑後とは別人にして、筑後は古尾谷の家人なること知べし、猶郡内古谷上村善仲寺の條并せ見べし

○川崎村 川崎村は郡の巽にあり、三芳野郷仙波庄に屬せり、村の形三方は新河岸川にて、村の地先川へさし入たる如くなれば此名を得たり、江戸より行程十二里、東は新河岸川を境ひて古市場村に接し、北は又川を隔て、木の目村に交り、南の方は福岡村に接し、又川に傍ひたる所もあり、西は寺尾村に隣り、東西南北共に五丁餘、前にも云如く川に傍ひたる村にて、地形は片下なれば水損多し、民戸二十七、外に長吏の家十二あり、水田少く陸田多し、水利宜からざれば天水を仰て耕作をなせり、風俗は重陽の佳節を十五日に祝ふを常とす、檢地は前村に同じ、御打入の後一旦榊原八兵衛に賜りしが、後川越城附の村となりしより今も替らず、

高札場 中央より少しく、南によれり

小名 東 南 新田

新河岸川 西の方寺尾村より、北の方村境を東に流れて、福岡古市場兩村の境に沃げり、川幅八十三間ばかりなり

水川社 當所の鎮守なり、村民持、末社 稻荷社 痘瘡神社 天王社 辨財天社 是も村民の持なり

大和守が領する所なり、

高札場 村の中央勝福寺の前にあり、爰に嘉元三年六月廿七日と鐫たる碑あり

小名 猫山 長の方を云按に處々城迹には根小屋の地名多く遺れり、此地も諏訪右馬亮が城迹の傍なれば、

もし根小屋を唱へ誤りて、ね 城山 舟戸 久保 柳下 五反田

新河岸川 西の方下新河岸牛子村境より流れ來り、

山王社 村の鎮守なり、神體は九體、何れも東帯の像にて彩色を施せり、長三寸坐像なり、勝福寺の持なり、末社 天神社 稻荷社

石神社 同寺の持

稻荷社 三宇 一は村民の持、二は勝福寺の持なり

勝福寺 天台宗、仙波中院の末、寺尾山蓮乘院と號す、されど寛文中に作りし常香盤に、入東郡寺尾村永光山照明院勝福寺とあり、後に今の如く山號院號を改し事知らる、天長年中慈覺大師の開闢と云傳ふれど據るはなし、己が法脈の開祖なれば、大師を以て開山と唱るなるべし、さはあれ中興開山秀興は、建武元年の示寂といへば舊き寺院なることは知べし

本尊三尊の彌陀長二尺餘立像、慈覺大師の作と云、此外薬師勢至を置り、元は當寺門前の小堂にありしが、堂宇破損せし後爰に安ずと云、境内の墓所に、建長三年三月十八日と鐫たる六尺許の斷碑一片あり、何人の碑なるを知らず、

辨財天社 境内の鎮守なり

白山社 當社は元福岡村磯多地の内にありて、長吏治右衛門の持なりしが、彼此地へうつりしころ、社をもこへうつせしといへり、

彌陀堂 本尊は長二尺五寸、石にて作れる立像なり、行基の作なりと云傳ふれど、古色にも見えず、村民の持なり

○寺尾村 寺尾村は郡の巽にあり、郷庄の唱及び江戸よりの行程は前村に同じ、民戸七十五、四隣東は新河岸川を隔て、牛子村に境ひ、西は藤間村に隣り、南は福岡、古市場の二村に接し、北は下新河岸及び砂村に接し、巽の方は悪水堀を境として川崎村に至れり、村の大きき所にては東西十町餘、南北八町許、水田は少く陸田多し、御入國以前のこと傳へざれど、村内に諏訪右馬亮居城せしなど云り、【北條役帳】に二百貫文寺尾諏訪三河守とあり、又【小田原記】に武州寺尾の住人諏訪右馬助とありされば彼諏訪當時此地を領せしこと知べし、されど橋樹郡寺尾の支郷馬場村にも、諏訪三河守が居城跡ありて、彼人の馬場の舊跡なりと云、又同郡西寺尾村建功寺の舊記に、村内白幡明神は永享七年寺尾の城主諏訪勸請すとあり、又秩父郡寺尾村にも諏訪の舊跡ありと云、諏訪が城跡四所まで寺尾と號するも奇と云べし、御入國の後は御料所にて、寛文十二年八月申村八郎左衛門檢地せり、後酒井河内守が領主の時川越城附の村となり、今は松平

阿彌陀堂 本尊は慈覺大師の作にて、坐像四尺五寸許、堂の傍の文を彫たる碑あり、何人の逆修碑なる事を知ず、此外に斷碑五六片あり、

諏訪右馬亮居城蹟 村の北よりあり、當村より上新河岸、丸等と覺しき所あり、東西は僅の間なるべけれど、陸田の間に民居などありて今より料り知るべからず、又砂村の境に長百間餘り、舖十二間許りの土居あり、是を並木と呼ぶ、是もむかしの要害なるべし、

○鶴岡村 鶴岡村は川越城より南の方一里半、江戸より行程十里、仙波庄に屬し、三芳野里といへり、御打入後の新田なり、此村名正保の改にのせず、元祿に至りて始て見ゆ、其間に開けしこと知べし、村名の義を尋るに龜久保村の隣村なれば、其對をもて鶴岡村と名づけしと云、滑稽に涉りたることなれど、姑く土人の傳るまゝを記せり、東は古市場・龜久保の二村に境ひ、南は上富村西は下赤坂村にて、北は藤馬村なり、東西へ三町餘、南北八町餘、家數十六、皆畑の地なり、貞享三年川越城主より檢地ありしといへば、是頃新田となりしなるべく、夫より引續き今も川越領なり、三ヶ島村より扇河岸への往還あり、

高札場 東の方にあり

八幡社 村の鎮守なり、龜久末社 稻荷牛頭天王合社

○藤馬村 藤馬村は古へ藤間村と書し山、川越城より南方一里餘、江戸より行程九里、仙波郷に係り三芳野の里と稱せり、元祿九年の水帳に、高麗郡下仙波の内藤間村と記したれど、高麗郡とは地形も隔てたれば取べからず、東西十町餘、南北十五町餘、東は寺尾村、南は鶴岡村、西は下松原村にて、北は砂新田なり、されど東南の方に入會の村なれば、定かに境界は分ちがたし、民戸百二十餘、水田はなく陸田のみなり、村内十五町餘、南北を貫きて一條の往來あり、川越街道にて鶴岡村より砂新田に至れり、道幅四五間、此村正保年中は米津彦七郎知行せり、貞享三年・元祿八年の再びに時の地頭米津梅千助檢地せり、何の頃か川越領となりて今もしかり、

高札場 村の中通あり

小名 藏屋敷 東の方にあり、二十四段許の處を云、地頭米津氏の藏屋敷ありし所なりと云ふ、見

隱前 柳田 清水坂 藤山

諏訪社 東光寺の持

稻荷社 下同じ

天神社

熊野社

神明社

東光寺 曹洞宗、澁井村蓮光寺の末、醫王山と號す、柳澤權太夫開基す、開山僧舟海久呑萬治三年四月二日示寂せり、本尊藥師は坐像にて臺座ともに一尺餘、安阿彌の作といふ、衆寮彌陀を安ぜり、もと西光しが、廢寺となりてこゝに移せしといへり、衆寮寺と云る寺院の本尊なり

○砂村 砂村は郡の巽にあり、三芳野郷仙波庄に屬す、江戸より行程凡九里、民戸五十八、四隣東は新河岸川を堺として、南田島村に及び、西は砂新田に續き、南は寺尾村に接し、北は扇河岸及び大仙波の二村に至れり、東西八町、南北七町餘、西南一里を隔て、鶴岡村に飛地あり、水田少く陸田多し、當村も川越城付の地にして、檢地は松平美濃守・秋元但馬守等領せし頃糺せし由、明和年中松平大和守が領分となりしより今も替す、

高札場 東よりにて勝光寺の前にあり

小名

わけ瓜 秋元但馬守が領分たりし時、瓜を作ること命ぜし故、名づけしと云、桑野原

西原

中道筋 村の東を流る、北の方扇河岸より入、東の方上新河岸へ落つ、川幅二十四五間、

氷川社

此邊の鎮守、勝光寺の持なり、下二社同じ、

牛頭天王社 神體は松平伊豆守が家人、松田權太夫が造れる所なる由なり、

勝光寺 天台宗、仙波中院の末、寂光山平等院と號す、本尊十法印起立せり、慶安二年六月九日示寂す、

彌陀堂 本尊は慈覺大師の作にて長四尺餘、寺尾村彌陀堂の本尊と同人なりと云、勝光寺持

○砂新田 砂新田は川越城より南一里を隔つ、こゝも三芳野の里にて、江戸よりは行程九里に餘り、山田庄に屬せり、此村天文の頃より始めて民居となり、其頃より圓西と云る醫師住し故圓西新田と唱へ、彼が住し家のあたりは今も圓西尻の小名存せり、後弘治元年に本山修驗常蓮坊と云るもの、岸村より來り住し故、再び村名を常蓮坊と改めり、此人は慶長六年二月十一日死せり、子孫源八は當所の名主にて、彼常蓮坊の墳は今も源八が宅地の内に残り、後慶安年中三上新右衛門と云るもの、砂村より來り當所の名主となりしかば、又砂新田と改めたる由當村明細帳に見えたり、されど郡内龜久保村名主正右衛門が由緒書に、寛永十六年龜窪村高十六石三升の御割付被下候、尤村高内に常蓮坊新田圓西新田共に高に入候、と見えれば、地名の二度に改りしにはあらで、圓西・常蓮坊二區の新田ともに龜久保村の内に屬せしを、後に合

せて今の如く一村となせしなるべし、村の四境東は砂村に隣り、南は藤馬村に續き、西は砂久保村に及び、北は岸村なり、東西五町餘、南北十五町、村の中央を貫て川越街道を通ぜり、民戸五十九、皆畑の地なり、こゝも川越城附にて今は松平大和守の領分なり、當村の飛地少しく隣村藤馬にあり、檢地は延寶三年松平伊豆守紀せりと云。

高札場村の南にあり、

小名 圓西尻 西原

年とらず川 岸村の境を流る、

次兵衛塚

村の南川越街道の傍にあり、高さ二丈許、村内本明院の開基吉田次兵衛は、松平伊豆守が物頭なり、此地已が給地なれば一寺を開基し、且己が藏せる武具をば埋て此塚築きし由、子孫吉田傳左衛門は今松平右京大夫に仕へりと云。

神明春日八幡合社

村の領守なり、末社 稻荷社 天王社

稻荷社持、

本明院

天台宗、川越城内高松院末、吉田山恵明寺と號す、開山許ならず、開基は前にいへる吉田治兵衛にて其人の木像を安ぜり、山號も其氏をもて命ぜり、今堂宇も荒廢に屬し、住僧もなく本尊さへ本寺へ託し置りと云は、總てきくし、よしな

地藏院 天台宗、仙波中院の門徒、十輪山圓乘寺と稱す、開山は圓乘坊と傳るのみにて、示寂の年月を失へり、本尊地蔵は坐像にて長三尺許、春日の作と云。

大藏院 修驗にて、川越小久保村教實院の配下なり、

○扇河岸 扇河岸は郡の巽にあり、三芳野郷仙波庄に屬す、土地の形扇に似たれば名づけり、江戸より行程凡十里、民戸十軒餘、東は新河岸川を隔て、南田島村に境ひ、西は砂新田及び岸村に隣り、南は砂村に續き、北は新河岸川支流の小流を境ひとして、大仙波村に及び、東西凡二町、南北八十間許、水田はなく陸田のみにてしばしば水損あり、此地を扇河岸と呼て舟着の所なれば、掛舟の事を掌れる間屋七軒あり、今の如く取立て舟着の河岸となせしは、松平伊豆守信綱の時なり、此村正保のものには記さず、元祿中ものに見えたれば、元祿年前の開發なること知べし、檢地は寛文二年・貞享二年・元祿六年の三度に紀せしことあり、開發の初より川越城附の村にて今もしかなり、

高札場村の中にあり、

新河岸川

良の方砂村より來り、南に流れて又砂村に沃げり、川幅四十間ばかり、新河岸川の支流に架す、長七間、修理は領主扇ノ橋より加ふ、此橋を渡れば大仙波村へ通ぜり、

觀音堂

○上新河岸 上新河岸は郡の巽にあり、郷庄の唱前村に同じ、此地もと寺尾村の地に屬し、諏訪右馬亮が城蹟なりしが、荒廢して不入の如くなりしを、後に開墾せしなり、此村名正保の改には見えず、元祿に至りて始めて見えれば、其間に開けしなるべし、是より先御打入の後漸く土地も開け、川越城近郷の運送の便り宜からんが爲、此所を舟着となし新たに河岸場を開きし故に、新河岸の名を得し由、村名を上下に分ちしは、新河岸川水流に依て分ちしとなり、寛文二年四月二十四日造りし石地藏の後光に、澤田甚右衛門尉始て此河岸を開けし由を彫る、江戸より行程九里、民戸十四、此内舟掛を事とする家八四隣、東は新河岸川を境として、對岸牛子村に及び、西より北は砂村に隣り、南は下新河岸に續けり、東西五十間、南北二町に足ざる小村なり、水田はなく陸田のみにて早損あり、檢地は慶安元年松平伊豆守紀せり、此頃より川越城附の村にて今も松平大和守が領分なり、

新河岸川

村の東境を流る、北の方砂村より入、南の方下新河岸へ達せり、川幅十三間ばかり、

辨財天社

持、阿彌陀堂持、

諏訪右馬亮城跡

已に寺尾村の條に出せり、

○下新河岸 下新河岸は郡の巽にあり、郷庄の唱上村に同じ、江戸より行程十里、新河岸川に傍し村なり、村名の起りし謂れは前村の條に辨せり、四隣東は新河岸川を限り、牛子村に境ひ、西は砂村に交り、南は寺尾村に續き、北は上新河岸なり、東西へ五町、南北三町許、民戸十五、水田なく陸田のみにて、しばしば早損す、是も前村と同じく元祿前の開發なるべし、檢地は慶安元年十月松平伊豆守紀せり、其時の水帳に新河岸と記せり、後元祿六年八月も同人紀せり、此時の水帳には下新河岸と記したれば、此以前上下の名分れしなるべし、又承應二年九月・延寶三年・元祿七年の三度に時の領主おひく新墾の田を紀せり、村内一條の往來あり、村の中間を西に貫り道幅三間許、何の頃よりか川越城附の村となり、今も松平大和守が領分なり、

高札場 村の中央にあり、上下を合せし高札場なり、

新河岸川

上新河岸より入り、東邊の村境を流れ、寺尾村へ達せり、幅十間許、

新河岸橋

板橋なり、東方牛子村の境に架す、長八間、破損すれば、牛子・南田島・木ノ目・並木・小中井・大中井・高嶋・八ッ嶋・古谷本郷・古谷上十ヶ村組合て修理を加ふれど、費用は公より出ると云、

辨財天社社の繞りにあり

蓮華院

天台宗、古谷本郷灌頂院の門徒、本尊觀音、此堂は木ノ目長者の建立と云と、此人のことは傳へず、郡内木

ノ目村に木ノ目長者の屋敷跡と云所あり、是のみにて外に據とすべきことなし、堂の入口の上に菊に五三桐を並べ、下に三ツ鱗の紋を付たり、是等を以て考れば、若し北條氏などにゆかりありし者なりや詳ならず、當院衰へ今は寺院と云べくも非ず、僅に堂を構て觀音を安じたれば、寺 山王天王天號をば唱へず、觀音堂とのみいひ傳へり、

神合社

諏訪右馬亮城蹟

巳に寺尾村の條に辨せり、

新編武藏風土記稿卷百六十七之

入郡間之十二 河越領

○牛子村 牛子村は郡の良にあり、三芳野郷仙波庄と唱ふ、開墾の始めを傳へざれど、元和四年の頃のものに牛子新田村と記したれば、其頃近く開けし地なるにや、江戸より行程九里餘、村の四境東は木野目村にて、西より乾の方は上下新河岸に境ひ、南は川崎・寺尾の二村に接し、北は南田島村に至れり、四方五町餘、水陸の田相半し水旱共に患あり、民家二十八、河越城附の村にして領主は城主の遷代に同じ、檢地は元和二年・同七年・慶安元年時の領主紀せり、其後元祿七年柳澤美濃守領主の時、武藏野新田を檢地す、其地は今福村の邊にて、當所よりは一里許を隔てし飛地なり、則この村の持なり、

高札場村の南の方

小名 内どふ 河原町 自在袋

九十川 良の方木野目村より村界を西南の方へ流れ、新河岸川と合て、又木野目村へ沃げり、川幅十間或は十五六間に及べり、

新編武藏風土記稿卷百六十六之終

南田島橋

九十川に架す、長六間、

新河岸橋 是も九十川に架す、長十二間なり、

稻荷社

村民の持

○木野目村 木野目村は郡の東にあり、元祿の改めには木之目村と書す、土人山田庄三芳野里と云、又古尾谷七ヶ郷の内にて古尾谷庄とも唱へり、村の四方東は今泉村に隣り、南は新河岸川を隔て川崎村に界ひ、西は牛子村にて、乾の方は南田島村、北は並木村なり、東西十一町餘、南北五町餘、江戸への行程十里、水田少く陸田多し、されど水損あり、民戸七十五、村内にかゝる一條の小徑は郡中川越邊より新座郡引又村へ通ず、當所も正保年中松平伊豆守が領分なりしが、元祿年中御料所となれり、其後寶永六年河野長十郎・本目藤十郎二人に賜りしに、文化八年六月土地となり、同十月松平大和守に賜はれり、檢地は慶安元年松平伊豆守信綱糺せり、又武藏野新墾の地あり、此より一里餘を隔て龜窪村の邊なり、元祿七年・同八年兩度檢地ありしと云、

高札場村の中央

小名 藤ノ木 江川端 六角堂 うづみ田 下丸 吉原

九十川 北の方並木村の地先より村内に入、西の方牛子村に沃げり、川幅八間許、

新河岸川 牛子村より流れ入、東の方今泉村に灌げり、川幅二十間許、

神明社

吉祥院の持

稻荷社 正一位仁壽稻荷と號す、村の鎮守なり、社内には牛頭天王の祠を置、村民持、下二社同、

淺間社 古塚の上に立り、近き頃勸請すと云、此塚を土俗男塚と呼べり、

愛宕社 是も塚上にあり、此を女塚と呼ぶ、男塚よりや、小なり、

吉祥院

天台宗、古谷本郷灌頂院末、木匠山と號す、本尊彌陀中興開山を傳雄といふ、享保八年五月七日寂す、寺傳に此寺地は古へ東覺寺といへる坊の舊跡なりといふ、

觀音堂

藥師堂 共に村民の持

○今泉村 今泉村は郡の良にあり、古尾谷庄三芳野里に屬す、江戸より十二里の行程なり、四方七町許の村にして、東は久下戸村、南は古市場村、西は木野目村、北は並木村、坤は新河岸川を隔て川崎村なり、畑多く田少し家數四十、檢地は此村も慶安元年・元祿七年糺せり、元河越城附の村にて後御料所となりしが、又松平大和守・本目帶刀・河野長十郎が采地となれり、

高札場村の良の方

小名 後口谷 木ヶ谷 下た口 樋ノ瓜 江川端 蕪免
新河岸川 村の坤の境を流る、木野目村より来りて、古市場
村に達す、川幅十五間許、川崖に堤を築きて水溢
へり、

神明社 観音寺
の持、
稻荷社

辨天社の持、村民

観音寺 天台宗、古尾谷本郷灌頂院門徒、大悲山慈眼院と號
す、十一面観音を本尊とせり、按に今古尾谷本郷灌
頂院の鐘の銘に、今泉村西藏院權大僧都法印良賢が檀那とな
りて、正保四年九月造りし由見ゆ、是によれば此観音寺を古
くは西藏院といひしや、さもあらんにはこの良賢と云る僧は
當寺の住職にてありしや、又別に西藏院と云寺ありて、後廢
せしやそれものちよ、藥師堂 古碑二基、寛正六年・文明元
りしるべからず、

○久下戸村 久下戸村或は久家土とも書す、庄名及び江
戸よりの行程は前村に同じ、村の廣さ東西へ八九町、南
北一里許、東は澁井村新田及び古谷本郷に續き、南は澁
井・大久保の二村に隣り、西は今泉村、北は小中居・古谷
本郷の二村なり、家數百七十軒、畑多く田少し水旱共に
患あり、村内一條の往來を通ず、河越城下より新座郡引
股町への道なり、慶安元年檢地あり、其後明暦二年及び
延寶・元祿の三度武藏野新墾の地を檢せしことあり、其地

は爰より一里許を隔て、鶴岡村の邊にあり、當村も河越
城付の地にて今松平大和守領分なり、
高札場 村の西北
にあり、

小名 新堤 綿ノ葉 石井 大ノ田 藏ノ浦 曲目
八反目 五反田 中戈 西馬場 中瀬 七ツ島

富士塚 村の東にあり、こゝに松樹三株立り、此松
に安産を祈れば必驗ありなど土人いへり、

氷川社 當村の鎮守な
り、観音寺持、辨天社

第六天社 塚上に
立り、

最勝院

天台宗、古谷本郷灌頂院末、壽永山十輪寺と號す、開
山詳ならず、當寺の記録の内に寛永十九年四月十四日
寂す叢山とあれば、是より前の草創なることは知べし、され
ど慶安の水帳に當寺をのせず、延寶年中の水帳に載たれば、
其頃今の如き一字とはなりしならん、本尊彌陀を安ず、墓所
に寶徳二年五月廿七日と彫りたる碑あり、其ゆえんを知らず、
千手院 同宗同末、南角山池照院と號す、開山詳ならず、歴代
たれば、草創は明暦前なることしらる、本尊彌陀は坐像二
尺許なる由、春日の作と云、秘佛なれば見ることを得ず、
彌陀堂

観音寺 禪宗曹洞派、澁井村蓮光寺の末、圓通山と號す、開山
觀歴文的、寛永二年十二月五日示寂、本尊観音を安ず
して本尊千手観音をこゝに安置せり、秋葉社

観音堂 千手院
の持、
十王堂

阿彌陀堂

地藏堂 以上共に最
勝院持、

○並木村 並木村は郡の良の方にあり、庄名は前村に同
じ、江戸より九里の行程なり、東西十一丁、南北六丁許、
良より東は小中居・久下戸の二村に隣り、巽より南は木野
目・今泉の二村にそひ、北は大中居村、西は九十川を限り
て南田島村に界ふ、水田多く陸田少し、當村も正保の頃
は松平伊豆守が領分なり、其後寶永六年本目讃岐守・河野
長十郎二人に分ち賜りしに、文化八年上りて御料所とな
り、同年松平大和守に賜ひしより今も替らず、檢地は慶
安元年時の領主糺せり、又明暦二年九十川邊の新田を檢
せり、其後元祿七年武藏野新墾の地を檢せしことあり、
其地は爰より一里許を隔て、龜久保村の邊にあり、
高札場 村の良の方
にあり、

小名 七段田 かつひやう たいはい

九十川 村の西境を流る、大中居村よ
り入て、木野目村へ達せり、

氷川社 瀧岩院
の持、

瀧岩院

天台宗、古谷上郷灌頂院末、雨寶山福壽寺と號す、本
尊正観音立身にて長一尺八寸、惠心僧都の作といふ、
釋迦堂 古碑八基、永仁五年、徳治三年四月日、延文五年、
寛正三年五月十八日、□心禪尼、文明元年十二月、文
明三年四月廿二日了法禪尼、など彫れる古碑あり、
醫王寺 是も同寺の門徒、文殊院

○南田島村 南田島村は河越城の南にあり、三芳野郷山
田庄に屬す、〔北條役帳〕に備中殿四十五貫文入東田島と
記すを見れば、南の字を冠らしめしは後のこと、見ゆ、江
戸より行程十二里、村の廣さ東西へ九丁、南北十丁許、
東の方九十川を限りて並木村に隣り、南は牛子・木野目の
二村に交り、良の方大仙波・大中居の二村に及び、西は西
川を界とし、對岸は砂村なり、水田のみにて家數七十餘、
檢地は天正二十年改元、正月七日、慶安元年・同三年・明
暦二年・寛文十一年・延寶五年・貞享二年等數度ありしと
云へり、慶安三年以下の改は後曆開きたる新田の檢地な
るべし、當村永祿の頃は小田原家の所領なり、御打入の
後正保年中は松平伊豆守・酒井内記・榊原八兵衛が知行な
る由ものに見ゆ、何の頃よりか城付の地となりて、今松
平大和守領す、
高札場 村の西へよ
りてあり、

小名 かんとうしろ ぼたい ばすま ふつはり は
ちかいと なけいた かちばし 高とうす屋敷分
一丁島

九十川 大中居村より来り、牛子村へ流る、川幅十五間よ
り二十間に至る、川岸に堤を築きて水溢に備ふ、

西川 大仙波村より村の西境を
流れ、末は九十川に合す、

田島橋 村の坤の方二流落合し所
に架す、長さ六間なり、

米川社 天和二年仙波喜多院境内に祀れる水川を
勧請すと云、村の鎮守にて薬王寺の持、

第六天社 同寺の
持、

辨天社

神明社

稻荷社二字

雷電社

山王社 以上共に村
民の持、

薬王寺 金光山寶勝院と號す、天台宗、仙波中院の末なり、開山
榮仲、正保二年閏五月十七日示寂す、彌陀を本尊とす、

薬師堂 薬王寺
の持、

○大中居村 大中居村は河越城の巽一里許にあり、古尾
谷庄三芳野里に屬す、江戸よりの行程前村に同じ、東西
七町、南北九町、東は小中居村に續き、西は高島村に傍
ひ、南は並木村、北は古谷上村、坤は九十川に限りて、

對岸は南田島村なり、民戸四十餘、水田がちの地にして
動もすれば水損あり、爰も河越城付の地にして、地頭は
城主の遷替に同じ、檢地も近郷と異なることなし、

高札場 村の西によ

小名 柳原 道島 道休作 黒坊田 青木關 眞名板
長慶斗 小船橋 大谷關 かつひやう りうらいし
あふき田 かしらなし しやくし馬

九十川 高島村より入り、末は木野
日村に流る、川幅七八間許、

九十橋 九十川に架
す、長八間、

米川社 高松寺
の持、

天社 牛頭天王社
の持、

高松寺 普門山觀音院と號す、慶安元年の水帳には光照寺と記
したれど、同寺にして字音に依て誤しなるべし、天台
宗、仙波中院の末、開山廣海慶安五年七
月廿四日化す、本尊如意輪觀音を安す、

藥師堂 高松寺
の持、

○小中居村 小中居村は大中居村の東に續き、庄名及び
江戸よりの行程凡て其村に同じ、東西へ十一町餘、南北
は五町に餘れり、東は古谷本郷に隣り、巽は久下戸村、
南は並木村に境ひ、北は古谷上村に接せり、民戸五十五、
水田多く陸田少し、水旱共に患あり、檢地は慶安元年松
平伊豆守紀せり、又爰より一里許を隔て古市場・福岡の邊

に、武藏野の内を開きし所あり、そこは寛文元年・延寶三
年・元祿七年の三度に檢地せり、御入國の後川越城に屬せ
しかば、城主の變替に従ひ、今は松平大和守領す、

高札場 村の西に
あり、

小名 豪町 塚田 まかめ 鴻ノ沼 ほそ沼 つまの

木前

神明社 常光寺
の持、

末社 稻荷社 牛頭天王社 金毘羅社
の持、

常光寺 天寺宗にて神明山通照院と號す、古谷本郷灌頂院の門
徒、住僧世代の内寛文十二年五月九日豪順としるせし

碑など墓所があれば、此以前より建し寺なることは論なし、
此外應安・康暦等の古碑も墓所にあり、本尊は千手觀音を安置
せり、

東光寺 是も同宗にて同寺の門徒
なり、開山開基詳ならず、

薬師堂 辨天社
の持、

石觀音 東光寺
の持、

○高島村 高島村は河越城の東より少し巽の方によりて
あり、爰も三芳野の里と稱す、江戸よりの行程前村に同
じ、東の方古谷上村に接し、西は九十川に傍て對岸小仙
波村に隣り、北は八ツ島村、南は大中居村なり、東西の
徑り六七町、南北三町許、水田多くして陸田少し、まゝ
水損あり、慶安元年松平伊豆守信綱檢地し、其後武藏野

新田開發ありて、元祿七年檢地あり、此新田は本村よ
一里半を隔て松原村の邊にあり、當村も城附の村にして、
今松平大和守領す、民家十八軒、

高札場 隣村八ツ嶋村と組合
にて、彼村内にあり、

小名 東町 深町 江川通

九十川 村の西界を流る、八ツ嶋村より流れ入、大中居
村に達す、川幅は七八間より十間許に至る、

稻荷社 村民の
持、

辨天社 村
の持、

延明院 天台宗、古谷上郷灌頂院の門徒にて、東光山と號す、
開山詳ならず、慶安元年檢地ありし時、住僧順知坊が
願に任せて、陸地の許しを蒙りしと云は、
此も中興となすべし、薬師を本尊とす、

○八ツ島村 八ツ島村は城の巽にあり、古尾谷庄に屬す、
江戸よりの行程前村に同じ、東西へ十町、南北六町餘、

東の方古谷上村にそひ、南は高島・大中居の二村に接し、
西は九十川を限りて小仙波村なり、北は古谷上村及び松
郷分に境ふ、家數十七、水田がちにして陸田少し、檢地
は近郷とく慶安元年伊豆守改め、及び延寶三年新田の
檢地あり、此村も城付なり、

高札場 村の西に倚
りてあり、

小名 こか町 深町

九十川 乾の方村界を流る、北の方松郷界より、小仙波村に流る川幅は五六間ばかり、

稻荷社 村民の持、

阿彌陀堂 是も村民の持

○古谷本郷 古谷本郷は川越城より東方に當り、古尾谷庄に屬す、村名の義は傳へず、古は古尾谷と唱へしが、何の頃よりか尾の字を去り、今の如きの名とはなれり、此村元は古谷上村と一村にて、久下戸・今泉・木野目・並木・大中居・小中居・高島・八ツ島・大久保・古市場・澁井・古谷上村など皆此村に屬せし由、今に至りて彼村々にては、當村の八幡宮を鎮守とせりと、土人の口碑に残れり、江戸より行程十里餘、村の廣さ東西へ二十町餘、南北へは五町許、荒川を隔て、この村の飛地あり、其地を向野と云、されば此邊荒川をもて郡界とはせざること古谷村に同じ、四境は東方足立郡遊馬村に境ひ、巽より南へわたりては、澁井村新田及び久下戸村に接し、西は古谷上村にて、北より良へは足立郡寶來村なり、水田多く陸田は少し、村内にかゝる一條の往來は足立郡岩附へ通ぜる小徑なり、檢地は慶安元年松平伊豆守が定めしより後、武藏野の内新墾となりし處は、是も延寶三年松平伊豆守、元祿十年松平美濃守等糾せり、この村往古の領主を詳に

せず、〔小田原北條俊康〕に太田美濃守七百七十六貫四百文、入東古尾谷とあるは此邊なるべし、その後は川越付の村にて、城主に従ひ遷移せしにより、今は松平大和守領せり、
高札場 村の西より
小名 田中前 ひかわ前 町田 ひる町 塚田 八光
田道下 川崎柳入 二本木ノ下 精進場 番匠免
花立堤根 一本木堤根 石谷 こゝめ 入ノ口 南
かちやかいと 内澁井稻荷前 月まち堤根 岩のめ
荒川 川幅六十間、乾の方古谷上村より入り、村内を屈曲して、村久下戸へ達す、村の乾の方古谷上境より、巽の方澁井村新田境まで、この川の水除つ、みあり、
八幡社 天正十九年社領五十石の御朱印を別當灌頂院に藏せり、古尾谷庄に屬せる本郷上村・久下戸・今泉・木野目・並木・大中居・小中居・高島・八ツ島・大久保・古市場・澁井十三村の惣鎮守なり、拜殿幣殿内陣皆銅瓦をもて作れり、神體は坐像東帯にして笏を持せり、本地佛は鏡盤内に三尊の彌陀を鑄出せり、其さまいと古色なり、當社は元暦元年源賴朝勸請し玉へるよし、別當灌頂院に藏せる元文の頃當院學頭眞純が書ける記録に、五十六代清和天皇貞觀四年に八幡宇佐より移男山及至同朝に八幡與諏訪明神勸請武州古尾谷寛永十九年迄七百九十二年永祿六年に氏政氏康父子出馬此時大宮七社同古尾谷佐々目の兩八幡並水判士の堂を燒右八幡社頭勸請及燒欠之略者依廣海記録中令筆記者也とあり、もとより取べきこと

のみに非ざれども姑く其儘を記せり、さはあれ天正十九年の御朱印に寄進八幡宮武藏國入間郡古尾谷内五十石如先規令寄附訖云々とあれば、先代より附せし地も、ありていと舊き鎮座なることはしるべし、 神寶 太刀一腰中筑後守が所持の品なりといへば、この人の歿後にこゝへ納めしものなるべし、兼光の銘あり、眞鍮をもてすべのつくりをなせり、其さま天正年間物のならんか、 短刀 銘は兼今は金具も大に破損し、古の形を失へり、 短刀 銘は兼 蛇貝 貝の中に天照太神の文字見ゆ、 樓門 爰に鐘をかく、當社の寶物とす、傳を詳にせず、 樓門 正保年間の銘文にして少しく事歴にわた

りたれば姑く左にのす、

奉進係推鎮武州古尾谷新八幡宮
元暦元年甲辰、源賴朝公、爲治國利民、不發弘願、遠滴岩清水、永移男山影、詔則當社之始元也、雖、然星霜年久、社場破壞矣、後弘安元年有藤原時景者、暫牧此邑、靈社沉淪不忍觀、而再經營焉、加之鐘於梵鐘、目備嘶噓矣、自示以來、東相氏政北越景虎、跪斯聖无不尊信矣、臻今三百餘歲之後、有優婆塞良賢者、鑄蒲牢一口、以掛社頭矣、所怖者現永唐門葉當速脫、懇趣、是誠三業清淨之白善二世安樂之良緣也、然亦願神惠廣大、保國家豐榮、銘曰、
一鐘新掛、過度群生、西山應響、東川和聲、
迷睡忽覺、殘夢頓驚、夜雲認時、曉霜自鳴、

旅客來往、賓主送迎、遠村近里、永唱太平、

檀那今泉村西藏院權大僧都法印良賢

治工江戸住小沼二郎左衛門尉藤原重政

正保四強國大淵獻九月廿日

寶聚山灌頂院廿二世法印良山誌之

末社 辨天社 天滿宮社 天照太神宮 春日 住吉

加茂 熊野 諏訪 鹿島 愛宕 稻荷 辨天 富士

第六天 天滿宮 氷川 三島 伊豆權現 箱根 山王

若宮 摩多羅神 荒歷明神二十一社合殿 其外東照宮を

安じ奉 太神宮 山王社 三峯社 元宮八幡宮 社家

押田多門 別當 灌頂院 天台宗、上野國世良田長樂寺の末

法印とのみ記しあり、境内の墓所に清海法印、延徳三年六月

廿九日と元りたる碑あるは、世代の中なるべければ、當寺の

開基の舊きこともしるべし、本尊彌陀を安ず、往古鎌倉の時

代は五十石の寄附のよし、天正十九年の御朱印を藏せり、そ

の文を左

寄進 八幡宮

武藏國入間郡古尾谷内五十石事、
右如先規令寄附訖、彌守此旨抽武運長久、懇祈殊可
守專祭祀之狀、仍如件、

天正十九年辛卯十一月大納言源朝臣御判

塔頭 觀音院 本山と同じく寶聚山と號す、本尊千手 氷川
 天王相社 淺間社 堤上にあり、堤下にも 般若院 寶塔
 院 本尊馬頭觀音境内に正和五年十一月 神宮寺 本尊藥師、
 院と見ゆる碑あり、又外に斷碑あり、 神宮寺 此堂の傍に
 さしわたし十間許の塚あり、塚上に古松雜木生ひ茂れり、
 林塚と云、此邊に康正四年十一月と云石碑も見えたり、
 大藏寺 當寺は八幡の供所を兼、十尊は彌陀を安ず、こゝにも
 は見え、當寺を村内にては大同寺と唱へ、大同年中の
 草創なりといへど、もとより信すべきことにはあらず、
 本行院 以上六院の内大藏寺・神宮寺を除く外、残る四寺
 彌陀堂 村持、境内に永仁・文保・
 地藏堂 村持、

褒善者彦右衛門 夫婦共に母に孝を盡せしにより、十七八年
 褒善者權太 鈴木氏なり、是も母に孝を盡したるにより、地頭
 りと

○古谷上村 古谷上村は河越城の東一里許を隔て、荒川
 の邊にあり、江戸より行程十里、古尾谷庄にかゝれり、
 此邊三芳野里或は稻荷ノ里ともいへり、是は尤うけがた
 き傳なり、近き邊本郷・上・久下戸・今泉・木野目・並木・大

中居・小中居・高島・八ッ島・大久保・古市場・澁井の十三村
 元は當村に屬せしに、いつの頃かわかたれしにや、今も
 か諸村に古尾谷庄の唱へのころよし、事は古谷本郷八
 幡の條に出せり、古尾谷と云べきを古谷と稱するは、是
 もいつの頃よりか詳にせず、正保のものには古谷上郷と
 あれど、是は村を郷と書かへたるのみにて、別に故あるこ
 とには非るべし、又慶安年中の水帳には河越領上郷との
 み記し、古谷の二字なきはゆえあることにや、是等の事
 詳ならず、村の四方東は足立郡上寶來村、巽の方は同郡
 遊馬村及び當郡古谷本郷に隣り、南は久下戸・小中居・大
 中居の諸村に接し、西は九十川を界として小仙波村に交
 り、九十川のこなたは八ッ島・高島二村の地に接せり、北
 は鴨田村にて良の隅には、比企郡老袋村續けり、東西三
 十町餘、南北十五六町、民戸三百餘、此邊水田少く陸田
 多し水損あり、村内に河越城下より岩附へ通ずる往來あ
 り、正保の頃は松平伊豆守が領せしことはものに見え
 り、檢地は慶安元年伊豆守定めしより、明曆・天和・貞享・
 元祿度々にもあり、又荒川通新田は享保七年神尾若狹守
 奉行にて、堀江荒四郎改めしことあり、此村天正の頃は
 中筑後守資信と云し人の知行たりき、御入國の後は河越
 城に屬せし村となりて今もかはらず、

高札場 村の中程

小名 馬場 八島 前川内 廣み 黒須 御門 藏根
 立野 門前 ねまかり 小かは 精進場 ほりこめ
 本郷 馬洗立 藤野 阿久津 判塚 坂下 本木
 江遠島 徳永 家中畑 黒須田立野 宿古は往來にて
 と見ゆ、今も其跡 下宿前につゞきた 的場こゝも古へ
 少しはのこれり、 掘ノ内 堀ノ内曲輪
 を講じたる處なりと云、是古尾谷氏 堀ノ内 堀ノ内曲輪
 の館ありしころなるにやあらん、 猿ヶ瀬 此邊にて十二三年前岸崩れしころ、曲玉の類出しこ
 ら、
 荒川 砂川にて大抵足立・入間二郡の堺を通ぜり、されど村内
 へは比企郡老袋村より入、東により屈曲して古谷本郷へ
 通ぜり、川中百
 間ばかりあり、
 九十川 村の乾を南の方へながる、小仙波
 村境より入り、八ッ嶋村へ達す、
 伊佐沼溜地 乾の方にあり、村内にかゝ、
 赤城社 この邊土地低く水患あれば、其災を避んと近き
 比塚をきづき上に社を建つ、この邊の鎮守なり、
 熊野社 塚上にあり、村
 内善仲寺持、
 一ノ宮社 此邊の鎮
 守なり、稻荷社

天満宮

稻荷社 村内善行
 姥神社 村持、
 稻荷社 實相院
 善仲寺 古谷山と號す、曹洞宗、澁井村蓮光寺末、寺傳に天正
 の比當所の人中筑後守資信、法證安養院怡若善仲居士
 僧性翁慶守を開山として創建すと、されば始は資信が法號の
 字をとりて、安養山善仲寺と號せしにや、元祿十三年第ニ世
 僧祖梁が鐘銘にはしか記せり、然るを山號を改しをいかにと
 云に、かの鐘銘に善仲寺者、古尾谷殿城跡資信主君、爲古尾
 谷殿開基當寺云々、又古過去帳に、當寺開基古谷院安養無着
 居士、應永六癸卯十二月廿八日古尾谷近江太郎信秀とあり、
 此等によれば資信主家の爲に營し寺院なる故、後にさかのぼ
 りて信秀が院號をとりて、山號とせしならん、抑古尾谷氏の
 ことは子孫今世に聞えざれば、世系だに知るべからず、按に
 延徳元年上杉定正の文書に、古尾谷氏の名をのす、又久良岐
 郡洲崎村龍源寺、天文十年の鐘銘に、古尾谷中務少輔平重長
 法名道傳とあり、此二人も其祖先などにや、又【小田原役帳】
 に伊東内尾形古尾周防とのす、是永祿二年の改なれば、周防
 は中筑後が仕へし古尾谷氏なるにや、筑後が改めしは天正十
 年十二月六日なれば、大概時を同ふせしなるべし、客殿の前
 に樓門あり、二天の像を安ず、上頭關の額あり、境内に破壊
 せる五輪の斷碑あり、應永・康正等の文字見え、推鐘一口 客殿
 たり、古尾谷氏の墓なりといひつたへり、
 に掛たり、前の銘文 白山社 秋葉社 牛頭天王社 觀

音堂この堂の並に衆衆あり
實相院 天台宗、古谷本郷灌頂門の末、寶命山多門寺と稱す、開山幸了本尊は彌陀を安ず、境内に嘉元四年の古碑、外に古碑二三枚あり、鐘樓 辨天社 觀音堂二ヶ所
善行寺 安養山と號す、天台宗、村内實相院の門徒、山號の安養なりや、本尊は大日安置せり、

藥王寺 禪宗曹洞派、善仲寺の末、東方山と號す、本尊は藥師を安ず、

延命寺 天台宗、古谷本郷灌頂院の門徒、本尊彌陀を安ず、此今は彌陀のみを置けり、境内に延口二年五月廿四日とされる碑あり、此外にも斷碑二三片あり、 藥師堂

觀音堂 實相院の持、
觀音堂 善仲寺の持、

阿彌陀堂 是も善仲寺の持、
阿彌陀堂

○鴨田村 鴨田村は河越城の巽に當り十八町を隔つ、江戸より十二里に及び、山田庄に屬し、三方野里と唱ふ村の四境東は古川を以て、比企郡上中下老袋の三村に續き、川の中央を郡境とす、南は古谷上郷に隣り、西は伊佐沼をかぎりて、伊佐沼村及び河越の町郷分、また寺井

三ヶ村北田島等の數村に續き、北は石田本郷及び古川を境ひて、比企郡鹿飼村なり、東西十町、南北十六町に餘れり、民戸百九十餘、水田多く陸田は少し、用水は上寺山村にて、入間川の水を分ちてこゝにも沃けり、元より川添の村なれば屢水溢の患あり、村内に中山道上尾宿より河越への道かゝれり、西の方伊佐沼村より入、東の方比企郡上老袋村に通ず、農のいとまに古川及び伊佐沼にて漁りをなして貢税の資とす、【北條役帳】をみるに太田新次郎八貫五百文、河越鴨田或は案獨齋廿二貫文、入東鴨田と載たり、今も當村は千石にあまれる大村なれば、永祿の頃も廣き村にて、共に此地を分ち領せしとみゆ、御打入の時酒井河内守重忠に賜りしより、河越城に附屬して領主の遷替は城と均しく、今は松平大和守の領知なり、檢知は慶安元年の領主松平伊豆守信綱紀せり、高札場村の中程

小名 なる田かいと 中居田 なるさかいと 金かいと 中の町 赤にうとう 奥ノ島 しむら よしがいと かぢやうつろ 中うつろ 明順うつろ

古川 東より北へめぐり郡の境を流る、是昔荒川の本流なりと云、土人の説に松平伊豆守信綱が領せし時、農民等常に水溢の災を愁訴せしかば、やがて水道をかへて、郡中菅間村より比企郡の内へ、新たに川を穿て今の如く成せり、故に本

流は古川となり、後に左右の岸に陸田を開き、今は幾十間許の幅なり、常に水たゞへ鯉・鮒の類すめり、其内に所儀と字する淵あり、至て水深く鯉魚多しと云、

伊佐沼 西にあり、この沼は伊佐沼村に辨し

八幡社 村内の鎮守なり、一乗院持、神體は弓箭をたづさへ乗馬の像なり、相傳ふ當社は昔太田備中守持資河越城に有し時、城中鬼門鎮護のため爰に勧請せりと、其時のもつて棟札あり、其文に長祿二年願主太田道灌導師、別當一乗院六世定海とのせたり、此棟札は殊に墨色もあたらしく見えたれば、全く後人の附會せしものと見ゆ、又慶長十四年と記せし棟札あれど、只年號のみ開かに見え、其餘の文字讀べからざれば、勧請の年代たゞしきことを得ず、本社・幣殿・拜殿・神樂殿等備 末社 易産社 辨天社 三峯社 稻荷社はれり、
中臣明神社 相傳へて大織冠鎌足を祀りし社にて、前の八幡よ文字きえて讀がたし、神體東帯の立像なり、

稻荷社
山王社 以上三社神光寺持
龍土權現社
稻荷社
諏訪社
第六天社 以上四社ともに觀明院の持なり、

神明社 當社の除地の内に智光院と云あり、末に出せり、

三島社 天神社 二社ともに一乘院の持なり、

一乗院 天台宗、仙波中院末星光山と號す、本尊彌陀は日本四十八體の一軀にして、弘法大師の作、一尺一寸の坐像を安じ、信濃國善光寺を擬して新善光寺と云、當寺の開闢を尋るに、伏見院御宇永仁四年の草創なり、開山尊海正慶元年十一月廿日、當寺にて寂せし由傳ふ、此尊海は高德の開え有て、仙波喜多院を中興せし僧なり、そこにては建武元年十一月廿日の寂なりと云へば、年代すこしくたがへり、樓門上それらのことは喜多院の條に出たればこゝに略す、樓門上に寶永二年の鐘銘をかく、銘文事 觀音堂 正觀音立像長二尺實にあづからざればこゝに略す、 觀音堂 正觀音立像長二尺の、稻荷社 山王社 辨天社 元祿年中建立せり、縁起あれば漏 開山尊海墓 石のさまあたらしければ、後世立しものせり、 開山尊海墓 なるべし、傍に貞治三年及び天文三年の古碑あり、

華藏寺 村内一乗院末、日照山と號す、開山詳ならず、境内の頃なりし過去帳に、當住まで八世と見えれば、かの源海は開山なるべし、本尊は大日坐像を安置せり、
智光院 同寺の末、彌勒山と號す、開山良海永祿十一年十一月七日寂せり、本尊彌陀を安ず、 愛宕社 東光寺 是も同寺の末、本尊毘沙門を安ず、これは近き頃造り、古像は回祿にあひて失ひたり、當寺の境内

昔は毘沙門の堂地にて、既に水帳も寺號を載ざれば、一寺となりしは慶安年中檢地より後のことなるべし、

神光寺の末なり、**觀音堂**

觀明院 天台宗、仙波中院門徒、大悲山弘誓寺と號す、舜祐法印正保四年七月十日、と彫たる碑境内にあれば、これよりまへに開たるべし、

本尊彌陀を安ぜり、**觀音堂** 秩父札所三十三番の内、五番を擬せし觀音なりといふ、

觀音堂 是も同く三十三番の内六番を擬せし觀音なり、以上の堂は觀明院持、

藥師堂 秘佛にして見ることを許さずといふ、一乘院の持、

持福院 當山修驗なり、

○石田本郷 石田本郷は河越より北により二十町に及び江戸より十里なり、爰も山田庄に屬し、三芳野里と呼べり、土人の傳に昔石田・谷中の二村もみな當村の内にて、なべて石田と唱へしとなり、按に谷中村は當村と石田の間に狭り、この村より谷中石田と西へ次第したればさもありしにや、此事まさしき説ならんには三村に分れしとき、本郷の名を冠むらせしならん、【北條役帳】に谷中石田の名見えれば分村せしも永祿年中より前のことなるべし、【役帳】のことは其村に付て見るべし、村の四境東は

鴨田・伊佐沼の二村に隣り、南は北田島村西は谷中・石田・菅間の三村にまじはり、北も菅間村につゞき、又古川の堤を限り、比企郡川口・鹿飼の村々にも隣れり、東西八町、南北一町半に餘れり、民戸六十餘、水田多く陸田少し、爰も川水は下寺山村より入間川をせき入る、御打入の後酒井雅樂頭忠世に、河越城の廻り五千石を賜りし其内なり、夫より同氏讃岐守忠勝領せしを、寛永十六年松平伊豆守信綱に賜りしより、全く河越城に附せられしかば、領主の遷替は城と同じ、檢地は慶安元年伊豆守信綱たゞせり、其後新墾の地出來せり、其地は村の良の方なり、
高札場 村の南にあり、

小名 四段町 まへ町 五ノ町

古川水除堤 村境にあり、菅間村より鴨田村へそゞげり、

稻荷社 村内觀行院の持、

天神社 寶藏寺の持、

寶藏寺 天台宗、仙波中院門徒、本尊大日を安ぜり、

松壽院 同宗にて同じ門徒、藥王山と號す、本尊藥師を安、藥師堂

觀行院 同宗にて東叡山末、福壽山と號す、本尊藥師を安ず、

觀音堂 十一面觀音を安ず、境内に弘長元年八月と記し、又光明遍照の字かすかに見ゆる碑あり

○北田島村 北田島村は川越城より十三町北にあり、江戸よりの里數前村に同じ、こゝも山田庄に屬す、當村の開けしはさまで古きことにはあらず、寛永の頃寺井三ヶ村の農民來りて開發し、慶安元年松平伊豆守檢せしより一村となりし由を傳ふ、されど正保の改に村高五百石、松平伊豆守が知行なること見えれば、一村となりしは信綱が檢地せしより前のことなり、又寺井三ヶ村の者開きしと云も疑ふべし、思ふに南田島村より開きし地にてそこより北に當れば、其頃南北の唱も起りしものならん、

【北條役帳】に入東田島と載たれば、今の南田島のことなるべし、村の四境東は鴨田村、南は伊佐沼・杉下の二村、及び河越町に續き、西は東明寺・寺井三ヶ村向小久保の村々に犬牙し、北は府川・石田・谷中の三村なり、東西十町南北の渡り五町なり、民家五十餘、陸田は九分の一にて、餘は水田なり、爰も川水は下寺山村にて入間川の水をせき入れり、こゝも昔より河越城主の領地に附られ、今は松平大和守領せり、

高札場 村の北にあり、

小名 金子町 扇田 川臺町 矢先町 小池町 頭殿

稻荷社

神明社

辨天社 以上圓満天神社の持、

第六天社 二社とも村民持、

圓満寺 天台宗、仙波喜多院門徒なり、正法山妙觀院と號す、開山は本寺二十九世の僧周濟なり、其後天台僧止いまだ平僧たりし時、こゝに住して中興せしといひ傳ふ、本尊彌陀を安ず、愛宕社

閻魔堂 圓満寺の持、

觀音堂 十一面觀音、坐像長一尺なるを安ず、行基の作なりとの文字讀がたし、堂の背後に古碑あり、嘉元三年卯月と見ゆ、其餘村民の持なり、

新編武藏風土記稿卷之百六十七之終

新編武藏風土記稿卷之百六十八

入間郡之十三 河越領

○谷中村 谷中村は川越の北に當り、江戸より行程十里山田庄に屬す、郷名は失へり、『北條役帳』に富永彌四郎が知行二十五貫文河越谷中と載す、永祿の頃は既に開けしこと知べし、四境の大様東は石田本郷に隣り、南は北田島村及び河越の町郷分に接し、西は石田村、北は菅間村なり、東西三町、南北五町に餘れり、民戸二十七、水田多く陸田は僅なり、用水は入間川の水を下寺山村にて堰入れ、引來りて沃げり、村の中心に一條の道あり、河越より中山道鴻巣宿へ出る道にて、南の方町郷分より入、北の方菅間村に通ず、此村河越と僅に十八町を隔たれば御入國の後城主酒井河内守重忠、或は雅樂頭忠世等に賜りしなるべけれど土人は傳へず、寛永十六年松平伊豆守信綱河越へ遷りしとき、當村その領地となり、慶安四年同人檢地せり、夫より以來河越の城附と成りたれば、領主の遷替は城主と同じ、

高札場村の中央あり、
 小名 高町 道上町 道下町 村前町 森下町 小屋町
 神明社二字 一は村内正圓寺持、一は農民の持なり、
 稻荷社農民の持

正圓寺 天台宗、仙波中院の門徒、清水山多門院と號す、本尊正觀音を安置せり、 毘沙門堂境内ありといへども、除地・免田別に此堂に附、阿彌陀堂

○菅間村 菅間村は河越より良の方三十町を隔つ、江戸より行程十二里、山田庄と唱へ、三芳野の里とも云ふ、民家百十、村の四境東は石田本郷に隣り、南は谷中・石田・府川の三村に交り、西も府川・高畑の二村に犬牙し、北は入間川の中央を限り、比企郡釘無村なり、東西十一町に過ず、南北九町に餘れり、水田多く陸田少し、用水は前村と同じく入間川の水を沃げり、村の東の方に比企郡の村々より河越への小道かゝれり、入間川の渡より村内に入て谷中村に通ず、慶安元年時の領主松平伊豆守信綱檢地す、領主の遷替は前村と同じ、
 高札場村の東あり、
 小名 上菅間 白馬 下菅間 長沼 森寄 石神 かま新田 高繩 なかさく 油免

入間川

村の北にあり、西の方高畑村より比企郡の郡境を流れ、同郡河口村へ入る、川幅五十間、川に添て堤あり、入間川堤と呼ぶ、此川昔は爰より石田本郷へ入り、夫より下流古谷上郷まで、今の流れより少し南の方へより流れ、此邊皆入間川を郡境と定めしが、年々水溢の患極ずとて、農民等愁訴に及びしかば、延寶八年伊豆守信綱其家人等に命じて、今の如く當村より比企郡の内へ新川を掘り、水路を替しより石田本郷へ流るゝものは古川と呼び、本郷より鴨田村まで此古川を郡界とせり、按に延寶の頃信綱が掘しと云は、時代相違せり、信綱が歿せしは寛文二年なり、延寶に水路を變ぜしなれば、信綱が孫伊豆守信綱が時にあたれり、此川中比企郡への船渡あり、

神明社

村内觀音寺の持

稻荷社

觀音寺

天台宗、仙波中院の門徒、正法山辨財天社と號す、本尊觀音を安置せり、
 圓光寺 是も中院の門徒、山號なし、開山は傳へざれど、境内に權大僧都豪剛、寛文五年十一月廿一日と彫たる碑あり、是も歴代の内なりと云へば、是より先き開けし寺なるべし、本尊は大日を安置せり、

觀音堂

千手觀音を安置せり、觀音寺の持、

彌陀堂

二字、共に觀音寺の持、
 舊家者甚八 竹谷を氏とす、家系は傳へざれど、先祖を竹谷源七郎或は勘解由とも呼て、北條分國の頃は府川村

にて、五貫文の地を大野縫殿助と商人にて領し、其村の小代官を勤めし者なり、其時の書及び文書總て三通を藏す、その文全く府川村にかゝる物なれば、其村の條にのせたり、

褒善者織石衛門 村の名主なり、母に事ること厚く、且廉直主大和守より賞として、青銅一貫文を與へしと云、

○石田村 石田村は河越よりの北の方十八町を隔つ、江戸より行程十里、山田庄と唱へ、或は宇田郷庄内領とも傳へたれど、此唱は當村のみ傳へて、他村に聞えざれば覺東なし、村の四境東は谷中村に隣り、南は川越の町郷分・東明寺・寺井三ヶ村の村々に涉り、西は府川・向小久保の二村にて、北は菅間村なり、東西五町、南北八町許、民戸五十餘、又北の方石田本郷と谷中村の間に、五の神と云村の飛地あり、田數十一町許の地なり、當村も水田多く陸田少し、用水は谷中村と同く、下寺山村より引て水田を耕す、永祿の頃は永九拾四貫文の地を、富島某が領せしこと『北條役帳』に見えたり、御入國の後は領主及び檢地の年代前村と同じ、
 高札場東の方あり、
 小名 かやめん やはら 捨石橋 きそめ 島間 八つ島 せいそう

藤宮社 祭神詳ならず、神體は秘して人の見ること許さず、本地佛彌陀・薬師の二軀を安ず、當村及び石田本郷・菅間・谷中の村々、古へは府川村の八幡社を鎮守とせしが、何の頃にもや當社を勧請して、今は此四村の鎮守とせり、村内大正寺の持、末社 辨天社 天王社

神明社 前と同

大正寺 天台宗、仙波中院の門徒なり、光明山

遍照院と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、

薬師堂

大日堂

地藏堂 以上二字大正寺の持

○寺井宿 ○寺井松郷 ○寺井伊佐沼 寺井宿・寺井松郷・寺井伊佐沼は、今は全く三村に分てども古は寺居と書す、總て東明寺持の地なりしに、此寺衰へて後何の頃か三村に分たれしかども、元一村なれば田地入會て境界分れずと土人云へり、故に姑く三村を合せて云に、川越の城下町・下町橋の方に續きたる村にて、町の高札よりは僅に七町許を距り、江戸よりは行程十二里餘、山田庄に屬せり、東西六町許、南北へ三町程、四境は東方北田島村に隣り、南は川越城下町、西は小久保・小ヶ谷・上寺山の三村、北は石田・府川・向小久保・谷中の村々なり、水田多く陸田少し、用水は赤間・入間の二水を引用ゆ、民戸百餘

の内物商ふ家は城下町より左折する道の左右にあり、此間六町餘、比企郡松山町へ達する道なり、又城下町の内下町橋を出て右の方へ折ぬれば、鴻の巢桶川への街道にて向小久保村に至る、人家此二條の左右に並べり、此村開發の初は詳にせざれど、天文の頃島津長徳軒、松井伊佐沼・寺井伊佐沼の地を領せし由物に見えたれば、是より前開けし村なるべく、其後永祿中改定の「北條役帳」に二百十三貫三百三十一文寺井卯檢地辻山中内匠助とあり、此寺井は今の寺井三ヶ村の内なるべし、檢地及び領主の遷替前村に同じ、此外寺井宿分の持に屬せる武藏野開三町餘郡内中臺村にあり、又同所に寺井伊佐沼に屬せる武藏野開三町あり、この二ヶ所は寛文元年に檢地あり、其餘寺井宿・寺井・伊佐沼分の武藏野開共に中臺村にありて、延寶・元祿の間にひくく檢地せしと云、高札場 城下町下町橋の方へ入所にあり、寺井三ヶ村東明寺村町郷分、すべて五ヶ所の高札なり、小名 柳橋 境みそ 山伏町 宿理 赤間川 入間川 寺井伊佐沼分の内にあり、城内高松院の持なり、天神社 寺井松郷分にあり、禪宗洞派、近江國栗太郎浮氣村源永林寺 昌寺の末、興雲山と號す、開山卷岑文舒寛永十七年九

月廿六日示寂、開基は玉寶榮琳大姉慶長五年八月六日卒す、酒井備後守忠利の伯母なり、されど其實は慶安三年五月三日に寂せし當寺の二世、讀室文雪が草創にて、己は其任に當らず、彼卷岑文舒を勧請して、開山とせしと寺僧は傳へり、本尊釋迦を安ぜり、寛永十一年酒井謙岐守 天照太神第六天忠勝家臣よりの舊記、今當寺に残れり、

白山權現合殿社 秋葉社 稻荷社 以上三社は慶安三年

眞行寺 寺井宿の内也、至誠山成就院と號す、一向宗、京東本願寺末、開基眞行尼は武田信玄の妹なり、武田勝頼没落の後、若山某・岩崎某の二人に懷抱せられて、郡内上吉田村に姑く住し、夫より城下町の内改めと云處に移り、夫より今の所へ來り一寺を建立し、己が名をもて寺號とせし由、卒年は傳へず、按に眞行尼は武田信玄の女子なりと物には見えなれど、寺傳には妹なりと云、何を實とも今より斷ず可らざれば姑く寺傳に従ふ、彼若山・岩崎の子孫今横見郡荒子村に残れりと云、當寺二世は、武田勝頼が妾腹の男子なりしと傳るのみにて、是も卒年は傳へず、第三世正因は正保二年六月晦日に寂せし由、其後八世の住僧故有て退院せし時、總て舊記を失へり、本尊彌陀の立像長二尺春日の作なり、太子堂 太子十六歳御時の御形を寫せしものにて、立像長四尺許、御頭許は御自作なりと云、

○府川村 府川村は河越より十八町北に當りて、江戸を距ること十二里、山田庄に屬し、三芳野里と號す、天正五年領主北條氏當所へ出せし檢地の文書あり、今菅間村の農民甚八が家に藏むれど、當村の租税のこと見ゆれば左に出す、

府川郷御檢地御書出	田數
一拾四町五段小十歩	段別五百文宛
分錢七拾貳貫六百七十九文	島數
一貳拾四町貳段半卅歩	段別百六十五文宛
分錢四拾貫廿七文	夏成
此内拾五貫七百六十二文	
此永樂七貫八百八十一文	
以上百拾貳貫七百六文	
此内	
貳貫文	神田
拾壹貫文	公事免
貳貫文	井料
三貫文	代官結
貳貫文	定使給
以上貳拾貫文	引物
殘而	
九拾貳貫七百六文	定納
此永樂	
四拾六貫三百五十三文	
此内	
拾七貫貳百四十六文	本年貢

貳拾四貫百十一文 増分
此外五貫文増分之内、竹谷・大野兩人に永被下、

以上四拾壹貫三百五十三文

右四拾壹貫三百五十三文、毎年岩付御藏奉行業に可渡之者也、仍如件、

天正五年丁丑五月廿六日 江雪 奉之

竹谷

大野

有訴人可尋子細有之、府川之郷に有之、鷹左衛門申付可指上候、仍如件、

庚辰七月十八日

堀和伯耆守 奉之

竹之谷

府川之郷一陽年來致隠田處、此度訴申間、衆遂檢地處、兩人申上條明鏡也、然間兩人に代官職被仰付候、并御領所之隠田申上、爲御褒美今度増分定納廿九貫之内、五貫文兩人に永被下候、猶郷中之様子御書出者別紙に有之、從來秋如御法速可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁丑五月廿六日

江雪 奉之

竹谷源七郎
大野縫殿助

是等によれば其頃畝數に大半小の唱を用ひ、永樂錢を以て貢數を定めしこと見ゆ、土人の傳へに志垂、宿粒・石田・同本郷・谷中・網代の六村は總て昔府川郷と呼び、其頃爰を上府川或は府川本郷と唱へたりと、此説他に所見なし、偶文書に府川郷と書せしをもて、かゝる説を云做はせるにや、されど村と云べきを郷と書しは爰にも限らず、又【北條後帳】を閲するに宿粒・石田・谷中の村名見えたれば此説信するに足されど、姑く土人の傳の儘を記せり、四境東は石田村に界ひ、南は石田・向小久保の二村にて、西は志垂・宿粒・福田の三村に交り、北は高畑村なり、東西三町、南北十四町、帶の如く長き村なり、水田多く陸田少し、用水は此邊の村々と共に下寺山村より分水せり、御入國の後配井雅樂頭忠世に賜りしが、程なく上りて酒井讃岐守忠勝が領知となる、是も若狭國へ移り、寛永十二年堀田加賀守正盛に賜りしが、同十五年領地をかへられ、翌十六年松平伊豆守信綱に賜りてより子孫三代の領分なり、夫より元祿の頃松平美濃守吉保が食邑となりしに、夫も寶永元年に替りて、秋元但馬守喬朝より子孫但馬守涼朝まで四代相續し、明和の頃松平大和守直矩に賜りて

より、今に其家の領知なり、檢地は慶長十一年天羽内匠助・箕島長左衛門糾せしより數度改められ、寛永八年酒井讃岐守、慶安元年伊豆守信綱、延寶三年伊豆守信輝改めたりと云、

高札場村の中程

小名 柳原 馬屋方 新田

八幡社 祭神は譽田別命なり、神體は東帶銅像長一寸、鑿座の年代詳ならず、社傳に康永三年再興ありし由を云、又

土人の説に昔はいと全盛なる社にして、近郷志垂・宿粒・網代・谷中・石田・同本郷・菅間・向小久保・比企郡角泉・當村總て十村の領守なりしが、中古各村に領守を勸請せしより、今は唯當村と志垂村の二村領守とせりと云、又前に出せる天正五年の文書に、神田二貫文と載たり、其末社 天神社 稻荷社 頃社領もありしこと知るべし、

神職原攝津 吉田家の配

第六天社

神明社 以上二社、村内の修驗吉祥院持、

白山社 神職原攝津持、

光明寺

天台宗、仙波中院門徒、世界山遍照院と號す、今住僧なる八幡の本地堂、光明寺の古跡なるべし、もし然らば開山は覺圓坊にして、其起立せしは康永三年なるべし、本尊は彌陀なり、彌陀堂にて、立像一尺四寸、一は惠心僧都の畫きし物にて、

一尺六寸三分の立像なりと云、何れも秘して見ることを許さず、大永七年丁亥二月小澤藤右衛門維宗と云る者の書し縁起ありて、今子孫萬右衛門藏す、其略に此畫像は維宗が祖維延と云し者へ、相模守時頼の與へし所にて、村内八幡社再興の時覺圓坊と云る者、新たに本地堂を建立して光明寺と名付、其後又圓智坊と云僧今の堂宇を建立し、爰に移せし由をのせたれど、紙性墨色後人の書寫せしものと見えたり、

舊家者萬右衛門 氏を小澤と云、代々此所の名主なり、先祖は小澤圖書と云へり、家系も傳へたれど、

萬右衛門が子足立郡新井村に移りしとき、持行たれば爰には辨じがたし、唯北條家より先祖圖書へ與へし文書一通を藏せり、其文左

寅年大普請、未進之人足登人出之、野本より板五十枚、岩付へ届之、恒岡に可渡之者也、仍如件、

卯四月廿九日

百姓中

府川郷小澤圖書

○高畑村 高畑村は府川村の北に續き、則同村の持添にて民家はなし、されど新田に非ずして昔よりの村なり、東は菅間村及び入間川の中央を界ひ、比企郡釘無村にて、南は府川村、西は福田・宿粒の二村に接し、北も入間川を限りて比企郡角泉・釘無の二村なり、當村は北より東へ屈

曲して入間川に望める所なれば、動もすれば水溢の患あり、東西七八町、南北へ十町許り、水田多く陸田少し、用水は入間川の水を引水田に灌げり、領主の遷替檢地の年代大抵府川村に同じ、

小名 みの和町 宮田町 入前町

入間川 村の北より東へ屈曲して郡界を流る、福田村より入、菅間村に達す、川幅五六十間あれど、常の水幅は僅十間許なり、

入間川堤川に添ひてあり、松平伊豆守信綱が初て築く所な加ふるこゝ

○網代村 網代村は河越城の乾に當り、十一町許を隔てり、江戸より行程十里餘、山田庄に屬し、三芳野里と號す、又古この邊をすべて庄内と呼しと云、東西五町、南北四十三間、東南は宿粒村に隣り、西北は下寺山村に交れり、水田多く陸田少くして水旱の患なし、村内に一條の往來あり、宿粒村より入、下寺山村に至る、松山への道なり、慶安元年・明暦二年の二度松平伊豆守檢地せり、領主の變遷前に同じ、

高札場村の中程

小名 小三田町 わたぎ とうぎ 六段田 細田 島の免

山王社 村の鎮守 別當 教學院 本山修驗なり、

○志垂村 志垂村は河越の北に當り、十四町を隔つ、江戸への行程十二里に餘れり、山田庄に屬し、三芳野里と云、東は府川村に隣り、南は向小久保・宿粒の二村に錯り、西より北に至りては宿粒村なり、東西四町餘、南北五町餘、民戸二十七、水田多く陸田少し、用水は上寺山村にて、入間川を堰入れ引來り、或は宿粒村の池よりも引て沃げり、水旱共に患なし、村内西の方に河越より比企郡松山へ通ふ道あり、南の方宿粒村より入て、又北の方同村に通ず、領主及び檢地の年代前に同じ、

高札場村の中央より少

小名 そり町 木曾目前 大段田 宮ノ下 深町

山王社 府川村八幡の神

安養院 天台宗、仙波中院の門徒なり、九品山極樂院と號す、

りと云へば、其頃は已に開けしこと知べし、本尊彌陀を安ず、境内に古碑あり、應永十九〇八月と彫る、

多門院 是も同門徒なり、安養院よ

○宿粒村 宿粒村は河越より北纔に八町を隔つ、江戸より行程は河越町に同じ、山田庄に屬す、村の開けし年代を傳へず、想ふに古へ宿驛など有し故に、此名は起りし

も知るべからず、應永十三年越生左衛門が管領家へ呈せしと覺しき文書あり、今市村法恩寺の年譜録に見ゆ、其文に、吾那安藝守光泰中、武藏國河越庄宿料郷内、越生八郎入道跡、同國同郷内武兵衛入道跡、同國鹽谷九郎四郎跡等事、任被仰下之旨相觸候之處、各捧請文謹令進覽之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、十月十五日、左衛門尉憲忠、宿料は即宿粒なるべしと云、是に據れば應永の頃は越生氏の領地にして、河越庄と唱へしこと知べし、其後永祿の頃は北條家人の知る所にして、彼家の役帳に、關兵部丞卅八貫文、河越卅三郷宿立元山中孫七郎知行と載たり、又土人も昔或は宿立とも書せし由を傳へり、假借して書しものなるべし、村の四境東は府川・向小久保・志垂の三村に交り、南も又向小久保及び今成村河越町郷分に犬牙し、西は上中の寺山村にて、北は網代村或は入間川堤を界ひて高畑村なり、東西僅に三町許り、南北は長く三十五町に餘れり、家數四十、水田多く陸田少し、用水は上下寺山村の境にて、入間川を堰來りて水田に灌げば、水旱共に患なし、村内に二條の道あり、一は江戸より秩父への通路にして、小久保村より入、下寺山村に至る、一は比企郡松山への道にして、向小久保より入網代村に出、河越城附の村にて檢地は慶安元年・延寶九

年の二度時の領主より糺せり、又村の南奥富村の續きに新田あり、僅に一町五段四畝十四歩の陸田なり、延寶三年領主伊豆守信輝檢地せり、

高札場村の南に

小名 喜樂坊 向堂 堂木まへ したり關 たこのて

本村 吉谷戸 鴻ノ免 長島 くらかひと

池 村の巽にあり、僅四百坪許りの池なれど、大旱にも涸れず、

早魃の頃は、當村はもとより近村までも用水となせり、

堤 入間川の水除にして、下寺山村より當村に

八幡社 村内の鎮守なり、府

淨國寺 時宗、相模國藤澤宿清淨光寺末、天王山清流院と號す、

を安ぜ 開山他阿眞教元應元己未正月廿七日寂す、本尊は彌陀

觀音堂 觀音は十一面なり、

觀音堂 志垂村安養院の持、

○東明寺村 東明寺村は郡の西北に當り、城下町に添ひたる地なり、里人寺井五ヶ村と唱ふる其一なり、江戸より行程十二里、山田庄に屬せり、此村河越下町東明寺の舊地なる故、この名あり、元祿年中此地を裂て町郷分とせし時、東明寺は川越下町へ屬せしかど、村名は替らず、元より五村入會にて、接界殊に犬牙したれば細には分ちがたし、其大概東は北田島村、南は川越町及び小久保村

に接し、西は中寺山村にて、北は石田・向小久保・府川・谷中の四村に境ひ、東西七八町、南北十町許、民戸六十の内二十餘は、城下志義町の内に住せり、用水は赤間川を引用ゆ、水田多く陸田少くして水損の地なり、檢地は府川村に同じ、此村舊き事は傳へず、『北條役帳』に四十貫六百五十文後藤備前守所領、河越三十三郷東明寺淨樂寺分とあり、淨樂寺は今高麗郡上戸村にあり、東明寺は則今河越城下町に存せり、領主は近郷と同じく河越城の屬邑なり、

又今の向小久保など云所も此村より分郷せし故、今の如く小村となれり、四境東南の二方は城下町に隣りて、東の方は赤間川を界ひとす、西の方は町郷分及び今成・上寺山・中寺山・下寺山の數村に續き、北の方は宿粒・向小久保寺井・東明寺の四村に交れり村の中間に一條の往來あり、是秩父街道にて民家百餘此邊に連住し、旅客の宿をなせり、田畑等分にて田間の用水は赤間川を引用ゆ、此村舊きことは傳へざれど、『北條役帳』に五十貫文河越卅三郷小窪卯檢地辻幼庵殿とあり、正保年中の郷帳にも小窪と記したり、其後延寶・元祿の頃はなべて小久保と見えたり、此頃より今の文字と書替しなるべし、土人寺井伊佐沼・寺井宿・寺井松郷の三村を通じて、寺井三ヶ村と唱へ、又此三村に東明寺及び當村を合せて五ヶ村と唱ふ、元祿二年にかきし當所の僧養屋禪師の傳にも、五ヶ村と云ふ事見へたれば、土俗の唱ながらいと近年に起りしことにもあるべからず、檢地は慶安元年松平伊豆守信綱、延寶・元祿の二ヶ年野開き、若くは武藏野開の處を檢地せり、これも河越城附の村なり、

高札場 村の南下町橋の傍にあり、
小名 田谷 城下町東明寺の後、當村に屬せし所の地を云へり、今東明寺の山號を田谷山と唱ふれば、此地名の舊きこともし、
貉關 二町目 深町

高札場 村の南高澤橋の傍にあり、
小名 雀宮 古雀の宮とて社たてり、故にこの名あり、何の頃か向小久保村へ移して、爰には纔に除地残れる

赤間川 村の南方を通ぜり、小久保村より入、伊佐沼村にそゞり、川幅三四間、
照善院 天台宗、行人派、江戸靈巖鷲門院の觸下、長久山と號す、此寺地は元太田道灌の住せし處なりと、今も其跡とて一段許、大日堂 妙義社

觀音寺 天台宗、東叡山の末、高澤山妙智院と號す、開山長盛七寸二分、弘法大師の作、本尊正觀音は立像にて長七寸二分、弘法大師の作、大日堂 大日は坐像にて長一尺二寸、左右に百觀音を安置せり、これも弘法大師の作なり、辨天社 鐘樓の銘を彫る、

袋町 南の方町郷分より入、北の方東明寺村に通ぜり、川幅は二間許り、
神明社 村内修驗、良學院の持、
稻荷社 村内修驗、龍泉寺の持、

教寶院 當山修驗、京三寶院の末、照進山と號す、本尊不動立像一尺七寸、理現大師の作、
向小久保村 向小久保村は河越城の巽に當り、同じ邊札の辻より十一町餘にて、江戸よりは行程十里、山田庄なり、此村は小久保村より分郷せり、正保の改めには此名を載せず、元祿の改めに始めて載たれば、その間に起りしこと知べし、村の四方東より南へ涉りては、石田村及び町郷分・寺井三ヶ村、東明寺・小久保の村々に堺ひ、西より北には宿粒・志垂・府川の三村に境へり、東西七町、南北三町許、民戸二十八、水田多く陸田は少く、用水は上寺山村より入間川の水を引來て、田間に沃げども水旱の患はなし、村内に一條の往來あり、河越より比企郡松山への街道にて松山街道と云、此村へは町郷分・寺井三ヶ村の境より入、宿粒村へ通ぜり、當村に傳へし水帳に、檢地は慶安元年松平伊豆守信綱とあり、其水帳は慶安中小久保村より未だ分れざる前に書せしを別村と成し、後彼水帳を分つて半を此村へ置し由、其頃より河越城主の

を、河越城下町廣濟寺の持とす、篠田 元篠田三郎と云者住せし故の名なり、屬し、爰には其唱、石原町 江戸より松山秩父へ、高澤へのみのこれり、

辨財天 樓門 左右に仁玉の像を安じ、樓上に鐘を掛け、延寶五年の鐘銘を、塔頭 圓乘坊 讀經祖師坐像八寸なるを安ず、彫れり、圓乘坊 是は比企郡松山の城主に仕へし長澤某が持し像にて、天正十八年松山落城の時、彼長澤は遁れ來て河越鴨田村に住せり、其後厨子の扉を釘もて打付此寺に納めしに、或時厨子の内にて讀經の聲有ければ、圓乘坊偶聞き見て始て祖師なることを知る、因て讀經祖師と號し、其後は人の拜するこ、眞善坊 東漸坊 西ノ坊

本應寺 日蓮宗、甲斐國身延久遠寺末、長久山と號す、元は江戸谷中感應寺末にて、此邊の觸頭なりしが、當山七世日容の時より身延に屬す、開山日春寛永三年草創し、感應寺の日長を勸請して開山とす、日春は明暦三年八月十三日寂せり、本尊三イ、生田稻荷社 生田と云所以は知らず、痘瘡神を相寶を安ず、爰は元稻荷の社地なりしを寺地とせしかば、今もこの稻荷を以て地主神となせり、番神堂 日天子・月天子・明星天、辨財天 稻荷相殿社 樓門 左右に仁玉の像を安じ、樓上に鐘を掛け、延寶五年の鐘銘を、塔頭 圓乘坊 讀經祖師坐像八寸なるを安ず、彫れり、圓乘坊 是は比企郡松山の城主に仕へし長澤某が持し像にて、天正十八年松山落城の時、彼長澤は遁れ來て河越鴨田村に住せり、其後厨子の扉を釘もて打付此寺に納めしに、或時厨子の内にて讀經の聲有ければ、圓乘坊偶聞き見て始て祖師なることを知る、因て讀經祖師と號し、其後は人の拜するこ、眞善坊 東漸坊 西ノ坊

新編武藏風土記稿卷之百六十八 入間郡之十三

采地となり、今も松平大和守が領分なり、高札場あり、村の西に

高札場あり、

八幡社 雀宮八幡と號す、則當村の領守なり、當社は元小久保村の内、石原町の邊田圃中にありしことは、已に其村に出せり、爰へ移せし年歴詳ならず、郡内府川村吉祥院の持、

○今成村 今成村は河越城より坤の方十二町を隔つ、江戸より十二里の行程なり、相傳ふ昔川田備前守今成と云人、爰に來りて開墾せし故に、其名を以て村に名づく、と山田庄の内なり、家數三十八、東は小久保村・町郷分に隣り、南は野田・小室の二村に境ひ、西は小ヶ谷村にして、北は上寺山・宿粒の二村に接せり、東西八町、南北十二町、水田多く陸田少し、用水には天水を濫へて耕す、水旱共に患なし、檢地は慶安元年松平伊豆守信綱、承應二年、寛文元年には伊豆守輝綱糾せり、又武藏野新墾の地あり、村より南に當りて一里許を隔てり、【北條役帳】に二貫四百六十五文此外九十一貫四百文は、乙卯増河越今成宇野源十郎知行する由を載す、此乙卯は弘治元年なり、御入國の後は始終河越城附の村なり、

高札場あり、村の西に

小名 川田 赤沼 石川

みにて其傳の詳なることを知らず、想ふに月吉に對して日吉と號する時は、共に其人の號にして別に姓名有しなるべけれど、今より考ふべからず、

神田屋敷蹟 今の名主喜兵衛が居屋敷の内にあり、右に云る川田・月吉・日吉と此神田を加へて、都て四人當所を關し人なりといへり、

○小室村 小室村は河越城より申酉の方十八町を隔つ、江戸より行程十里半、山田庄三芳野里と號す、家數四十五、東は野田新田・今成の二村に隣り、南は豊田本村にて西は小ヶ谷村に界ひ、北も又今成の地續けり、東西六町餘、南北五町、【北條役帳】に五十六貫百拾貳文河越三十三郷小室と記し、地頭は大通寺と記す、御打入の後三枝士佐守知行せしを、元祿年中河越城附となり、松平美濃守領しけるが後一旦御料所となり、又松平大和守に賜はり、今も河越城に隸す、檢地は元祿十四年時の領主松平美濃守糺せり、村内河越より飯能の町へ通ふ往還係れり今成村より入て西の方小ヶ谷村へ達す、

高札場あり、村の南方

小名 龜ノ甲塚 此地に藏六の形 諏訪塚 或は舞鶴 花ノ木

赤間川 村の北にあり、小ヶ谷より入て、今成村に達す、川幅二間程なり、

熊野社 村の領守

たり、

天神社 以上三社とも村

氷川社 内安樂寺の持、

安樂寺 金繩山廣嚴院と號す、天台宗、仙波 藥師堂 藥師は坐長七寸許、行基菩薩の作なりと云、又別に一軀あり、秘佛なりとて二重の厨子に安じて扉を開事無、土人云は領守熊野社の本地佛なら、辨天社 天女の左右に、十五童子及び

今成屋敷蹟 村の西にあり、當村を開墾せし川田今成が居住せし所なり、此今成は備前守と稱し、北條新九郎が子孫なりと云傳ふ、新九郎は早雲なるか、又氏嗣なるや詳ならず、今に農民喜太夫なる者は、其子孫なりとて爰に住せり、尤川田を氏として、三ツ鱗を家の紋とす、又云川越蓮馨寺の開基大道寺駿河守が伯母、蓮馨尼此所に寄留せしと、是北條の縁家なればにや、兎角詳なることを知ず、

月吉屋敷蹟 村の東の方にあり、今陸田となり、廣さ一段二至り、最勝寺といふ山伏の所に一兩夜やどりて、(中略)また月吉といへるものふ侍り、いさゝか連歌などたしなみけるとなん、雪の發句を所望し侍りければ、いひつかはしける、庭の雪月よしとみる光かな、是に據れば月吉は文明の頃の人のべし、知

日吉屋敷蹟 村の坤の方にあり、今陸田となり、廣さ一段二三畝なり、日吉は當所を開墾せし人なりと云の

沼 村の東にあり、廣さ凡八畝二十八歩あり、

氷川社 村の領守

愛宕社 諏訪社

稻荷社 二字 以上五社共に法心寺の持

法心寺 曹洞宗、河越養壽院末、湖月山小室院と號す、寺僧に廢寺となり、其後學山と云僧再建して、洞家の禪刹とす、時の地頭水野多宮聞て喜捨して、中興の功を助く、其後多宮は天正元年八月十五日卒す、法蓋して小室院月叟法心居士と云學山は本山へ轉住して天正七年十一月廿八日寂すと云、按に水野家譜に水野多宮守重は、織部忠守の次男なり、法名は宗三、父忠守が法名を芳心と云、御入國の後玉繩の城を守れりとあり、法心芳心音近ければ、當寺忠守が菩提のため中興せしなるべし、されど水野は三河御譜代の士なれば、御入國前當寺を中興するの理なし、想に寺傳年代を誤れるならん、本尊十一面觀音にて、腹籠りの像は滋慶の作、長六寸許りありと、寺寶 彌陀像 一軀 此像元は駿河國有渡郡江尻紫雲山に云、此像上宮太子の御作にして、長一尺一寸、胸中に生身南無佛の舍利一粒を藏め、二尊一體の靈佛なり、此南無佛の舍利と申は、太子二歳の御時東方へ合掌し給ひ、南無佛と三度唱へ給へば、御掌中に舍利三粒出現有しを、一粒は大和國法隆寺、一は近江國秋篠寺に納め給ひ、一は此彌陀の胸中に收め給ひしとなり、此像禁中に在ること六百二十餘年、其後

白河院の御宇建久三年御願に依て、台嶺赤山権現の寶前に安じ、座主相續して湯仰すること百七十五年、元弘の亂に及て時の座主尊雲法親王勅有て金革を事とし給ふと雖、須臾も此像を離し給はず、是より此像台嶺を離れて、山野を經歷すること年あり、尊雲後に護良と改め給ひ、征夷大將軍として逆徒を平げ給ひしが、費程なく新田・足利の間に隙を生じ、又盾支を動しける時、この違ひに依て鎌倉に幽せられ、害に遇給ふに臨んで、此像を御愛養南の方に譲り給ふ、夫より南の方の許に守護しけるが、其裔孫甲陽に聞えし高坂彈正忠昌信が三男を、善丸と號して喝食なりしが、後得度して信蓮社行警と號し、當國豊嶋郡麻布長慶山善教寺を開闢す、夫より此像善教寺に安置せしを、第六世鏡譽上人より其弟子駿河國有來す、脇土觀音勢至は運慶の作なりと云、正徳二年壬辰仲秋赫譽震統が自筆の、辨天社刻なりと云ふ、此社元澤田某の建立する所なりと云ふ、

水野屋敷跡 法心寺の地續にして南の方なり、今は陸田となる、

○小ヶ谷村 小ヶ谷村は河越城より西の方二十三町を隔つ、江戸より行程十里餘、土人の説に古は村を葦萱と書しと云、山田庄に屬す、家數七十餘、東は小室・今成の二村にして、南は豊田本村なり、坤は池邊村に界ひ、西は高麗郡的場村に隣り入間川を界とす、北は上寺山村に接す、東西七町に足す、南北十七丁に餘れり、村に河越より飯能

町への往還の道あり、東の方小室村より入て入間川を渡り、高麗郡的場村に達す、此渡は冬の間橋を架して常に徒行す、水田多く陸田少し、用水には入間川の水を引沃ぐ、檢地は元祿十四年時の領主松平美濃守紘す、御打入の後慶長六年松平重三郎に賜り、同十九年まで知行せしを、元和元年に至り村の地を二分して、永田庄左衛門・天野源藏に賜はれり、後元祿十一年替りて松平美濃守が領知となる、幾程なく寶永年中に得替して、秋元但馬守に賜り、其後近村と同じく松平大和守が領分となりて今に替らず、

高札場 村の中央より南

小名 代官町 黒川町 堂庭 定使町 兵庫島

入間川 村の西を流る、池邊村より入て、上寺山村に達す、川幅百間餘川に添て堤を築けり、

稻荷社 村内本行

白山社 當社は元の地頭天野彦兵衛が、記る所なりと云のみにて年代を知らず、正徳二年十二月、時の領主秋元但馬守喬知再建の棟札あり、村内圓福寺持、

神明社 是も元の地頭永田勝左衛門建立すといふ、前と持同じ、

熊野社 村内最明寺の持、

諏訪社 農民の

圓福寺 寶林山と號す、新義眞言宗、勝呂大智寺末、開山天正二年七月廿二日寂す、本尊は地藏なり、

神社 經藏

最明寺 天台宗、河越北院末瑠光山と號す、開山の僧及び年代詳ならず、或は云北條相模守平時頼が開基にて、その

かみは禪宗なりしが、何の頃か改宗して北院の末に屬せしと、本尊三尊の彌陀を安ず、鐘一口本堂の軒に掛く、

奉鑄造華鐘

願主 權大僧都龍清法印

自性院殿一窓妙月大姊

權大僧都後生院

宇都木半左衛門貞利

于時元祿十一戊寅年如意珠日

當山開基鎌倉執權正五位時頼公

弘長三癸亥年

瑠光山最明寺眞日院

是に據ても、時頼檀越なりと云くと、全くの附會にも有べからず、

唯建武二年八月

の暫字見ゆ、

古碑一基 文字漫滅して

本行院 天台宗、村内最明寺末、開山忠海元祿十年四月朔日寂す、本尊彌陀を安置す、

新編武藏風土記稿卷百六十八之終

新編武藏風土記稿卷百六十九之

入間郡之十四 河越領

○上寺山村 上寺山村は河越城より乾の方十五町程を隔つ、江戸より行程十二里、相傳ふ昔天文の頃は寺山佐渡守宗友と云人此地に住せりと、されば此地名起りしか、然れども其邸跡今何れの所なりや傳らず、山田庄に屬す家數五十、東は宿粒村に隣り、南は今成・小室・小ヶ谷の三村に接し、北は中寺山村に續き、西は高麗村・鯨井村に隣り、入間川を堺とす、陸田少く水田多し、用水は小ヶ谷村より入間川を引て灌ぐ、慶安元年時の領主松平伊豆守檢地し、其後明暦二年新墾の田の檢地も又同人糺せしとなり、〔北條役帳〕には大道寺が知行二百一貫百十二文と記し、河越三十三郷の内なる由を載す、御入國の後も河越城附にて、今は松平大和守が領地なり、村内に河越より秩父へ通ふ往還かゝれり、中寺山村より入て宿粒村へ達す、

高札場 村の中央にあり、

小名 筑後町 宮本 姥神

入間川 村の西にあり、小ヶ谷村より入て、北の方中寺山村に達す、川幅八十間中央を郡界とす、此川に添て堤あり、八口社 上中下寺山村の鎮守にて、本地は千手観音なり、村内本山修験、林蔵院持、末社 稻荷姥神合殿社 神明癒瘡合殿社

觀藏院 上寺山と號す、新義眞言宗、勝呂大智寺の門徒なり、本尊大日を安ず、天神社

觀音堂 十一面觀音長一尺二寸、行基著薩の作なりと云、觀藏院の持

釋迦堂 河院の持

林蔵院 本山修験、西戸山本坊の配下なり、本尊不動を安ず

○中寺山村 中寺山村は河越城より乾の方十八町を隔つ江戸より十二里、山田庄三芳野里に屬すと云、家數二十九、其地は上寺山村の北の續きにて、東は宿粒村に隣り良は網代村に接し、北は下寺山及び福田の二村なり、西は高麗郡鯨井村にて入間川を界とす、東西二百十間、南北四百十間、水田多く陸田少し、用水には入間川の水を分ちて引き用ゆるに便利なれば、水旱共に患少しと云、檢地は延寶九年時の地頭松平伊豆守信輝糺せり、御打入の後川越城に屬して今松平大和守領せり、高札場 今村の中にあり、名主の構、高札場への前に建るを常とす、

小名 金山 宮田 平内町 千法免 鴻巢 八つ口

入間川 村の西の方を流る、上寺山村より流れ來り、下寺山村へ達す、川幅六十間許り、中央を郡界とす、此川に添て水除堤あり、寛永年中松平伊豆守が築きし所なりと云

用水分水口 村の中程にあり、入間川を分ち引て當村及下寺山村、菅間村・石田本郷・鴨田村・高如村都て十二ヶ村の用水とす、

神明社 觀音寺の持

觀音寺 八王山普門院と號す、新義眞言宗、井草村金性院末、開山永暨延寶九年七月廿八日示寂す、本尊正觀音長三尺三寸、相傳ふ此像は應仁年中入間川の水庭より出現せしを時の人尊崇し草堂を建て安置せしが、遙の後當寺を起立して本尊とすと云ふ、昔の堂ありし所は村の坤の方僅の除地、今稻荷社のあるところと云

○下寺山村 下寺山村は河越城より乾の方十八町を隔つ江戸より十二里の行程なり、山田庄三芳野里と號す、家數三十、東は網代村に隣り、南は上寺山・中寺山の二村に接し、西は高麗郡平塚村にて入間川を郡界とす、北は郡中福田村に隣り、東西百八十五間、南北二百十間餘、水田多くして陸田少し、用水は中寺山村より入間川を分水す、其便よければ水旱共に患なし、御入國の後河越城主の領地にて今も松平大和守領せり、檢地は延寶九年

時の領主松平伊豆守糺す、村内に秩父郡への往還係れり、高札場 村の中にあり

小名 八つ口 宮田 平内町 千坊免 鴻ノ巢町

入間川 村の西を流る、中寺山村より入て福田村へ達す、川幅四十間餘、中央を郡界とす、爰も川に添て堤あり、當村及福田・宿粒三村交錯せる地あり

西光院 新義眞言宗、井草村金性院末、八幡山延命寺と號す、開山を傳へず、中興開山省覺元文四年九月十九日示寂す、本尊は彌陀を安置す、脇士の立像あり

地藏堂 地藏六體、辨天社

○福田村 福田村は河越の北一里許りに當れり、江戸より行程十一里、山田庄に屬し、三芳野里と呼ぶ、東は府川村に境ひ、南は網代・下寺山の二村、西は入間川の間を界とし、高麗郡平塚新田に接し、北も同じ川を限り、比企郡下井草・角泉の二村に及び、東西六町半、南北六町餘、民戸五十八、田畑等分用水には入間川の水を引く水旱の患はなし、村内に比企郡松山への往來係れり、南の方網代村より入下井草村へ通ぜり、【北條後帳】に四十六貫七百九十三文川尻某が知行、川越卅三郷福田とあり、御入國の後近村と同じく川越城附の邑となる、檢地は慶

安元年時の領主松平伊豆守信綱糺し、其後新田の地も延寶六年伊豆守糺せしと云、高札場 村の中程にあり

小名 櫓下 松山に城有し頃、河越城責の時爰へ櫓を立し故、此名を得しと土人はいへり、金山此地に金山権現の祠ありし故、此名を得たりと云、今其社は廢せり、一二重堤 もちだ 六段

田 島合 いろいろ田 壹丁田 宮町 こしまき 長田 西の端を流る、平水には川幅六七間、或は十間川原の廣さ三十間餘、砂利川にて急流なり、下寺山村より入、村内にて越邊川に合流せり

越邊川 北方の郡境を流る、比企郡下伊草村より入、村内にて入間川に合し、入間・越邊二流一條となりて越邊川を稱し、高畑村に通ぜり、砂利多し、川幅二十間許、此内僅の渡船あり、比企郡伊草村の進退なりと云、

水除堤 入間・越邊二水の水除にて、下寺山村より高畑村に貫けり、破損する時は領主より修理す、赤城明神社 村の鎮守

通殿權現社 以上三社共に、村

牛頭天王社 内星行院の持、村

星行院 天台宗、仙波北院の門徒、啓明山東 天満宮

長生寺 是も北院の門徒なり、古へは寶藏坊と云りと云、本尊藥師なれど、今は廢寺の如く客殿もなければ、彼本尊

は星行院にて預る、

寶林寺 天台宗、行人派修驗、江戸靈巖嶋普門院の末、本尊大日此邊の土中より得し所なりといへり、

○横沼村 横沼村は河越城の乾に當り一里を隔つ、江戸より行程十二里、勝呂郷に屬し、三芳野里と云、東西十五六町、南北八町許、東より北へは越邊川を界とし、比企郡伊草宿村及び上下伊草・中山の數村に係り、南は本郡紺屋村に接し、西も同郡青木・小沼の二村に界へり、民家八十餘、水陸の田等分天水の場にて水損あり、檢地は寛永十二年酒井讚岐守紀し、慶安三年にも少しの所檢地あり、寛永中讚岐守領知せし時、子酒井兵部・酒井壹岐守・酒井大學・酒井小平次の四人に分地せり、然るに元祿十一年上り地となり、松平美濃守に賜はり、後又上りて御料所となり、寶永四年長野權之助・島田十兵衛の二人に賜はり、その餘は御料所なりしを、寛政年中坂部十郎右衛門へ賜はり、すべて三人の采地となり、然るに文化年間皆上りて松平大和守一人に賜はり今に至れり、この外に當村持添の新田あり、その地は高麗郡廣谷村の邊にて、延寶六年野開の新田なり、隣郡とはいへども村の地續きとも云べき所なり、民家はなし、爰は御料所にて御代官支配せり、

高札場 村の東の方

小山 小名 さきがい こんぶ町 内袋 づうの下 塚の越

越邊川 村の東の方を北より東に流る、川の中央を郡界とす、川幅十間、或は二十間に及ぶ、此邊に至りては泥川にして常は水淺し、歩渡一ヶ所あり、河嶋村の方へ行く小徑のかゝる所なり、又舟をうかべ荒川へ達して江戸へ運漕す、

白髭社 村の鎮守なり、神體圓き銅の内に鑄いだしたる像にして、年號等も見えず、古き物には非るべし、此社内に水川と八幡の二神を祀る、忠榮寺持、末社 稻荷社 牛頭天王社 疱瘡神社 金毘羅社

稻荷社 牛頭天王社 二社共に村民持、

勝光寺 天台宗、東叡山末、藤井山靈泉院と號す、開山實本文龜元年寂す、此寺は往昔隣村石井にありしを、何の頃か今の地へ移すとなり、今其村に遺跡あり、其所を藤井山と號し、或は勝光寺山とも呼といふ、本尊藥師を安ず、

寺寶 慈惠大師自畫の像一幅 愛宕社 此社の傍に古碑一庚子八月進修とあり、何人の碑なることを知ず、西福寺 淨土宗、河越城下町蓮馨寺末、放光諏訪秋葉愛宕三神合社

忠榮寺 新義眞言宗、比企郡伊草村金乘院末、山號を傳へず、寛永の水帳には中榮寺とあり、何の頃文字を改めしや詳ならず、本尊地藏を安、愛宕社 天神社 辨天越 古碑三基一は尊地藏を安、

○年僧衆十二人在家十二人とあり、一は長祿三子十月廿五日妙金禪門、一は應永二十年と彫る、

大藏院 本山修驗、西戸村山本坊霞下なり、寛永帳の水帳に勝藏院とあるは是なる由云、

彌陀堂 勝光院の持、

○紺屋村 附新田 紺屋村は河越城より乾の方一里半を隔つ、江戸より一里半の行程なり、勝呂郷に屬す、村名を古は高屋と書せしが、寛永年中より今の字に書替しと云、家數八十、村の四境東は比企郡下伊草村にて越邊川を界とす、南は當郡福田村及び高麗郡平塚新田・中小坂の三村にて、大抵入間・越邊の二水を界とす、西は高麗郡廣谷村に交り、北は郡中横沼村に隣れり、東西の徑十二町南北へ五町許、水田少く陸田多し、天水を湛へて耕す、

檢地は寛永十二年時の領主酒井讚岐守紀せり、其時の水帳に高麗郡勝呂の内高谷村と記せり、御入國の後酒井河内守重忠・同備後守忠利等領し來りしが、その後讚岐守忠勝が時、寛永の頃酒井紀伊守・同内記・同藏人の三人に配當し、忠勝と共に四人にて領せしが、忠勝若狭國小濱へ轉せし時、其跡御料所となれり、酒井大學・同壹岐守・同

兵部等知行せし時、元祿七年御用地となりて松平美濃守吉保へ賜はれり、甲州へ所替の後又御料所となりしが、寶永四年島田玄蕃に賜はり、相傳へて知行せり、文化八年又替りて松平大和守が領地となり、此外村の東の方に當村持添の新田あり、寛保三年御代官川崎平右衛門開墾し、明和九年久保田十左衛門檢地せりと云、民戸は無し、爰も大和守の領地なり、

高札場 村の中程

小名 本村 新田 入間川 村の東の方にあり、南の方平塚新田より流れ入、村内をへて東の方比企郡伊草村の地にて越邊川に合す、川幅常は七八間に石川の急流なりと云、

こあぜ川 村の南の方にあり、中小坂村より流來りて入間川に合す、泥川にて深き五六尋ありと云、川幅十間、越邊川 村の東境を流る、川幅十二間、砂川なり、此川入

白髭社 村の鎮守なり、本明院の持、稻荷社 故領主酒井讚岐守忠勝が勸請せしに因て、今に讚岐稻荷と呼ぶ、百姓持、

天神社 本明院の持、

長福寺 新義真言宗、三寶山寶藏院と號す、觀音堂 愛宕七所明石井村大智寺末、本尊は大日なり、

源昌寺跡 今は島となる、源昌寺は元の領主酒井忠勝が先祖、善提寺として開基せしが、忠勝に至り寛永年中若州へ所替の時寺をば近江國栗太郡浮氣村へ移し、今に彼地にありと云、其寺記に據れば、當村の舊跡に御劍権現、正八幡・白山等の社を殘し、雅樂頭忠世が寄附せし鬻口をかくと云、されど今其社も廢せり、

○中小坂村 中小坂村は河越城より亥の方に當り一里を隔つ、江戸より十一里の行程なり、勝呂郷と唱ふ、此村は三方高麗郡に包まれて、紺屋村の方許當郡に續けり、是を以て見れば、古へは高麗郡に屬せし様に思はるれど、左にはあるべからず、「和名鈔」に載る廣瀬など今は高麗郡に屬す、然らば古へとは此邊郡界革りたること知べし又小坂村は今高麗郡に屬せり、是も上古は當郡に入しなるべし、さて中下とありて上と云ものなきは疑し、何れ後に村名替りたるなるべし、村の四境東南西の三方は、高麗郡下小坂・小堤・下廣谷の三村に隣り、北は紺屋村なり、東西五六町、南北五町餘、民家四十九、外に穢多の小屋十七、水田少く陸田多し、天水場なれど村内に溜井あり、是をも用水の助とす、早損あり、村内に比企郡小

川村の方へ行く路あり、下小坂村より入て下廣谷村に出づ、此村正保の頃の物には御料私領入會にて、御料は曾根與五左衛門支配し、私領は松平伊豆守・設樂三右衛門が知行とあり、夫より後松平美濃守領せしが、是も上りて秋元但馬守に賜はり、又上りて明和五年松平大和守に賜はり今も替らず、檢地は元祿十四年時の領主松平美濃守糺せり、此時は僅九十四石餘の小村なりしが、後二百石餘の村となり、又享保十七年・寛延二年少しの新田を開き、秋元但馬守檢地して、今は三百石餘の村となれり、

高札場村の東に
小名 大穴へず、今三四段許の所、廻りに土手をかまへたる跡のこりこ
六所林 大屋敷 新田 金山 かき田
はしらおり ぐづ田
天照太神春日八幡相社 村の鎮守なり、
愛宕社 村内慈眼寺持、

淺間社
稻荷社 以上四社も
熊野社 同寺の持、
慈眼寺 新義真言宗、勝呂大智寺末、山城山福樂院坂の房と號されど二世の僧俊良は、明曆二年に寂すと云へば、牛頭天其年代大抵推して知るべし、本尊十一面觀音なり、

王天満宮相社

○青木村 青木村は河越城より乾に當り二里を隔つ、江戸より行程十二里、三芳野里勝呂郷と呼ぶ、東西七町、南北十一町、村の四境東は小沼・横沼の二村に及び、南西は高麗郡下廣谷・戸宮の二村に隣り、西北は塚越村に接せり、民家五十九、水田少く陸田多し、天水場にて早損あり、地頭は正保の頃内藤六左衛門たること見ゆ、夫より後秋元但馬守領せしが、是も上りて松平大和守に賜りて今に至れり、檢地は寛文三年御代官細田小平次紀せりと云、高札場村の中程

小名 宿 此所は古鎌倉街道宿驛の名残りなりと云傳ふ、此海道方へ通ぜしとなり、後青木 榎戸 馬乗塚 ねこ屋敷 中青木 前青木 下宿 花ノ木 ちんぐはんどう 堀ノ内 番匠谷戸 別所 八幡社村の鎮守

白髭明神社 是も此邊の鎮守なり、以新義真言宗、勝呂大智寺末、愛宕山正護院と號す、古廿一日寂す、此僧の時寺格を造めしとぞ、本尊不動を安ぜり、 愛宕社 諏訪稻荷合社

地藏堂

十王堂

屋敷 村の北小名別所にあり、爰は小沼・塚越の二村に挟れり、往昔武士の居住せし跡とのみ傳へて姓名も知らず、構へし内西北の廻りに小土手今に残れり、其外皆畑となる、此畑の中より甲冑・刀・鎧の類の朽たる者を穿出せしことありと、想ふに當國七黨の内丹の黨に青木氏なる者あり、其人の居住せし所なるも知へからず、又土人の話に往古爰に藥師堂あり、其堂の東西に寺あり、東光寺・西光寺と云ふ今小沼村の東光寺、塚越村の西光寺は即是なり、堂のありし時は此兩寺より指彈せしが、何なる故にや其堂を破却し、本尊藥師を西光寺へ持行、又十二神をば東光寺へ持行て、今二寺にありと云、土人も其年代は詳ならず、

○小沼村 小沼村は河越城より乾に當り二里を隔つ、江戸より行程十二里、勝呂郷に屬す、東西二十町、南北十町餘、村の四境東は比企郡上伊草村にて越邊川を界とす南は横沼村に續き、西は塚越・青木の二村に隣り、北は赤尾村及び比企郡中山村なり、爰も越邊川を界とす、家數百二十九、田多く畑少し、天水場にて水損あり、檢地は慶安元年時の領主松平伊豆守信綱たゞす、御入國の後酒井讚岐守忠勝・堀田加賀守正盛等の采邑たりしが、寛永十六年松平伊豆守信綱に賜りてより、信輝迄三代領せしが、一旦御料となり、寶永四年島田十兵衛に賜はり、子孫玄

蕃に至り、文化八年松平大和守領分となる、

高札場村の南にあり

小名 雲雀町 きそめん 大どうろ 小まさき つき

しま にしや 二つ島 田島

越邊川 村の東北の隅を流る、赤尾村より入て横沼村に至る、砂川にて幅二十間許り、これ懸界の川なり、川に添て水よけの堤あり、

八幡社 古は村の鎮守にて、民家も多く此社邊に住せしが、當社は越邊川の上にあれば、水溢の患ありとて今の所へ民家を移せしより、村内寶藏寺境内の水川明神を産神とせり、村内東光寺持、

法音寺 新義眞言宗、勝呂大智寺末、恵日山と號す、開山茶海寂年を知らず、されど五世の住僧幸海寛永廿年九月晦日寂すと云へば、開山の年代 樓門 樓上に元祿五年の鐘を推て知べし、本尊は不動なり、 樓門 掛く銘文は考證に益なければ略 觀音堂

東光寺 同宗、大智寺末、藥王山と號す、 藥師堂

少林寺 禪宗曹洞派、同郡坂戸村永源寺末、鳳雲山聖壽院と號す、開基道齊宗現沙彌永祿二年に草創し、元龜三年七月十五日寂せり、此僧は小嶋氏にて此村の農民なりしが、今其家絶たれば詳ならず、其後本寺六代の僧徳高天曉、延寶元年に寺格を進めし故、此僧を法流開山とす、本尊釋迦の坐像一尺一寸、僧惠隱の作なりといふ、

東照宮 白山社 稻荷社 觀音堂魚籃觀音

寶藏寺新義眞言宗、勝呂大智寺末、米川村の鎮守山と號す、本尊は不動を安ぜり、 米川社村の鎮守

○赤尾村 赤尾村は河越城の北三里を隔つ、江戸より行程十四里なり、勝呂郷松山庄と傳ふ、或は松山郷とも唱へりと云、此村開墾の年代は傳へず、按に郡内堂山村最勝寺什物書寫大般若經の末に、應永三年赤尾阿彌陀堂住海禪とあり、此赤尾と云は當村のことなるにや、さあらんには當時村内に彌陀堂ありしならん、村の廣狹東西六町二十間、南北十八町三十間、東は越邊川を境として、比企郡吹塚新田・中山の二村にて、南は小沼・青木・塚越・石井の四村に隣り、西は島田村に及、北は又越邊川を限りて比企郡正代・早又・長樂・戸守の四村なり、水田多く陸田少くして用水場なり、民家百五十餘、地頭は寛永の頃松平伊豆守・大久保勘三郎二人なりしが、後松平美濃守吉保一人に賜はり、夫より秋元但馬守領分となり、是もかはりて明和五年松平大和守に賜はり、今もしかなり、檢地は元祿十二年時の領主松平美濃守吉保紀せり、

高札場東の方にあり
小名 あせい町 金子町 はつふ町 渡戸町 ます田町 たかまはら 上木戸町 永代分町 勝瀬町

越邊川 村の東より北へ繞りて郡界を流れ、嶋田村より村内を経て小沼村へ達す、川幅二十間、常には十間許り、砂利川にて歩行渡り、川に添て水除堤あり、

白山社 村の鎮守なり、本地佛は十一面觀音にて銅の華鬘に彫たる物なり、村内修驗明王院の持、

大威徳明王社村内光勝

諏訪社同寺の持

稻荷社 二字 是も同寺の持なり、

荒神社 村内修驗

成就院 禪宗曹洞派、龍ヶ谷龍種寺末、天神山と號す、本尊釋迦を置、此寺古へは庵にて村の西の方堂屋敷と云所に在りしを、鐵心と云僧一寺となしければ、則鐵心を開山とす、此僧寛文四年七月廿八日寂す、 天神社 三芳

神と云、土人菅公の廟と呼ぶ、河越城内の天神を擬して祀ると云、神體も五本骨の扇なりしが、近き頃二本を足して、七本骨とし、却て河越城中の神體と異にせりと云、地紙は板にて骨は赤銅をもて作れる、中に小なる銅の佛像を付たり、何佛とも見分難けれど、古 觀音堂 正觀音を佛物には非ざるべし、

光勝寺 新義眞言宗、石井村大智寺末、明王山と號す、開山圓十六日示寂す、本尊大日なり、門前に古碑二基あれど、文字漫滅して讀べからず、又境内に貞治元亨永正等の古碑あり、阿彌陀堂

○塚越村 塚越村は河越城より戌の方二里を隔つ、江戸より行程十二里、三芳野里勝呂郷と呼ぶ、村名の起りは村内西の方に古塚あり、昔八幡太郎義家奥州征伐の時此地を過りしに、折節越邊・荒川の二水溢れて涉ることを得ず、しばらく爰に宿陣ありし時、此塚上に腰を掛玉ひしより起れり、故に古へは文字を塚腰と書しが、何の頃よりか今のごとく書改めしと土人は云へど、もとより信ずべきにあらず、但此塚のもとを塚腰と云しより起りし村名なるべし、村の廣狹東西十七町半、南北八町許、東は小沼・青木の二村に隣り、南は高麗郡富屋・大塚新田の兩村に接す、西は石井村にて、北は赤尾・石井の二村に交れり、水田少く陸田多し、天水を得て耕し旱魃の患あり、民戸九十五、村内西の方に一條の路あり、南の方富屋村より入、北の方石井村に達す、是江戸より秩父邊及び西上州へ行く道にて、石井村と當村にて往來の傳馬の役を勤めり、此村往昔の地頭は傳へざれど、按に【北條役帳】に伊丹右衛門大夫十九貫百三十二文、入西勝之内大宮分藤井共卯檢地とあり、今村の小名に藤井と云あり、且村内住吉社は此邊の大社にして、社傳に古へは勝呂大宮とも唱へし山なれば、彼【役帳】に載る大宮分藤井は此所のことにて、北條分國の時伊丹が領地なること知べし、

其後慶長の頃は村越與惣右衛門が采地なりしが、元和年中上りて近藤勘右衛門に賜はり、是も替りて元禄年中松平美濃守が領分となり、又幾程なく寶永二年松平千之丞・本多甲次郎・小幡某・榊原彌平次の四人に賜はり、其後彌平次の采地は秋元但馬守に賜ひ、又是も明和四年松平大和守直恒に賜りて、今に大和守・本多甲次郎・小幡又兵衛・松平新八郎が四人の采邑なり、檢地は慶長十二年・元和三年・寛永四年時の地頭改めたり、又寛文八年近藤勘右衛門糺して、今に此水帳をもて租税を出せりと云、

高札場四ヶ所 一は村の北にあり、松平新八郎が知行の内なり、一は良の方にて松平大和守の領分であり、一は乾の方本多甲次郎が知行の内、一は南の方にて小幡又兵衛の知行の内なり、

小名 馬場 此所は元勝豊前守と云し人の馬場ありし所なり、村に居跡あり、豊前守は隣村石井村に住せし由、今其村に居跡あり、藤井已に惣説に辨せり、塚越 やぐら 土花 かねい塚 かね山 堀の内 高繩前 石神 ま

表

村上天皇天徳三年二月廿二日 鎮坐永享元年寶祚長久天下泰平祈所武藏國入西郡勝山田長慶恭
人王百三代今上皇帝萬々歳
勅願所奉遷宮住吉太神
關東大夫源持氏公建立 己酉九月十五日亥上刻 大宮司前因幡守藤重直朝臣

三坐四代孫

んさう坊 別所 渡戸 中みとう 藏ヶ谷戸 みやうせんの内 田島
飯盛川 村の北の方より流れ來り、小沼村へ入り越邊川に合す、幅二間に足らざる小川なり、
塚 名の起る處にて、義家の腰をかけしと云は即ち是なり、大さ四五間四方、高さ六尺ばかり、
鬼橋 飯盛川に架す石橋なり、長六尺、幅五尺許の一枚石なり、橋杭は平石一枚を川形に立たり、其根入深くして知るべからずと云、此橋に付て土人の話あり、石井村の條に出せり、此外石橋一ヶ所あり、若宮橋と云、

住吉社 村の鎮守なり、慶安二年社領八石の御朱印を賜ふ、祭徳三年己未二月二十三日、長門國山田邑より爰に遷し崇り、其後永享元年己酉九月十五日、關東管領左兵衛督持氏再興ありし時、底通日女明日登日止の神を配祀す、此和歌三神は普通に祀ると異なりといへども、當社神祕にて斯の如しと云、村内に永享元年の棟札及び慶長十五年、地頭村越與惣左衛門と記せし棟札あり、永享の棟札は左之如し、

裏

大願成就 普請奉行 岡部三郎左衛門

大工頭

村田伊兵衛 三四郎
産子二十七人

らに神さひにけり、

とありて、文字を彫刻す、板は古く見ゆれど永享年中の物とは見えず、尤文字を彫たる様は新しけれど、是は其剝落せしことを恐て、後世彫刻せし物なるべし、此社は古へ勝呂郷の惣鎮守にて、勝呂大宮と唱へしと云傳ふ、前にも出せし如く「北條役帳」に入西郡勝之内大宮 本社中央に住吉明神、右に分と有は、當社の事なるべし、本社和歌三神、左に東照宮鎮座あり、幣殿 拜殿 神樂殿 末社 荒掃除神 荒神社 山王權現社 若宮明神社 木造神社 杉本神社 八重垣神社 子安神社 稻荷社 天満宮 疔瘡神社 國分明神社 此祭神は明徳三年安房國館山の住人、佐原太郎、サハラ 同次郎と云二人の兄弟、相従ふ者五人共に此地に來りて死せしを、後 社寶 千葉介常胤筆色紙一枚、此紙寶に治承の物とは思はれざれど、古色に見ゆれば左にのす、

治承四年の菊月末の□、武藏國勝呂の郷といへる處の住吉社に、神拜しけるとてよみて奉り侍る、

千葉介平□胤

あとたれていく世やふりぬすみよしの、宮のはさ

障鉦 一形普通の銅壺の如くにて、巖手なき許なり、至て薄しといひ傳へたれど、古色 神職勝雅樂 吉田家の配下にて、貞にも見えず覺束なし、 式部少輔重胤・主□胤次・主水正盛・因幡守重直・其記に直・主水正盛・筑後守正盛・土佐守齊盛・筑後守正直・筑後守正吉・筑後守吉直・伊勢守吉次とあり、是其家歴代の姓名にして慶長十八年記す所なり、されど唯其姓名を記せしのみにて卒年等を載せず、其内因幡守重直は當社に藏する永享の棟札に記せし人なり、されば舊き神主なること論なし、想ふに當國七黨の内、野與黨に須黒を稱する者あり、是雅樂が祖先なるも知るべからず、家に公より賜はりし 御茶碗一 棗の茶入一 共に葵御紋あり、此二品は大猷院殿初て日光 銚子も葵の御紋あり、嚴有院殿の御代、多磨郡府中六所神社 修補の時、遷宮のことに預りしに因て賜りしと云、 八幡社神主勝雅

西光寺 禪宗曹洞派、龍ヶ谷龍隠寺末、寶福山と號す、開山は
 小嶋豊後とて、管領上杉氏の士なりしが、居屋敷の内へ初
 庵室を建て西光庵と號す、其子越後は天文年中河越夜軍の後
 上杉を去て北條氏に屬し、舊によりて土着せしが、後宅をす
 て庵を再興して西光寺と號す、天正二年十月十三日卒す、法
 諡して寶福院天空玄理上座と號す、其後初て春道住職して、
 全の一寺となせしにより、此僧を以て開山とすと云へり、今
 村民兵右衛門は越後が子孫なりと云傳ふ、本 鐘樓 鐘は安
 尊は彌陀の立像長三尺許り、定朝の作なり、 鑄造 鐘は安
 尊に鑄造、藥師堂 藥師は定朝の作、坐 白山社 秋葉社
 光明寺 禪宗、村内西光寺末、塚越山と號す、寛文年中起立の
 寺なりと云へど、開山の名を傳へず、本尊十一面觀音
 尊を安

新編武藏風土記稿卷百六十九之終

新編武藏風土記稿卷百七十之
 入間郡之十五 未勘
 ○石井村 石井村は川越城より北に當りて二里を隔つ、
 江戸より行程十二里なり、勝呂郷山田庄と呼り、村の廣
 さ東西十四町、南北十五町許、四境東は赤尾村に隣り、
 南は塚越村にて、西は片柳村に及び、北は島田村に接せ
 り、民家百六十餘、小名宿道の左右に多く軒を並べて、
 商家農民打交りて居住せり、宿の通りは川越城下より上
 野國、或は秩父大里の方へ行く路にてこゝは驛家なり、
 又古への鎌倉街道と云跡、村の西の方にあり、其所の小
 名を今は元宿と云、こゝも古へ宿驛の跡なりとぞ、然ど
 も前後路の通りもさたかならず、田畑は等分なり、北條
 役帳に豹德軒四十貫五百文、勝之内石井村太田大膳亮
 四十貫五百文、勝之内石井村と載たるはこの處なり、御
 入國の後は御料所の外、設樂三右衛門・神尾伊左衛門等の
 知行と大智寺領入會へり、其後元祿年中松平美濃守吉保
 に賜はりしが、寶永二年上りて中島百助・松平新八郎・渡

邊源藏・田中出羽守・安藤岩之丞等の五給に分れしに、後
 盡く上りて御料所となりしが、又其半を割て清水殿領知
 に賜へり、それも寛政四年公に上りて一圓に御料所とな
 りしを、文化八年又別ちて松平大和守に賜はりしより今
 も然り、檢地は元祿十二年松平美濃守紀せり、
 高札場二ヶ所 一は村の中程にあ

小名 勝呂村の西を云、今の大智寺の邊なり、勝呂氏祖先
 説郷名の條に 元宿村の西の方にあり、古の鎌倉路にて、
 もいたせり、 今大智寺の 下石井 常村は大村ゆへ、古村内を上下にわか
 前なり、 上石井の唱もなしと云り、 柏町 東屋 宿山 下山
 新町 高島 堀内 鹿島 永金 鬼橋 八島又 金
 剛院 鍛冶屋舗 くはんじやうじ
 飯盛川 村の北の方片柳村より流來り、
 赤尾村に達す、川幅二間許り、
 勝呂白山社 御朱印五石は慶安二年賜へり、祭神菊理姫と云、
 村の鎮守なり、寛永十九年再建の棟札あり、社地
 は墳墓の如し、高さ五間許、思ふに往昔勝呂氏祖先
 の墳墓にてもあるか、今傳へなければ詳ならず、末社
 稻荷社 八幡社 春日社 天満宮 牛頭天王社 神職
 岡野越中 勝呂雅樂が配下なり、 天神社 別當神宮寺は大智
 寺の門徒、天神山

と號す、境内入口に
 貞治二年の神あり、
 稻荷社 大智寺
 神明社 岡野越中
 愛宕社 宗福寺
 六所明神社
 神明社三宇
 神明稻荷諏訪合社
 稻荷社二宇
 辨天社
 鹿島社
 癒瘡神社 以上の十社、凡
 大智寺 新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院の末、龍護山實相院
 去帳に初代日教、二代日海とはあれども年月もなし、中興開
 山俊譽、是も慶長の頃住職せしとは傳ふれど、寂年もしれず
 となり、傳に云此寺も中興せしまでは、延寶八年五月二日に卒す
 たることなりしを、丹波守の推舉によりて、二十石の地を賜
 はるとなり、此黒川正直の父は左京助平正秀とて、比企郡吹
 塚村に居住せしが、正直召出されてより、江戸に移住し今に
 至る、黒川左京は則其子孫なり、正秀は慶長十四年七月十七
 日卒す、その父左京亮正忠は奥州の住人なりしが、永祿年間
 に故あつて吹塚村に來り住し、慶長十三年四月廿三日卒す、

是より此寺を菩提所とすと寺記も傳へしかど、享保中火災にかかり烏有となれり、思ふに此寺地は勝呂氏の祖先居住の社にてはなきか、夫より後堀ノ内に豊前守などは住したるべし境内のさまいかにも古蹟と思はれざれど、是らのことは口碑にも傳はらず、豊前守の事蹟は 鐘樓 鐘は安永八年 文殊末に出す、本尊大日を安す、

坐像一尺許、里首 青龍權現社 稻荷社 塔頭 福正寺 堂 聖摩の作と云、

宗福寺 寺領十石、慶安二年よりの御朱印なり、其文に石井村 尾盧山源光院と號す、開山教覺文和五年七月廿八日示寂すと云、境内に碑あり、是を開山の碑と傳ふれど、三回忌追善の碑なり、示寂の傳聞齟齬せり、然らば五年の寂か其碑漫滅して讀得ざれども、其見ゆる所は相當奉佛弟子教覺三回忌、文和五年の文字明らかかり、又開基勝呂豊前守と傳ふれど、卒年もしらず、塚越村住吉神職勝呂雅樂の傳へに、豊前守は永祿の頃此地に住し、小田原北條に屬し、北條没落の後上總國久留里に移り、里見家に仕へたりと、されば豊前守は中興開基なるか、御打入の後の開基を神谷彌五助と云、寛永元年五月四日卒す、即境内に墓碑あり、寺記に此彌五助は勝呂郷七ヶ村、其外相模國小机領十八ヶ村の地領たりしと、是は疑しきことなり、殊に小机領は武州なり、慶長の頃御代官に神谷彌五助と云者ありて、都筑郡の村々を支配せしこともものに見えたり、此等の誤にてはなきか、中興開山の僧は大寶徹公、慶長十二年八月十四日示寂す、本尊彌陀坐像一尺五寸、惠心の作、この外地藏の像あり、是を運慶の作と云、境内に康平二年五月三日觀應二年十月と彫たる古碑あり、又 鐘樓 元文中延徳二年七月十四日妙全禪尼とえるもあり、

の鐘を 白山稻荷合社 光袋寺 大智寺門徒なり、石燈山と號す、本尊彌陀を安す、境内に康永三年甲申十二月と記せる古碑あり、 眞觀寺 寶林山と號す、本尊 太子堂 觀音寺 二寺とも大智寺門徒、熊野 熊野社 當社は昔勝呂に住せし時の屋 天神社 稻荷社 勝呂豊前守屋敷跡 寺の後までを云、豊前守が事蹟は詳ならざれども、塚越村の神職勝呂雅樂が物語に、豊前守は永祿の頃此所に住し、小田原北條に屬せしが、北條家没落の後上總國久留里へ行き、里見家に仕ふ、其後里見も廢家となりしかば、やがて浪人して幾程なく卒すと云、前の大智寺の條にも云ふ如く、勝呂氏祖先の住し所は大智寺の邊にて、其後いつの頃にか、此堀之内に居を移せしなるべし、七黨系圖に兵衛尉家恒が子に須黒太郎恒高と云ものあり、是、東鑑に載る所の須黒兵衛太郎がことにて、永久の亂に討死せし由見ゆ、恒高の子須黒左衛門頼高なり、家恒の二男右馬允直家直家の子二人あり、長男を直忠と云、直忠の子左衛門尉行直この行直を一に頼高の子ともせり、直忠の弟國家とあり、又家恒の三男左衛門尉家時、家時の子太郎安家と見ゆ、又塚越村住吉社に永享元年の棟札あり、それにして大宮前因幡守勝重眞と云もの見ゆ、是かの雅樂が祖先なるべければ、古くより神職たることしらる、是に據ばこの豊前守 島田村 島田村は川越城より乾の方三里を隔てり、勝

呂郷龜井庄に屬せり、按に龜井庄は當郡に唱ふる村あることをしらす、比企郡内多く此庄を唱へ、且此村は彼比企と郡境を接したれば、たま／＼唱へしにや、されど今は庄名を失ひ、勝呂松山の郷領のみを稱せり、江戸よりの里程前村に同じ、村の廣さ東西廿四町餘、南北六町許、民家百餘、四境東は赤尾村に隣り、南は石井村、坤は片柳村にして、西は越邊川を隔て比企郡田木村、又川の此方は同村の飛地に續き、北も越邊川の對岸同郡毛塚・宮花・小代の三村に及べり、畑多く田少く、用水は越邊川の分水を引來れども、かの川に添たる地なれば水損多し、西の方に川越より秩父へ往來の街道あり、石井村より入宮花村に至れり、天文の頃比企郡松山城主上杉朝定が家臣難波田彈正の所領なりしが、松山落城の後上田能登守朝直・同上野介政廣領せり、御入國の時横田甚右衛門に賜り、文祿元年伊奈半十郎、寛永十六年横田甚右衛門檢地せり、正保の頃も同人・同次郎兵衛二人の采地なりしに、元祿七年上りて御料所となり、後又松平美濃守に替へ賜りしに、夫も又寶永年中上りて小幡次郎助に賜り、延享四年又上りて再び御料の地となりしが、明和五年又小幡次郎助が子孫又十郎に賜り、寛政十一年松平大和守の領分となりしより今も替らず、其内越邊川の縁に流作場あり、

反高にしてこゝの永錢若干は御代官所へ納めり、 高札場 村の中程 小名 彈正 東の方一町四方程の地を云、按に天文の頃難波田因て此名残りしにや、されど證とすることはなし、 元島田 榎戸 ねこはし 川袋 越邊川 片柳村より入て赤尾村へ沃げり、砂利川にて幅は六十間に傍て水除の堤あり、 諏訪社 東藏寺の持、當村の鎮守なり、 稻荷社 同寺の持 東藏寺 禪宗、濟家郡内今市村正法寺の末、天林山と號す、當り、今の寺號に改めし由、第二世の僧を繁叔とのみ傳へて、其示寂の年月をしらず、本尊藥師を安す、按に境内に天神社あり、當寺元天神坊と稱せしといへば、往古は天神社を守るための坊舎ならんか、一寺となりし後、社は反て鐘に境内にあれど、今も村内の鎮守なり、 天神社 念佛堂 立像の藥師を、 片柳村 片柳村は川越城より乾の方にて、里程は二里餘りを隔てり、勝呂郷に屬す、東西三町、南北八町程、

民戸七十五軒、四境東は石井村に隣り、南は片柳新田及び坂戸村にて、坤より西も坂戸・戸口の二村に續き、北は吉田村に界ひ、又越邊川を隔て、比企郡田木村に交れり、江戸より行程前村に同じ、水陸の田等分川そひの村にて用水は越邊川の分水を引來れり、動もすれば水損あり、爰も御入國の時横田甚右衛門に賜り、正保の頃は島田八左衛門知る處にして、元祿年中松平美濃守に賜り、同十四年美濃守檢地せり、其後上りて御料所となりしが、後又川村權七・永野佐左衛門等に賜りしに、又上り地となりて御料に復せしに、安永九年横田筑後守に賜り、又御代官所となり、後大屋遠江守・坂部能登守・平岡美濃守等に賜はり、今は彼子孫領せり、

高札場 村の中央あり

小名 下吉田村 村の乾にあり、古へは隣村吉田を合せて上下を分たず、吉田村とのみ見えれば、これより前早く

下吉田は此地に屬せしものなるか、猶上吉田村の條に出せり、

越邊川 村の北にあり、上吉田村より入て鶴田村へ沃げり、川幅は河原を合せて一町許、又同じ邊に一條の流あり、こは田圃の用とはならで悪水の堀なり、坂戸村より入、石井村に通ぜり、飯盛川と稱せり、

稻荷社 村民の持たり、

飯盛明神社 當社は舊き鎮座の由傳へり、元龜年中、日蓮宗、房州小湊誕生寺の末、正覺山と號す、本尊三寶祖師を安ず、開山日慶天正八年八月十三日示寂、中興開基横田次郎兵衛延寶七年正月廿三日卒す、法名正覺院一乘日壽居士と云、當寺に飯盛神社の古棟札を藏せしが、何の頃か失へる由、過去帳の端に寫を殘せり、其あらまし當所の地頭松山の旗、恒岡入道大林軒道會日勢といへる人、三十三番神を勸請せりと、又武州入西郡の内片柳郷長柳山妙慶寺日慶上人の勸請也、相州鎌倉比企ヶ谷妙本寺住本行院日慶、元龜二年辛未九月廿三日とあり、是をもて考れば往古は山號、寺號も今とは違ひしに、延寶年中中興開基横田氏の法諡を取て山號とし、其おりから寺號も改めしものなるべし、文中松山の旗下と記せるによれば、松山は則比企郡松山にて、彼恒岡大林軒と云人、もしくは松山城主上田氏の臣に恒岡氏ありてそれ等をさすにや、いまだつまびらかなるを知らず、

祖師堂 此堂は元毘沙門堂にして、毘沙門を安ぜしに、近き頃傍に堂の傍に元龜二年、鐘樓を彫し鐘を掛たり、堂の古碑一基あり、鐘樓を彫し鐘を掛たり、

○片柳新田 片柳新田は元原野にして東西十町餘、南北も大抵同じ程の地なるを、享保年中川崎平右衛門計ひにて、片柳村の民新開して一村と成り、其地は川越城下より乾の方二里半にあり、總て本村に隸したれば別に高札もなく村に附し、公事は本村の名主より兼帯して扱へり

民戸二十、其四境東は塚越・石井の二村に隣り、南は關間新田にして、西は坂戸村に及び、北は本村に續けり、皆陸田の地にして明和九年久保田十左衛門檢地せしより御料所なり、

八幡社 本村休臺寺の持、

○大塚新田 大塚新田は郡界にして東は高麗郡戸宮村、南も同郡廣谷村に隣り、西は郡内關間・片柳の二新田に接し、北は石井村に及び、爰も享保年中御代官萩原源八郎事を承りて、攀關せしは百姓喜兵衛と云る者にて子孫當所に残り、今は村役を勤めり、村の廣さ大抵東西十町、南北七八町、民戸十五、皆陸田なり、開發の初より御料所に屬す、

高札場 村の東あり

○關間新田 關間新田も享保十年萩原源八郎承りて三郎兵衛と云る者開墾せり、此人關間氏なれば此唱をなせしものなり、村内に川越より坂戸町への街道係れり、こも皆陸田の地なり、民戸二十餘、東は大塚新田に隣り、南も大塚新田及び藤金新田に接し、西は郡境にて高麗郡膳折村に交り、北は片柳新田に依り、東西四町許、南北四町半に餘れり、明和九年久保田十左衛門檢地せり、爰も開發の初より御料所なり、

高札場 村の南方にあり

小名 塚の越 元屋敷 中組 鶴ヶ岡 池の臺

富士淺間神明合祀社 村の鎮守にて、稻荷社 村民の持、

福泉寺 曹洞宗、江戸淺草永見寺の末、自保山と號す、本尊彌陀を安ぜり、當村開發の時本山永見寺の世代の内にて隱居せし即萬と云僧を招待して、この一寺を成せり、即萬は寛保二年に寂すと云、

○藤金新田 藤金新田は川越城の乾の方なり、村名の起りは享保年中萩原源八郎が承りて、當所開發のをりから、高麗郡藤金村の民來りて其事を成し故なりと、東西十町、南北三町許、東北は關間新田に隣り、南は藤金村に接し、西も同郡膳折村に境へり、民家總に七軒、こも陸田のみを開きたれど、其間に林野交れるは段永をもて賣とせり、新墾以來御料所なり、

八幡社 村の鎮守にて、村民の持、

○坂戸村 坂戸村は川越城より西方三里を隔て、江戸よりは十三里の行程なり、勝呂郷淺羽庄に屬せり、村名の起りを尋るに康平の頃、坂戸判官教明といへる人住せしより始れる由を云と、坂戸教明のこと據とすべき記録なければ、今よりは考べからず、村の四境東は片柳村に接し、南も同村及び關間・藤金の兩新田、高麗郡膳折村に隣

れり、西は粟生田・下淺羽の二村にて、北は上吉田・戸口の二村に交れり、東西二十町、南北十町許、村の中央に一條の往來あり、下淺羽村より入吉田村へ通ぜり、多磨郡八王子より日光への街道にて、千人同心往來の馬次なり、道幅二間半左右に民戸百八十餘軒を連たり、此地昔は小田原及び八王子の二城より鉢形、或は上州厩橋へ往來の原なりしを、今小名に残れる坂戸の地より、百姓三十九軒を天正十二年大道寺駿河守爰へ移して新に驛を開けり、其後御打入ありて、天正十八年島田次兵衛重次に此地を賜ひ彼が知行となりしが、其頃近在の民等爰に來て市を立べき由を觸しかば、比企郡松山の浪人戸倉甚八・井上内藏助・吉澤主水など云者を始として、近きあたりより馳集て追々家居をなし、今の如く驛とはなれりと云、是土人の舊記に載たり、この街道東の出口より南へ折たる一條の路を開く、これ比企郡川島領へ往來の路なり、又街道の中程より南へ行の小徑は川越へ通するの道なり、此村陸田多く用水は粟生田村より引來れり、村民農業の暇には絹紬の類を紡織し、當所の市へ持出て生産の資をなせり、檢地は天正十八年島田次兵衛、承應三年に至り島田出雲守等が改めしことあり、夫より前弘治・永祿・元龜及び天正の初までは北條の家人、大道寺駿河守が領分なり

御入國の後彼島田次兵衛重次に賜り、正保年中は島田久太郎・同庄五郎等の知行に、永源寺領交れる由ものに見えたり、夫より引續元祿七年までは島田氏の采地なりしに、此年松平美濃守に賜ひ、夫も寶永元年上り地となり、又秋元但馬守へ賜り、明和五年に至りて松平大和守の領分となれり、

高札場 宿の中程
小名 上宿に續きて四丁目及び元坂戸、其の方なは此處居村なりしを、大道寺駿河守今の宿へ引移し、跡をば新田となし、元坂戸町の名を命ぜるよし、村名の條にも辨せし
高麗川 村の西北の方にあり、粟生田村より入、上吉田村へ通ぜり、
山田川 村内の用水なり、高麗郡折村内雷神池より流、
天神社 嶋田某此地に住せし時は、屋敷の鎮守なりし由、其因をもて社の修理は今も領主より加へりなりと云り、
白髭社 村の鎮守にて、
諏訪社 正藏寺の持、
王子權現社 持、
牛頭天王社 常福寺の持、

山王社持、

白山社 當社免田の内に磯多八軒あり、何れも江戸淺草彈左衛門の手に屬せるものにて、其内の小頭源藏といへるものゝ家に、武田信玄より與へしとて文書一通を藏す、其故を尋るに元は此磯多、今の宿の東比企郡へ行道の傍に住せしを天正中信玄鎌倉より古河へ往來の時、道にて馬具の損せしを源藏の先祖修理せしにより與へしと云、文書の寫を左にのす、

定 向後、御細工之奉公、可致勤仕之由、言上之間、郷次々御普請役有御赦免者也、仍如件、
天正五年六月廿一日 跡部大炊助奉之

長史六右衛門

按に天正五年の文書をもて信玄より賜ひしと云、且この頃信玄鎌倉より下總國古河へ通りしといへど、信玄は天正元年に卒せしを、如此云は理り辨ずるを用ひず、そののみならず、このをりふしは大道寺駿河守の領せし地なれば、武田氏より設に普請役赦免あるべしと思はれず、彼鎌倉より古河へ通りしと云は、勝頼を傳へ誤りしならんか、されどこの頃此邊を過りしと云ことは他に所見なし、思ふにこの長史は甲斐國より移住せしものにて、かの國にありしときのことなるべしといへ

永源寺 曹洞宗、越生龍隱寺の末、長溪山と號す、天正十八年左京亮某三河國より爰へ引移し、己が菩提所となしたれば、是を當寺の開基とせり、此人は慶長十八年五月十五日卒す、

法名源翁永源庵主、開山は本山十四世大鐘良賀、慶長十九年正月廿八日寂せり、後寛文二年丙丁の災に罹りしを、明る三年嶋田出雲守再興せしと云り、寺領は坂戸郷の内新田二十四石を、慶長十八年台徳院殿より賜はれりと云、
表門 此の門は慶長年中佐竹左京大夫、當寺へ來りしことあり、其時嶋田某俄に建しとて土人佐竹門と云り、佐竹氏の來りしゆ、樓門樓上に撞鐘をかく、延 本堂 本尊釋迦牟尼は知ず、樓門寶八年の銘を彫る、
衆寮 虚空藏を、觀音堂 七觀音を、金比羅秋葉合社 白山社常福寺 新義眞言宗、石井村大智寺の末、白髭山と號す、文明十二年の建立なりと傳るのみにて、開山開基の名は傳へず、本尊は大日安ぜり、

正藏寺 前と同寺の門徒、天神山と號す、土人の話に慶長四年の建立と傳ふ、本尊は不動を安ぜり、
藥師堂 本尊藥師は木の立像にて、胎中に長二尺許の藥師を納へて、この外のこととは詳ならず、
常泉寺 村の南小名道頼山にあり、往古坂戸判官教明の開基なりしに、しばしば兵火の爲に烏有となりし後は廢寺とな

○粟生田村 粟生田村は河越城より乾の方なり、行程前村に同じ、按に郡内今市村法恩寺年譜康應元年の條に、粟生田彦太郎直村と云人見ゆ、其外粟生田郷と載たる文

書あり、其文に、

禁制 武州入西郡粟生田郷内、越生報恩寺領事、
右軍勢甲乙人等、不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者
可被處罪科、由狀如件、

長享三年四月日

沙彌在判

是に據は古くより其名の聞へしこと知るべし、此村勝呂郷淺羽庄に屬し、東は坂戸村に隣り、南は下淺羽村に接し、坤の方は上淺羽村にて、西は高麗川を隔て、中里村に交り、北は上吉田村に依り、東西四町半、南北八町許用水は下淺羽村より高麗川を分水して引來れど、水田は少く陸田の方多し、村民農業の暇には臥座をおり、市に鬻て少しく生産の資をなせり、檢地は元祿十四年松平美濃守紀せし由を傳るのみにて、この前後のことは詳ならず、正保年中石野傳八・高林河内守の二人知行せしことは、其頃のものに見えたり、是は何の頃外へ移されしにや、元祿年中は松平美濃守領分となり、夫も替りて松平大和守領分となりしより今もしかり、

高札場村の未の方あり

小名 山王

爰は昔山王社のありし所なり、今上淺羽村土屋神社に、武州入西郡粟生田上村七所宮常住口にて、何の頃か彼地へ持行しものならん、さればこの邊

を永正の頃は上村と 大山屋敷南方にあり、屋敷など云唱へしこと知べし、 ことなるべし、大山氏の居跡ならん 地蔵寺未の方にありか、外に據なければ考べからず、 東方に地蔵寺跡と云るあり、こゝに續ける地なれば、かく呼名せるにや、 白金 出戸天神

中河原 宮田 萩野

高麗川 村の西境を流る、南方下淺羽村より入、上吉田村にそぐ、砂利川にて河原を合すれば幅は凡五十間、

稻荷社 當所の鎮守なり、

天神社 以上二社とも青蓮寺の持、

青蓮寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の末、福護山と號す、本尊大日を安ず、開山詳ならず、境内に法印榮意天和二年と云碑あれば、是より前の開山 觀音堂 正觀音をなるべけれども、名も傳へず、

○上淺羽村 上淺羽村は川越城の西方、行程等ほど前村に同じ、爰は淺羽郷の本郷なればとて、里人或は淺羽本郷とも唱へり、勝呂庄に屬す、按に「和名鈔」入間郡麻羽といへる郷を載す、又當國七黨系圖に有道遠峰が孫、弘行が子を入西三太夫資行と云、其子を淺羽小太夫行業といへり、この入西は入間郡の西の方にて、則この邊をいへば行業この所に居て、初て淺羽を名乗しなるべし、是等の人の年代は定かならざれど、古き世のことなり、「東鑑」

にも淺羽氏の人あまた出、多くは武州の人と見えたり、

【太平記】にも兒玉黨に淺羽氏の人を載たり、後世子孫連綿たりと見ゆ、當時土人の多く居住せしこと知らる、又此地に係りたる古歌を引て左に載す、

【萬葉集】作者不知

紅之淺葉の野良再刈草の、東之間毛吾忘落葉、

【同書】柿本人麻呂の歌に

淺葉野立神古菅根、惻隱誰故吾不戀、

【續後撰集】家隆の歌

くれな井の淺葉の野らの露の上に、我しく袖そ人なとかめそ、

【同書】爲藤の歌

夕くれは淺葉の野らの露ながら、こすけ亂れて秋風ぞふく、

【續後拾遺集】に常盤井入道の歌

くれなるのあさ葉の野らにおく露の、色に出てもほさぬ袖哉、

【新拾遺集】後久我太政大臣の歌

春雨もふりかはりゆく淺葉野に、たつみは小すけ色そつれなし、

【同書】式子内親王の歌

わか袖はかりにもひめやくれなるの、淺羽の野らにかゝる夕露、

【歌枕】【名寄】家隆の歌

霜かゝる人の心の淺羽野に、たつみは小すけねさへくちめや、

【同書】俊頼の歌に

君をこそ淺羽の原にをはきつむ、しつのはしみのしみ深くおもへ、

【同書】爲家の歌二首

淺羽野の露のしら菅うちはへて、かくれて長き音にそ鳴ぬる、

淺羽野にたつみは小菅しきたへて、枕にしても一夜あかしつ、

【同書】家長の歌

くれなるの淺羽の野らの草も木も、またそめはてぬ初しくれ哉、

【同書】經道の歌に

立鳥のたつみは小菅木かくれぬ、雪はあさはの野邊の御狩場、

これ等舊き地名を和歌にも讀るをもて據とはなれり、其内に淺葉野及び淺葉原の名を載たれど、何れの處を指し

や詳ならず、信濃國にも淺羽野といへる名所ありといへり、按に郡中森戸・駒寺・關間・片柳・藤金・大塚・高倉等昔はすべて原野にて、享保年中新墾なりと傳れば、是等皆淺葉野の名残りなりしや、是も詳ならず、又今の如く上下淺羽・北淺羽の三村となりし所以は、郡内今市村法恩寺年譜康永三年十二月の條に、北淺羽の名を載たれば、こは舊きよりの名にて、今も當村より一里餘を隔て、北淺羽あり、當村及び下淺羽を合して、古は南淺羽村と唱へし由主人は傳れど、此名は舊き書にも未だ見えず、今の如く上淺羽・下淺羽と唱への分れしは近きことにて、正保のものに北淺羽・淺羽の二村を載たるは、未だ分れざる前のことにして、元祿の改めにははや上下の兩村となせしより、今は上下北淺羽の三村とはなれり、村の四境東は栗生田・坂戸の二村、南は下淺羽村及び高麗郡下新田にて、西は厚川・大在家の二村に境ひ、北は高麗川を隔て、大塚村に交れり、東西十七八町、南北十五町、民戸八十、用水は萱方村より出る清水及び高麗川の分水を引來れども動もすれば早損あり、陸田は多く水田は少し、土人の説に昔は淺羽左近將監と云るが、此地を領せしと傳ふれど正しく左近將監の名は聞所なし、若くは前に載たる「東鑑」「太平記」等の諸書に見えし中の人ならんか、定かな

るを知らず、村の中程の丘上に應長二年壬子三月十五日敬白とし、脇に大旦那安部友吉并長田守行と彫たる古碑一基あり、安部長田なんと云るは何人なりや詳ならず、且地名をも彫されば、元より此に有しものなりや、後世持來て建しやそれさへ詳ならざれど、舊き碑なれば、姑く記して後考の便りとせり、御入國の後は高林河内守・石野傳八郎・大久保新八・朝比奈市平等が知行と、御代官所と交りしことは、正保年間の記録に残れり、夫より又若干の星霜を経、元祿年中は松平美濃守に賜ひ、其頃同人の檢地せしことあり、夫もいく程なく上りて御料所となり、又寶永年中は島田十兵衛に賜はりしより今も替らず子孫玄蕃に至れり、當村の西、厚川・大在家の二村を隔て、今萱方村新田に淺羽城蹟のあることは、其村に係て辨せり、

高札場 村の中程にあり

小名 上宿 宿並 按に村内に下淺羽村より入、高麗郡下新田へ通する一條の往來あり、鎌倉の古街道なりと傳れど、其さま體ならず、されど此唱あるを見れば、とにかく此邊に宿驛ありしこと知べし、上經塚 下經塚共に今塚 姫宮 在家 幡戸

高麗川 村の北にあり、厚川村より入、下淺羽村に沃げり、砂利川なれば河原を合せて幅三間許り、

土屋權現社

高さ一丈五尺許、四方七八間の塚の南面を深さ八尺程、高さ七尺程、洞の如くに穿ち、三方は石を疊で垣とし、屋の裏には長さ一丈許、文字をも失へる古碑を東西に渡し、茅を以て覆屋を設く、内に丈二尺七八寸なる惠美演の如き坐像のさまを、石にて作れるものを神體として置こは何等の神にて何の頃鎮座せしや、土屋の神號も詳なり、らず、圓徑五寸五分



されど此塚上に淺間の小祠を置、傍に凡六圍の老杉一樹あり、塚のさまは疑ふべきもなき古墳なれば、昔こゝを領せし淺羽氏の墳にて彼神體は時の領主を石像とせしにや、又土屋某などと云る人領せしこと有て、其人の石像を安じ、土屋の神號を加へしや或は土を穿てかゝる屋を

設けたれば、それらの名によるにや、すべて土人の傳へを失ひたれば、今よりはそれと定むべからず、村内大藏院の持なり、

神明社 二字一は長久寺持、一は村民の持なり、

稻荷社 四字一は長久寺持、餘の三字共に村民の持なり、

長久寺 新義眞言宗、石井村大智寺の末、八葉山來迎院と號す、開山の年歴詳ならず、中興開山争合は貞享元年十月四

日寂せり、境内の墓所に貞治四年乙巳正月廿五日妙好禪尼、應安五年壬子三月一日と彫たる古碑二基あり、本尊大日を安、觀音堂 鐘樓 寶永二年の大藏院 清神山と號す、本山派、西戸山本坊配下、開山明光延文三年八月三日寂せり、本尊不動を安ず、土屋神社は當院の持にて、其社の物なりとて永正年中の鰐口を持傳ふれど、其彫たる文を以て考れば、當村の物に非ることは疑なく且七所宮と彫たれば、土屋神社のものに非ること明けし、さはあれ彼粟生田村に小名山王と云あり、昔山王の社ありしといへば、其所に掛しものにや、其鰐口の形をうつして左にいだせり、

阿彌陀堂 彌陀は畫像にて、惠心觀音堂 觀音は如意輪にて、坐像一尺二寸許、行基の作なるよし、

大源寺蹟 南にあ

地藏寺蹟 東方にあり、二所共に寺跡なりと土人は地蔵寺蹟といへど、廢寺となりし由來は傳へず、

○下淺羽村 附新田 下淺羽村は郷庄等上村に同じ、川越城の西に當り、そこよりは纔に二里半に及べり、こゝは慶長十三年村民利右衛門と云るが開きし由、其頃は今の上淺羽に屬したりといへば、兩村を合して唯淺羽村のみ唱へしことにて、正保年中までしか唱へ、今の如く上下に分れしは、元祿十四年時の領主松平美濃守檢地せし

ことあれば、其頃のことなるべしと土人の口碑に残れり慶長の頃開きしと云は疑ふべし、猶上淺羽村・北淺羽村等の村をも併せ見るべし、村の四境東は關間新田に隣り、南は高麗郡下新田に境ひ、西は高麗川を隔て、對岸は郡内大塚村に交り、北は上淺羽・粟生田・坂戸の三村なり、東より西へは繼に六町、南北へ十町許、民戸二十餘、陸田多く水田は少し、用水は高麗川を引來れども、水旱共に患をなせり、此地元祿中松平美濃守が領分となりし後、改めて深津某に賜ひしより、今も彼深津氏の子孫彌八郎の知る處なり、此外に原野ありしを享保年中御代官川崎平右衛門開きし後、明和九年久保田十左衛門檢地して、貢税の數を定めしより木村持添の地となり、夫より引續き今は御料所にて御代官支配す、

高札場村の南にあり

小名 幡戸 はせを てんさん田 姫宮 小松 塚田

高麗川 上淺羽村より入り、西の邊を流れて粟生田村に沃げり、河原を合て幅は五六十間、

旗塚 塚の高さ一丈許、廣さ二畝二十歩餘はすべて除地なり、塚の來由は詳ならず、名義は幡戸明神の條に辨せり、

幡戸明神社 當村及上淺羽村の鎮守なり、相傳ふ昔萱方村淺羽某の城賣ありし時、寄手當所の塚上に旗を建し、後に其旗を神體として祀りし故、幡戸明神と號すと云傳ふるのみにて、其事實及年代すべて考ふべからず、上淺羽村長久

寺の持

天神社同寺の持

藥師寺 花陰山と號す、眞言宗新義、石井村大智寺の末、本尊藥師と云る小塚を納めたれど、秘佛なればとて見ることを許さず、花陰と云來由は詳ならず、されど當村元祿十四年の水帳に、堂地四段七畝九歩堂守常圓と記したれば、この頃までは僅か藥師堂にて、いさゝかの堂なりしと見ゆれば、此後一寺となりしも、のならんか、

○厚川村 厚川村は川越城の乾の方郷庄前村に同じかるべけれど、土人は勝呂郷淺羽庄と唱へり、村の四隣東方は上淺羽・大在家の二村入會ひ、南は高麗郡下新田に境ひ、西は萱方・森戸の二村にて、北は成願寺村なり、東西二町餘、南北十町、田畑等分、用水は高麗川及び萱方村の殘水を引用れど、便あしければ年毎に旱損あり、御入國の後大久保新八郎に賜ひ、其餘は御料所なりしに、元祿年中酒井小平次に賜しより、酒井氏・大久保氏の二給となり、今も子孫大久保後守・酒井加賀守の知る處なり、私領の方は寛文八年時の地頭大久保某檢地せしことあり、今の酒井氏に賜ひし地は、夫より前御料所のをりから寛永十二年市川孫右衛門が檢地せしことあり、民家八十軒、

高札場二ヶ所 一は村の中心にあり、一は北の方にあり、

小名 五畝 若宮 城鋪 そうとの

高麗川 村の中心を流る、萱方村より入り、上淺羽村に通ぜり、こゝも砂川にて常には二瀬に流る、河原を合すれば幅は三町餘あり、

白髭社 村の鎮守なり、村民の持、

諏訪社 是も村民の持、

大榮寺 新義眞言宗、石井村大智寺の末、清水山と號す、元は法道寺と號せしを、後大永寺と改めしが、又文字を改めて今の如き寺號とはなせる由を傳へり、開山は本山時代の僧智存とのみ語り傳へて、寂年等詳ならざれば、草創の年歴を推しよしなし、法流開山は覺榮と云、明和九年四月八日寂せり、本尊は彌陀を安置なせるなり、

藥師堂 大榮寺の持、

○萱方村附新田 萱方村は川越城より乾の方にて、淺羽郷高麗領に屬せり、東は厚川村に隣り、南は森戸村に接し、北は高麗川を隔て欠の上・大塚の二村に界ふ、東西七町餘、南北五町餘、民戸二十八、陸田少く水田多し、用水は森戸村の殘水及び高麗川の水を引り、高麗郡平澤村の舊家に傳ふる永祿十一年小田原北條氏の文書によるに其頃小窪六右衛門と云もの、當村にて十貫文の地を賜は

りしなり、其後又慶長年中は伊丹播磨守康勝が采地にて此頃伊丹氏は八千石を領し、高麗郡高麗本郷に陣屋ありし由、寛永三年上りて朝比奈三之丞に賜はり、其後萬治年中高林彌一郎に替賜りしが、元祿年中松平美濃守に賜ふ、是も後上りて御料所となり、寶曆十二年清水殿領地となれり、夫も又寛政七年上りて御料所に入しより、引續き今も御料所なり、又當村の東厚川・大在家の二村を隔て、上淺羽村の西に當り、段別七町許の處あり、中古淺羽村の民願あけ新墾として羽淺村に屬し、寶曆九年御代官青山市左衛門檢地せり、いつの頃か其地を當村の民譲り受しより、本村持添の地となれり、

高札場村の南にあり

小名 坊主ヶ谷戸 中河原 上萱 下萱城前 上殿向 下萱 城ノ後

高麗川 森戸村より入り、村の北方を経て厚川村に通ぜり、川幅五十間許、往古は大塚・欠の上二村と當村の境を通ぜしに、洪水のおり、流の瀬變て、今は全く當村のみに係れり、

神明社 當所の鎮守なり、村民の持、

城蹟 今萱方新田と云、淺羽下總守が住せし城にて、北條氏より、其子左近(案に今市村の農民半七が先祖は、淺羽下總守の子右近と云ものなり、忍城にて戦死の後、子孫相州へ移りし

と云々、されば左近と右近は兄弟なりしか、小田原没落の時
當所へ落來り、後野州免鳥の城へ落行しが、やがてそこも立
去て江戸へ越しなど傳へり、按に淺羽氏は武藏七黨系關兒玉
黨に、淺羽小大夫行業其子三郎行親、其子三郎行光等あり、
【東鑑】にも其名見ゆ、又【太平記】文和元年武藏野合戦の條に
兒玉黨には淺羽四方田庄松井と云々、又關東古戰錄に入間郡
の住人淺羽甚内成友兄弟、天正十二年北條方に加り、金山館
林の城を責し時、成友案内者とし陸奥守氏照・厩橋道軒・松山
外記等千三百五十餘騎と共に、金山城熊野口を責て大に功あ
りと云々、此甚内兄弟は下總守が一族なるにや、淺羽氏の名
は蓋くより沙汰ありて、世々其家の居城たりしことも知べし
今城蹟と云る所は、纔に芝地と成て残れるのみにて、其他は
築して田畑となれり、其内に辨天社あり、往古城ありし
時は、構の内の鎮守なりしよしへり、本村の持なり、

○森戸村 森戸村は川越城より西方にて淺羽郷松山領と
唱ふ、村内は纔の宿驛にて二條の街道を開けり、一は東
西へ貫く道にて、郡中入西領の村々より、高麗郡へ通ぜ
り、一は南より北へわたり、越生郷の村々より川越及び
江戸への往來なり、されどこの二條正しき街道に非れば
公事につきて往來する者にはこゝにて馬次の役をなし、
其他の旅人はあづからず、往古は今の小名本屋敷の湯街
道宿驛ありしが、いつの頃かこゝへ引移したりといへど
其年歴は傳へず、村の四境東は萱方・厚川の二村、南は高
麗郡中新田・上新田・町屋の三村に隣り、西は郡内四日市
場村にて、北は市場・下川原の二村にとり、東西十五六

町、南北も同じ程なり、民戸百二十軒、半は宿内にあり
て其餘は所々に散在せり、田島の多少も大抵半す、用水
は下川原村より高麗川を引入て水田の養となせり、され
ど南の方は水道の便よからねばとて、別に同じ流を四日
市場村より分水して、田間に沃げり、【北條役帳】に三十
貫文河越森戸久米玄蕃と見えれば、この頃より前に起
りし村なることしるべし、御入國後は藤掛六郎右衛門・朝
比奈三之丞の知る處に賜り、夫より引續き正保の頃まで
も同く二人の知行なりき、元祿年中松平美濃守の領分と
なり、同十六年に同人檢地せしことあり、夫もいく程な
くして收公せられ、寶永四年村内を裂き、深津孫右衛門
に賜り、其餘は御料となりて御代官支配せしに、其處は
寶曆十二年清水殿領知に賜りしが、寛政年中又上り地と
なり、今は御料所の外深津彌八郎知行所也、

高札場 村の中程
小名 鍛冶屋 市場 宿かしら 本屋敷 二階 柳原
馬場原 田利 丸山
高麗川 四日市場村より入、北方を
流れて萱方村に沃げり、
熊野社 當村の鎮守なり、慶安二年社領十石の御朱印を賜り、
鎮守府將軍秀衡の勸請なりと傳るのみにて、證すべき
記録もなければ信するに足らず、鳥居の前に一條の往來あり、
往古は此街道を隔て、西に鳥居ありし由、今もそこを字して

鳥居と云、往來北の方市場村より入、高麗川を渡り社の前に
至れり、當村と四日市場村の間を過て、高麗郡中新田に貫け
り、鎌倉古街道
末社 疱瘡神社 三島社 石尊社 秋

葉社 觀音堂 別當 大徳院 坊の配下本尊不動を安ず、開
山權律師月證と云、寂年は傳へず、されど本社の傍に觀應二年
辛卯三月三日、右志者大檀那當住權律師月證逆修願予普及法
界自陀同證無上菩提沙彌道妙彌尼妙安敬白と彫たる碑を建
つ、この月證當院の草創ならんには開山の年歴も推考すべし、
八幡社 大徳院 持

熊野社 村民庄兵衛の持、本地は鏡の中央へ佛像を打付、上に
梵字をえり、奉造立觀應元年癸丑九年吉祥日、佐藤庄
兵衛と彫たり、按に觀應元年は庚寅にて、支干も合ざればこ
とに信ずべからず、且佐藤庄兵衛と彫たるも疑ふべし、もし
さあらんには舊家なるべけれど、今の農民佐藤庄兵衛なるも
のも舊家なることをきかず、かたゞ古佛を新鏡へ打付、年
號姓氏等は後より彫し
こと疑ふべからず、

鶴明神社 大徳院 持
神明社
稻荷社
第六天社 以上三社共
に村持

西光院 曹洞宗、越生禪釋寺の末、大林山と號す、開山は德釋
寺二十二世大德佛海禪師、寛文四年七月廿八日示寂、

開基界安是法居士慶長八年十一月十五日死せりと傳へて、俗
姓はしらず、慶長八年より寛文四年に至りては、其間六十年
を距てたり、共に力を盡せて一寺を草創せし開山開基の卒寂
六十年を距てたるは疑ふべけれど、姑く聞まゝを記せり、按
に隣村市場に小名大林坊といへる處あり、昔彼處にありしを
この地へ移して一寺となし、大林の二字をとりて山號となせ
しにや、されど外に正しき據 稻荷社 穩寮 三條の彌陀
地藏堂 安ず

○森戸新田 森戸新田は本村より南廿町を隔て高麗郡の
地に交る處にして、中古までは原野なりしを、享保年中
處々新田となりしとき開墾せり、東は高麗郡高倉・三木の
二村に境ひ、南も同郡笠畑村に境ひ、西は本郡駒寺新田
にて、北は高麗郡上新田なり、東西十町、南北六町許、
水田はなく陸田のみなり、民戸九軒、開發の始より御料
所にて今も然り、明和九年御代官久保田十左衛門檢地す、
高札場 村の中程
小名 稻荷窪
八幡社 村内の鎮守にし
て、村民の持、

○大在家村 大在家村は川越城の西にあり、江戸より行
程十三里、こゝも淺羽郷松山領に係れり、【北條役帳】に
三貫四百三十五文、入西郡卯檢見大在家布施彈正左衛門
と見えれば、この邊入西郡と稱せし類しるべし、何の

頃よりか郡内森戸村持添となり、爰には民家もなし、東南はなべて上浅羽村に接し、西は厚川村に隣り北は大塚村なり、東西二町、南北六町、用水は高麗川を沃きて、水田は多く陸田は少し、御入國の後朝比奈三之丞に賜はり、正保の頃までも同人の知る處なりしが、後上り地となり松平美濃守領分に賜はり、夫もほどなく上りて寶永年中深津氏に賜へり、夫より引續き今も子孫彌八郎が知行也、

り坤に當れり、東は高麗郡高倉・三木の二村に隣り、南も同郡笠畑村に接し、西は當郡駒寺新田、北は高麗郡上新田なり、東西四町、南北五六町、土地すべて陸田のみにて、民家は纔に三軒、爰も享保年中川崎平右衛門開き、明和九年久保田十左衛門檢地して、貢税の數を定めり、今御料所なり、

高札場 村の中程あり、

小名 浅羽屋布淺羽氏のもの、住せし處なるべけれど、今は傳へず、鶴巻

高麗川 北方なり、厚川村より流

入、上浅羽村にそゞり、

○高倉新田 高倉新田は川越城より乾にあり、享保年中御代官荻原源八郎開發せる時、高麗郡高倉村の民小川を氏とせるもの開墾の事を扱ひたれば、彼が木村の名をもて新田の唱となせしと云、東西二十町、南北七八町、東は高麗郡幡折村に境ひ、南は同郡三つ木新田にて、北も同高倉村に續き、西は本郡森戸新田に接せり、民戸十軒皆畑の地なり、開發以來御料所なり、

高札場

熊野社 共に村の鎮守にして、村民持、

○初六新田 勘六新田は森戸新田の西にあり、川越城よ

新編武藏風土記稿卷之百七十 之終

新編武藏風土記稿 自卷之百四十八至卷之百七十要目

卷之百四十八	觀音寺	足立郡之十五鴻巢領
足立郡之十四鴻巢領	東間村	上中丸村
鴻巢宿	三軒茶屋	地藏堂
宮地分	淺間社	下中丸村
元荒川	上深井村	安養院
氷川社	堀之内	舊家幸左衛門
瑜伽社	壽命院	上加納村・下加納村
勝願寺	上宮内村	光照寺
舊蹟御殿蹟	舊家彦兵衛	坂田村
勘右衛門	本宿村	醫王院
上谷村	山中村	蓮花院
龍燈	古市場村	舍人新田
寶性院	南下谷村・中下谷村・北下谷村	護摩堂
彌七	熊野社	五町臺村
上谷新田	大行院	赤堀川
金剛院	舊家半兵衛	篠津村
下上谷村	卷之百四十九	姫宮社
御成橋		

花野木村	三二四
上常光村・下常光村	三二五
元荒川	三二五
舊家七兵衛	三二五
別所村	三二六
無量壽院	三二六
中曾根村	三二七
上生出塚村・下生出塚村	三二八
根生寺	三二八
舊家源右衛門	三二八
卷之百五十	三二九
足立郡之十六忍領	三二九
箕田村	三三〇
追分	三三〇
二本木	三三一
八幡社	三三一
龍珠院	三三一
寶持寺	三三一
八幡田村	三三三
八幡社	三三三
喜木庵	三三三
小谷村	三三四
金乘寺	三三四
舊蹟疊蹟	三三四
市繩村	三三四
水利坑	三三四
寺谷村	三三五
八幡社	三三五
舊家直右衛門	三三五
川面村	三三五
清瀧寺	三三五
三ツ木村	三三五
輪光院	三三五
中井村	三三六
前砂村	三三六
寶藏寺	三三六
吹上村	三三六
元荒川	三三六
勝龍寺	三三六
養善牧右衛門	三三六
榎戸村	三三六
舊家半十郎	三三六
大蘆村	三三九
大天八公社	三三九
明用村	三四〇
三島社	三四〇
三町免村	三四〇
本覺院	三四〇
糠田村	三四〇
放光寺	三四〇
養實河野權兵衛	三四〇
宮前村	三四〇
光德寺	三四〇
中野村	三四〇
對馬橋	三四〇
舊家郡次	三四〇
登戸村	三四〇
勝願寺	三四〇
大間村	三四〇
藥師山	三四〇
舊蹟城山	三四〇
卷之百五十一	三四〇
足立郡之十七石戸領	三四〇

石戸宿村	三四七
阿彌陀堂	三四七
舊蹟御茶屋蹟	三四七
下石戸上村	三四九
眞福寺	三四九
下石戸下村	三四九
刑部谷	三四九
修福寺	三四九
高尾村	三四〇
氷川社	三四〇
泉藏院	三四〇
瀧馬室村	三四〇
長福寺山	三四〇
常勝寺	三四〇
原馬室村	三四〇
妙樂寺	三四〇
原馬室村枝郷	三四〇
小松原	三四〇
荒井村	三四〇
寶藏寺	三四〇
荒井村	三四〇
枝郷	三四〇
北袋村	三四〇
上日出谷村	三四〇
十三塚	三四七
松葉堂	三四七
下日出谷村	三四七
知足院	三四七
川田谷村	三四七
陣屋	三四七
諏訪社	三四七
泉福寺	三四七
三ツ木城蹟	三四七
川田谷村枝郷	三四七
樋詰村	三四七
菅原新田	三四七
荒澤沼	三四七
領家村	三四七
藤浪村	三四七
密嚴院	三四七
藤浪村	三四七
古泉村	三四七
雲雀山	三四七
中分村	三四七
東榮寺	三四七
畔吉村	三四七
德星寺	三四七
虚空藏堂	三四七
舊家彌市	三四七
小敷谷村	三四七
照明院	三四七
小敷谷村ノ内	三四七
小林村	三四七
卷之百五十二	三四七
足立郡之十八平方領	三四七
平方村	三四七
三輪	三四七
馬蹄寺	三四七
神明寺	三四七
領家村	三四七
地頭方村	三四七
堤崎村	三四七
地藏院	三四七
中新井村	三四七
西光寺	三四七
差扇領	三四七
差扇村	三四七
妙光寺	三四七
上寶來村	三四七

下寶來村	六
寶來野	六
明現寺	六
峰岸村	六
善福寺	六
貝塚村	六
藥師堂	六
辻村	六
別所村	六
澁沼	六
上野本郷村	七〇
法願寺村	七〇
北野貝土村	七〇
陣屋蹟	七〇
原村	七〇
戸崎村	七〇
内野本郷	七〇
地藏院	七〇
中釘村	七〇
秋葉社	七〇
妙玖寺	七〇
阿彌陀寺村	七三
阿彌陀寺	七三
清河寺村	七三
清河寺	七三
新井村	七四
木下村	七五
法光寺	七五
卷之百五十三	七六
足立郡之十九吉野領	七六
原市村	七六
沼	七六
妙嚴寺	七六
相頓寺	七六
地藏院	七六
觀音堂	七六
吉野原村	七六
清淨院	七六
加茂宮村	七六
天神橋	七六
加茂社	七六
今羽村	七六
眞福寺	七六
本郷村	八三
朝日明神社	八三
上加村	八三
滿福寺	八三
下加村	八四
金剛院	八四
大宮領	八五
大宮宿	八五
本村	八六
東光寺	八六
北原村	八七
甚之丞新田	八七
大門町	八七
舊蹟城蹟	八七
右衛門八分	八八
黒塚	八八
新宿中町	八八
新宿下町	八八
吉舖町	八八
高鼻村	八九
氷川神社	八九

上天沼村	六六
下天沼村	六六
北袋村	六六
土手宿村	六六
土呂村	六七
御嶽社	六七
大成村	六七
躰躰山	六七
普門院	六七
櫛引村	六八
觀音堂	六八
卷之百五十四	六九
足立郡之二十植田谷領	六九
植田谷本村	六九
關沼	七〇
足立神社	七〇
林光寺	七〇
舊家勘太夫	七〇
水判土村	七〇
慈眼寺	七〇
上内野村	七三
上下内野村	七三
永泉寺	七四
内野村	七五
佐知川村	七五
稻荷社	七五
土屋村	七五
舊家陣屋蹟	七五
庄左衛門	七五
遊馬村	七五
高城寺	七五
二ツ宮村	七五
堤	七五
寶藏寺	七五
飯田村	七五
一里塚	七五
飯田新田	七五
晝間渡	七五
西光院	七五
中野林村	七五
最勝院	七五
三條町村	七五
鳥根村	一〇〇
鼻か免	一〇〇
氷川社	一一〇
側海斗村	一一一
慈寶院	一一一
圓阿彌村	一一一
在家村	一一一
六萬部	一一一
白鐵村	一一三
宿村	一一三
觀音寺	一一三
塚本村	一一四
西方寺	一一四
五關村	一一四
千貫樋	一一五
上大久保村	一一五
下大久保村	一一六
淨仙寺	一一六
領家村	一一六
大泉院	一一七
八王子村	一一八
八王子權現社	一一八

神田村	二二八
永福寺	二二八
卷之百五十五	二二九
足立郡之二十一與野領	二二九
與野町	二二九
四乘院	二三〇
鄉藏	二三〇
小村田村	二三一
中小村田村	二三一
寶藏寺	二三二
並木村	二三三
沼	二三三
妙光寺	二三三
並木村	二三三
枝郷	二三三
下馬木	二三三
上落合村	二三三
觀藏院	二三三
下落合村	二三三
中里村	二三三
大戸村	二三三
龜在家	二三三
鈴ヶ谷村	二三三
妙行寺	二二五
上峰村	二二五
圓福寺	二二五
松源寺	二二五
山久保村	二二六
本宿村	二二六
中島村	二二六
町屋村	二二七
舊家金左衛門	二二七
千駄村	二二九
西蓮寺村	二二九
道場村	二二九
金剛寺	二二九
舊蹟城蹟	二二九
新開村	二二九
西堀村	二二九
日向	二二九
富士見塚	二二九
舊蹟眞鳥日向守城蹟	二二九
關村	二二九
東福寺	二二九
鹿手袋村	二二九
田島村	二二四
如意輪寺	二二四
笹目領	二二五
下笹目村	二二五
最勝寺	二二五
舊家太郎左衛門	二二五
下笹目	二二五
村枝郷	二二五
早瀬村	二二五
常光寺	二二五
惣右衛門村	二二五
矢口	二二五
美女木村	二二五
藪さめ	二二五
八幡社	二二五
内谷村	二二五
米川社	二二五
一乘院	二二五
内谷村	二二五
枝郷	二二五
大野村	二二五
沼影村	二二五
廣田寺	二二五
曲本村	二二五
松本新田	二二五
眞乘寺	二二五

卷之百五十六	二四一
入間郡之一	二四一
郡圖	二四一
總説	二四一
和名抄所載合郷七	二四六
中古所唱郷庄	二四七
今所唱合郷十六	二四九
今所唱合庄十七	二四九
今所唱合領四	二五〇
狭山	二五一
入間川	二五〇
荒川	二五一
柳瀬川	二五一
新河岸川	二五一
高麗川	二五一
越邊川	二五一
入間野	二五一
川越絹	二五二
小手差原古戰場	二五二
卷之百五十七	二五七
入間郡之二山口領	二五七
坂下村	二五七
鎌倉坂	二五七
柳瀬川	二五七
東光寺	二五七
城村	二五七
七曲坂	二五八
愛宕社	二五八
北條氏城蹟	二五八
本郷村	二五九
東福寺	二五九
大岱村	二五九
伊豆殿堀	二六〇
上安松村	二六〇
下宿	二六一
山王社	二六一
下安松村	二六一
長源寺	二六一
氏照院	二六一
北秋津村	二六二
持明院	二六二
阿彌陀堂	二六二
久米村	二六三
立野	二六四
内手	二六四
八國山	二六四
八幡社	二六四
永源寺	二六四
岩崎村	二六五
溜井	二六五
瑞岩寺	二六五
所澤村	二六六
本宿	二六六
藥王寺	二六七
福泉坊塚	二六七
藤澤村	二六七
不動院	二六七
林村	二六八
重殿社	二六八
松林寺	二六八
上新井村	二六九
三井戸	二六九
松葉海道	二六九
觀音院	二七〇
下新井村	二七〇
わく井戸	二七〇

不動堂	一七〇
打越村	一七〇
普賢院	一七一
壘蹟	一七一
堀之内村	一七二
來迎寺	一七三
荒幡村	一七三
光藏寺	一七三
菩提木村	一七三
密嚴院	一七三
卷之百五十八	一七四
入間郡之三山口領	一七四
永川村	一七四
氷川社	一七四
北野村	一七四
せいしか橋	一七五
天神社	一七五
小手指明神社	一七五
梅泉寺	一七六
新堀村	一七六
觀音堂	一七六
町谷村	一七九
海藏寺	一八〇
壘蹟	一八〇
川邊村	一八〇
川邊社	一八一
正知菴	一八一
堀口村	一八一
天神社	一八一
安樂寺蹟	一八一
大鐘村	一八一
勝樂寺村	一八一
かりやど	一八二
山王	一八三
勝樂寺	一八三
城蹟	一八四
舊家者庄兵衛	一八四
卷之百五十九	一八五
入間郡之四山口領	一八五
三ヶ島村	一八五
寺山	一八五
北ノ馬場	一八六
長宮明神社	一八六
妙善院	一八六
龍藏院	一八七
古戰場	一八七
舊家者庄右衛門	一八七
三ヶ島新田	一八七
堀之内村	一八七
金仙寺	一八八
堀之内新田	一八八
二本木村	一八八
和田	一八九
井戸塚	一八九
年不取川	一八九
地福寺	一八九
長福寺	一八九
舊家者牛兵衛	一九〇
富士山村	一九〇
富士山栗原新田	一九〇
高根村	一九一
狭山	一九一
駒形村	一九一
駒形明神社	一九二
坊村	一九二
大聖寺	一九二

中野村	一九三
小御堂	一九三
寄木明神社	一九三
武塔天神社	一九三
長久寺	一九三
大森村	一九三
清泰寺	一九四
荻原村	一九四
西勝院	一九四
小ヶ谷戸村	一九四
武塔天神社	一九五
矢寺村	一九五
大御堂	一九五
麴谷村	一九六
扇町屋村	一九六
愛宕權現新田大明神合社	一九七
卷之百六十	一九七
入間郡之五金子領	一九八
木蓮寺村	一九八
瑞泉院	一九八
峰村	一九九
宮前	一九九
舊家者與五兵衛	二〇〇
寺竹村	二〇〇
白髭社	二〇〇
高養寺	二〇〇
三木村	二〇一
上谷ヶ貫村	二〇一
下谷ヶ貫村	二〇一
光圓寺	二〇一
小田谷屋舖	二〇二
花木村	二〇二
中神村	二〇三
三輪明神社	二〇三
小谷田村	二〇四
小谷田村	二〇四
金子坂	二〇五
東光寺	二〇五
新久村	二〇六
龍圓寺	二〇七
高倉村	二〇七
高倉寺	二〇八
卷之百六十一	二〇八
入間郡之六未勘	二〇八
黑須村	二〇八
大將軍	二〇九
蓮華院	二〇九
入間川村	二一〇
市場	二一一
小手指原	二一一
入間川	二一一
八幡社	二一一
徳林寺	二一一
慈眼寺	二一二
入間川中村	二一二
村之内	二一二
安穩寺	二一二
入間川澤村	二二四
天岑寺	二二四
上奥富村	二二五
梅宮	二二六
下奥富村	二二六
龍井	二二七
廣福寺	二二七
三ツ木村	二二七
大門先	二二八
新井	二二八
古戰場	二二八

舊家者勇右衛門	二二八
加佐志村	二二九
寶林寺	二二九
青柳村	二二九
山城村	二二九
藤倉村	二二九
柏原新田	二二九
卷之百六十二	二二九
入間郡之七河越領	二二九
河越城井城下町	二二九
本丸	二二九
天神社	二二九
赤間川	二二九
侍屋鋪	二二九
城下町	二二九
本町	二二九
舊家者彌左衛門	二二九
裏宿	二二九
江戸町	二二九
舊家者新兵衛	二二九
喜多町	二二九
代官町	二二九
廣濟寺	二二九
志多町	二二九
東明寺	二二九
宮ノ下	二二九
水川社	二二九
高澤町	二二九
稻荷社	二二九
見立寺	二二九
南町	二二九
長喜院	二二九
養壽院門前町	二二九
養壽院	二二九
杉原町	二二九
行傳寺門前町	二二九
行傳寺	二二九
多賀町	二二九
撞鐘櫓	二二九
常蓮寺	二二九
志義町	二二九
御花島	二二九
稻荷社	二二九
妙養寺門前町	二二九
妙養寺	二二九
堺町	二二九
鍛冶町	二二九
法善寺	二二九
上松江町	二二九
養善新六	二二九
蓮馨寺門前町	二二九
蓮馨寺	二二九
町郷分	二二九
松郷	二二九
大工町	二二九
六軒町	二二九
通組町	二二九
鐵炮町	二二九
瀬尾町	二二九
妙女川	二二九
稻荷社	二二九
養善藤右衛門	二二九
脇田村	二二九
猪ノ鼻町	二二九
新田町	二二九

西雲寺

西雲寺	二四四
卷之百六十三	二四四
入間郡之八河越領	二四四
伊佐沼村	二四四
伊佐沼	二四四
醫王寺	二四四
杉下村	二四四
小仙波村	二四四
琵琶橋	二四四
東照宮	二四四
大仙波村	二四四
彈正屋鋪	二四四
宿屋鋪	二四四
愛宕社	二四四
長徳寺	二四四
仙波新田	二四四
岸村	二四四
烏頭坂	二四四
年とらす川	二四四
新宿村	二四四
野田村	二四四
堺町	二五三
稻荷社	二五三
妙昌寺	二五三
野田新田	二五三
八幡社	二五三
寶林庵	二五三
大塚村	二五三
大塚新田	二五三
豐田本村	二五三
安生老村	二五三
善長寺	二五三
豐田新田	二五三
養善者佐右衛門	二五三
大袋村	二五三
東陽寺	二五三
大袋新田	二五三
福昌寺	二五三
池邊村	二五三
赤間川	二五三
押堀堀	二五三
三明院	二五三
卷之百六十四	二五三
入間郡之九河越領	二六〇
增形村	二六〇
泉福寺	二六〇
南入曾村	二六〇
堀兼井跡	二六〇
舊家者仁左衛門	二六〇
南入曾新田	二六〇
北入曾村	二六〇
堀金村	二六〇
淺間社	二六〇
堀兼井跡	二六〇
今福村	二六〇
中福村	二六〇
砂久保村	二六〇
竹原	二六〇
上杉憲政陣所蹟	二六〇
中新田	二六〇
上赤坂村	二六〇
下赤坂村	二六〇
上松原村	二六〇
下松原村	二六〇

水野村	奇特者忠助	千光寺	舊家者惣八郎
龜窪村	武藏野	褒善者源五郎	龜ヶ谷村
大井村	大井戸	平左衛門	上富村
南永井村	舊家者代次郎	新河岸川	中富村
北永井村	南永井村	金藏院	毘沙門天社
卷之百六十五	入間郡之十河越領	下南畑村	下富村
針ヶ谷村	西光院	阿蘇明神社	卷之百六十六
水子村	内川	水川社	入間郡之十一河越領
柳瀬川	柳瀬川	十玉院	神谷新田
大應寺	不動寺	西藏院	北田新田
上田周防守某墓	宗岡村	南畑新田	寶泉寺
羽倉河岸	羽倉河岸	勝瀬村	駒林村
用水	用水	護國寺	鷲ノ宮
		浄圓寺	安樂寺
		苗間村	福岡村
		竹間澤村	湯殿
		柳瀬川	西養寺
		藤久保村	城山
		廣源寺	舊家者又六
			福岡新田
			大久保村

新河岸川	長谷寺	新河岸川	吉祥院
瀬井村	褒善者仁助	鶴岡村	今泉村
海濱端	荒川	藤馬村	新河岸川
稻荷社	蓮光寺	砂村	觀音寺
蓮光寺	慈眼寺	砂新田	久下戸村
舊家者伊三郎	舊家者伊三郎	次兵衛塚	富士塚
古市場村	獅子明神社	本明院	最勝院
真福寺	西光寺	扇河岸	觀音寺
舊家者佐五兵衛	川崎村	扇ノ橋	並木村
新河岸川	寺尾村	下新河岸	瀧岩院
猫山	山王社	新河岸橋	古碑八基
勝福寺	諏訪右馬亮居城蹟	蓮華院	南田島村
			九十川
			水川社
			藥王寺
			大中居村
			高松寺
			小中居村
			常光寺
			高島村
			延明院

八ッ島村	三三七
古谷本郷	三三八
八幡社	三三八
神宮寺	三三九
大藏寺	三三九
褒善者彦右衛門	三三九
古谷上村	三三九
堀ノ内	三三九
猿ヶ瀬	三三九
荒川	三三九
赤城社	三三九
善仲寺	三三九
實相院	三三九
延命寺	三三九
鴨田村	三三九
古川	三三九
八幡社	三三九
一乘院	三三九
華藏寺	三三九
東光寺	三三九
石田本郷	三三九
觀音堂	三三九
北田島村	三三五
圓満寺	三三五
觀音堂	三三五
卷之百六十八	三三六
入間郡之十三河越領	三三六
谷中村	三三六
菅間村	三三六
入間川	三三六
舊家者甚八	三三六
褒善者織右衛門	三三六
石田村	三三六
藤宮社	三三六
寺井宿・寺井松郷・寺井伊佐沼	三三六
永林寺	三三六
眞行寺	三三六
府川村	三三六
八幡社	三三六
光明寺	三三六
舊家者萬右衛門	三三六
高畑村	三三六
網代村	三三七
志乘村	三三七
安養院	三三七
宿粒村	三三七
淨國寺	三三七
東明寺村	三三七
田谷	三三七
照善院	三三七
小久保村	三三七
雀宮	三三七
篠田	三三七
本應寺	三三七
觀音寺	三三七
向小久保村	三三七
八幡社	三三七
今成村	三三七
安樂寺	三三七
今成屋敷跡	三三七
月吉屋敷跡	三三七
日吉屋敷跡	三三七
神田屋敷跡	三三七
小室村	三三七

龜ノ甲塚	三三七
法心寺	三三七
小ヶ谷村	三三八
白山社	三三八
最明寺	三三八
卷之百六十九	三三九
入間郡之十四河越領	三三九
上寺山村	三三九
入間川	三三九
八口社	三三九
中寺山村	三三九
用水分水口	三三九
觀音寺	三三九
下寺山村	三三九
西光院	三三九
福田村	三三九
櫛下	三三九
越邊川	三三九
星行院	三三九
横沼村	三三九
越邊川	三三九
白尻社	三三三
勝光寺	三三三
忠榮寺	三三三
紺屋村	三三三
こあせ川	三三三
稻荷社	三三三
長福寺	三三三
源昌寺跡	三三三
中小坂村	三三三
大穴	三三三
慈眼寺	三三三
青木村	三三三
宿	三三三
屋敷跡	三三三
小沼村	三三三
八幡社	三三三
法智寺	三三三
少林寺	三三三
赤尾村	三三三
越邊川	三三三
白山社	三三三
成就院	三三七
光勝寺	三三七
塚越村	三三七
馬場	三三七
かれい塚	三三七
飯盛川	三三七
塚	三三七
鬼橋	三三七
住吉社	三三七
西光寺	三三七
卷之百七十	三三九
入間郡之十五未勘	三三九
石井村	三三九
勝呂	三三九
元宿	三三九
下石井	三三九
時呂白山社	三三九
大智寺	三三九
宗福寺	三三九
勝呂豊前守屋敷跡	三三九
島田村	三三九
彈正	三三九

東藏寺	三三三
片柳村	三三三
下吉田村	三三三
休臺寺	三三三
片柳新田	三三三
大塚新田	三三三
關間新田	三三三
福泉寺	三三三
藤金新田	三三三
坂戸村	三三三
元坂戸	三三三
天神社	三三三
白山社	三三三
永源寺	三三三
常福寺	三三七
粟生田村	三三七
山王	三三七
大山屋敷	三三七
高麗川	三三七
青蓮寺	三三七
上淺羽村	三三七
宿並	三三七
高麗川	三三七
土屋權現社	三三七
長久寺	三三七
大藏院	三三七
下淺羽村	三三七
旗塚	三三七
幡戸明神社	三三七
藥師寺	三三二
厚川村	三三二
大榮寺	三三二
萱方村	三三二
高麗川	三三二
城蹟	三三二
森戸村	三三二
熊野社	三三二
熊野社	三三二
西光院	三三二
森戸新田	三三二
大在家村	三三二
高倉新田	三三二
勘六新田	三三二

新編武藏風土記稿自卷之百四十八略目終

有所權版

昭和七年七月十日印刷
昭和七年七月十五日發行
昭和九年十二月十日再版發行

大日本地誌大系第一編 新編武藏國風土記稿八

非賣品

編輯者 蘆田伊人
 發行者 東京市麴町區富士見町二ノ八 長坂金雄
 印刷者 東京市淀橋區戸塚町一ノ一三 上田榮吉

發行所

雄山閣

東京市麴町區富士見町二ノ八

電話九段〇五三二番
電話九段〇五七七番
電話九段二四二二番

大日本地誌大系刊行書一覽

第一卷	御府內備考	一	【書名】	【卷數】
第二卷	御府內備考	二		
第三卷	御府內備考	三		
第四卷	御府內備考	四		
第五卷	新編武藏國風土記稿	一		
第六卷	新編武藏國風土記稿	二		
第七卷	新編武藏國風土記稿	三		
第八卷	新編武藏國風土記稿	四		
第九卷	新編武藏國風土記稿	五		
第十卷	新編武藏國風土記稿	六		
第十一卷	新編武藏國風土記稿	七		
第十二卷	新編武藏國風土記稿	八		
第十三卷	新編武藏國風土記稿	九		
第十四卷	新編武藏國風土記稿	十		
第十五卷	新編武藏國風土記稿	十一		
第十六卷	山州名跡志	一		
第十七卷	山州名跡志	二		
第十八卷	五畿內志・泉州志	三		
第十九卷	新編鎌倉志・鎌倉攬勝考	四		
		五		
		六		
		七		
		八		
		九		
		十		
		十一		
		十二		
		十三		
		十四		
		十五		
		十六		
		十七		
		十八		
		十九		
		二十		
		二十一		
		二十二		
		二十三		
		二十四		
		二十五		
		二十六		
		二十七		
		二十八		
		二十九		
		三十		
		三十一		
		三十二		
		三十三		
		三十四		
		三十五		
		三十六		
		三十七		
		三十八		
		三十九		
		四十		
		四十一		
		四十二		
		四十三		
		四十四		
		四十五		
		四十六		
		四十七		
		四十八		
		四十九		
		五十		

第廿一卷	伊賀伊三國地志	一		
第廿二卷	伊賀伊三國地志	二		
第廿三卷	近江國輿地志略	上		
第廿四卷	近江國輿地志略	上		
第廿五卷	斐太後風土記	上		
第廿六卷	攝陽風土記	上		
第廿七卷	近江國輿地志略	下		
第廿八卷	雲江國輿地志略	下		
第廿九卷	三州地志	稿		
第三十卷	御府內備考	一		
第三十一卷	新編會津風土記	一		
第三十二卷	新編會津風土記	二		
第三十三卷	新編會津風土記	三		
第三十四卷	新編會津風土記	四		
第三十五卷	新編武藏國風土記稿	五		
第三十六卷	新編相模國風土記稿	一		
		二		
		三		
		四		
		五		
		六		
		七		
		八		
		九		
		十		
		十一		
		十二		
		十三		
		十四		
		十五		
		十六		
		十七		
		十八		
		十九		
		二十		
		二十一		
		二十二		
		二十三		
		二十四		
		二十五		
		二十六		
		二十七		
		二十八		
		二十九		
		三十		
		三十一		
		三十二		
		三十三		
		三十四		
		三十五		
		三十六		
		三十七		
		三十八		
		三十九		
		四十		
		四十一		
		四十二		
		四十三		
		四十四		
		四十五		
		四十六		
		四十七		
		四十八		
		四十九		
		五十		

(以下追而發表)

【次回第廿九回】

終